

纏向学研究センター研究紀要

纏向学研究

—第7号—

2019

桜井市纏向学研究センター

Research Center for Makimukugaku, Sakurai City.

纏向学研究センター研究紀要

纏向学研究

—第7号—

2019

桜井市纏向学研究センター

Research Center for Makimukugaku, Sakurai City.

序

桜井市纏向学研究センターの研究紀要である『纏向学研究』第7号を刊行いたします。

当研究センターが正式に発足して今年度で7年、準備室段階から数えると8年もの歳月が流れたことになります。研究センターが目指す主要な活動計画を5年を一つの節目としてプランニングして来ましたが、今年度はすでに第二期2年目の年となりました。久々に所長就任時に広報した「纏向学」確立への思いと職員への檄文を見ると、額から汗の出る思いですが、いま当初の目的は果たしてどれだけ達成できているだろうかと自問自答するこの頃です。

幸いこの7年間、職員や関係者の努力で史跡の指定は前倒し的に進み、整備と活用への設計に大きく舵を切ろうとしつつありました。また、細々とではありますが調査や研究を積み上げ、その成果を広く一般市民に還元すべく各種の普及啓発・広報活動も軌道に乗り、多くの方々の賛同と激励を得ることができたものと自賛しています。

とはいえ、学センターの最も重要な骨子として掲げた「研究」面では必ずしも満足のいく成果が蓄積されていったとは言い難い点もあります。この研究紀要もまた、常勤所員以外の共同研究員の方々や「纏向学」の主旨を尊重され賛同された外部の研究者の皆さまのご協力によってなる点が大きいのと言わざるを得ません。また、次年度以降は市の財政的な事情によって、順調に進められてきました纏向遺跡の整備と活用事業計画じたいが先延ばしという事態を余儀なくされることとなりました。

しかしこうした時だからこそ、初心に戻って着実に研究面での自己研鑽を蓄積し、整備や活用面での基礎的業務を再点検していくことが大切だと考えています。天は金を与えず時間を与えたのだと。いまは来るべき第三期での再開の日に向けての、我慢と蓄積の時なのだとの自覚が何より大事だろうと思います。

そうした意味でも、年々刊行されるこの研究紀要は、第三期に向けての多様な「蓄積」の根幹をなすものです。これらの研究成果が多少なりとも学界に寄与するところとなり、「纏向学」構築の礎になることを願ってやみません。

平成31年3月29日

桜井市纏向学研究センター

所 長 寺 沢 薫

目 次

序

古墳成立前後の埋葬施設について

一 竪穴式石室の成立に関する一試論一 真鍋昌宏 1

再考・景初三年六月の倭女王の遣使について 塚口義信 39

「大市」の首長会盟と女王卑弥呼の「共立」 前田晴人 57

纏向遺跡の3世紀の祭祀土坑より出土したカエル類 中村泰之・宮路淳子 91

編集後記

古墳成立前後の埋葬施設について
— 竪穴式石室の成立に関する一試論 —

真 鍋 昌 宏

目 次

I. はじめに	3
II. 研究の現状と課題	3
III. 竪穴式石室の成立	4
IV. 木棺について	20
V. まとめ	32

論文要旨

竪穴式石室の成立については、吉備・播磨地方を中心とした地域の弥生墳丘墓から発展したものと考えられてきたが、その連続性については十分説明されてこなかった。本論では、橢築弥生墳丘墓や西谷墳丘墓・ホケノ山古墳など木槨墓とされてきたものを含め、弥生時代の木棺の延長上に竪穴式石室が成立したと考えた。

また、竪穴式石室の成立過程を検証する中で、弥生時代の竪穴式石室と木棺の関係を再検討し、竪穴式石室が木棺を囲う外容器であるという考え方は成立せず、古墳時代前期の竪穴式石室に見られる粘土床は、木棺の痕跡を反映するものではなく、朱床・礫床・粘土床・木床などの屍床・屍床台にあたると考えられること、桜井茶臼山古墳・下池山古墳などから出土している木棺と考えられたものも、この木床にあたると結論した。

真鍋 昌宏（まなべ まさひろ）
元 香川県埋蔵文化財センター

古墳成立前後の埋葬施設について

— 堅穴式石室の成立に関する一試論 —

真 鍋 昌 宏

I. はじめに

古墳時代前期に現れる長大な堅穴式石室¹⁾は、主にその構造から年代、地域性などが論じられている。

しかし、その系譜については、近藤義郎が、「吉備を中心とする山陽地方では、時に木棺を納める堅穴式石室が構築されることがある」(近藤 1986)として、都月坂2号弥生墳丘墓²⁾、金敷寺裏山古墳、西条52号墓、黒宮大塚古墳などを取り上げ、弥生時代の堅穴式石室の在り方から、「木棺をおさめて石で囲い密閉するという風習は弥生墳丘墓の山陽地方の一部にあらわれていたが、前方後円墳堅穴式石室のようにきまった定式が普及していたわけではない。したがって、石室が弥生墳丘墓から前方後円墳に継承されたとしても、そこにはやはり木棺で述べたと同じように飛躍があったことをみとめないわけにはいかない」とした。

また、この後「最古型式前方後円墳の棺槨に特有な要素の源流のすべてを一地域で備えたところはないけれど、(中略)地域を別にしてなら、弥生時代後期に遡って求められるのである。すなわち前方後円墳の長大な堅穴式木棺石槨または木槨構造は、各地弥生墳丘墓埋葬構造の、これまた飛躍的総括として創りだされたと考えるほかはない」(近藤2001)と結論したにとどまっている。

しかし筆者は、堅穴式石室の出現は、弥生時代の墓制である組合式木棺などから変化したこと、祖型となる弥生時代の堅穴式石室が、備讃瀬戸地域や播磨地域に散見していること、年代的な前後関係のみでもその系譜がたどれると考えた³⁾。

この試論では、漠然と考えられてきた弥生時代の堅穴式石室の出現と古墳時代前期の長大な堅穴式石室への飛躍的な発展を少し具体的に論じること、併せてこの検討過程において生じた、堅穴式石室が「棺を包み蔽うため

の外囲として発達した」(小林行雄 1976)という考え方についても再考したい。

II. 研究の現状と課題

堅穴式石室については、小林行雄の研究が基礎となっている(小林1976)。小林は、堅穴式石室をその規模からA・B・Cの三群に分け、石室長1.5～3.5m、幅0.5～0.9m、高さ0.5～0.9mをA群、石室長5.0～8.0m、幅1.0m前後、高さ1.0～1.5mのものをB群、石室長2.7～6.0m、幅1.5～2.5m、高さ1.2～2.0mをC群とした。C群は、「大部分が内部に石棺を収めたものであって、当然、その石棺の大きさによって石室の平面形なり高さなりを割り出したもの」とした。A群、B群の差については、その底部構造に着目し、「A群には底部に砂・小石または板石を敷いたものが注意にのぼ」ること、「B群にはその他にしばしば底部に粘土で作った割竹形の長い凹みをもつものがあることを指摘しうる」とした。この粘土で作った割竹形の長い凹みについて、後出する粘土槨の検討から「(粘土槨の場合は)木棺の周囲を粘土で包んだものの痕跡である」とし、「堅穴式石室内に割竹形の粘土槨構造を有するものもまた、もと内部に木棺を納めたものであった」とした⁴⁾。

また、主体部から出土した木片については、「しばしば鏡の付近に木片の残存することがあった。このばあい、多くは用途不明の木片なりとして閑却しているのであるが、鏡鑑を木製の台に載せておいたかと考えたばあいもあり」との考え方も紹介されているが、最終的には木棺片と考えられた。

以上のような検討の結果、堅穴式石室は木棺を安置するための施設と結論した。これ以降、粘土床を有しない堅穴式石室についても木棺を用いたものと推定し、粘土

床には割竹形木棺、粘土床を持たないものについては箱式木棺の可能性が高いという考え方がなされるようになる。このことは、先に触れた弥生時代の竪穴式石室についても同様に考えられている。

竪穴式石室の研究は、この後、古墳時代前期の長大な竪穴式石室の構造の検討へと主眼が移っていく。

岡林孝作は、前期前半期の竪穴式石室について、中山大塚古墳、黒塚古墳、下池山古墳の石室上部構造、壁体構造、基底部構造について比較し、「竪穴式石室自体の出現から完成までのプロセス」(岡林2008a)と認識した。

この中で、

I 群 粘土被覆、壁体のバラス多用、基底部のバラス敷のすべてが未整備のもの(中山大塚古墳、権現山51号墳、吉島古墳、神原神社古墳など)

II 群 粘土被覆、バラス敷が備わるもの(雪野山古墳、椿井大塚山古墳、黒塚古墳、丸井古墳第1石室、七つ坑1号墳、元稲荷古墳)

III 群 すべての完備されたもの(下池山古墳、メスリ山古墳、紫金山古墳、高松茶臼山古墳1号石室、池田茶臼山古墳)に分類している。

また、粘土槨についても「初期の粘土槨にみられる竪穴式石室III群との類似性は粘土槨がIII群から派生したものであることを如実に示すものである」とした。

この論文では、「竪穴式石室の出現から完成へのプロセスは、一つにはそのまま竪穴式石室における防排水機能整備のプロセスと評価できる」こと、「竪穴式石室は本来被葬者の遺体を納めた木棺を内蔵し、保護するための施設であって、防排水機能の整備はそうした本質的な機能を高めるためのものであったと理解すべきである」とし、「石材被覆の第一義的な機能は、多分に観念的な密閉性や堅牢性を実現するための、石室上部の石材による手厚い遮蔽であったと考えられる」と結論した。

また、成立期の竪穴式石室であるI群の系譜を考えるためには、「基底部構造の共通性が一つの手がかりとなる」として、ホケノ山古墳、園部黒田古墳、萩原1号墳などの大型木槨を取り上げ、「墓壙底中央を周囲よりも若干高いゆるやかな基台状に整え、かつそれを一種の土台としてその上に棺床を構築する。このような基底部構造は竪穴式石室以前の木槨、石槨の中ではこれらの大型木槨

に特有のもので」とした。

また、「ホケノ山古墳中心埋葬施設は基底部構造、上部構造の点でも出現期の竪穴式石室であるI群主グループにつながる要素を備えており、竪穴式石室の直接的な祖形にふさわしい。これらが中部瀬戸内とその周辺地域の弥生墳丘墓の棺槨の系譜を引き、発展を遂げたものであることは、基本的な木槨構造の共通性からみても間違いない。」とした。

こうした岡林の指摘は、多くの示唆に富んだものであった。

山田暁は、「竪穴式石槨の構築技術の変化を検討することで、弥生墳丘墓から古墳へと続く埋葬施設の変化を読み取ることができる」とした(山田2013)。

山田は、従来の視点である耐湿・排水性を重視した観点を排し、「設計基盤となる基底部の構築材の変化に技術的向上があると考えている」とし、竪穴式石室の構造を、I 類 壁体部基底下部が墓壙床面。

I 類は壁体に使用される石材が板状石材を使用していないものをI a類、使用しているものをI b類とし、I a類は弥生墳丘墓に、後者は弥生墳丘墓と古墳の両者に見られるとした。

II 類 壁体部基底下部の構築材として粘土を使用

III 類 壁体部基底下部の構築材として小礫を使用

に分類し、I a類→I b類→II類→III類の変遷を示した。

なお、こうした技術変化は壁体部の総重量の増加である壁体部高の増大現象に起因していると考え、壁体部高1 m未満が、I a類、I b類、壁体部高2 m程度の高いものがI b類・II類・III類で構成される傾向を示した。

小林の研究に始まる竪穴式石室の検討は、古墳時代の大きな指標の一つとされながら、その資料の少なさから、構造が主に議論され、弥生時代からの系譜については、近藤が吉備地域の資料を中心として提示してきたにとどまる。このため、竪穴式石室の成立が「棺を包み蔽うための外囲」であるのかどうかも含め、弥生時代からの継続性について考えてみたい。

III. 竪穴式石室の成立

長大な竪穴式石室の成立を考える上で、弥生時代の竪穴式石室の前段階である木棺から検討を始める。

ここでは、弥生時代後期から古墳時代前期の埋葬施設を次の第5段階に整理した。

第1段階 組合式木棺

第2段階 大型組合式木棺

第3段階 木蓋竪穴式石室

第4段階 木蓋大型竪穴式石室

第5段階 天井石を持つ竪穴式石室

以下、この第5段階設定について説明する。なお、第2段階から第5段階の区分については、表1にまとめている。

第1段階 組合式木棺

弥生時代の墓制として、一般的に土壙墓（木蓋土壙墓を含む）、石棺墓、木棺墓、甕棺墓などがあり、基本的には遺体を埋葬する施設である。用語として「棺」を用いているため、現在と同様、移動させることができるという概念があるが、大半は現地での設置である⁵⁾。

木棺については、福永伸哉により次の3型式に分類されている（福永1987）。

I型 墓壙床面の短辺部に溝状掘り込みを設けて小口板を埋め込んで固定し、それを支えにして側板を立てる。

II型 底板の上に小口板を立てることを大きな特徴とする。

III型 墓壙壁の四隅に切り込みを設け、そこに棺材をはめこんで固定するものである。

これは、木棺の基本が、長側板の内側への倒れ込みを防止する方法として小口板を設置すると考えられるため、小口板の固定方法からの分類といえる。ただし、いずれの方法を用いても、小口板・長側板が自立することではなく、図1のように、墓壙内の埋土による土圧で小口板・長側板を支え、木棺内の空間を維持していたと考えられる。

木棺の規模は、弥生時代後期ではないが、中期後半から末に位置づけられる兵庫県尼崎市田能遺跡（福井英治編 1982）、大阪府豊中市勝部遺跡（鳥越憲三郎ほか 1972）、大阪市加美遺跡（田中清美編 2015）で検出された木棺墓では、おおそ長さ184～216cm、幅54～68cm、高さは残存状況の良いもので40cmを測る。この数値は、木棺が被葬者を埋葬するのに必要な空間であったと言える。

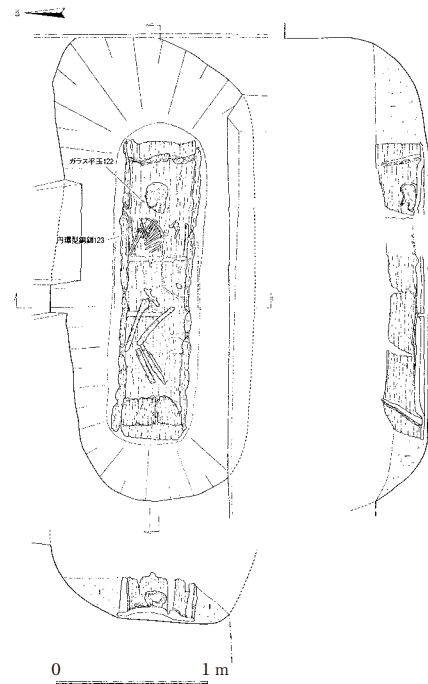


図1 弥生時代の木棺（加美遺跡 Y 1 号墳丘墓 2 号主体部）

竪穴式石室の成立を考える上で、これが出発点になる。

第2段階 大型組合式木棺

竪穴式石室成立の大きな画期は、遺体を埋葬するのに必要な空間が、著しく大きくなることにある。

組合式木棺から竪穴式石室の成立を考えるうえでの大きな画期として捉えられるものとして、図2に示した岡山県倉敷市榑築弥生墳丘墓と鳥根県出雲市西谷3号墓第1主体・第4主体、2号墓第1主体があげられる。

榑築弥生墳丘墓と西谷3号墓第1主体については、報告されているような木槨ではなく、大型組合式木棺と結論した（真鍋 2018）。ここでは少し補足を加えて記述する⁶⁾。

（1）榑築弥生墳丘墓（岡山県倉敷市）

槨は、長さ3.45～3.6m、幅1.3～1.6mの規模で、「平面形は、側材と小口材の痕跡から、その下底部についてほぼ復元できたが、各辺がそれぞれ直交する長方形にならず、かなり歪な箱形である」と報告されている（近藤編1992a）。

構造は、木槨「内部の地山面に2、30cmの置き土がなされ」、「置き土の上には、まず棧が」、「棧の上に下底材が置かれ、その上に台石が置かれ、さらに上底材が置かれる」。この上底材上が木槨の底面になり、木棺が安置されると

した。こうした下部構造は、調査時点では粘土層として検出されており、木棺に塗布されていたとされる朱は粘土上で検出されている。

木槨上部には、天井板上に円礫堆が形成されており、円礫堆中の下半には弧帯石、上半には特殊器台が多く含まれていた。

これについて、①下部構造が、空間の多い多重構造であるにも関わらず、上部からの土砂流入や円礫帯による加圧の結果が、木棺底部の朱層に影響を与えていないこと、②木棺は、長さ1.97 m、幅0.72～0.59 mの長方形の朱の範囲とされたが、木棺の構造は不明であること、③木槨と木棺のそれぞれに蓋があった場合、断面図（図2（1））からは二枚が同時に崩壊したとは考えられないこと、④朱面が長側にそって南側に長方形に突出することも棺底面とは考えがたい点であり、長方形の朱は木棺の底面に塗布されたものではなく、塗布された範囲が屍床を示す可能性を指摘した（真鍋2018）。

以上4点から、楯築弥生墳丘墓の中心主体は、四壁と天井部を木材で構築した、朱で示された屍床を持つ大型組合式木棺ではないかと結論した。

（2）西谷3号墓第1主体・第4主体（島根県出雲市）

第1主体は、木槨外法、長さ2.55～2.6 m、短辺1.2～1.25 mと推定されている。木棺の有無は、水銀朱の広がり南北2.1 m、東西0.8～0.85 mの範囲で確認されたことによる。

墓壙底には朱の下に黄白色土が敷かれている。

調査結果からは、楯築弥生墳丘墓と同様に、①断面図（図2（2））からは、木棺、木槨の二枚の天井板が同時に割れたと想定することが困難であること、②実測図から、底板上に側板がのる構造ではないことが明らかであるにもかかわらず、組合式木棺と考えるための側板を支える小口板の掘り込みなども確認できないため、構造上、木棺の存在を肯定することは難しいとした（真鍋2018）。

構造は、下部構造を除いて、楯築弥生墳丘墓と同様の形態といえ、上部葬祭土器群中に吉備からの搬入と考えられる特殊壺・特殊器台が出土していることから、吉備地方の影響を受けて成立したと考えられる。

第4主体は、墓壙の規模が南北約6.3 m、東西約4.5 m、深さ1.4 mで、主椁は墓壙内を長軸2.6～2.8 m、短軸1.1～1.2 m、深さ0.4～0.5 mの長方形に掘り込み、この内

壁に沿って椁材を組み立てたと推定している。椁に底板があった痕跡は確認できていない。椁材の底近くの内側には、地山ブロックを詰めた硬い土が全周している。この地山ブロックは、検出状態で壙底から0.2～0.4 mくらいの高さまで詰め込まれている。棺は「側板の痕跡が、椁材の痕跡と同様な締まりの悪い明赤褐色土の帯として確認され」、「小口材は底板の上にセットされたと考えることができるが、側板材がどのようにセットされたのかについてはよく分からない」。「棺内には厚く水銀朱が敷かれている。朱は2～3 cm程度、南半の厚いところで4 cmぐらいあった」と報告されている。

これにより、木棺の規模は、長さおよそ2.1 m、幅0.7 m前後と考えられた。

墓壙の底は、地山上に砂質土が見られ、その上に朱層が確認できた。墓壙上部には葬祭土器群や円礫が見られた。

各断面図（図2（3））から、棺と椁の推定木質痕跡が必ずしも確認できないこと、棺底板を指摘しつつもこれが断面図上推定木質痕跡とは一致せず、底板は当初からなかったと考えられることなど、積極的に棺の存在を考えうる材料がない。また、椁材の底近くの内側には、地山ブロックを詰めた硬い土が全周していることから、椁の小口・側板の押さえとして置かれていたと考えられる。

以上のことから、第1主体同様大型組合式木棺と考えられる。時期は、出土した特殊器台から立坂期のものに類似しているとされている。

なお、第4主体が第1主体に先行する（渡邊ほか編2015）。

（3）西谷2号墓第1主体（島根県出雲市）

西谷2号墓第1主体も3号墓第1主体と同様な構造を持つと考えられるが、大半が破壊されており、詳細は不明である。

「2号墓は大部分が土取りのために削られており、今回調査することができた残丘は墳丘南端の一部にすぎない。第1主体は2号墓における中心的な埋葬施設ではなく、周辺埋葬の一つであると考えられる」こと、「（木槨の）平面規模は崖断面で東西2.65 mを測る。（中略）大型木棺であったとも木槨を持つ二重構造をしていたとも考えられ、現状ではどちらであると決めることはできない」とされた。

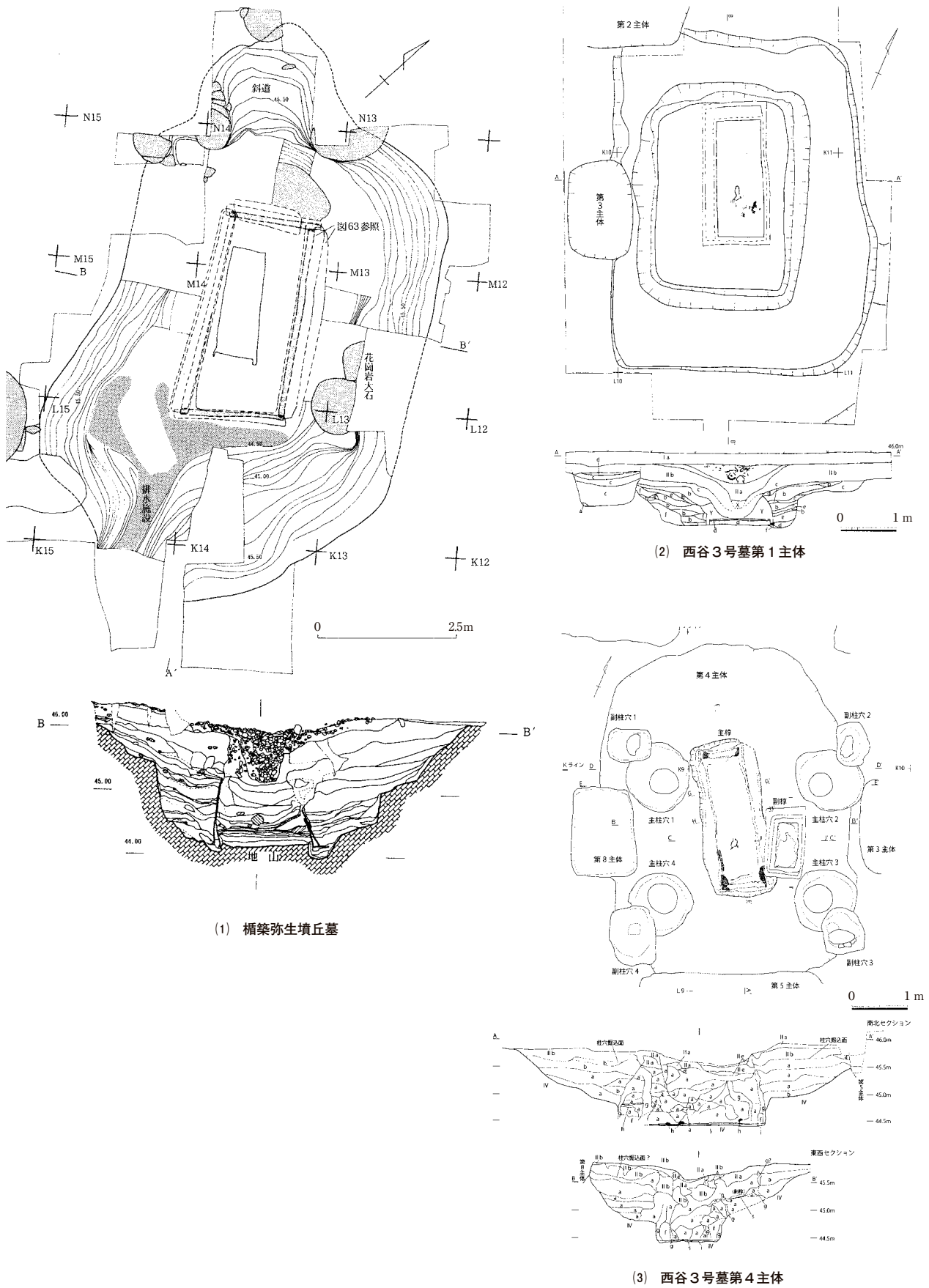


図2 第2段階埋葬施設実測図

表1 埋葬施設一覧

段階	名称	墳形	規模 (m)	木柵・石室 (m)			下部構造	控え積み	円礫堆等	供献土器	副葬品						出典
				長辺	短辺	深さ					鏡	鉄製武器	鉄製武具	銅鏡	玉類	鉄製農具	
第2段階	楯築弥生墳丘墓	双方中円墳	78.5～81.5	3.45～3.6	1.3～1.6	1.08～1.18	置土		円礫堆	○	○						近藤義郎編 1992a
	西谷3号墓第1主体	四隅突出墳	40×30	2.55～2.6	1.2～1.25		黄白色土		—	○							渡邊貞幸・坂本豊治編 2015
	西谷3号墓第4主体			2.6～2.8	1.1～1.2	0.8以下	砂質土		玉砂利	○	○						
	西谷2号墓第1主体	四隅突出墳	36×24	2.65			砂利層		?	?							渡邊貞幸・坂本豊治編 2006
第3Ⅰ1段階	奥10号墓	方墳	14	3.3(2.1)	1.9～2.0(0.90)	0.65	赤褐色粘質土	×	集石	○							寒川町史編集委員会編 1985
	奥11号墓1号堅穴式石室	円墳	径16.0	2.9(2.20)	1.4～1.5(0.5～0.6)	0.60	平石敷	埋土	×	○							寒川町史編集委員会編 1985
	奥11号墓2号堅穴式石室			2.3(1.40)	1.0～1.2(0.35～0.4)	0.45	×	×	×							寒川町史編集委員会編 1985	
	西条52号墓	前方後円墳	19以上	3.6(3.20)	1.6(1.00)	1.00	小円礫	×	円礫堆	○	○						西条古墳群発掘調査団 2009
第3Ⅰ2段階	黒宮大塚古墳	前方後円墳	60	2.20	0.8～0.9	0.70	円礫敷	×	○	○				○			間壁忠彦・間壁霞子・藤田憲司 1977
	立坂弥生墳丘墓第2主体	円墳	径17.0	2.0以上	1.00	0.60～0.70	板状敷石	○	○	×							近藤義郎 1996
	立坂弥生墳丘墓第3主体			2.70	0.90		小角礫	○	○	×					○		
第3Ⅰ3段階	綾部山39号墓	円墳	径15	2.55	0.94～0.97	0.72	小円礫	○	小円礫	×	○					砥石・石杵	御津町教育委員会編 2005
	宮山弥生墳丘墓	前方後円墳	38	2.65	1.00	1.20	小円礫	○	?	×			○	○			高橋護・鎌木義昌・近藤義郎 1986
	矢藤治山弥生墳丘墓	前方後円墳	35.5	2.70	1.00	0.70	粘質土	○	角礫層	×	○				○		近藤義郎編 1995
	弘住第3号古墳	円墳	径25	2.70	1.20	1.20	玉砂利	○	×	○	○						石田彰紀 1983
第4段階	ホケノ山古墳	前方後円墳	80	6.70	2.7～2.8	0.90	小円礫	○	被覆礫	△	○	○		○			岡林孝作・水野敏典編 2008
	石塚山2号墳第1主体部	円墳	径25	3.65(3.40)	2.55(2.30)	0.90～1.25	敷石	×	白色円礫群	△		○					岡本健司 1993
第5段階	中山大塚古墳	前方後円墳	138	7.51	1.26～1.42	2.05	粘土	○	被覆石材天井石	×	○	○					中井一夫・豊岡卓之編 1996
	権現山51号墳	前方後円墳	42.7	4.70	0.89～1.07	0.80	置土	○	天井石	×		○	○		○	砥石・木製枕・貝製品	近藤義郎編 1991
	椿井大塚山古墳	前方後円墳	200弱	6.80	1.10	3.0弱	板石敷	○	被覆粘土天井石	×		○			○	漁労具	樋口隆康 1998
	金敷寺裏山古墳	方墳	9.0～10.0	2.60	0.90	0.70	円礫	○	天井石	—							間壁忠彦・間壁霞子 1968
	都月坂2号弥生墳丘墓	—	—	2.65	0.90	0.68	円礫	○	天井石	—							近藤義郎 1986

なお、墓壙底には砂利層があり、上部に赤色粘土もしくは朱が確認されている（渡邊ほか編2006）。

報告の中で、大型木棺の可能性にも言及されている点は重要である。

このグループの特徴は、平坦な墓壙の底に砂利もしくは粘土などの置土を行い、朱を用いた屍床を設けたことにある。また、上部には円礫堆や葬祭土器群が確認されるものが多く、これを埋葬主体上部祭祀としておく。

まだまだ類例が少ないが、従前の木棺から飛躍的に大きな空間を有する埋葬施設が誕生したことは間違いない。これは、前段階にはみられない、円礫堆や特殊壺・特殊器台を含む土器群に象徴されるように、単なる埋葬施設ではなく、葬祭に係る祭祀形態の変化と捉えられる。

構造上は、大型の木棺を構築する場合、板か丸太か判然とはしないが、残されている痕跡から板状の側板を用いたとした場合、長くなれば強度の関係から厚い板を用いるか、途中で補強用の支柱を立てるかなどの方法を用いない限り、側板がしなり、側面からの土圧で潰れる可能性が高くなる。こうした点を考慮すると、大型木棺の規模にはおのずと限界があり、これに代わる形で石室が誕生したと考えられる。このことは、次の段階で、側面のみ石を用い、天井部が木蓋のままであることから説明できる。

なお、ここで見られた朱の範囲は、前段階の木棺の規模とほぼ同規模である。

第3段階 木蓋竪穴式石室

この段階で「弥生時代の竪穴式石室」が誕生する。埋葬施設の規模を大きくする目的と考えられるが、木材の利用から石材の利用へと変更される。

出現は、現在の調査例からすれば備讃瀬戸及び播磨地域と考えられる。

この段階の竪穴式石室は、埋土の状況から木蓋と考えられているもので、表1により第3-1段階から第3-3段階に3細分した。

第3-1段階は、図3・図4（1）のとおり、石室に控え積みがなく、集石や土器群が竪穴式石室上に形成されるもので、香川県さぬき市奥10号墓・11号墓、兵庫県加古川市西条52号墓、岡山県倉敷市黒宮大塚古墳が該当する。

第3-2段階は、図4（2）のように、石室に控え積みがあり、集石や土器群が竪穴式石室上に形成されるもので、岡山県総社市立坂弥生墳丘墓、兵庫県たつの市綾部山39号墓が該当する。

第3-3段階は、図4（3）のように、石室に控え積みがあり、集石や土器群が形成されないもので、岡山県総社市宮山弥生墳丘墓、岡山市矢藤治山弥生墳丘墓、広島市弘住第3号古墳が該当する。

第3-1段階

（1）奥10号墓（香川県さぬき市）

墓壙上面で長さ3.4m、幅2.1m、墓壙底で長さ2.7m、幅1.7m、深さ1.1mを測り、石室は上面で長さ3.3m、幅1.9～2.0m、石室底で長さ2.1m、幅0.9m、深さ0.65mを測る。

石室は傾斜した墓壙壁面にそって人頭大からその二倍程度の自然礫を積み上げており、上方に向かって大きく外開きする逆台形の断面形を持つ。側壁と墓壙の間には控え積みはもたない。

床面は平坦で、約5cmの厚さの赤褐色粘土層があり、棺床と推定されている。

「石室上面には、床面から1m上位であるが、石室の長軸と一致して、長さ1.7m、幅0.75mの範囲に拳大から小児頭大の集石がみられる」。「この集石中には壺・器台・高坏・鉄片などが混在」しており、「木蓋の腐朽に伴い、上面が陥没した状態を示す」とし、「石室上面で、埋葬後の祭祀がなされたことが想定できる」とした（寒川町史編集委員会編1985）。

（2）奥11号墓（香川県さぬき市）

1号竪穴式石室

1号竪穴式石室は、上面で長さ2.9m、幅1.4～1.5m、底面で長さ2.2m、幅0.5～0.6m、深さ0.6mを測り、石室の側壁は外開きに傾斜している。墓壙壁と石室側壁の間に間隙があり、ここには埋土がつまっている点が10号墓とは異なる。側壁は小児頭大から20～30cm角の自然礫を用いている。

石室の床面はほぼ平坦で、20×30cm程度の平石を敷きつめている。

石室内に堆積する土砂は、中央が凹んでおり、木蓋の腐朽によって陥没したものと判断された。流入土中には、埋葬後の祭祀に伴う土器が混入しており、「木蓋上ある

いは石室埋土上面」に置かれたものと推定されている。ただし、10号墓のような集石は見られない。

2号竪穴式石室

2号竪穴式石室は、上面で長さ2.3m、幅1.0～1.2m、底面で長さ1.4m、幅0.35～0.4m、深さ0.45mを測る。

側壁は1号竪穴式石室よりやや小型の石材を用い、最下段には長さ20～30cmの石材を側壁の傾斜より急角度に配置しており、床面の断面が丸みを帯び、棺の安定をはかる機能を持つものと考えられた（寒川町史編集委員会編1985）。

10・11号墓の年代については、黒宮大塚古墳と同時期の、特殊器台編年で立坂期と考えられている（古瀬2013）⁷⁾。

（3）西条52号墓（兵庫県加古川市）

構造については、底面が平坦に仕上げられている約3.7m×約2.0mの土壌に「コ」字形に石槨の割り石を積み始める。（中略）石槨の東側の小口側には、全く石を積んでいなかった。また、石槨の長辺側の石積みは、上に行くほど幅が広くなり、全体的として漏斗状になっていた。積み上げた人頭大の割り石は80cm～1mばかりの高さになっていた」こと、「石槨の底に朱を塗った小円礫を厚さ10cmばかり敷き詰めている。この円礫の上面はほぼ平坦であったが、石槨の両小口側の部分は壁沿いに立ち上がり、川船の「舟底状」になっていた。現在の知見からすると、こうした石槨内に木槨が作られている公算を考えなければならないが、残された図面や写真からはそうした痕跡は見出せなかった。石槨の底面、円礫群の上に、石槨の壁とは明らかに質の異なる角礫が、両長辺に添う形で各一列・一段分存在した。この角礫群は壁の角礫よりやや大きく、基盤の円礫の上に横向きに立った状態で置かれていた。恐らくこれは木槨を固定するためのものであったのであろう」と報告されている（西条古墳群発掘調査団2009）。

これは、奥11号墓2号竪穴式石室に見られた、床面の断面が丸みを帯び棺の安定をはかるとされたU字状棺床に先行する初期形態と考えられる。

また、断面図（図3（4））から、「本石槨が腐朽しやすいもの、例えば材木のようなもので蓋をしていた」。「これが腐って内部に落ち込み、上に載せていた小石混褐色土層が一気に石槨内に落ち込んだのであろう。木蓋の痕跡は見当たらなかった」とされた。

なお、実測図から、規模は石槨上面で長さ約3.6m、幅約1.6m、底面では長さ約3.2m、幅約1.0m、高さ0.8～1.0mの逆台形の断面を持ち、木槨を固定するためと考えられた角礫間の幅が約0.8～0.75mを測る。

東側の小口には石積みがなされていないことから、木壁が用いられていたことも想定される。

墓壇に添うように石材を積み上げている点、土器・鏡片を含む円礫堆がある点からこの段階とした。

（4）黒宮大塚古墳（岡山県倉敷市）

石室は長さ2.2m、幅0.9～0.8m、高さ0.7mを測り、長側壁側ではほぼ垂直に壁石が積まれているのに対し、短側壁側ではやや上開きに積まれていた。

床面は径3～8cm位の円礫敷であり、厚さは中央部では石が二重になる程度であるが、上面を中凹みにしているため、長側壁よりでは厚くなっている。また、長側壁近くでは円礫だけでなく、やや大き目の平石を斜めに敷いていたり、長側壁に接して長方形の石を置くなどしており、床底は断面U字形を呈していた。また、砂利敷の下の地山面でも、すでにやや中凹みに作られていた。こうした点から、「石室内にはU字底の木槨が納められたものと推定された」としている。

なお、「特別な控え積みもない積み方であった」ことや、「石室内では、東側寄りで敷石上面一体に朱が薄く広がっていた」こと、「土器溝は、丁度竪穴式石室の石室内直上にはのみ存在した」ことが報告されている（間壁ほか1977）。

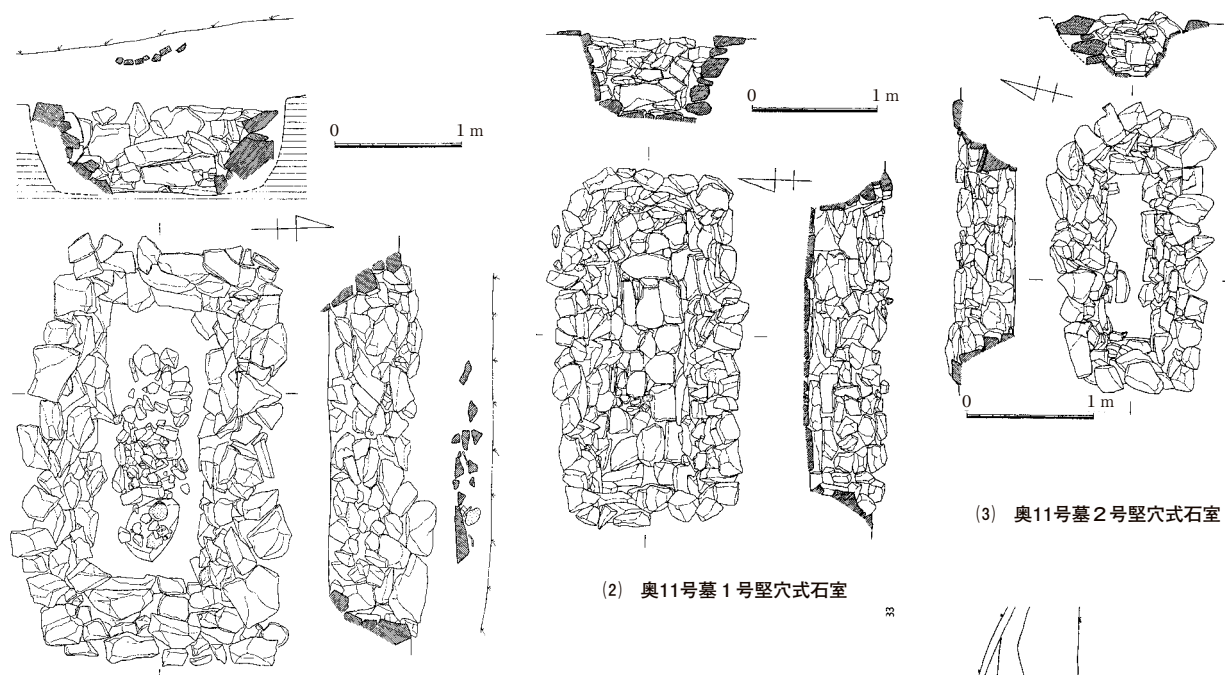
第3－2段階

（1）立坂弥生墳丘墓（岡山県総社市）

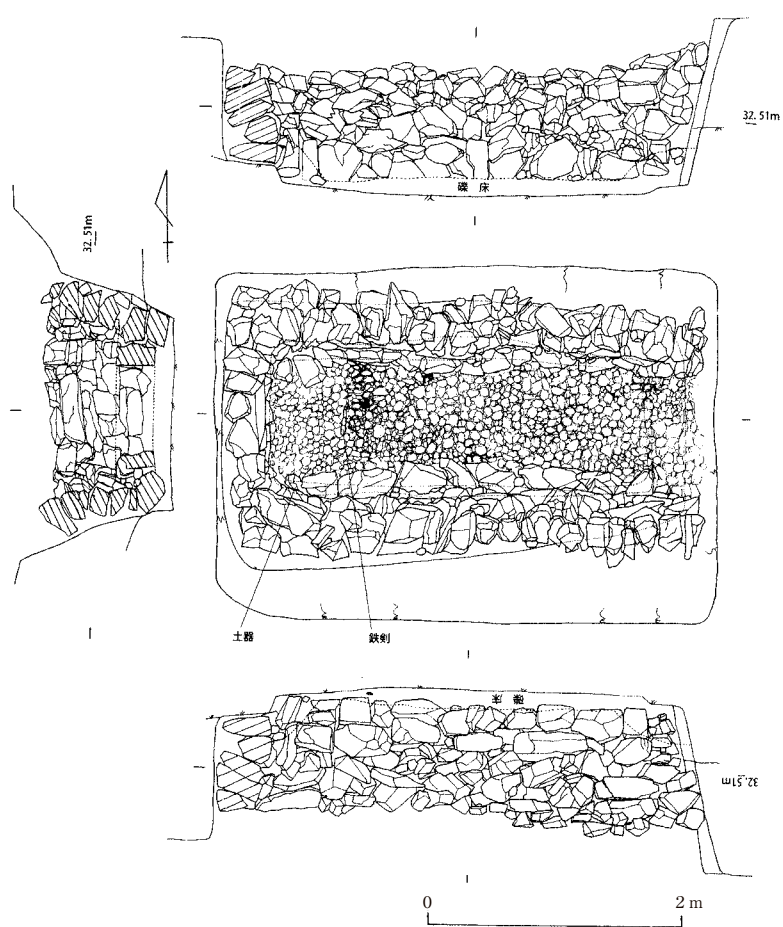
第2主体

第2主体は、木槨木槨として報告されている。

「木槨木槨の規模については、木槨の小口と側の材を約10cmの厚さと仮定し溝のほぼ中央に立てたとすると、木槨の内法幅は中程で約1mである。（中略）敷石の平面でみると、棺と槨の長さは南側の破壊のため不明であるが、木槨長は2m以上、（以下略）」とされ、「発見時は中小の角礫からなる雑然たる塊と見られたが、凹んだ中央部分の礫を排除しつつ発掘していった結果、ほぼ南北に長く板状の敷石部分を見出し、もとそこに棺が置かれたことを予想させた。敷石面には朱と推定される赤色が北半とくに頭部推定箇所濃く、ほぼ全体にも薄く認



(3) 奥11号墓2号竖穴式石室



(4) 西条52号墓

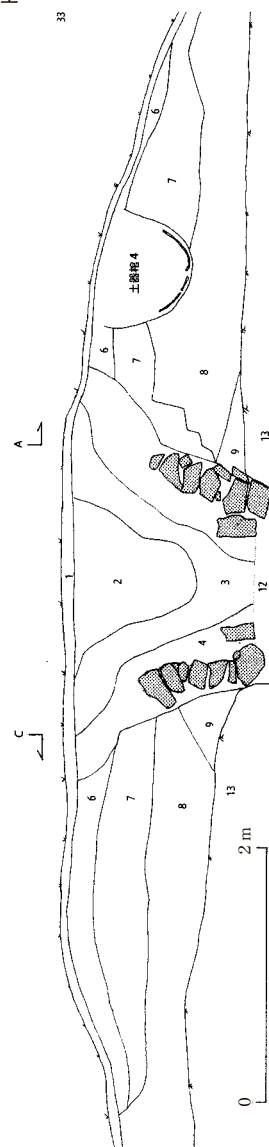


図3 第3-1段階埋葬施設実測図

められた。礫自体は構築の様を呈することなく、依然として雑然の状態であった」と報告されている。

なお、「深さ約30cm上幅約25cmほど、下すぼまりの溝を各所で見出した。(中略)敷石のぐりりを取り巻くものであることは明らかである。」として次のように復元した。

- ① 地山の花崗岩を掘り窪める。
- ② 小口を含め木槨の側板を置く側溝を掘り下げ、槨の小口板と側板を立てる。
- ③ 槨内には大は約30×20cm、小は約10×10cmの板状の石を、一部の縁辺では重ねるように敷く。
- ④ 敷石上に木棺を置く。
- ⑤ 木槨の蓋を置く。
- ⑥ 木槨の上を無数の2、3cm大から10cm大の石で覆う。

なお、「敷石面から木槨蓋面までの高さはおよそ60cmないし70cmとなる」。

木棺の存在に否定的な根拠としては、「敷石面には朱と推定される赤色が北半とくに頭部推定箇所に濃く、ほぼ全体にも薄く認められた」とあることから、木棺底面に赤色顔料を塗布していたとは読み取れず、敷石面が屍床と認識されていたことによる。ただし、構造上は石室が定かではないため、木槨と考えられている「木棺」を礫で覆う構造も考えられる。

第3主体

第3主体は、「第2主体と相似た構造をもつ埋葬施設」であるが、第2主体と異なるところは、「(1)木槨内の床面として板状の敷石でなく小角礫をおよそ二重に地山の花崗岩に直接敷いている点、(2)槨外方の角礫が約10～30cm大と第2主体のそれに較べて大きい点、さらに(3)木槨を安置する溝中への礫の転落が少なかった点」があげられている。

「小礫敷きの外方周囲の溝は場所によって幅と深さをやや異にするが、上縁幅約27～35cm、深さ約20～30cmの内にいる。ところが、この溝にかかる箇所に「壁体の石積み」が見られ、溝内方にはごく僅かの礫が見られたにすぎない。とすると、溝がまったく役に立たないだけでなく、「壁体の石積み」もまことに不思議な構造物となる。したがってこの溝には、第2主体と同じように木槨の小口と側の板材が立っており、その外方に置かれた礫が木棺木槨の腐朽崩壊と共に移動したものと考えるほうが妥当であろう。破壊されていた南側を除き、少なく

とも北側および東西両側の木槨外方では礫を外高に傾斜をもたせて積んだようである」とされた。

なお、「木槨の板材の厚さを仮に10cmとし溝のほぼ中央におかれたとして、槨内法長約2.7m、幅約0.9mである。(中略)朱は、小礫敷き上一帯にごく薄く見られたほか、北溝内縁から約55～65cmの箇所に東西約20cmに亘ってもっとも濃く厚さ1～2cmで盛り上がるように見られた」。「礫を積む作業過程と併行して互層盛土を行ったことを示すと考えられる」。

結論として、「石槨や石室のように壁をなすように石を積んだという状態になく、木槨外方に置かれた石が木棺木槨の腐朽に伴い落下または移動したものと判断した」とある(近藤1996)。

以上の報告内容から、初期の竪穴式石室で墓壇を逆台形に掘り窪めることができなかったため、盛土を傾斜させて上方に開く形の石室を構築したと考えられる。「溝中への礫の転落が少なかった点」から、第2主体同様の構造とはならず、溝は排水目的であった可能性も考えられる。

立坂弥生墳丘墓については、明確な竪穴式石室ではないが、表1にみられる他の要件からこの段階としておく。
(2) 綾部山39号墓(兵庫県たつの市)

第1主体部の石室(石積み囲い)規模は、長さ4.6m、幅3.0m、深さ1.0mを測る隅丸長方形を呈する。

石槨は、長さ2.55m、幅0.94～0.97m、深さ0.72mを測り、「天井部を石ではなく木で蓋をし、その木蓋の上に押さえ石を置き、その上に土を盛り上げ、小円礫を使った隆起円礫堆のような構造遺構があったと推測」されており、「礫床が平坦であることや水銀朱の痕跡から、棺は箱形の組合式木棺と考えられる」とし、木棺の規模を長さ1.86m、幅0.72～0.76mと推定した。

木棺については、「埋土縦横断面図で見るように、棺の小口板も側板も石槨内に流入してきた土に押されながらも立っていたようである。流入土の厚さは約30cmあったが、床面より15cmの高さまで木棺の痕跡を確認できた」とする一方、「流入土の縦断・横断面に、やや汚れた土に感じる土層があったため、幅4～5cmの木棺痕跡として土層図に書き込んでいるが、何度も繰り返し、「木棺痕跡があるのでは」との先入観があつての分層であるため、この木棺痕跡は間違いはないとは断言できない。可能

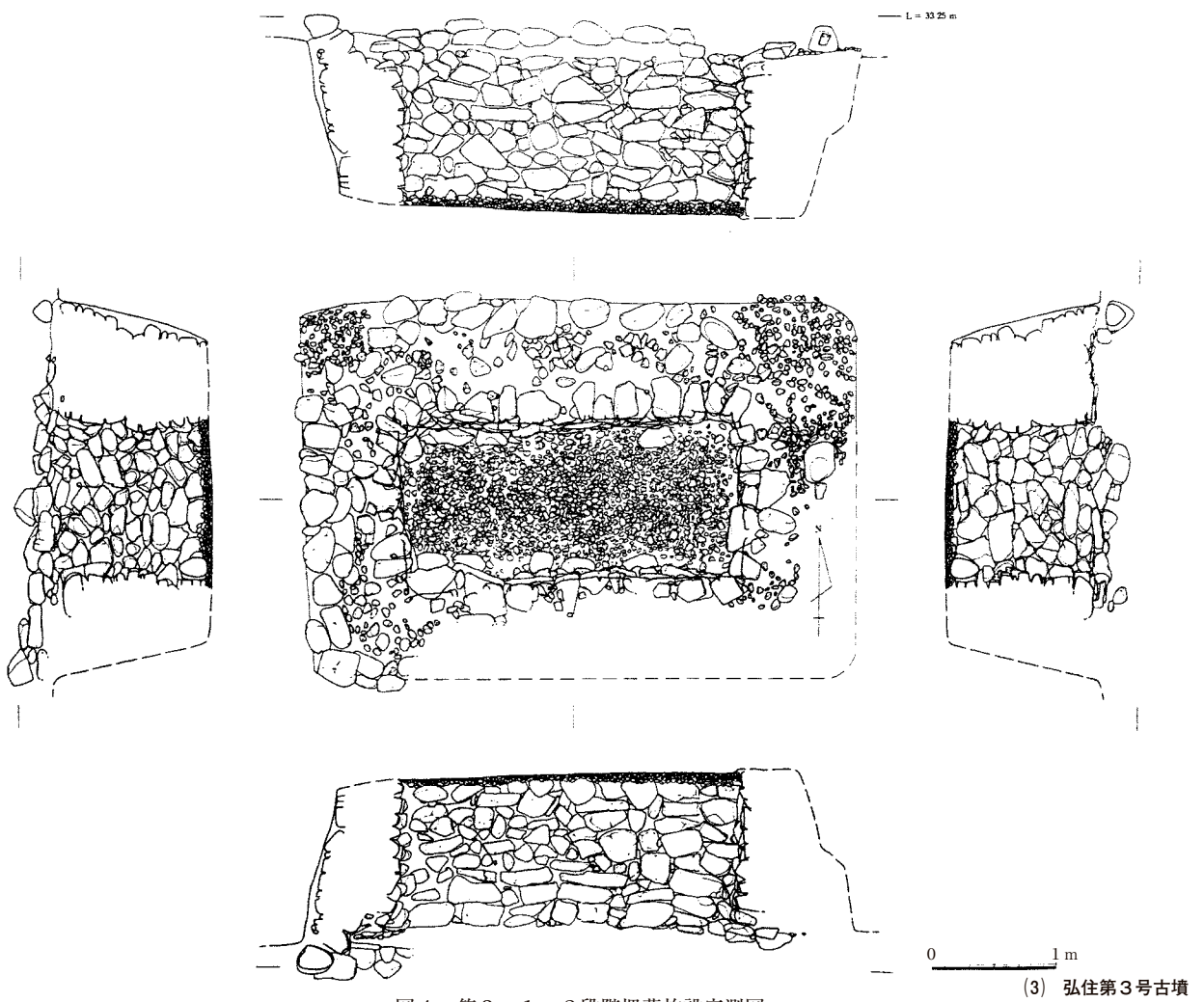
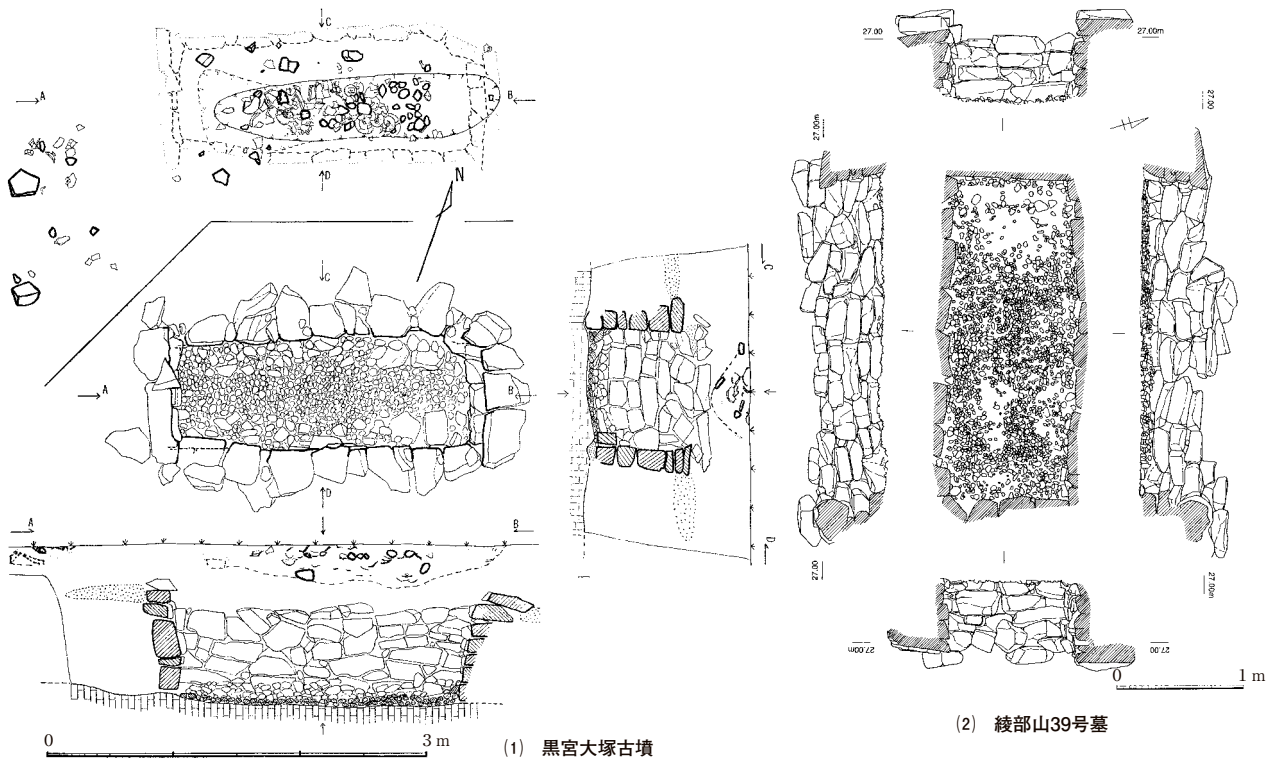


図4 第3-1・2段階埋葬施設実測図

性があるというところで止めておきたい」という記述もみられる。

また、「西小口は（中略）H形に朱の痕跡が見られ、側板が西へ突出していたことが分かる。また、この朱の痕跡から木棺の内外に朱が塗られていたことが分かる」とされているが、H形に朱を残すために、木棺のどの部分に朱を塗っていたのかや、木棺の内外に朱が塗られていたと仮定して、木棺の痕跡という土層に、朱の痕跡は認められるのかなどの点から、木棺の存在には否定的にならざるを得ない。

なお、「本墳の朱塗りの組合式木棺は、正に王者の柩であり、遺骸全身と頭胸部への厚い朱の塗布と画文帯神獸鏡の副葬は、神仙思想に基づく埋葬とまではいえないものの、ホケノ山早期古墳や前期古墳に通ずるものがあると指摘できる」としているが、木棺の内外に朱を塗り、遺骸にも朱を塗布した場合、木棺・遺骸の腐朽に伴い、朱の痕跡が調査所見のように、まったく乱れずに検出されるのか、先の記述から木棺側板が立ったままであった場合、側板の上部、蓋は崩落していることになり、遺骸や床面の朱と全く区分できないまで融合しているものかどうかなども検討の余地がある。

なお、「破鏡2片を取り上げた下に偶然幅2cm、長さ5cm程度の棺底の板と推定される薄い木片を検出することができた」と報告されている。

構築過程の復元については、

第1段階 整地

第2段階 断面逆台形の土壌を掘る

第3段階 基層になる白色粘土を墳丘中心部に最大20cmの厚さで敷き固めて盛土する。それと同時に、白色粘土盛土を施した高さまで、石積み囲いの円礫を、土壌の掘り方に沿って内側に面をつくるように5、6段積み上げて、「石室」を構築する。

第4段階 「石室」の床面に小円礫を敷き詰める。

第5段階 堅穴式石槨の板石を積んで構築していく。この段階で木棺が搬入された確率が最も高いと考える。

第6段階 円丘部の外周に列石を配置する。

第7段階 残りの石積み囲いを積み上げるとともに、堅穴式石槨の板石を二段積み足して6段にし、木

棺を収める高さに構築する。

第8段階 石槨上部に木蓋をして、その直上に小中円礫を敷き、木蓋を押さえていたものと考えられる。

第9段階 上部に小円礫の多く混じる土を盛り上げて、隆起した土混じり円礫堆状の方形壇を造り、仕上げる。

と記述されている（御津町教育委員会編2005）。

「石室」は、所謂墓壇壁を指しており、墓壇が一部しか地山面を掘削しておらず、墓壇そのものの補強のために築かれたものと考えられる。

第3－3段階

（1）宮山弥生墳丘墓（岡山県総社市）

「後円部状の円丘上には、割り石、円礫をまじえて築かれた堅穴石室が設けられていた。石室の上半は盗掘によって荒らされていたが、攪乱は石室床面にまでは達していなかった。石室天井を構成したと思われる石材は、遺存していなかったが、石室内の埋土の状況からみて、天井は木材で構成されていた可能性が強い。石室の床面は、小円礫を平らに敷いた平床で、側壁よりやや内側に、わずかに木棺痕と考えられる埋土の変化がみとめられた」と報告されている（高橋ほか1986）。

掲載写真を見る限り、ほぼ垂直に構築された石室であり、墓壇と側壁との間に、側壁を構成する石材と同様の石材を用いた控え積みが見られる。また、石室床面の鉄刀や鏡の出土状況からは、木棺の底板があったとは考えられない。

なお、宮山弥生墳丘墓の堅穴式石室は「全長2.65m、幅1.0m強」、高さ「1.2m」を測り、「宮山の石槨の調査においては明確な棺痕跡は検出されていない」と記述されている（近藤編1995）。

（2）矢藤治山弥生墳丘墓（岡山県岡山市）

「石槨内法の平面形は長方形で、南小口壁の西側が少し南側、つまり外側へ開きぎみになっている。規模は南北が2.7m、東西は北小口付近で1.0m、南小口の幅は不明で、高さは最も残りのよい南東隅で0.7mである」。

また、「壁体は角礫を5から6段積んで構成している。持ち送りはなく、小口・側壁共にほとんど垂直に積み上げられる」と報告されている。

石槨の構築過程の復元案では、「棺床・石槨基底の置き土を施し、壁体最下段の石材を置く。裏込めの土で壁

体を固定する。(この)工程をくりかえし、壁体を積む」。最終的に「石槨を木蓋でふさぎ、角礫層で覆う」。

また、「木棺は既に腐朽しており木質は全く遺存していなかった」とある。

石槨土層断面図から、地山+旧表土上に明黄白色粘質土を中心とする盛土を行い、その上に石室を組んでいる。石室内に赤褐色粘質土が敷かれており、これを「ほぼ木棺の範囲を反映するものと考えられた」とされている(近藤編1995)。

(3) 弘住第3号古墳(広島県広島市)

墓壇は、上縁部で長さ4.5m、幅3.0m、壇底部で長さ3.7m、幅2.4m、深さ1.3mを測り、断面が逆台形を呈している。

竪穴式石槨は、内法で長さ2.7m、幅1.2m、深さ1.2mを測る。

「石槨の底面は、(約)5cm前後の玉砂利をほぼ全面に敷きつめた礫床である。玉砂利は、壇底直上に概ね2～3重に敷かれ、比較的上部に大粒、下部に小粒のものが多く見られる」。また、礫床上には南北両壁に沿って0.2～0.4m大の河原石が南側で6個、北側で4個検出されている。報告書では、「石室内部に埋納された棺については、礫床の断面などからみて、組合式木棺の可能性が強い」こと、「(河原石の)用途としては、石の配列状態からみて、櫓の側面を固定したことが推測される」とした。

「控え積みは、墓壇際まで厚く積み上げられており、壁面と同様に割石と河原石を混用している。」

報告書の記述や石槨内の状況から、河原石については、「南北両壁についても東側に割石、西側に河原石が比較的多く見られた」とあることから、空洞への落ち込みについては可能性が低く、河原石が大きすぎるということも含めて、先にもあったように、概ね逆U字形の設備であると判断される。

「出土遺物は、石室内に落ち込んだ状態で出土した土師器と、礫床上から概ね南寄りにまとまって出土した鉄器とがある。出土状況からみると、土師器は石室の上に供献され、鉄器は棺内及び棺上に副葬されたものと考えられる」とされている(石田1983)。

なお、礫床の断面がほぼ平坦であることから、報告者は組合式木棺の可能性を考えているが、朱や鉄器が礫床上で確認されていることから、もともと木棺はなく、礫

床上に遺体は安置され、遺体両側に河原石が不規則であるが置かれていたと解釈することができる。

以上、第3段階の竪穴式石室について記述したが、その年代観については、草原孝典による特殊器台の編年観では、

楯築型 楯築墳丘墓

立坂型 黒宮墳丘墓、立坂墳丘墓、経塚墳丘墓

向木見型(古相) 鯉喰神社墳丘墓

宮山型 宮山墳丘墓、矢藤治山墳丘墓

なお、箸墓古墳、纏向石塚古墳も宮山墳丘墓と同時期としている(草原2016)。

これに従えば、第2段階は楯築型～立坂型、第3-1・2段階は立坂型、第3-3段階を宮山型に比定することができる。

第4段階 木蓋大型竪穴式石室

控え積みがあり、石室長が3mを超えるものとした。3mを一つの基準とするのは、第3段階の竪穴式石室の規模が、前述したように概ね2.5m前後に集中するためである。図5に示した、奈良県桜井市ホケノ山古墳、香川県丸亀市石塚山2号墳が該当する。

(1) ホケノ山古墳(奈良県桜井市)

外側の石槨と内側の木槨からなる二重槨「石囲い木槨」とされている。

石槨は、内法で長さ約6.7m、幅約2.7～2.8m、高さ0.9mの長方形プランを有する。壁体の上端に木蓋が架け渡され、さらにその上を被覆礫で覆っていた。

木槨は、外法で長さ約6.5m、幅2.6～2.65m、高さ復元高約0.8(+ α)mの長方形プランを有し、石槨内いっばいに収まる大規模な木槨とされた。木槨の四隅と長辺の中間点の計6ヵ所に添え柱を立てる。添え柱は側板の設置に先行する。木槨短辺中央に北中央柱、南中央柱がある。中央柱は添え柱と同一の段階で立てられるが、添え柱に見られるような側板との密着をはかる加工などはない。底板はなくながいに平行にほぼ等間隔で東西方向に並べられた三本のまくら木を有する。石槨の木蓋とは別に、木槨自体の木蓋が存在したと考えられている。

槨内の墓壇底面にバラスを敷き詰め、0.3～0.4m大の亜円礫を積んで周縁部を盛り上げた棺床があり、中央は舟底状に窪む。

このほか、「根固め柱」が四本検出されている。この柱は、側板との接点はなく、明らかに側板の補強以外の機能を有したと考えられている（岡林ほか編2008）。

この見解に対して、筆者は、木槨と石槨の同時構築とすれば、木槨の外側に石槨を構築する積極的な意味が見出せないこと、石槨高が0.9m、木槨高が0.8mの主体部に、高さは不明であるが、コウヤマキの巨木を削り抜いて製作した長さ約5.3 m、幅約1.05～1.25 mの長大な舟形木槨を安置した場合、石槨木蓋、木槨木蓋、木槨蓋の三重構造となり、石槨内を埋め尽くした落下礫との関係や木槨材とされている板状の木材片（図9（2））の形態などを考えると、天井部の三重構造を肯定するのは難しいことなどから、主体部が「石槨」であり、石槨構築のための型枠的な用途で同時に木壁が作られたが、石槨の完成とともに撤去されたと考えた。また、木槨は当初から存在せず、明確ではないが、舟底状の屍床が設けられ根固め柱を利用して被覆礫の載った木蓋を支えていたという構造を想定した（真鍋2018）。

なお、出土した土器は、「槨の範囲を取り囲むように設置」されたと推定されている。

（2）石塚山2号墳（香川県丸亀市）

第1主体部の石室上には、厚さ5～15 cmの白色円礫が一面に敷かれていた。この円礫群の下約40cmから石室を検出したが、その円礫群の下には墳丘盛土層と同様の黄灰色、黄褐色系の粘質土層がみられ、このうち黄褐色系の粘質土層は数cmずつ水平に堅く敲き締められながら盛られていた。

この石室は、「石積み墓壇壁」と呼ばれており、壁体部は人頭大の塊石を6～8段積み上げるもので、若干上方にいくほど外開きとなるように構築されていた。その内法は上面では東西3.65 m、南北2.55 m、下端では東西3.4m、南北2.3mをはかる。

高さは0.9 m～1.25 mとばらつきがあるが、1 m前後でほぼ統一されており、かつ石材盗掘の痕跡は認められなかったのが本来の高さとみることができる。

この覆土を掘り下げると安山岩の板石群が検出された。これは比較的大型の扁平な割石で、10枚程度上面をほぼ水平にして並べられていることから、下部に存在する竪穴式石室の蓋石に相当するものと考えられた。

しかし、蓋石下にはやはり安山岩の板石が何重にも雑

然と重なった状態で検出され、室と呼べるような空間が、全く検出されなかった。「棺痕跡はないが、板石上には粘土床はみられず水平な板石敷が直接棺床として機能していたことからみて、木槨を使用していたとすれば組合式木槨であった可能性が強い」とされた。なお、竪穴式石室はこの状況から「外的な力によって内部に崩壊したものと推定される」としている。

なお、石積み墓壇壁の壁体石と石室蓋石群は上面をほぼ同一レベルに設定していた。土層から側壁を1段積み上げるごとに周囲を粘質土で固めている状況が確認されているため、墳丘盛土と石積みが併行して実施されたものと考えられている（國木1993）。

岡林は、第1主体部の石壁前面に見られる床面の無礫帯が、木槨の痕跡であること、「石積み墓壇壁」が崩壊等していないことから石室が「外的な力によって内部に崩壊したものと推定される」ことに、疑問とせざるを得ないと指摘している（岡林2008b）。

報告書の記載からは、上部の土層や白色円礫帯がまったく沈下した様子がないことから、石積み墓壇壁が石室で、板石や塊石で当初から石室内が充填されており、木蓋ではなかったとも考えられる。

この状況からは、先行する墓上祭祀と後出する天井石の要素が見られるが、過渡期の様相と考え得るのか、別の解釈が可能なのかは類例を待ちたい。

第5段階 天井石を持つ竪穴式石室

第5段階は、小林のB群を指している（小林1976）。

この段階の大きな特徴は、すべてではないが、天井石が存在すること、石室上面を粘土で被覆すること、埋葬施設上部を壺や埴輪等で方形に区画することなどである。すなわち、埋葬施設直上での墓上祭祀の終焉と墓上そのものの聖域化という全く異なる祭祀への変化が考えられる。

このことは、ホケノ山古墳における「槨の範囲を取り囲むように配置」された土器群からの発展と捉えられる。これは、弘住第3号古墳でも同様に考えられる。

この時期は、前方後円墳集成〈近畿編〉（近藤編1992b）の1期に相当するため、代表例として図5の奈良県天理市中山大塚古墳、兵庫県たつの市権現山51号墳と京都府木津川市椿井大塚山古墳をあけておく。なお、

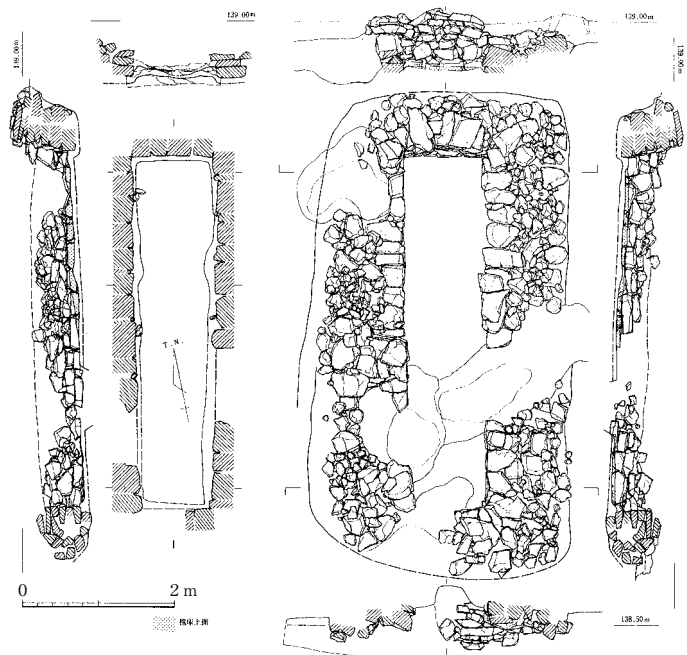
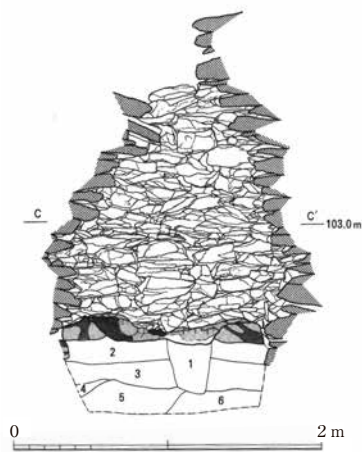
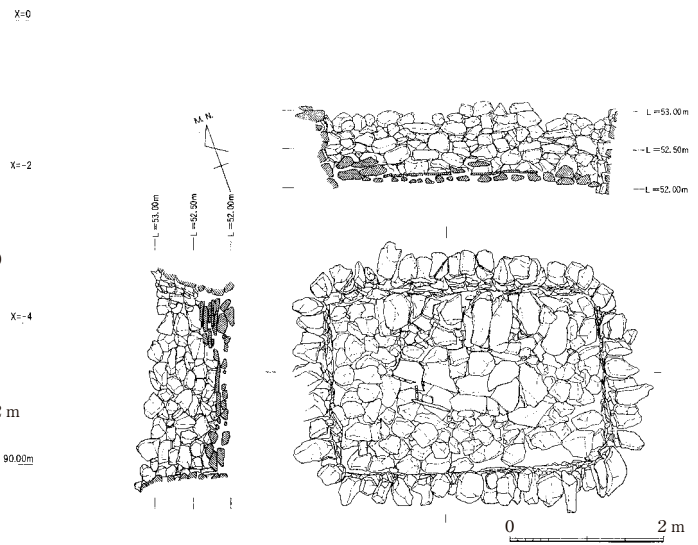
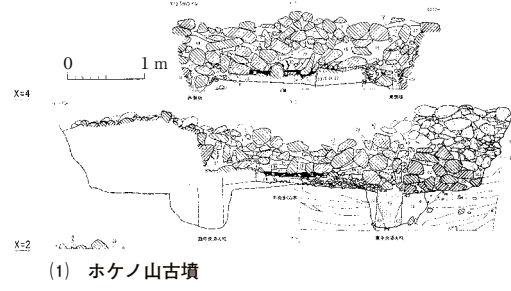
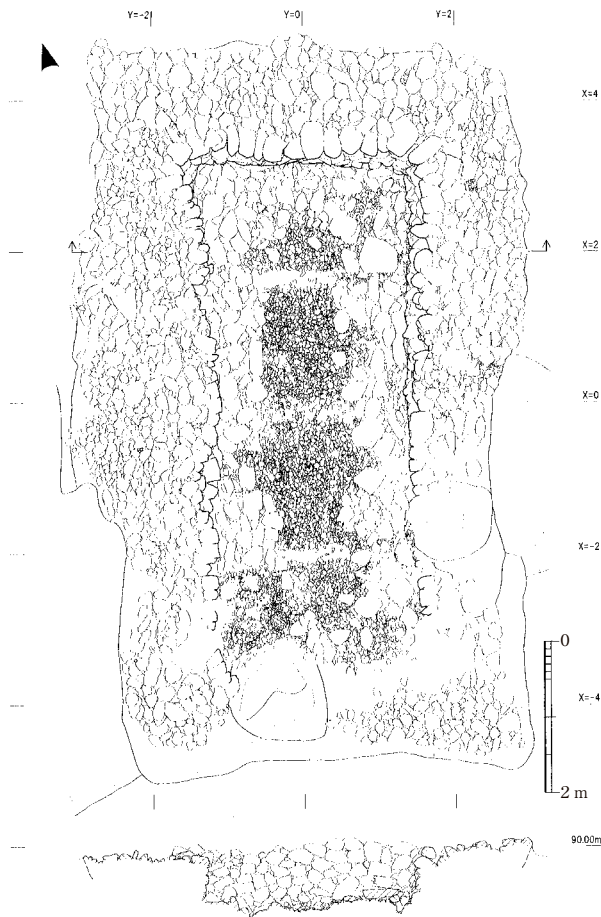


図5 第4・5段階埋葬施設実測図

岡林はⅠ群として中山大塚古墳、権現山51号墳、兵庫県たつの市吉島古墳、鳥根県雲南市神原神社古墳、香川県高松市鶴尾神社4号墳をあげており、椿井大塚山古墳はⅡ群としている（岡林2008a）。

なお、今回の分類では、小林のA群ではあるが、天井石を持つことで、岡山県井原市金敷寺裏山古墳（図6）と岡山市都月坂2号弥生墳丘墓はこの段階に属すると考え、併せて取り上げた。

（1）中山大塚古墳（奈良県天理市）

竪穴式石室は長さ7.51m、幅1.26～1.42m、高さ2.05mを測り、側壁を持ち送り、天井石を置いたのち、石材で被覆している。

底面は、高さ0.15mほどの台形状の高まりになっており、壁体相当部分には断面U字形の窪みが溝状に配されていた。壁体基底は、墓壇底の四周をめぐると推定される溝状の窪みに褐色土をいれ、中央の台形状高まりと同じ高さになるように平らに整えている。基底石の設置にあたっては、その下面となる位置に概して黒色を呈する粘土を敷いていた。

石室基底石の配置後、もしくは一定壁体が構築された後に、基底石の内側を整地して棺床の基底面が形成されている。

検出された棺床粘土は、木棺の外周に沿うように山形に粘土を配したもので、棺底面の位置には粘土がなく、先の墓壇底面に対する整地土がそのまま棺床となっている（図5（3））。

また、棺床には朱の遺存が認められた。朱は、棺床に直接塗布されていたものか、あるいは木棺の内外面に塗られていたものが沈着したものかは区別がつかなかった。

「木棺については全く残されていなかったから、床面の痕跡からうかがうよりないが、長さ6.3 m・幅1.1 m・高さ0.9 mの楕円形の断面をもつと考えられた」とされている（河上ほか編1996）。

（2）権現山51号墳（兵庫県たつの市）

墓壇は、長さ約6.5m、幅3.5m、高さは現状で0.6mを測り、盛土上面から掘り込まれていると考えられ、底面には棺台状の施設が造り出されていた。

石槨は大きく破壊されており、側壁は二、三段が残存するのみであったが、現状での規模は全長4.7m、幅0.89～1.07m、高さは最もよく遺存している北小口で約80cm

を測る。

側壁については、「石槨内攪乱土中より一枚のみ検出された蓋石の最大長が約1 mであり、これを幅約1 mの石槨に架するには、（中略）側壁はいくらか持ち送りに積まれていたと考えられよう」とされる一方、「（北小口の）壁体は全体として外開きに外傾しており、これを構成する石材も外側に傾斜を持つものが多い」とされている。

墓壇底には、長さ約4.7m、幅1.1mの基台状の施設が墓壇底盛土を削り出して作られており、基台状の施設を含む墓壇底全面に軟質の黄白色土を10cm程度の厚さに敷き、石槨内にあたる部分はさらに緩やかな断面U字形に盛り、これを直接の棺床としている。

木棺については、「墓壇底の黄白色土Ⅳ層が棺の直接の底であることは、副葬品の鏡の下に遺存していた棺材片がこの土の直上にあることから明らかとなり、「棺床断面の形態から、木棺は断面形が正円を描く割竹形木棺ではなく、少なくとも棺身の底面はゆるやかな面を成していたことが判明した」と考えられた（図5（4））。

また遺物の出土状況は、「（中央）群を構成する品目・数量は、三角縁神獣鏡5、ガラス小玉220、紡錘車形貝製品1、形態不明の貝製品1、木枕1、銅鏃1、鉄剣1、鉄槍先1からなる。このほか、被葬者の上顎歯列、左右上腕骨、および部位不明の骨片、棺材の一部が検出された。これらの遺物はいずれも初期流入土であるピンク粘質土、もしくはその下層の暗赤色粘質土中から出土している」と報告されている。

しかし、棺材片が黄白色土上で薄く確認されているが、副葬品は初期流入土中で検出されていること、木製枕、鉄剣の木装柄が遺存しながら、木棺がほぼ土化して遺存していないことには疑問が残る（近藤編1991）。

（3）椿井大塚山古墳（京都府木津川市）

石室は、内法長さ6.8 m、幅1.1 m前後の長方形で、南端は僅かに幅を狭めている。側壁の高さは、現存している北端部で3 m近くあるが、下から1 m位までの高さの側壁に朱の付着した痕跡が認められ、それより上方では確認できなかった。

基底部は、地山の上に板石を石室全体の範囲に二段に敷きつめ、その上に河原石の層があり、さらに砂を置いて、地固めと、排水の便をはかっている。その上に、槨の本体である灰白色粘土の層があったが、調査時点では

両端の周縁部に僅か残っているだけであった。このため、その構造はよくわかっていない。ただし、南端に残った粘土は厚さ35cm程度あり、かなり濃厚な朱が塗布されており、南壁に向かって外弧状に下がっているのが確認された。一方石室の中央に向かっても朱の面は内弧状に下がっている。即ちこの朱は粘土層の外斜面と内斜面にあり、共にその表面は凹凸しているので、内斜面が棺の内面とは考えられないとしている。

椿井大塚山古墳の知見からは、石室内は、地山+板石二段+河原石+砂+灰白色粘土で構成され、側壁は板石二段上に構築されていると考えられる（樋口1998）。

灰白色粘土はほぼ石室周縁部で確認され、石室の中心側と側壁側にそれぞれ傾斜面を持ち、朱が塗ってあった。粘土の役割としては、「棺の下半部を安定させる台だけであったかと思われる」とあり、棺床としての役割があったと理解されている。

石室は、高さ約3mの下から1m位までの高さの周壁に朱の付着した痕跡があり、それより上方には認められなかったことから、1mの高さまで構築し、その段階で粘土上に朱を塗り、遺体、副葬品を埋納した後に残り2mの側壁を構築したものと理解できる。

以上、第5段階の特長は、竪穴式石室の石室長が長くなること、幅が狭くなること、高さが高くなることである。

中山大塚古墳では、図5（3）のように、木蓋から天井石への転換に伴い、側壁が持ち送られて天井部が著しく狭小になり、石室高が高くなっている。このことは、前段階より副葬品の種類・量が増加することと密接に関連する。これについては、石室形態と副葬品のどちらがより重要視されたかを考えなければならないが、面積的には前段階のほうが大きいことから、石室の形態がより重要視されたと考えられる。理由としては、木蓋では必ず起こる、陥没による土砂の石室内への流入を回避することが考えられる。

また、椿井大塚山古墳においては、側壁が下から1m位まで朱を塗布されていたことは、前段階の竪穴式石室の高さがほぼ1m程度であることから、これが踏襲されつつより巨大な石室への志向が始まっていた結果とも考えられる。

次に、金敷寺裏山古墳、都月坂2号弥生墳丘墓につい

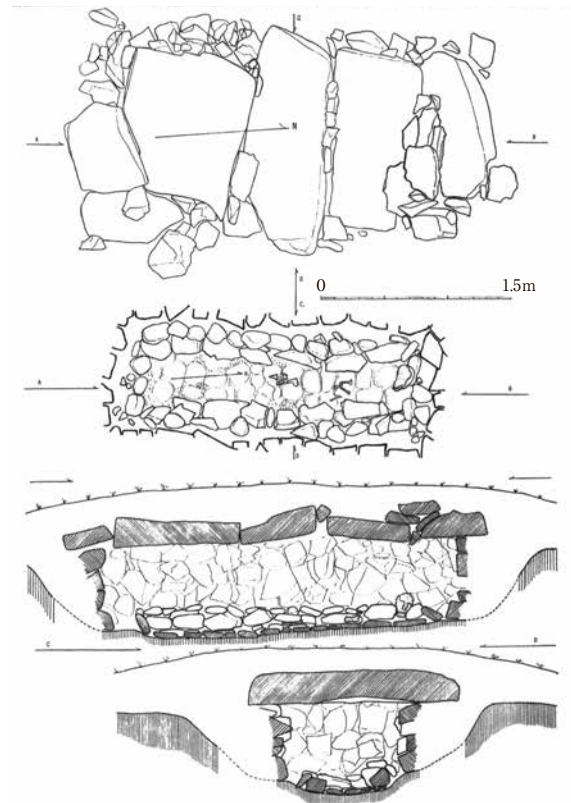


図6 金敷寺裏山古墳

てである。両者とも弥生墳丘墓とも呼ばれているが、天井石を持つことから、すでに長大な竪穴式石室が出現している時期に属すると考えられる。規模等は前々段階の吉備地方の竪穴式石室とほぼ同じであり、こうしたグループが小竪穴式石室と呼ばれるものにつながると考えられる。

（4）金敷寺裏山古墳（岡山県井原市）

竪穴式石室は、長さ約2.6m、幅約0.9m、高さ0.7m前後を測り、天井石6枚が存在した。壁面は、不整形で方形に近く奥行きもあまりない石が、粗雑に積まれていた。

石室内には、周囲を10～15cmのこして長さ2.3m、巾0.6～0.7m、深さ10cm弱ばかりの掘り込みを作っている。そうして、周囲の地山の部分を残したまま中央の掘り込みの中へ径20cm、厚さ5cm前後のほぼ円形の平たい河原石を敷きつめており、すき間には、かなり目の細かい河砂利を敷いている。そうして、掘り込みの周りには、大きさ20～30cm前後の割石を、割れた平たい面を縁にそろえて並べており、その上に縁どりの様に、床面に並べたと同じ様な平たい河原石を、側壁に斜に立てかけて並

べていた（間壁ほか1968）。

（5）都月坂2号弥生墳丘墓（岡山県岡山市）

蓋石4枚をもつ竪穴式石室で、内法の長さ2.65m、幅約90cm、高さ約68cm、底面には円礫を上面が平坦になるよう敷いて棺床としていた。壁は板石の小口積みで、若干の控え積みがある。円礫中に板石4枚を立て、棺の押さえにしている。棺は、逆U字形の木蓋が発見されたが、身部は腐朽していたと報告されている（近藤1986）。

逆U字形の木蓋を、ここでは木棺の蓋としているが、蓋が残り、身部は腐朽していたとするのは難しい。木蓋の残存状況などが示されていないので、ここでは疑問点としておく⁸⁾。

以上、竪穴式石室の成立について、その変遷の概略を示した。

このように、第4段階のホケノ山古墳の被覆礫が、第5段階の中山大塚古墳の被覆石材や天井石へと変化していくことなど、岡林が構造の点で、ホケノ山古墳が竪穴式石室の祖形であると指摘したことを肯定するものである（岡林2008a）⁹⁾。

IV. 木棺について

「Ⅰ. はじめに」でも述べたように、竪穴式石室は、「棺を包み蔽うための外囲として発達した」（小林1976）と位置付けられ、竪穴式石室の内部には必ず木棺が存在したと想定されてきた。山田暁も、「竪穴式石槨は木棺を埋置することから埋葬施設として構築されたのは疑いない」としている（山田2013）。

このように、竪穴式石室にみられる粘土床は、刳拔式木棺の棺床であると理解されてきた。このため、粘土床のU字形は木棺の圧痕であるとの理解や、正円の割竹形木棺を想定した場合に竪穴式石室に木棺が入らないケースでは舟形木棺が想定され、床面にU字形粘土床が見られない場合には箱形木棺が想定されるなど、出土例が少ないこともあいまって、いろいろな解釈がなされてきた。

「Ⅲ. 竪穴式石室の成立」で述べたように、第2段階の楯築弥生墳丘墓で、「木質の部分はすべて腐って消えていた」という記述から、「棺底全体に精製された純度良好な朱（辰砂）が厚く敷かれていたことと腐朽木質のわずかな痕跡により、その平面形のおよそは容易に判明

した」（近藤編1992a）ことで、朱の痕跡が木棺の規模を表すとした。西谷3号墓も同様に、「朱の広がり箱形木棺の範囲を示し」（渡邊ほか編2015）としている。

第3-1段階でも、奥10号墓は、「棺は全く腐朽し、いかなる形態かは不明であるが、床面が平坦であることから組み合わせ式木棺が想定できる」（寒川町史編集委員会編1985）として、ここでは床面の形状から組合式木棺とした。第3-2段階の綾部山39号墓は、楯築弥生墳丘墓同様、朱の痕跡を根拠として組合式木棺を想定した。ただし、綾部山39号墓には「（画文帯環状乳三神三獣）鏡片の下位には木質が遺存しており、・・・」、これが木棺の底板の残欠と考えられ、「銅や鉄など金属イオンの影響で、ごく一部の木質が残存したものと思われる」（御津町教育委員会編2005）とした。

第4段階のホケノ山古墳では、「中央が細長く舟底状にくぼむ棺床上に、コウヤマキの巨木を刳り抜いて製作した長大な舟形木棺を安置する」とし、「生木に近い状態で比較的遺存のよい材片は多くの場合青銅製品の下部に残っており、銅の防腐効果が作用したものと思われる」。「画文帯神獸鏡（A）直下の木棺材3はもっとも遺存状態がよく、長さ約33cm、幅約24cm、厚さ約3.4cmであった」（岡林ほか編2008）として、舟底状の棺床から舟形木棺の安置を、銅鏡下で検出された木片を木棺片と判断した（図9（1））。

このように、朱の範囲を木棺底板の範囲、石室内列石を長側板の押さえ、礫床を棺床と理解している事例が多い。

第5段階は天井石を持つ竪穴式石室全般としているため、時間幅が広いが、いくつかの例と同様に検討したい。

第5段階においても、粘土床は粘土棺床として木棺の痕跡を表しており、出土木片は木棺片であると報告されている例が多く見受けられる。

ここでは、粘土床は木棺の痕跡を反映していると言えるのか、銅鏡などの青銅品は木棺の腐朽を妨げているのかの視点で検討したい。なお、桜井茶臼山古墳などの木棺の出土例についても併せて検討を加えたい。

（1）小泉大塚古墳（奈良県大和郡山市）

推定全長88mの前方後円墳で、石室の規模は、全長5.5m、北小口幅1.1m、南小口幅0.8m。現存高は北小口で基底石下面から1.5m、南小口で同1.3mを測る。

調査段階では、天井石は1枚も残っておらず、「石室床面にあたる部分は、墓壙底を10cmほど高く掘り残して基台状の施設を作り、その上面に5～8cmの厚さで暗黄褐色土を敷い」た構造であった。

棺床は、灰白色の粘土で断面を浅いU字形に作っており、側縁の厚さは20cm前後あるが、中央部は非常に薄く、下の暗黄褐色土が露出している部分もあった。

なお、棺床上面および壁体下部には水銀朱の付着が認められている。

石室基底部横断面図（図7（1））によれば、粘土床は基台部分と壁面を埋めるように三角形状に作られていた。

これらの内容からは、壁体下部を構築後、粘土床を設置し、水銀朱を塗布したことが読み取れる。

なお、粘土床は中山大塚古墳とほぼ同様の形状と考えられる（河上ほか編1997）。

（2）神原神社古墳（島根県雲南市）

図7（3）のように、「（竪穴式石室の）寸法は、粘土床の肩高で主軸長5.75m、幅は、凹部分の端の位置で、北1.3m・南0.95m、高さは、最下層の天井石下面から粘土床面まで北端1.5m・南端1.2m」を測る。

「粘土床は、灰褐色粘土を用いて石室内部いっばいに造られており、長さ5.75m、幅は北端0.88m・南端0.95m、木棺痕の凹部分は長さ5.28m、幅は北端0.88m・南端0.95m、深さは両端とも15cm」とある。

木棺については、「棺身の底部の痕跡である粘土床に印された凹部分の曲線と、棺体に沿って積み上げられた壁面の形状から推定することができる」とし、「粘土床の凹部の弧から正円を作図するとその径は石室の内法を大きく超過し、断面を正円の木棺を考える限り、これを石室内に納めることは不可能である。したがって、この石室に納まっていた割竹形木棺は断面が正円のものではなかったことになる」と判断され、このことは、「木棺身の底部は舟底状を呈し」ていたと推定した。

また、「棺体はほとんど腐朽し去っていたが、鏡が立て掛けられていた棺身縁部が僅かに残存していた。大きさは、長さ30.6cm・幅6.4cm・厚さ3.2cmの柁目の板の断片」であったこと、「鏡の後から棺材の残欠が検出された」ことが報告されている。しかし、木片が銅鏡の上にも存在したことから、「鏡は布に包まれ、板様のもので覆われていた（木箱様のものに納められていたか）可能性が

ある」との記述もある。

ここでは、粘土床の存在から木棺の存在が指摘され、粘土床の形状から割竹形木棺ではなく舟形木棺であろうと推定され、鏡の下側に存在した木片によって木棺の存在が推定されている（蓮岡ほか編2002）。

（3）黒塚古墳（奈良県天理市）

竪穴式石室の規模は、長さ約8.20m、幅0.89～1.22m、高さ1.58mで、合掌式の天井部構造である。

埋葬施設は、次の手順で構築されており、以下、報告書から抜粋する。

① 墓壙の掘削

墓壙底中央には南北に長い緩やかな高まりが掘り残され基台の基礎となる。

② 基台・粘土棺床下部の構築

墓壙底中央の高まりの上に重ねるように置き土層、バラス層の上下2層構造で基台をつくり、この基台の上に粘土を貼り付けて粘土棺床下部を構築する。

③ バラス敷きの施工及び木棺の搬入・安置

粘土棺床周囲の墓壙底全面にバラス敷きが施工される。棺床の下部表面及びバラス敷き上面の全面に赤色顔料が厚く塗布される。この直後の段階で木棺が搬入され、粘土棺床下部の上に安置される。

④ 粘土棺床上部・礫敷きの施工と壁体下部構築面の整備

木棺が安置された状態で、棺床下部の上面平坦面の縁辺部と棺底との間に粘土を付加して横断面三角形の立ち上がりを形成する（粘土棺床上部）。9～10回前後繰り返す粘土の貼り付け単位ごとに赤色顔料が塗布される。粘土棺床周囲を根固めするように礫敷きが施工される（図7（2））。

⑤ 石室壁体下部の構築及び作業道の埋め戻し

礫敷きと土によって整えられた構築開始面から壁体下部を構築する。壁体下部は塊石積みの壁面下段に対応し、壁面高は約0.5～0.7mである。

⑥ 排水溝掘り方の掘削と石組み暗渠の設置

⑦ 排水溝掘り方の埋め戻しと壁体上部構築面の整備

⑧ 壁体上部の構築

壁体最上部が突き合わせに閉じられる。

⑨ 石材被覆・粘土被覆の施工

天井部が形成された後、その上をさらに大きく覆う石材被覆・粘土被覆が施工される。

⑩ 墓壙の最終埋め戻し

とある。

木棺については、「堅穴式石室内に安置されていた木棺はほぼ完全に腐朽消滅し、銅鏡群に付着して遺存した若干の材片をとどめるにすぎない」とある。しかし、「粘土棺床上に凹部として残された棺底部の圧痕は長さ6.09m、北端幅0.86m、南端幅0.74mの細長い長方形を呈する。したがって、木棺の長さは6.09mとなり（後略）、棺の直径については復元で約0.92～1.01mと考えられている。木棺は、「中央部の長さ約2.7m、幅0.45mの範囲のみが削り込まれて遺体を安置するための空間となっており、それ以外は材が削り残されて空間が存在しなかったと判断された」。

木棺材については、「主に棺外西側の銅鏡群に接して一部が遺存していた大きな材の残片としては、互いに折り重なって出土した1～4号鏡の鏡面を大きく覆っていた黒色化した材片がある」。これについては、「出土状態からは木棺本体と判断するのがもっとも合理的である」とされた。

赤色顔料については、「木棺の表面には赤色顔料（ベンガラ）が全面に塗布されていたと推測される。（中略）また棺底に密着していた粘土棺床立ち上がりの内斜面には赤色顔料が認められたが、この部分は木棺を棺床下部に据え置いてから構築されるため、あらかじめ木棺の外面に塗られていた赤色顔料が転写された可能性」と考えた¹⁰⁾。

遺物の出土状態については、棺内では、「（画文帯神獣）鏡縁の下端は棺床粘土に約1.5cm嵌入しており、鏡を取り上げると鏡面のスタンプには鮮やかな赤色顔料が付着していた」とあり、西棺外では「剣3の鋒破片は刀剣類の束から押し出されるような格好で、棺床内斜面に沿ってずれ落ちていた。また、付近の棺床内斜面には、棺の柄の一部と考えられる漆膜の付着が見られた。不明鉄器12も棺床凹部内底面に密着して出土している」と報告されている（岡林ほか編2018）。

木棺の存在に疑問をもつ立場からは、図7（2）の断面図から、④の工程で、粘土の貼り付け作業が、例外なく外側から行われていると報告書には記載されているが、木棺の形状によるものの、粘土を押し込むことは可能でも、断面に見えるような層を形成するような貼り付けは

難しいのではないかとと思われること、遺物の出土状態で、先にも挙げたように、画文帯神獣鏡が粘土棺床に嵌入していること、西棺外の遺物が棺内に落ち込んでいること、漆膜が棺床内斜面に付着していること、不明鉄器12が棺床に密着して出土していることなどから、木棺の存在を肯定することは難しい。

（4）雪野山古墳（滋賀県東近江市ほか）

堅穴式石室は、長さ6.1m、幅1.35～1.5m、高さ1.6mを測る。

壁体基底石は墓壙底に敷かれた黄白色砂質土の上に載せられており、壁体を構成する石材には赤色顔料の付着が認められる。顔料が壁面から奥深い部分まで付着している石があることから、石材を積み上げる時点ですでに顔料を付けていたものがあった可能性が高い。

石室床面には、精良な灰色粘土を用いて造った、長さ5.8m、幅0.95～1.15mの粘土床が存在している。

粘土床の築造は、

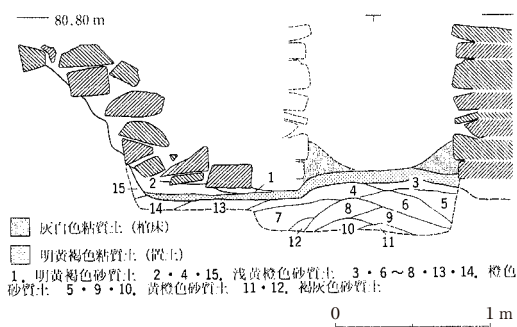
- ① 墓壙底に敷かれた黄白色砂質土上に幅1.1m厚さ7～8cmの基部を設ける。
 - ② その両肩部分を中心に断面三角形の粘土の盛り上りを加える。
 - ③ 側面に厚さ3～5cmの粘土を貼り足して粘土床が完成する。
- ②と③の境界面には一面に赤色顔料が認められた。とされている。

木棺は、長さ5.6m、幅0.8～0.9m以上と推定され、粘土床横断面の描くカーブはかなり緩いことから、この曲率が設置された木棺の底面形を正しく反映しているとすれば、断面が正しく半円を描く厳密な意味での割竹形木棺ではなく、底面がいわゆる舟底状に加工されたもの、あるいは巨大な丸太の円周の3分の1程度を利用したものであったと解釈することができるとされた。

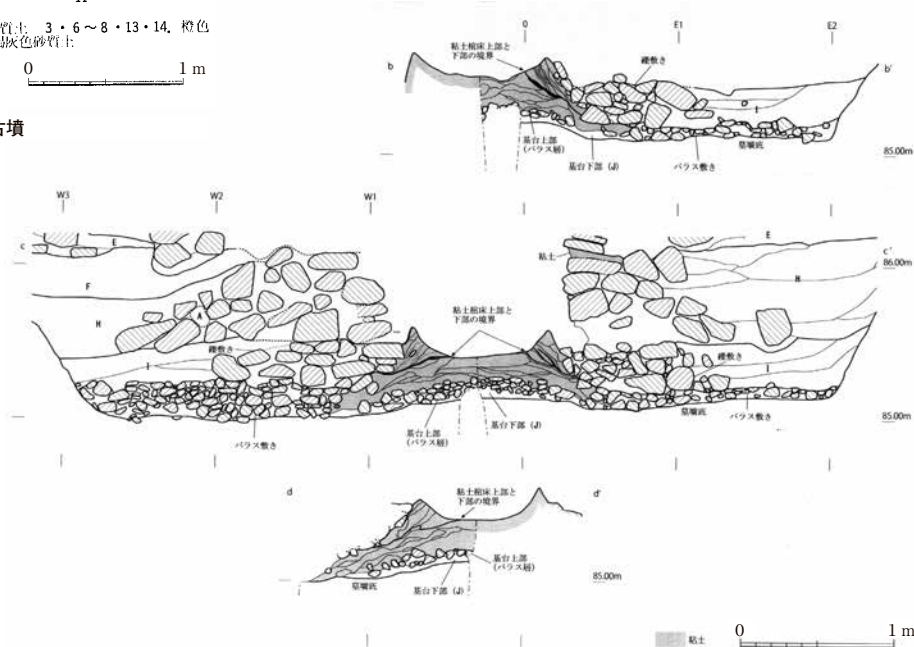
2面の銅鏡（2・3号鏡）は南側、棺の中心部側から仕切り板に立てかけられていた可能性が高いと判断される。

また、仕切り板材以外に、鏡の上下には多くの棺材が遺存していた。このうち、鏡の上側のものは棺蓋、下側のものは棺身に相当すると思われるとした（福永ほか編1996）。

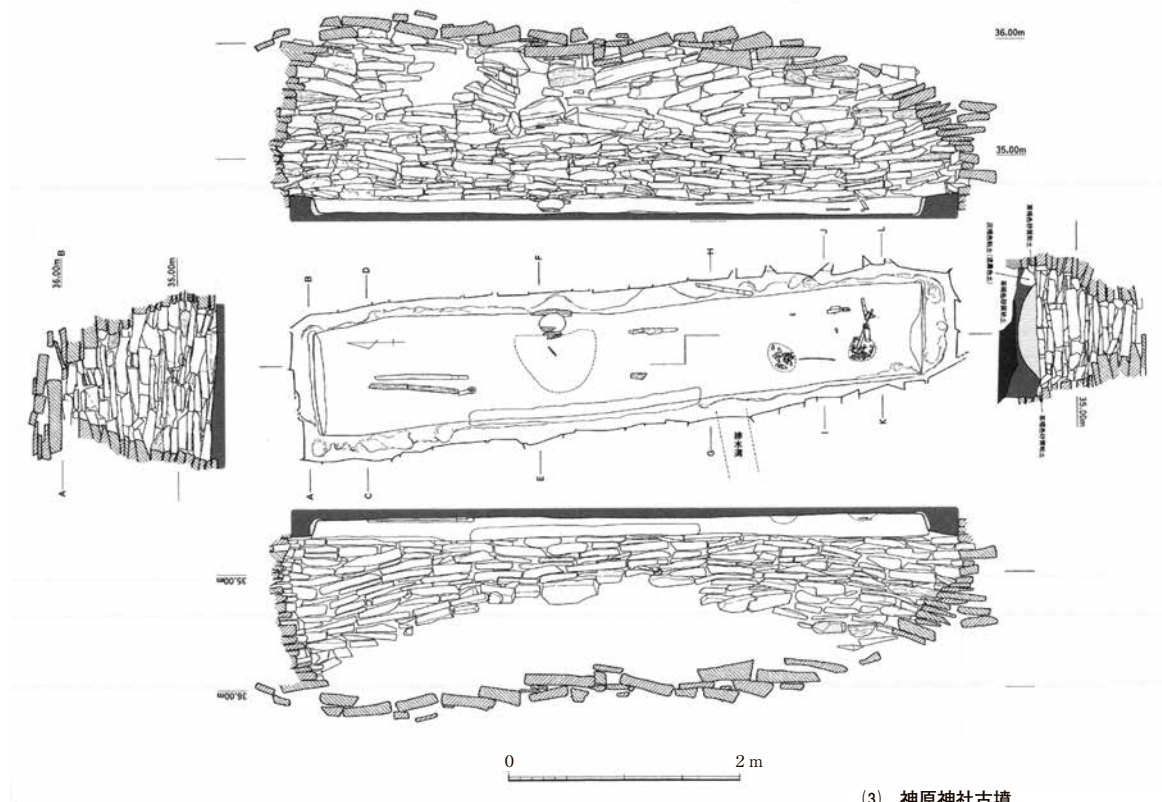
報告書の所見から、①出土している木材には赤色顔料が見られない。②鍬形石及び周辺には朱が散布され、粘



(1) 小泉大塚古墳



(2) 黒塚古墳



(3) 神原神社古墳

図7 粘土床 (1)

土床にはベンガラが塗布されており、「(粘土床の試料は)鉄形石周辺の下面も含めてすべてベンガラである」。

③ 北区画において、「鉄製農工具類のすぐ東側では粘土床に付着した状態で、黒漆膜の断片の存在が確認された」とあり、粘土床にベンガラを塗布し、木棺内に朱を散布したと考えると、木棺の腐朽土の存在が確認されていないと言える。また、「(北区画で)石室を構成している石材と同質の小礫数個が、矢筒部を破損してその内部に落ち込んでいることが確認された」とあり、少なくともこの部分に棺蓋は存在していなかったと言える。

また、工程②にあるように、断面三角形の粘土の盛り上がりを加えることでU字形をつくっており、このことも木棺の形状を反映しているとはいいがたい(図8(1))。

なお、粘土床に見られる環状の痕跡については、今後の検討課題としておく。

(5) 紫金山古墳(大阪府茨木市)

全長100mの前方後円墳で、竪穴式石室は、内法で長さ7.0m、幅1.1m、高さ1.2mを測る。

「墓壇は長さ9.6m、幅4.0mで、墓壇底の中央を台状に削り残し、(中略)上面をU字形に凹め、表面に薄く粘土を貼って棺床としている。この上に割竹形木棺が置かれていたものと推定される。棺床の周囲の溝は棺床上面近くの高さまで礫で埋められ、その上に板石が敷かれている。また棺床上面にもU字形の凹みの縁に沿って長手を揃えた板石が敷かれている」。なお、「天井石の上面は厚く粘土で被覆されていた」(図8(2))とある(小野山ほか編1993)。

この後、墳丘・副葬品の調査が行われ、棺内副葬品の認識として、「棺蓋・棺身・2枚の仕切板によって構成される割竹形木棺において、2枚の仕切板によって区画された、人体埋葬がおこなわれた空間のみを指している。すなわち、棺身の上に配置され、棺蓋によって覆われたと推定されるとはいえ、南北両小口付近で出土した多量の副葬品は棺内副葬品とはみなされていない。したがって、棺内副葬品をいかに認識するかは、遺存していなかった仕切板の設置位置をどのあたりに想定するかによって大きく左右される」とした。

「石槨の内法は、長さ約6.8m、北小口幅約1.2m、南小口幅約0.9mを測る。鏡Ⅰ(新有善同銘方格規矩四神鏡)は北小口から約1.2m南、かつ両側壁間の中央付近、す

なわちほぼ石槨中軸上において、鏡背を上に向けた状態で出土した。鏡面には木棺に由来する木質が遺存していたほか、鏡の西側からも木棺の残片が出土している」。

以上の内容から、U字形の粘土床は、台状に削り残され、上面をU字形に凹めた上に粘土を薄く貼ったものであること、副葬品と粘土床の関係が不明ではあるが、鉄製品の多くに木質が遺存していることを前提に、木棺片が鏡および鏡のごく近くにのみ残存していたことが明らかである(阪口編2007)。

(6) 妙見山1号墳(愛媛県今治市)

1号主体部(後円部)の石槨は、長さ6.7m、幅1.0m、高さ0.8～1.0mを測る。

粘土床と木棺構造については、以下のとおりである。

墓壇の底面である地山上に直接粘土床が設けられている。規模は、長さ6.65m、幅0.7～1.0mを測る。

石槨構造の復元においても、

- ① 後円部地山部分を掘り抜いて1号石槨の墓壇を作る。
 - ② 墓壇底部中央の粘土床構築位置にベンガラを播く。
 - ③ この位置に粘土塊を敷き並べて約6.5m×1.0～0.8mの長方形平板な粘土床を形成する。
 - ④ もう一度粘土床上面にベンガラを播く。
 - ⑤ 平板な粘土床の長軸中心線を中心に両側から粘土塊を壁体側へせり上げるようにして、中心から端に向けて粘土塊を貼り足して行く。こうして断面U字形の粘土床を構築し、削り抜き式木棺を固定的に安置する土台を形成する。
 - ⑥ この段階で少なくとも削り抜き式木棺の棺身の部分を安置する。
 - ⑦ 粘土床の端部に接し、木棺と接触しないような形で、壁体の割石を積み上げていく。
 - ⑧ 壁体上部に天井石が渡されていく。
 - ⑨ 粘土を被覆することにより密封する。
- との工程が示されている。

⑤の観察からは、内側から重ね合わせるようにして粘土床の肩部を形成することで、木棺が無い状態で粘土床が完成したことを表しており、粘土床の断面が木棺のスタンプになっていることを否定していると理解できる。

また、「粘土床の上面の断面弧線は、緩やかな円形を描き、いわゆる割竹形木棺が設置されていたものと考えられる。ただし、この粘土床断面弧線をそのまま円形状に延ばし

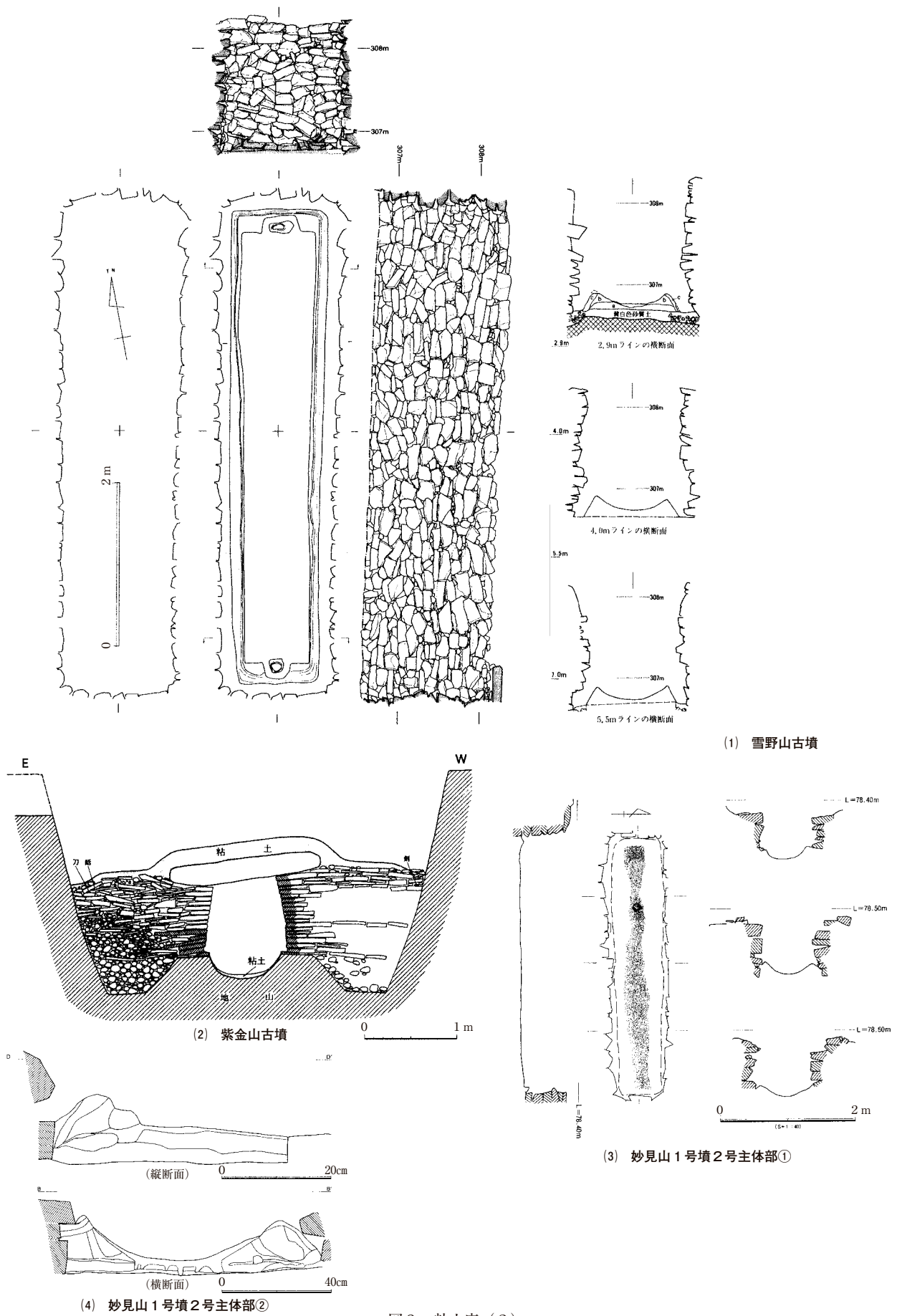


図8 粘土床 (2)

て行くと、壁体におつかってしまう。コウヤマキ製の大木を刳り抜いた割竹形木棺であれば、粘土床断面の弧線に応じた円形の部分が木棺に相当することになる。しかし、この場合、この円形部分が壁体におつかすることは、木棺の断面は円形をなしていないことを示している。1号石槨の木棺はいわゆる割竹形木棺ではなく、舟形木棺などの長大な刳り抜き式木棺であると推定する」とあり、この部分では棺床が木棺の形状を反映していることになっている。

2号主体部（前方部）の石槨は、長さ3.8m、幅0.8m、高さ0.65～0.75mを測る。

石室内からは、長さ3.7m、幅0.65～0.78mを測る、図8（3）に示した、断面が緩いU字状を呈した粘土床が検出されている。木棺に相当する棺材は発見されていない。報告では、「粘土床の床面の断面線は石槨の規模に対して緩やかであり、（中略）粘土床の規模からも刳り抜き式の木棺であると推定される」とされた。2号主体部においても、副葬鏡は粘土床に密着した状態で検出されている。

また、破碎鏡の鏡面にも朱が付着した状態で発見された。

このことは、図8（4）に見られるように、粘土床は内側から壁体側に粘土を貼り足していることで完成させており、木棺の痕跡を示しているとはいえないこと、銅鏡が粘土床に密着した状態で検出されていることから、銅鏡と粘土床の間に木棺腐朽層がなかったことは明白である（下條編2008）。

（7）東之宮古墳（愛知県犬山市）

粘土床は、墓壙底に5cm前後の大きさの礫を厚さ40cm前後で敷詰めた後、断面形が緩いU字状になるように凹め、その上に粘土床をつくる。

粘土床は長さ4.93m、幅約0.6～0.8mを測る。

「棺の形態を復元することは困難であるが、粘土床に残された痕跡からみると、刳抜き式木棺で底部形態はゆるい弧を描く」と推定された（渡邊ほか編2014）。

また、これに先行する報告では、「棺については、その痕跡はほとんど残存していないが、（中略）組合式の箱形に近い木棺であったと思われる。ただし、（中略）あるいは刳貫式か、棺底部が隅丸状を呈する構造であった可能性も推測できよう」とある。

なお、詳細は不明であるが、「東壁ほぼ中央部に存在

する鏡群で、（中略）個々布に包まれ一つの木箱（ヒノキ）に納められていたと思われる」という記述もみられる（赤塚編2005）。

（8）闘鶏山古墳（大阪府高槻市）

全長88mの前方後円墳で、「後円部墳頂には、南北軸で東西に並行する2基の未盗掘竪穴式石槨が存在する。」「第1主体墓壙は、南北約14m、東西約11mの長方形を呈するとみられ」る。「第2主体墓壙は、第1主体墓壙の北西部を切り込み、南北約8.6m、東西約5.1mの長方形を呈する」とされ、「第1主体は、（中略）墳頂下約2mの位置で石槨上面を覆う被覆粘土を検出し、一部を掘り下げて天井石を確認した。被覆粘土は淡青灰色～淡褐色を呈し、直径10cm以下の礫が混入する。0.1～0.15mの厚さで石槨の上面を覆って」いると報告されている。

第2主体は「被覆粘土は墳頂下約0.9mで検出した。（中略）粘土は淡青灰色～淡褐色を呈し、約0.1mの厚さで石槨上部を覆う」とされている（森田ほか編2009）。

石室内部については、石槨内画像調査が行われており、以下、その報告から引用する（高橋ほか編2007）。

第1主体は、「東西の側壁は、結晶片岩の板石を小口積みで持ち送りながら合掌形に構築して天井部へと至る。明確な天井石が存在しない」。

「床面には断面U字形を呈する粘土棺床が良好に遺存する。粘土棺床の立ち上がりは高く、湾曲度は強い。全体としての遺存状況は良好だが、表面に縦方向のひび割れが生じている部分や、斑状あるいは筋状の色抜け部分もみられる。粘土棺床は赤色顔料（ベンガラか？）が塗布され、全体に赤い。この顔料の塗布は、東側壁面および西側壁面の下から2～3段までおよんでいる。棺床上には頭蓋骨が遺存している。遺体は北頭位で安置されたと考えられ、頭蓋骨周辺とその南側の上半身に位置する部分がひときわ赤く、粘土棺床に塗布されたものとは別種の顔料（水銀朱か？）とみられる」。

「頭蓋骨の南側は、人骨を含め遺物の状況が判然としないものの、唯一、遺体の右肩から腕に沿う位置に、切先を南側に向けた短剣の木製柄がみてとれる。方格規矩鏡の下側には木棺残欠とおぼしき木質が残る。」「方格規矩鏡と三角縁神獣鏡の間には、銅鏃のほか、落下した天井・壁面の板石片、木棺の残欠などが散在している」。

木棺の残欠と考えられたものの一部は、粘土床の主軸に対して直交する木材と考えられ、木棺を考えた場合には不自然である。

第2主体は、「結晶片岩の板石をわずかに内傾させて積み上げ、大型の天井石を架構している」。

「粘土棺床の横断形状は浅いU字形を呈する。表面には赤色顔料の塗布がみられる」。

「荒れた棺床上には落下してきた石材とともに、木棺の残欠とみられる木片が多数認められる。このうち縦方向の木目のものは木棺の身及び蓋の残欠とみられ、これに直交する横方向の木目のものは赤色顔料が塗布され、棺身とは別材の仕切り板と考えられる。さらに北側東半には、棺床の曲面部と、端部平坦面上に細長い直線状のものが見てとれ、鉄剣あるいは鉄刀と推定される」。

「木棺の遺存状況が把握できる。画面両側の縦方向の木目をもつ材は棺身の端部で、内湾する棺身底部は上面に淡黄灰色土が堆積し、判然としない。また画面中央上端と下方左端には、蓋材の残欠がみられる。」「画面下半には棺材と直交する木目の南小口板が棺の内側に転倒しているのがみえる」。

画像からの観察にすぎないが、第1主体では粘土床が良好な状態で残っていること、粘土床全面に赤色顔料が塗布されていること、頭蓋骨・方格規矩鏡部分には朱(?)がみられる。方格規矩鏡下に木棺残欠が確認されるとあるが、木棺残欠は頭蓋骨よりも少し高いと思われる位置で終わっており、頭蓋骨の下には伸びる可能性が低い。

また、第2主体で検出された木棺は、粘土床の南側に偏っていること、木棺と断定するには、堅穴式石室の規模が明らかではないが、木棺と考えられているものの北小口より北側には棺身部分と考えられるものが伸びていかず、天井石が8～9枚と仮定すれば、石室全長の1/3程度の長さと考えられる。北小口、南小口、蓋?を持つ木棺状のものと言えるが、木棺とするには規模的には非常に小さいと考えられる。

以上のことから、木棺を想定するのは難しいと考える。

第5段階の古墳について、若干の事例を取り上げて検討した。先に提示した、粘土床は木棺の痕跡を反映していると言えるのかについては、紫金山古墳のように表面に薄く粘土を貼って棺床としている例や、妙見山のように薄い帯状の粘土を内側から重ねるようにして、次第に

せり上がらせている例、鬩鷄山古墳の画像に見られる第1主体の粘土床から、非常に丁寧に仕上げたことが理解されるが、この上に相当な重さの木棺を安置した痕跡、少なくとも粘土床に対するダメージについては記述されていない。これは他の古墳においても同様であり、粘土床のU字形と木棺の形状を結びつけることはできないというのが結論である。

第2点として、銅鏡などの青銅品は木棺の腐朽を妨げているのかという点については、綾部山39号墓、ホケノ山古墳、神原神社古墳、雪野山古墳、鬩鷄山古墳などにそうした記述がある。これについては、明確な否定もできないが、銅鏡周辺で確認される木片が、割竹形木棺や舟形木棺の棺材であるとするには、断面形状が板状のものが多く傾向にあるのは不自然ではないかと考えており、可能性として蓋のない箱、盆のような形状の木製品も考えられるのではないだろうか。

次に、木棺が出土している古墳について考える。

(9) 桜井茶臼山古墳（奈良県桜井市）

図9(3)のように、堅穴式石室の全長は6.75 m、幅は中央部で1.13 m、高さは平均して1.60 mを測り、石室を構成する大小石材のすべてに朱彩があつて、壁面として露われない部分にまで塗布されていた。

下底部の構造は、地山をU字型に掘り下げたものを基盤とし、この直上に径30cm内外の安山岩の比較的薄手の扁平割石を一重全面に敷きつめたものである。この敷石にじかに木棺が置かれているわけで別に粘土等によって木棺を安定せしめる様な装置は全然認められなかった。

東西両側壁は、地山の上に扁平敷石を敷いた上面に直接割石をその内側切断面を比較的よくそろえて積み重ねたもので、下から上へはほぼ垂直に近く積み上げている。

木棺の長さは現存する部分だけでも5.19m¹¹⁾を測り、両端部は腐蝕が特に著しい。「棺巾は中央辺で現存部だけでも74cmにして先に述べたように側壁に遺存していた木片片との関連もあつて此の部では凡そ1.10mを測りうるが、石室の此の部での寸法は1.13mであるから、大体木棺は石室の寸法に近いものであつた筈である。

又棺の厚さも底部中央辺では22cmあつて相当厚いものであつた事が知られる」。また、「棺の蓋に相当する部分は、残念乍ら、これも多数の棺材の断片はあるが、大部分は細かくなった物ばかりで、(中略)平蓋であつたか、

丸蓋であったかは今の所資料としては述べる事が出来無い・・・」と記述されている。

木棺と報告されているが、所謂「棺身」の部分だけである（上田ほか1961）。

（10）下池山古墳（奈良県天理市）

堅穴式石室は、長さ6.9m、幅0.93～1.45m、高さ1.87～2.05mを測る。

まず、堅穴式石室の構築からみていく。

基底部は、墓壙底に20cmの厚さで径5cmほどの小礫を敷き詰める（小礫層A）。

黄褐色砂質土で断面が台形の基台を設える。

基台の側面に薄く赤色粘土を介在させて小礫を厚さ30cmで敷き詰める（小礫層B）。小礫層Aと同じ礫を用いているため層序は連続して区別できない。

小礫層Bの上にはさらに厚さ15cmの小礫層Cを置いて基台とほぼ同じ高さに整えている。小礫層BとCの間、小礫層Cの上面にも薄い赤色粘土を介在させている。

棺床粘土を設らえて基底部が完成するが、根を張るように棺床粘土が礫層の間へ派生しており、棺床粘土は本体の施工以前から準備され、周辺の小工程で繰り返し使用されたと考えられる。

棺床粘土の断面形状は中央が凹んで両端が二山に盛り上がっている。

壁面を構成する石材の背後に同じ板石を2、3石控え積みしながら立ち上げていく。

壁面には朱の塗布が認められた。遺存状況は部分的で薄い。棺床粘土の断ち割りでは朱が良好に遺存した部分を見いだせたことから、本来は全面に塗布されたものであると考えられた。また壁面中には奥行き5cmまで塗布されたものがあり、構築以前にあらかじめ石材を朱に漬け込んだと考えられている。

木棺の棺身材は、図9（4）のように、両小口から進行した腐朽のために、北端は粘土棺床に残された本来の北小口から64cm、同じく南端は南小口から41cmの位置まで後退し、遺存率は長さにして全体の約83%である。

棺身材の棺内部分には部分的に水銀朱が付着し、とくに北小口から南へ252～432cm間の南北180cm、東西32cmの範囲は濃く、その中央部では盛り上がるように堆積していた。

棺蓋材は南端の一部が大きく東西2片に分かれ、棺身

材南端付近に被さるようにかろうじて遺存していた。西側の材は長さ154cmと大きく、やや西方向にずれながら棺身材の上に被さっていたが、現状で棺身材との接点はなかった。

棺身材は粘土棺床上に設置された状態をおおむね保つものと考えられた。しかし、棺身材の軸線は石室および粘土棺床の中軸線に対して・・・東へ4.5cmずれている。棺身が本来ずれた状態で設置されていたとは考えにくく、盗掘者によってずらされたものである蓋然性が高いとされた。

粘土棺床は、大量の赤色粘土を使用して床面いっばいに設えられたもので、上面が横断面U字形の細長い凹部となる。凹部の長さは6.26mを測る。幅は石室北端から1mごとに84、72、76、60、67、69cmとやや数値が安定しないが、これは石材の落下などによる粘土の変形に加え、棺身下底部のカーブに沿って立ち上がる凹部両側の稜の高さが本来一定でないことに起因する。

南端面上部には下端幅約20cm、上端幅約5cm、高さ（長さ）約5cm程度の薄い粘土の突起があり、内側に傾いていたが、本来は木棺小口面に沿って垂直に立ち上がっていたものと考えられる。

蓋、身とも材の表面は黒く変色し、収縮によってまばらな剥落の進んでいる部分がある反面、生木に近い良好な状態を保つ部分もある。

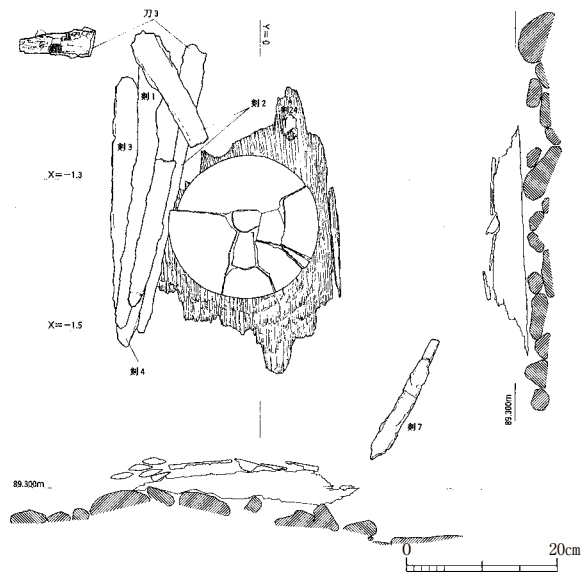
棺身は、主として長軸方向からの腐朽が進行し、小口部は遺存していない。蓋との接合部は左側で長さ253cm、右側で長さ184cmにわたり、最大幅2.4cmの帯状の平坦面として遺存している。

棺身材全体は現状で長さ524cm、幅および高さは57.5～74.5cmおよび34.0～39.3cmを測る。

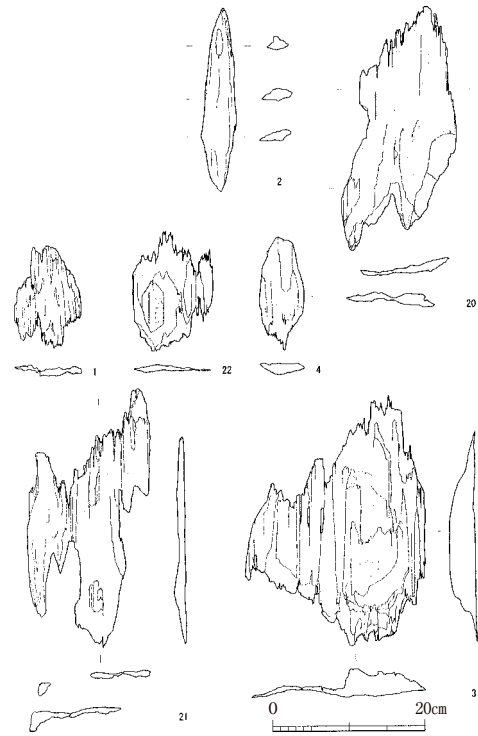
横断面の全体形は中央部が厚く両側の立ち上がりに向かって薄くなる弧形を基本とする。削り抜き部の幅は60cm内外、深さは11.3～17cmを測る。棺身材自体の厚さはもっとも厚い部分で16～22cmである。

棺身は半裁した樹幹の内部を完全に削り抜くものではなく、中央部の棺室部分のみを削り抜き構造が想定される。棺端と棺内の双方から進行した腐朽が複合して、頭側の一部に不自然な盛り上がりを残し、足側では不自然な底状部分を残したものと思慮される。

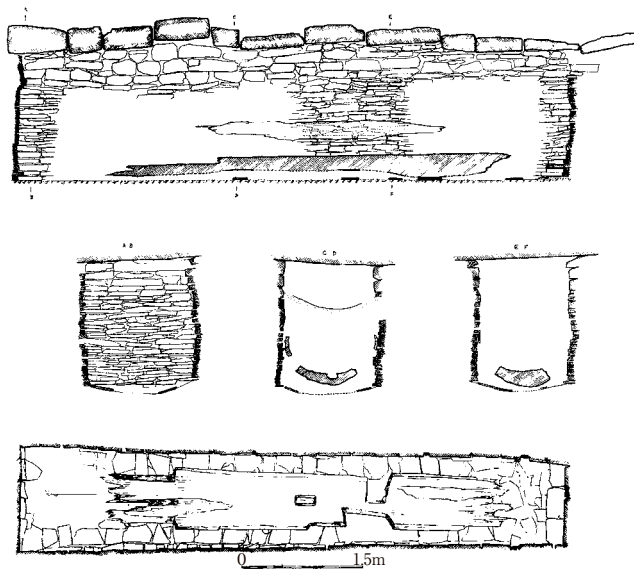
棺蓋は、現状で長さ154cm、最大幅44.2cm、最大高さ



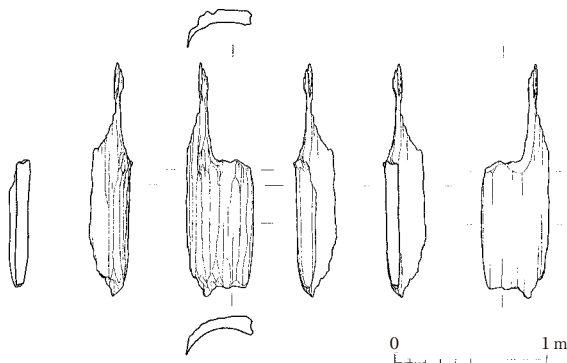
(1) ホケノ山古墳①



(2) ホケノ山古墳②



(3) 桜井茶臼山古墳



(4) 下池山古墳

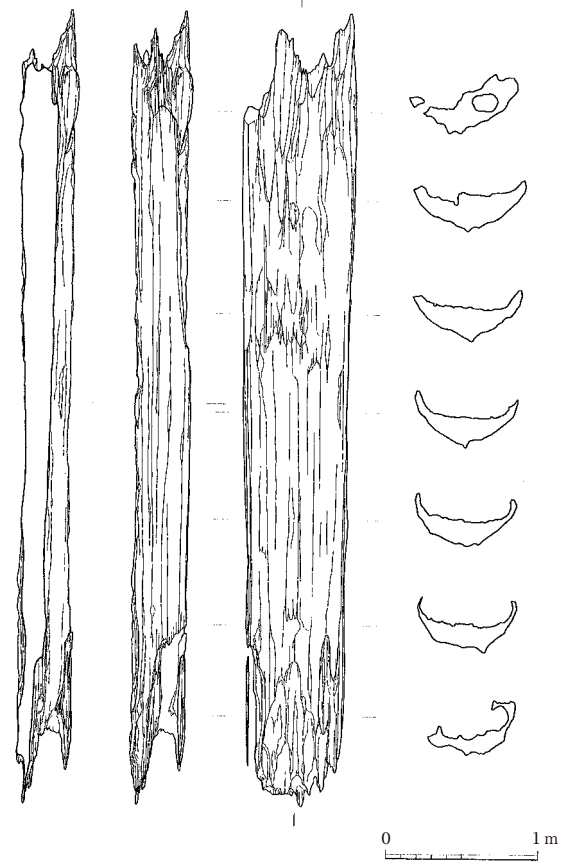


図9 木棺関係 (1)

27.4cmを測る。横断面形は上面がやや平らな円弧を描く。材自体の厚さはもっとも厚い部分で10.4cmである。

粘土棺床上面の状況として、「棺床上面には横断面が浅いV字形を呈する溝状の凹みが幾条も刻まれていた。この溝状の凹みは、後述する棺身下面に生じた筋状の凸部に対する圧痕であって、腐朽の過程で表面に浮き出た凸部が棺の自重及び土圧で粘土面に陥入したものである」と報告されている（卜部編2008）。

下池山古墳の木棺は、棺身とこれの約30%程度の棺蓋からなるが、蓋部分は削り抜かれていない部分に当たり、平坦部を覆う役割りが考えられる。

（11）園部黒田古墳（京都府南丹市）

全長約52mを測る前方後円墳で、第1主体部は二段墓壙になっている。

上段は、長さ約10.0m、幅約6.5m、深さ約1.0mで、下段は長さ約7.0m、幅約3.0m、深さ約1.5mを測る。

底部に、自然石を用いた石床状施設を構築している。

図10（1）にあるように、「石床は、墓壙底面の南北約6.5m、東西約2.7mの範囲に設けられていた。人頭大の自然石を、両側縁に2～3段積み上げ、窪んだ中央部には拳大の石（礫）を敷き詰めていた。断面は緩やかなU字形を呈し、両側縁の中央の窪みに面する下段の石は、後述する木棺を受けるように広い面を内側に向け、かつ、斜めに立ち上がっていた」とされる。

木棺の規模・形状については、長さ4m、幅は約0.7m～約1.2m程度の舟形木棺と考えられた。

「木棺は最大長約3m、最大幅約54cmが遺存していた。厚さは、鏡が出土した部位が最も残りが良く、約18cmを測り、ほかは約6cm前後を測るのみである。底部の形態は緩やかに円弧を描くようであるが、腐植のためか石床状施設の形態から復元される湾曲ほどのカーブは呈していない」。

「粘土槨の上部の被覆粘土のごとく、木棺は黄褐色土Ⅱ・Ⅲによって蒲鉾状に覆われる」とあり、蓋材は確認されていない（森下ほか編1991）。

この状況からは、本来蓋のない棺身部のみで構成されていたと考えられる。

（12）大和天神山古墳（奈良県天理市）

全長113mの前方後円墳で、堅穴式石室の長さは約6.1m、幅1.2～1.4mを測る（図10（2））。

床面は、側壁側で約10cm、中央部で約8cmの粘土を敷いており、「やや凹みはあるが平坦に近い粘土床に木櫃を安置し」ている。

この木櫃は、「現存するものの計測値は全長2.6m、幅76cmの木材で、3本の材から成り立って」おり、「この内部には朱が充満しており、朱を格納するための容具ということになる。蓋と考えられるものは残存しておらず、（中略）当初より使用しなかったという見解もなりたつ」とした。具体的には、「ちょうど一本の刳抜木棺のように、断面が半円状になる如く削り、朱を入れる部分は1cm程度掘りくぼめてある」。朱は、「長径1m、幅40cmの範囲内に厚さ5cmの状態に埋納されていた」とあり、約41kgが確認されている。

これを木櫃としたのは、「遺体埋葬を行ったと断定を下す何等の資料を見出すことができない」ことから、「棺というべきより遺物埋納のための櫃的性格を有したものとみるべきが妥当であろう」とした。

なお、朱の周辺には20面の銅鏡と鉄製剣身が見られた（伊達ほか1963）。

報告では、遺体埋葬の痕跡が見い出せないことから木櫃としたが、朱の使い方や副葬品の在り方から、小児用の棺身である可能性が高い。

なお、形態的には桜井茶臼山古墳と類似する点もあり、桜井茶臼山古墳から出土した81面の銅鏡も、大和天神山古墳同様、木棺の縁辺に並べられていた可能性もある。

以上4古墳の木棺についてみたが、桜井茶臼山古墳では棺身の厚さは底部中央あたりで22cmとあり、蓋材については大部分細くなった物ばかりであったとされている。

下池山古墳は、蓋部分が一部に限られ、本来蓋が全面にあったのかどうかは判断し難い。

園部黒田古墳は、木棺の形状から、上面がほぼ平坦であること、底面が少し湾曲すること、蓋が確認できないことなど、下池山古墳、桜井茶臼山古墳などに通じるものがある。

下池山古墳の棺蓋の一部をどう理解するかはあるが、基本的にはなぜか棺身のみが良好な状態で検出されている。棺身が出土しているのは、木質が腐朽しにくい状態であったことがうかがわれるが、にもかかわらず、棺蓋はほぼ腐朽しているということになる。本来、地面に接する部分から腐朽が始まると考えられるため、こうした

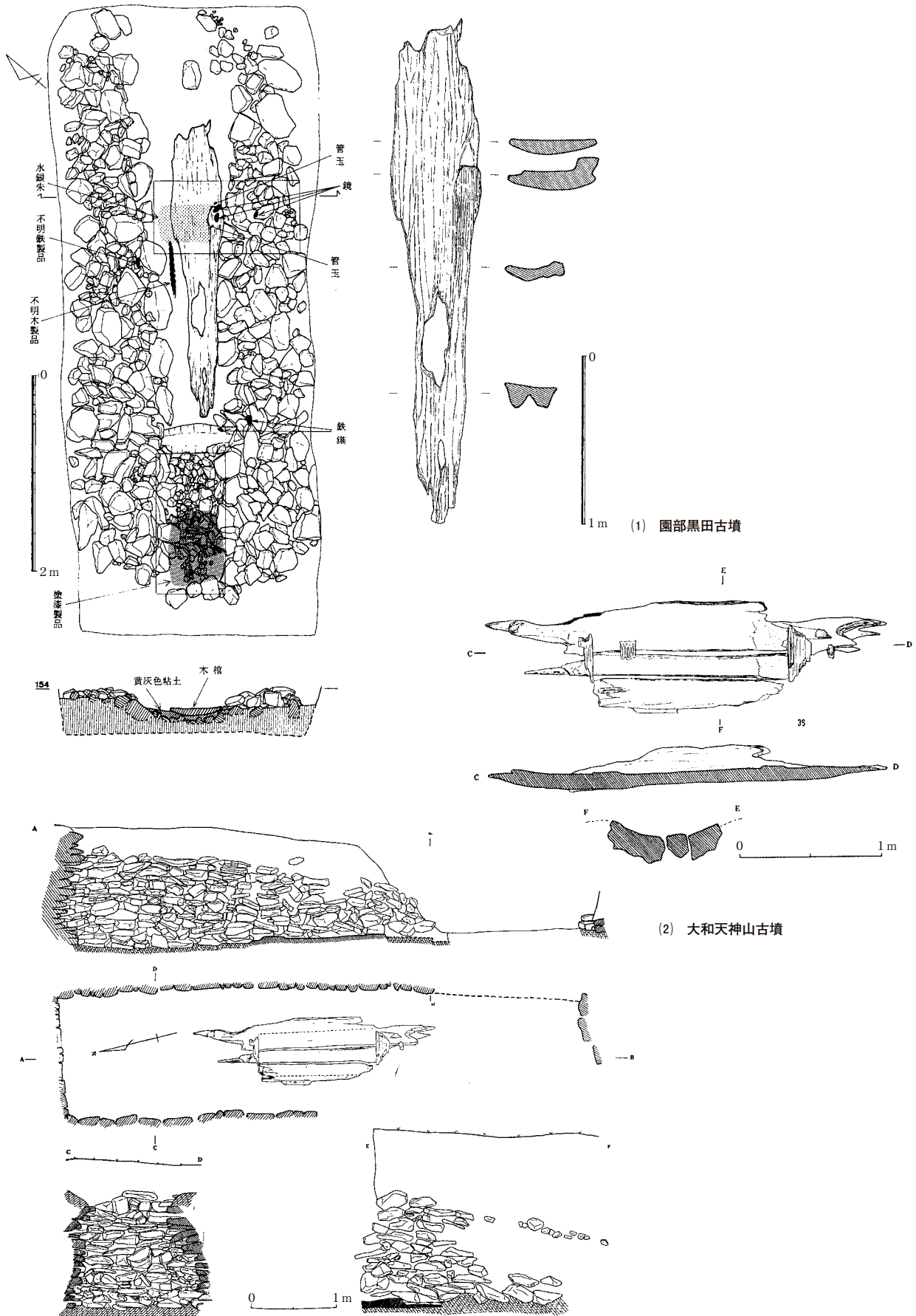


図10 木棺関係 (2)

状況は不自然ではないかと考えており、大和天神山古墳の「木櫃」を棺身とすれば、蓋の存在しない身のみのものである存在も肯定される。

これについては、あくまで推測の域を出ないが、和田晴吾のいう「屍床」「屍床台」¹²⁾が、まさに楯築弥生墳丘墓の朱を表すものが屍床、粘土床と呼ばれるものが屍床台と考えられると同様、屍床台に分類されるべきものと考えている。これは、上面がほぼ平らで、蓋が見あたらないことにつきる。

最後に、竪穴式石室の簡略化としてとらえられている粘土槨についてである。「Ⅱ. 研究の現状と課題」で述べたように、小林は粘土槨の検討から「竪穴式石室内に割竹形の粘土槨構造を有するものもまた、もと内部に木棺を納めたものであった」と結論しているが、あくまでも空間の形成を意図したとの考え方を前提とすれば、石室の代わりに木棺を用いて空間を生み出し、天井石を架け、粘土で被覆する感覚で木棺を被覆したとも考えられる。ただし、初期の粘土槨に木棺が安置されていたのが問題となる。

上田直弥は、粘土槨の第1段階として、大阪府富田林市真名井古墳をあげている。「その出現に際しては組合式木棺との関係が注目でき、(中略)特異な粘土槨構造が後出事例と連続性を有することが確認できたため、粘土槨の出発点の一つとして位置付けることが妥当である」とした(上田2015)。

真名井古墳は、「粘土槨は内部に木棺を包蔵するために設けられたもので、棺の底部を囲む構造についてみると、全長は5.75mで、巾は最も広いところでは1.1mある」。なお、高さは80cmであった。

また、「木棺の両端に当たる粘土上には、棺体の方向と直行して、巾狭く切り込んだ溝の痕跡が検出されたので、この部分には棺を閉塞するために外方よりあてがった小口板の設備の存したことが知られ」、「両小口板によって保たれた棺の内法の長さは5.23m」であった。

真名井古墳の報告では、「槨内の木棺の棺材はまったく朽失してしまっているため材質は分からないが、槨内の粘土に印せられた棺底材の痕跡によって、木棺の全長が知られ」、「強いていえば粘土棺床・側壁・粘土被覆の三つの部分からなる丈の高い構造であった」(図11)。「竪穴式石室を築いて棺体を被覆する代わりに粘土を使った

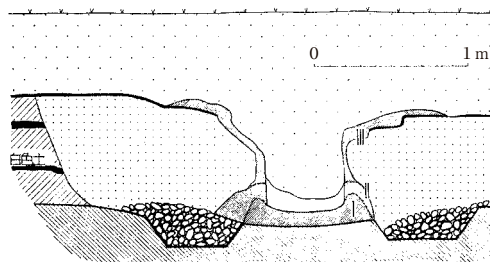


図11 真名井古墳

という表現に一層適切なものを覚えるのである」とした。

遺物の出土状態からは、「棺の西端の小口板から20 糎内方に隔たった中心線上に、一個の土師質の甕形土器が、口辺部を下にして倒立の状態で遺存した。(中略)棺底部の粘土の直上に接して存在し、(中略)最初からこの位置のままで置かれていた可能性も強い」と記述されている(藤ほか1964)。

このことから、この最初期に位置づけられている粘土槨においても、槨内の粘土に印せられた棺底材の痕跡という記述はあるものの、それがどのようなものであったかが報告書では確認できず、副葬品の甕形土器が棺底部の粘土の直上に置かれていたことや、両小口板の切り込んだ溝から両小口板の存在は明らかであるとしても、組合式木棺との認識からは小口板の外側に側板が考えられるが、粘土壁との間に溝などの痕跡もなく、それだけのスペースを見出すことは(特に東小口では)困難と考えられる。また、仮に組合式木棺を想定しても底板はなかったことは甕形土器が棺底部の粘土の直上に置かれていたことから明らかである。

以上のことから、当初から木棺は存在しなかった可能性も考慮する必要がある。この場合、組合式木棺の有無にかかわらず、木蓋であったか、支持体を持たずに粘土で蓋をしたという選択肢もある。

このことは、天井部の粘土が半円形を呈する場合、割竹形木棺+被覆粘土、粘土床+割竹形木棺蓋+被覆粘土、粘土床+被覆粘土の三通りの可能性があり、こうした観点からも粘土槨について再検討する必要がある。

V. まとめ

竪穴式石室の成立を、弥生時代の組合式木棺から大型組合式木棺、木蓋竪穴式石室、木蓋大型竪穴式石室、天

井石を持つ堅穴式石室という一連の流れから、弥生時代からの連続性という観点で考えた。

設定した第1段階から第5段階への変化は、それぞれに大きな画期として捉えられる。

第1から第2段階は、大型組合式木棺に見られるように、突出した個人が出現したことを表しており、墓上での供献土器等の在り方から、従来の葬祭とは異なる祭祀が行われ始めたと考えられる。

第2から第3段階は、大型組合式木棺から同規模で側面のみ石積みの堅穴式石室への技術的な変化がみられる。これは、空間の拡張と堅牢化を意図したものと考えている。

この空間を石積みで構築しようとするのは、単純に埋葬空間の拡大に伴う木材の利用によるたわみなどの弱点の克服と考えられ、人頭大の自然石を利用することから墓壙斜面に石を持たせかけるという単純な技術から始まり、徐々に石材を垂直に積んでいく技術へと変化する。現時点では初期形態の上方が広がる逆台形状の石室が讃岐・吉備・播磨でしか確認されておらず、最も古い形態を持つものが奥10号墳など数例ではあるが、楯築弥生墳丘墓の成立などから、吉備地域がこうした変化の起点となっていることは想像に難くない。

第3から第4段階は、堅穴式石室の大型化が図られ、石室の長辺、短辺が長くなる。ただし、高さは従来からの高さである1m前後が維持される。

こうしたこの段階での石室の拡張は、前方後円墳の成立とともに、円礫堆から被覆礫の変化に現れるような祭祀形態の変化を伴ったものと考ええる。

こうして成立した堅穴式石室が、ホケノ山古墳のように、より大型化するものの、この段階ではいまだ木蓋の堅穴式石室の状態を保っている。

第4から第5段階は、堅穴式石室の容量を確保しつつ石室を閉じることを解決するため、石室の長大化が図られたと考えている。

このような変化は、集団墓から個人墓へ、葬祭における祭祀形態の変化、副葬品の多様化多量化などが複合的に重なって生じた変化ととらえることができる。

堅穴式石室の成立について、以上のように、弥生時代の木棺、石棺、甕棺などから、大型の組合式木棺、木蓋堅穴式石室、石蓋堅穴式石室へと変遷していくと考えた。

これについては、従前から想定されていたことではあ

るが、木蓋の堅穴式石室と天井石を持つ堅穴式石室をつなぐものが不明であった。ホケノ山古墳や石塚山2号墳のような大型化する石室の出現が一つの画期になったと考えられる。

いわゆる長大な堅穴式石室の初期の例をどれに求めるかは難しいが、『前方後円墳集成』の編年基準では、1期より前、仮に0期とすれば0期と1期の境が画期となる。『前方後円墳集成』1期は、①円筒埴輪はまだ見られず、都月式すなわち特殊器台形埴輪や特殊壺形埴輪を伴う場合がある。②仿製鏡はなく、中国鏡のみが副葬される。③バチ形の前方部をもつ。とされ、奈良県箸墓古墳、中山大塚古墳、京都府椿井大塚山古墳、兵庫県権現山1号墳、岡山県浦間茶臼山古墳などが標識的な前方後円墳としてあげられている（近藤編1992b）。

このうち、箸墓古墳は都月式ではなく宮山型期と考える意見もあり（草原2016）、1期ではなく0期に分類することが妥当である。また、仿製鏡か中国鏡かの区分は関係なく、多量の副葬品があるかどうかも含めて、ホケノ山古墳など木蓋の長大でない堅穴式石室をもつものも0期と考えるのが妥当である¹³⁾。

第二点として、個別の墳丘墓、古墳の検討をとおして明確な木棺の遺存例が見あたらないことから、木棺そのものが存在しなかったのではないかと仮定して再検討した。この結果、木棺の存在を前提とした記述がなされている報告が多く、ここで取り上げた墳丘墓や古墳が少数事例であることを前提としても、石室内の列石や粘土床の存在からは、木棺の存在を証明することにはならないことは「Ⅳ. 木棺について」で述べたとおりである。特に下池山古墳の粘土棺床の状況から、棺身の状態であるにもかかわらず、粘土棺床に残る圧痕をみると、例示したいいくつかの古墳の粘土床の状態から見て、荷重がかかるような重量物が粘土床上に存在したとは考え難い。

このことは、弥生時代の組合式木棺や石棺が、現在の感覚でいう棺としての機能をもつものではなく、死者を葬るための空間形成を主目的としていたと考えた場合、これの発展形としての堅穴式石室についても「棺を包み蔽うための外囲」ではなく、遺体を埋納する容器としての意味を見出したい。これまで取り上げた屍床については、朱床、礫床、粘土床、木床などに分類することができる。

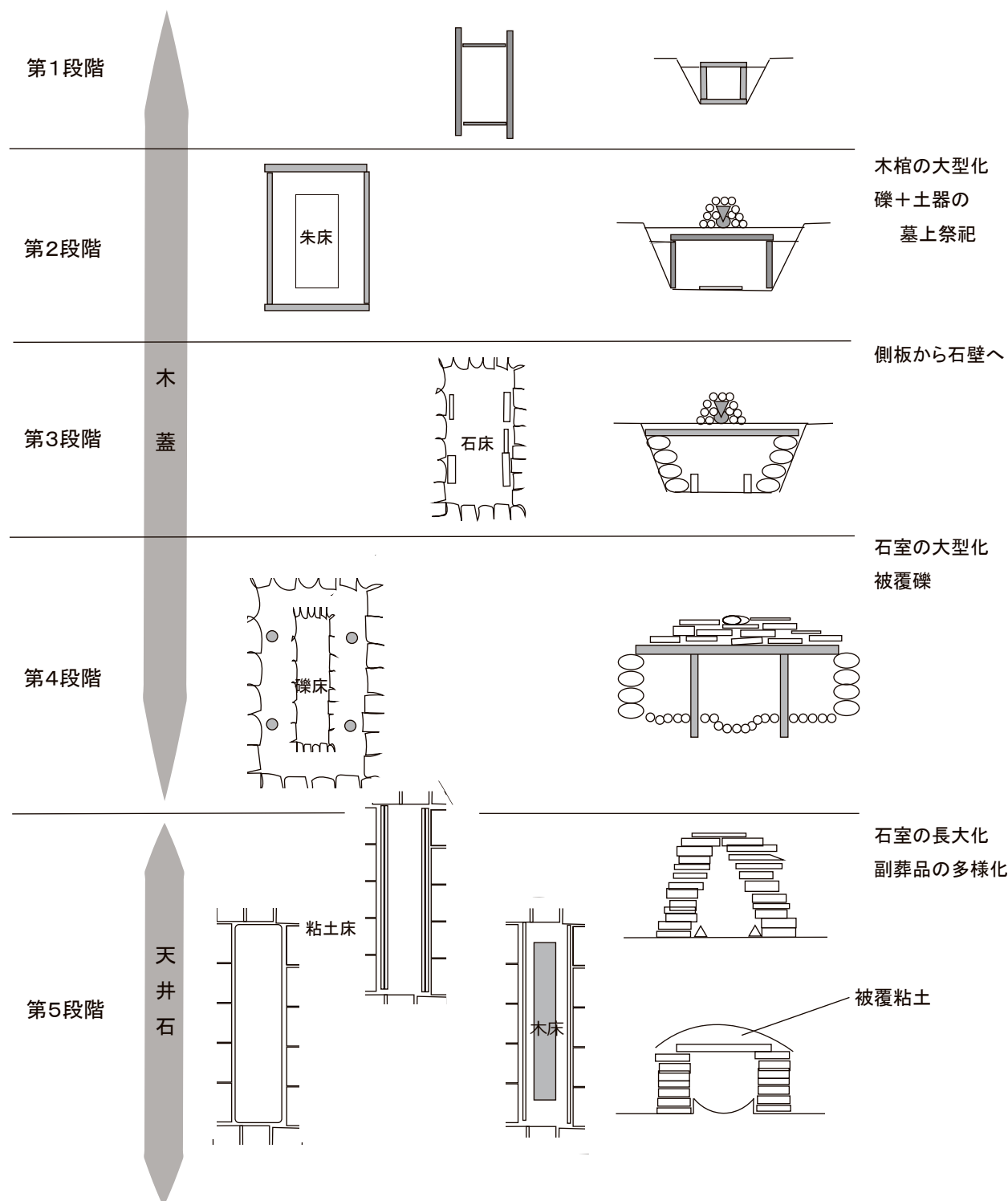


図12 竪穴式石室成立過程模式図

また、朱などの赤色顔料については、楯築弥生墳丘墓、西谷3号墓、綾部山39号墓等では、棺を思わせるような四角い形に朱を敷いているが、西条52号墳、黒宮大塚古墳、立坂弥生墳丘墓、弘住第3号古墳、ホケノ山古墳などでは礫床に、粘土床が築かれる段階になると粘土床や側壁下部などに赤色顔料が見られる。赤色顔料は木棺に

用いられていたものが、木棺の腐朽に伴って礫床などに沈着したとの考え方もあるが、一部の事例では被葬者の周辺により多くの朱が見られる例もあり、粘土床に朱などの赤色顔料が塗布される最大の理由は、これが屍床であり、直接被葬者に接するものであったためではないかと考えている。

以上のように、竪穴式石室の成立は弥生時代の墓制から発展的に出現すると考えられ、墳丘の巨大化や副葬品の多様化に呼応して長大化するなど、徐々にだけではなく、画期的な変化も認められる。また、石室は木棺の延長上にあり、石室の構築が必ずしも木棺を伴うものではないと結論した。

最後に、粘土床の成り立ちについても少しふれておきたい。第3-1段階の奥11号墓第2主体や西条52号墓、黒宮大塚古墳、第3-3段階の弘住第3号古墳に見られるように、石室床面に、側壁に沿うように石を並べるものや石を側壁に立てかけて石室断面をU字形に作るものなどが出現する。第4段階では、ホケノ山古墳の舟底状礫床や石塚2号墳の石室内石室のような石材の積み上げがみられる。第5段階の中山大塚古墳では「棺床粘土と表記しながらも、木棺の外周に沿うように山形に配されたものである。棺底面の位置には粘土がなく、先の墓壙底面に対する整地土がそのまま棺床となっている」という記述にもあるように、石室側壁に沿って山形の粘土帯を作り、区分を明確にしている。次の段階では断面U字形の粘土床が築かれる。

こうした一連の流れは、石室内における屍床の位置を明らかにする目的で設けられたと考える。

また、天井石の粘土被覆とも相まって、粘土の使用量の増大化がこうした設備に粘土を用いるものへと変化させたのではないだろうか¹⁴⁾。

【謝辞】

本論文の作成にあたっては、機会を提供していただいた寺沢薫所長をはじめ、資料収集では大山真充、蔵本晋司、信里芳紀、古野徳久、松本和彦、森格也、森下友子、山本一伸の各氏にご協力をいただいた。記して謝意を表したい。

【註記】

- 1) 「竪穴式石室」を「竪穴式石槨」と表記しているものが多いが、本論の結論として、槨としての機能はなかったとの立場から、従来の「竪穴式石室」を用いている。ただし、引用文についてはそのまま用いている。
- 2) 遺跡名については、報告書等に準じている。
- 3) 真鍋2018では、組合せ式木棺(石棺)→規模を拡大した木棺→木蓋逆台形石槨→木蓋垂直石槨→大形木蓋垂直石槨→

長大な竪穴式石槨と変遷するとしたが、名称等については、本試論で整理した通り変更する。

- 4) 竪穴式石室や粘土槨内に木棺が安置されている例も見受けられるが、出現する時期は小林の竪穴式石室C群の出現期であると考えている。これについては、別に論じたい。
- 5) 底板のある木棺については、遺体を載せた底板を移動させたとも考えられるが、明確な根拠はない。移動させたかどうかについては、木棺の場合のみ議論の余地はあるが、その他の事例ではおこりえないと考えているため、木棺も同様にとらえるべきである。
- 6) 弥生時代の木槨墓として、加美遺跡Y1号墳丘墓5号主体部(図13)が取り上げられ、「中国の前漢代の貴族層以下の有力者が用いたような木槨の構造に系譜の辿れる、弥生時代中期後葉の列島内では稀な木槨の一種とみておきたい」(田中編2015)とされているが、小口板、長側板が2枚用いられているものの、小口板では外側、長側板では内側の板材が著しく薄いこともあり、棺と槨とするには問題がある。補強的な役割が考えられる。
- 7) 奥11号墓については、竪穴式石室上での集石や明確な土器群が確認できないことなど、後出する要素がある。
- 8) 近藤2001に実測図が掲載されている。平面図のみで形状は不明である。円礫中に板石4枚を立てていると記載があることから、これを支えとして利用していた可能性も考えられる。
- 9) 草原は、箸墓古墳、権現山51号墳などを古前Ⅱa期とし、纏向石塚古墳なども箸墓古墳と同時期か、若干下る時期と

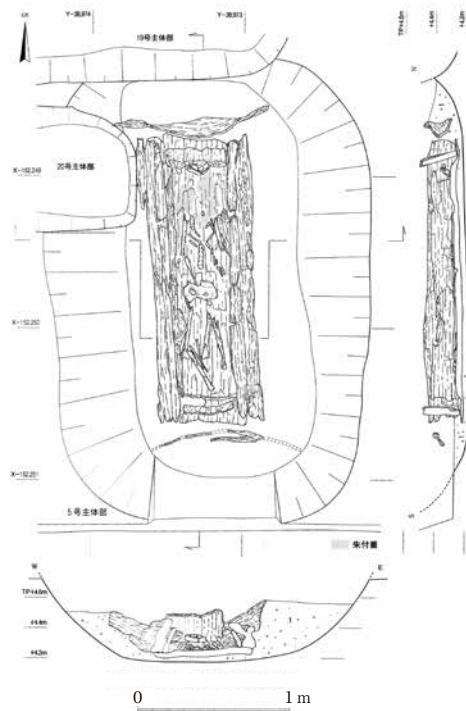


図13 加美遺跡Y1号墳丘墓5号主体部

考えている。また、ホケノ山古墳はこれよりも後出する古前Ⅱb期であるとしているため、ここでの変遷とは矛盾があるが、この点については別に取り上げたい。（草原2016）

- 10) 埋葬施設の構築工程③で、棺床の下部表面及びバラス敷き上面の全面に赤色顔料が厚く塗布されたとの記述と、木棺の外面に塗られていた赤色顔料が転写された可能性との記述では、それぞれの赤色顔料が接する部分の整合性が問題となる。
- 11) 桜井茶臼山古墳第7・8次調査により、木棺は長さ約4.89m、幅約0.75m、最大厚約27cm、重量約264kgと報告されている。ここでは、当初の調査によっている。（寺沢ほか2012）
- 12) 「棺＝直接遺体を納める容器。またはそれに準じるもの。なお、遺体を直接おく台状のものは「屍床」「屍床台」と呼び、棺を置く「棺床」「棺台」とは明確に区別する。」（和田2014）
- 13) 註9に同じ
- 14) 天井石を持つ竪穴式石室では、初期の事例を除き、天井石を粘土によって被覆するといった方法が採用され、埴輪などを用いて四角く画することが行われている例がある。この粘土を用いた天井石の被覆については、「粘土被覆が遮水性のある粘土によって石室上部を被覆する構造であり、（中略）防排水システムの一部としてとらえられるべきである。」（岡林2008a）という見解もあるが、弥生時代からの連続性を考える立場からは、防排水システムという技術的な観点のみならず、墓上祭祀から区画する祭祀への祭祀形態の変化としての側面からも検討を加える必要を感じている。

【参考文献】

- 赤塚次郎編 2005『史跡東之宮古墳調査報告書』 犬山市教育委員会
- 石田彰紀 1983『弘住遺跡発掘調査報告』 広島市教育委員会
- 上田直弥 2015「粘土槨の展開過程とその画期－畿内の事例を中心に－」『考古学研究』第62巻第3号 考古学研究会
- 上田宏範・中村春寿 1961『桜井茶臼山古墳』 奈良県教育委員会
- ト部行弘編 2008『下池山古墳の研究』 奈良県立橿原考古学研究所
- 岡林孝作 2008a「竪穴式石室の成立過程」『橿原考古学研究所論集』第十五 八木書店
- 岡林孝作 2008b「日本列島における木槨の分類と系譜－ホケノ山古墳中心埋葬施設の成立背景をめぐって－」『ホケノ山古墳の研究』 奈良県立橿原考古学研究所
- 岡林孝作・水野敏典編 2008『ホケノ山古墳の研究』 奈良県立橿原考古学研究所
- 岡林孝作・水野敏典・奥山誠義編 2018『黒塚古墳の研究』 八木書店
- 小野山節・山中一郎・菱田哲郎・森下章司・高橋克壽編 1993『紫金山古墳と石山古墳』 京都大学文学部博物館
- 河上邦彦・豊岡卓之・ト部行弘・坂靖編 1996『中山大塚古墳 附篇 葛本弁天塚古墳・上の山古墳』 奈良県教育委員会
- 河上邦彦・西藤清秀・入倉徳裕編 1997『大和の前期古墳 島の山古墳調査概報 付、小泉大塚古墳調査報告』 学生社
- 草原孝典 2016「弥生墳丘墓から前期古墳へ－岡山平野の事例から－」『岡山市埋蔵文化財センター研究紀要』第8号 岡山市教育委員会
- 國木健司 1993『石塚山古墳群』綾歌町教育委員会（現丸亀市）
- 小林行雄 1976「竪穴式石室構造考」『古墳文化論考』 平凡社（初出 1941『紀元二千六百年記念史学論文集』京都帝国大学文学部）
- 近藤義郎 1986「前方後円墳の誕生」『岩波講座日本考古学』6 岩波書店
- 近藤義郎 1996『新本立坂』 総社市文化振興財団
- 近藤義郎 2001『前方後円墳と吉備・大和』 吉備人出版
- 近藤義郎編 1991『権現山51号墳』『権現山51号墳』刊行会
- 近藤義郎編 1992a『橿築弥生墳丘墓の研究』 橿築刊行会
- 近藤義郎編 1992b『前方後円墳集成』〈近畿編〉 山川出版社
- 近藤義郎編 1995『矢藤治山弥生墳丘墓』 矢藤治山弥生墳丘墓発掘調査団
- 西条古墳群発掘調査団 2009「附・特別報告 兵庫県加古川市西条52号墓発掘調査の記録」『弥生墓からみた播磨＝第9回播磨考古学研究集会の記録＝』 第9回播磨考古学研究集会実行委員会
- 阪口英毅編 2007『紫金山古墳の研究－墳丘・副葬品の調査－』 京都大学大学院文学研究科考古学研究室
- 寒川町史編集委員会編 1985「付節 雨滝山遺跡群」『寒川町史』 寒川町
- 下條信行編 2008『妙見山1号墳－西部瀬戸内における初期前方後円墳の研究－』 今治市教育委員会
- 高橋公一・岩瀬剛二・鐘ヶ江一朗・森田克行編 2007『闘鶏山古墳石槨画像・環境調査報告書』 高槻市教育委員会
- 高橋護・鎌木義昌・近藤義郎 1986「宮山墳墓群」『岡山県史』第18巻考古資料 岡山県（1987『総社市史』考古資料編 総社市でもほぼ同内容である。）
- 田中清美編 2015『加美遺跡発掘調査報告Ⅴ』 大阪市博物館協会 大阪文化財研究所
- 伊達宗泰・小島俊次・森浩一 1963『大和天神山古墳』 奈良県教育委員会
- 寺沢薫・豊岡卓之・橋本裕行・岡林孝作・奥山誠義・東影悠・

- 酒井将史 2012「桜井茶臼山古墳第7・8次調査」『日本考古学』第34号 日本考古学協会
- 鳥越憲三郎ほか 1972『勝部遺跡』豊中市教育委員会
- 蓮岡法璋・勝部昭・松本岩雄・宮沢明久・西尾克己・山崎修編 2002『神原神社古墳』鳥根県加茂町教育委員会（現雲南市）
- 樋口隆康 1998『昭和28年 椿井大塚山古墳発掘調査報告』山城町
- 福井英治編 1982『田能遺跡発掘調査報告書』尼崎市教育委員会
- 福永伸哉 1987「木棺墓」『弥生文化の研究』第8巻 雄山閣
- 福永伸哉・杉井健編 1996『雪野山古墳の研究』八日市市教育委員会（現東近江市）
- 藤直幹・井上薫・北野耕平 1964『河内における古墳の調査』（1979 再版 臨川書店）
- 古瀬清秀 2013「奥古墳群の概要」『津田古墳群調査報告書』第一分冊報告編 さぬき市教育委員会
- 間壁忠彦・間壁茂子 1968「岡山県井原市金敷寺裏山古墳」『倉敷考古館研究集報』第5号 倉敷考古館
- 間壁忠彦・間壁茂子・藤田憲司 1977「岡山県真備町黒宮大塚古墳」『倉敷考古館研究集報』第13号 倉敷考古館
- 真鍋昌宏 2018「「木槨」の再検討－古墳成立前後の埋葬施設について－」『同志社大学考古学シリーズⅫ 実証の考古学－松藤和人先生退職記念論文集－』同志社大学考古学研究室
- 御津町教育委員会編 2005『綾部山39号墓発掘調査報告書』御津町教育委員会（現たつの市）
- 森下衛・辻健二郎編 1991『船坂・黒田工業団地予定地内遺跡群発掘調査概報』園部町教育委員会（現南丹市）
- 森田克行・鐘ヶ江一朗・高橋公一・西村恵祥編 2009『史跡闘鶏山古墳確認調査報告書』高槻市教育委員会
- 山田暁 2013「堅穴式石槨の構築原理の変化」『ヒストリア』第241号 大阪歴史学会
- 渡邊樹・鈴木康高・森下章司編 2014『史跡東之宮古墳』犬山市教育委員会
- 渡邊貞幸・坂本豊治編 2006『西谷2号墓発掘調査報告』鳥根大学法文学部考古学研究室・出雲市教育委員会
- 渡邊貞幸・坂本豊治編 2015『西谷3号墓発掘調査報告書』鳥根大学考古学研究室・出雲弥生の森博物館
- 和田晴吾 2014「「据えつける棺」と「持ちはこぶ棺」」『古墳時代の葬制と他界観』吉川弘文館

【挿図出典】

- 図1 加美遺跡Y1号墳丘墓2号主体部 田中編2015 図35
- 図2 第2段階埋葬施設実測図
- (1) 楯築弥生墳丘墓 近藤編1992a 図61・77
 - (2) 西谷3号墓第1主体 渡邊ほか編2015 第33図
 - (3) 西谷3号墓第4主体 渡邊ほか編2015 第53・54図
- 図3 第3－1段階埋葬施設実測図
- (1) 奥10号墓 古瀬2013 第95図
 - (2) 奥11号墓1号堅穴式石室 古瀬2013 第99図
 - (3) 奥11号墓2号堅穴式石室 古瀬2013 第99図
 - (4) 西条52号墓 西条古墳群発掘調査団2009 図17・23
- 図4 第3－1・2段階埋葬施設実測図
- (1) 黒宮大塚古墳 間壁ほか1977 図7・8
 - (2) 綾部山39号墓 御津町教育委員会編2005 第15図
 - (3) 弘住第3号古墳 石田1983 第10図
- 図5 第4・5段階埋葬施設実測図
- (1) ホケノ山古墳 岡林ほか編2008 図18・24
 - (2) 石塚山2号墳第1主体部 國木1993 第26図
 - (3) 中山大塚古墳 河上ほか編1996 図21
 - (4) 権現山51号墳 近藤編1991 第20図
- 図6 金敷寺裏山古墳 間壁ほか1968 図4
- 図7 粘土床（1）
- (1) 小泉大塚古墳 河上ほか編1997 図10
 - (2) 黒塚古墳 岡林ほか編2018 図35
 - (3) 神原神社古墳 蓮岡ほか編2002 第19図
- 図8 粘土床（2）
- (1) 雪野山古墳 福永ほか編1996 Fig.44・45
 - (2) 紫金山古墳 小野山ほか編1993 86
 - (3) 妙見山1号墳2号主体部 下條編2008 第119図
 - (4) 妙見山1号墳2号主体部 下條編2008 第120図
- 図9 木棺関係（1）
- (1) ホケノ山古墳① 岡林ほか編2008 図45
 - (2) ホケノ山古墳② 岡林ほか編2008 図36
 - (3) 桜井茶臼山古墳 上田ほか1961 図版第九
 - (4) 下池山古墳 卜部編2008 図69・72
- 図10 木棺関係（2）
- (1) 園部黒田古墳 森下ほか編1991 第7・16図
 - (2) 大和天神山古墳 伊達ほか1963 図版第六・第32図
- 図11 真名井古墳 藤ほか1964 第26図
- 図12 堅穴式石室成立過程模式図（制作）
- 図13 加美遺跡Y1号墳丘墓5号主体部 田中編2015 図37

再考・景初三年六月の倭女王の遣使について

塚 口 義 信

目 次

I. はじめに	41
II. 景初二年か三年か	41
III. 景初三年の遣使の目的とその意義	44
IV. 正始元年の遣使の目的とその意義	46
V. 景初三年銘鏡と正始元年銘鏡	46
VI. 豪華な回賜品と「親魏倭王」の称号	49
VII. むすび	51
[附論—その1] 卑弥呼は邪馬台国の	
女王ではなかったのか	52
[附論—その2] 卑弥呼のあとを	
継いだ「男王」について	55

論文要旨

十一世紀初頭以降に刊行された諸版本の『三国志』によると、景初二年（238）に倭女王が帯方郡へ使節を派遣し、天子に朝献することを求めたという。しかし諸版本より以前に執筆された『翰苑』所載の『魏志』や『日本書紀』の写本などには景初三年（239）と記されているところから、前者は誤りで、後者が正しいとする見解が長らく有力視されてきた。ところが近年、それは逆であって、前者の方が正しいとする見解が相次いで発表され、注目されている。この問題は単にそれにとどまらず、朝献の目的や「景初三年銘鏡」、さらにそこから派生する卑弥呼の鬼道や邪馬台国の所在地論にも関わる重要な問題でもある。

そこで本稿では、まず文献史学の視点から諸史料を弁析し、①景初三年を妥当とすべきこと、②使節の本来の目的は帯方等四郡が魏領となったことに対する奉祝にあったが、帯方郡において明帝崩御の訃報に接し、弔意の言上と新帝即位に伴う改元の慶祝という新たな目的が加わったこと、③景初三年の朝献時に特別に賜与された回賜品の中に、金・銅鏡・真珠・鉛丹などが見えるが、これらはいずれも道教や鬼道と不可分の関係にある仙薬の原料であることなどを考証した。さらに④同使節が正始元年（240）の改元儀礼にも参列し、銅鏡をはじめ様々な回賜品を再び賜与されたことについて論述した。

次いで、これら①～④の結論を考古学の研究成果と突き合わせ、その妥当性を検証した。その結果、舶載とされる景初三年銘鏡およびその関連鏡群（㉑）、正始元年銘鏡およびその関連鏡群（㉒）は図像、大きさともに上記の考察結果と合致し、これらがいずれも魏帝曹芳から下賜されたものであることが明らかになった。ただし㉑㉒は景初三年に一時に賜与されたものではなく、公式には㉑は景初三年十二月に、㉒は正始元年正月に賜与されたことを論証した。最後に、豪華な回賜品を二度にわたって大量に賜与されたことと、卑弥呼が「親魏倭王」に封建された理由について考察した。

塚口 義信（つかぐち よしのぶ）
堺女子短期大学名誉学長・名誉教授

再考・景初三年六月の倭女王の遣使について

塚 口 義 信

I. はじめに

諸版本の『三国志』魏書東夷伝倭人の条（以下『魏志』倭人伝と称す）によると、景初二年（238）六月、倭の女王は帯方郡へ使節を派遣し、天子に朝献することを求めたという。ところが『日本書紀』所引の『魏志』や『翰苑』（太宰府天満宮所蔵）所載の『魏志』（魏志）などは、それを景初三年（239）のこととして記載する。小論ではまずこの二系統の所伝のいずれを是とすべきかという点について考察する。次いで、その遣使の目的と意義、正始元年（240）正月の遣使との関わりおよびその目的と意義等について、文献史学と考古学の両面から追求してみたいと思う。

II. 景初二年か三年か

『魏志』倭人伝の一節に

景初二年六月、倭女王、遣大夫難升米等詣郡、求詣天子朝献。太守劉夏、遣吏将送詣京都。とある。この記事にみえる景初二年は従来、景初三年の誤りとされ¹⁾、この説が今日でもほぼ共通認識となっている。その主たる論拠は次の通りである。

- ①木版本では確かに「景初二年」となっているが、木版本が刊行されたのは十一世紀（北宋）よりのことである。しかし、それより以前に存在していた『日本書紀』所引の『魏志』や『翰苑』所載の『魏志』（魏志）、『梁書』などではいずれも「景初三年」となっている。したがって「二年」とする木版本は誤写であり、「三年」とみるのが自然な考えである。
- ②景初二年六月、四万の大軍を率いた魏の司馬懿が遼東に到着し、楽浪・帯方郡をも領有していた公孫淵と戦闘状態に入る。八月には淵の首をはね、公孫氏は滅亡

した。もし景初二年六月の所伝が正しいとすると、卑弥呼の使節は公孫軍と魏軍が交戦していたその真っ最中に帯方郡治に到着したことになる。このような時に卑弥呼の使節が帯方郡に行き、そこから郡の吏とともに洛陽へ行ったなどということは考えにくい。また仮に別働隊の劉昕、鮮于副軍が海路で帯方郡に行き、景初二年六月以前に当地方をおさえたので倭の使節は帯方郡へ行くことができたのだと解釈し得たとしても、この使節が洛陽で天子に朝献し（景初二年十二月）、そして倭国に戻ったのは正始元年（240）のことであった。なぜ一年余りも帰国が遅れたのか説明がつかない²⁾。

ところが、こうした見解に対して近年、景初二年説が再び脚光を浴びている³⁾。研究者によってその主張に違いはあるが、その主たる根拠を示せば、大略次のようになる。

- (1)『三国志』の現在見られるテキストはすべて「景初二年」となっているので、簡単にこれを改めるべきではない。よほどの矛盾がない限り、三年ではなく二年と考えるのが筋である。
- (2)魏は景初二年六月以前に別働隊を海路で帯方郡に上陸させ、これを平定していたと推測すると、難升米らの使節が景初二年六月に帯方郡に来ていたとしても不思議はない。もしそうだとすれば、別働隊による楽浪・帯方の平定が完了したのは、おそらく二年の春頃であつたろう。使節は景初二年十二月に天子に朝献し、一年余り洛陽にとどまり、正始元年正月に朝賀の儀礼を行ったのち、帰国した。使節が洛陽で一年余りとどまらざるを得なかったのは、翌年正月の朝賀の儀礼が明帝（曹叡）の崩御（景初三年正月一日）により、翌々年の正月に延期されたからである。

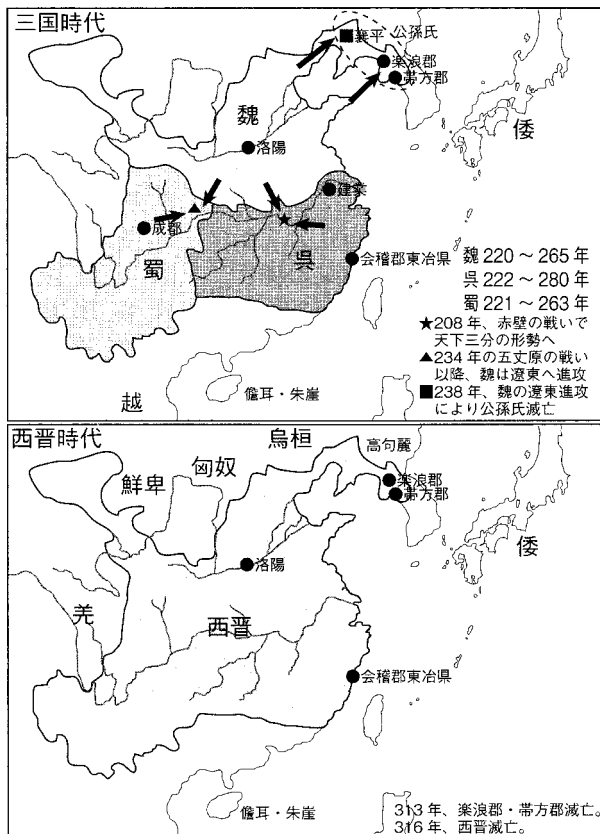


図1 3・4世紀の東アジア

(3) 景初二年十二月に倭の使節が持参した貢物の貧弱さから推測して、この使節は本来帯方郡に行くことが目的であったが、魏が帯方郡を平定した証として郡の太守劉夏により洛陽へ送り込まれたものであろう。『魏志』倭人伝に「求_下詣_上天子_上朝献_上」と記されているのは編述者のレトリックと考えられる。

以上、再提案された景初二年説の根拠の概要を紹介した。誠に緻密な論理構成で、興味深い説である。しかし、その根拠を検討してみると、景初三年説を根底から覆すほどの威力を持っているとは思われない。以下にその理由を述べる。

(1) に示されているように、「テキスト」の文字を簡単に改めるべきではないとする主張はその通りであり、私も賛成である。しかし、テキストの木版本以前に書かれた『日本書紀』所引の『魏志』や『翰苑』所載の『槐志』(魏志)、『梁書』などには、確かに「景初三年」と書かれているのである。したがって、これまで先学がたびたび指摘してきたように、これらを誤りと断ずるためには、これらより古いと判定できる『三国志』に「景初二年」と書かれていたことを証明する必要がある。また、それと

同時に、景初二年と書かれている『三国志』の文字には全く誤りがないということも証明する必要がある。しかし、後者についてみると、たとえば「対海国」は『魏略』に「対馬国」とあり、「海」は「馬」の誤りである可能性が高い。「一大国」は狗邪韓国や対馬国、末盧国の位置関係から考えて、「壹岐島」(『日本書紀』)を指していることは明らかである。また、この壹岐島が一大国と呼ばれたことも全くない。したがって「大」は「支」の誤写とみるのが妥当である。ほかにも木版本の『三国志』には誤写とみられる箇所がいくつか存在する。「邪馬壹国」は「邪馬臺国」、景初三年十二月の制書にみえる「帯方太守劉夏遣_レ使送_二汝大夫難升米次使都市牛利_一」の「使」は「吏」の誤りであろう⁴⁾。したがって、「景初二年」の文字だけは正しい、というわけにはいかないのである。

ところで、『日本書紀』所引の『魏志』は「升」を「斗」とし、また『翰苑』所載の『槐志』(魏志)も「難升米」とすべきところを「難升未利等……」としていることをはじめ、いくつかの誤りや節略がある。しかし、それにもかかわらず両書所載の『魏志』は、その年を景初二年ではなく、ともに「景初三年」としている。これは極めて注目すべきことで、両書が依拠したと思われる類書所載の『魏志』の祖本には景初二年ではなく、景初三年と書かれていたことを示している。

また『日本書紀』神功皇后摂政三十九年条の分注に

魏志云、明帝景初三年六月、倭女王遣_二大夫難斗米等_一、詣_レ郡、求_下詣_上天子_上朝献_上。太守劉夏遣_レ吏送詣_二京都_一也。

と記述されていることについて、「少なくとも神功紀所引の『魏志』は、すでに二三九年正月に死去している「明帝の景初三年六月」という矛盾した記載となっており、本来は二三八年であったとするのが合理的である」とする見解もある⁵⁾。

しかし神功紀三十九年は西暦239年(儀鳳暦による)に当たるから、『日本書紀』の編述者が遣使の年を景初三年と考えていたことは明らかである。冒頭の「明帝」の二文字は、景初が明帝によって制定された年号であったことから生じた単純なケアレスミスとみるべきで、『魏志』の原本にはなかったと考えられる⁶⁾。

(2) については、次のような不安がある。

帯方郡が魏によって平定されたのは、『魏志』東夷伝

によれば「景初中」であり、それは公孫氏が滅亡した景初二年八月以前であった可能性がある。この説ではそれを同年の春頃と推定し、それならば、同二年六月に倭の使節が帯方郡に来ることは可能であり、両者は整合しているというわけである。ところが「二年の春頃」と推定しておられる根拠をみると、「景初二年六月に難升米が帯方郡に来ている」とするならば、という点にある。しかし、この仮定そのものが実は検討の対象となっている問題であるから、これを根拠とすることはできないであろう。したがって、示唆に富む見解ではあるが、ただちに従うことができないのである。

ところで、倭の使節が景初二年六月に帯方郡へ行ったとすれば、この使節はいつ頃邪馬台国を出発したのであろうか。邪馬台国の所在地がどこであれ、それは伊都国より遠方にあったことは確かであるから、倭の使節が景初二年六月に帯方郡に到着するためには、少なくともその数十日前もしくは数ヶ月前には邪馬台国を出立していなければならないであろう。そうすると、その頃に邪馬台国に伝えられていた情報は、それが帯方郡から邪馬台国に伝達される日数を考えると、まだ帯方郡が平定される以前のものであった可能性が大いにあり得るのである。してみると、魏が帯方郡を平定したあとの様子をうかがうために倭が使節を送ったという推測もまた、成立しない可能性が出てくることになる。要するに、この根拠はあくまでも臆測の域を出ていないということである。

さらにいえば、次のようなことも問題となる。司馬懿の大軍が遼東に到着したのは景初二年六月であり、公孫淵が斬首されたのは同年八月二十三日のことであった。そうすると、帯方郡の情報を卑弥呼に伝えた倭人は、なぜ公孫淵が滅ぼされ、遼東・帯方・楽浪・玄菟四郡が魏領となったことを見極めたうえでその情報を卑弥呼に伝えなかったのか、という疑問が生じる。

一方、卑弥呼についても、司馬懿と公孫淵との戦いがまだ始まっていない段階で、なぜ使節を帯方郡に送ったのか。一般的にいったこうした戦乱のあとは残党が執拗に抵抗を繰り返す場合が多く、そのうえ食糧不足や略奪、疫病の流行、逃亡等による治安の悪化が避けられず、

四面俱極海自管捐 東南臨新羅至其國也 分職命官統女王而列部 魏略	帶方至倭循海岸水行曆韓國到拘耶韓國七十餘里始 度一海千餘里至對馬國其大官曰卑拘副曰卑奴無良 田南北布羅南度海至一支國置官至對同地方三百里 魏略	魏志曰景初三年倭女王遣大夫難升米利等獻男生口四 人女生六人班布二疋二尺詔以爲新魏倭王假金印紫綬正 始四年倭王復遣大夫伊聲 耆振邪拘等八人上獻生口也	魏志曰景初三年倭女王遣大夫難升米利等獻男生口四 人女生六人班布二疋二尺詔以爲新魏倭王假金印紫綬正 始四年倭王復遣大夫伊聲 耆振邪拘等八人上獻生口也
---	--	--	--

図2 「翰苑」の「一支国」「景初三年」

大混乱を来していることが少なくない。なぜ戦争が終息し、治安が安定化しつつあった頃を見計らって使節を派遣しなかったのか。なぜ遼東で戦闘が始まろうとしている頃に派遣したのか、こうした点についても合理的な説明がほしいところである。しかし、こうした疑問も、景初三年六月に帯方郡に行ったのであれば、ほとんど問題にならない。

三つ目の根拠についても同様に、いくつかの不安材料が残る。指摘のとおり、他の朝献時に比べて貢物が少ないことは事実である（史料1を参照）。だが、その理由については、ほかにもいくつかの推測が可能であって、『魏志』倭人伝の記事を否定してまでそれは本来帯方郡への貢物であったといえるかどうか、なお検討の余地があるように思われる。

史料1 倭の使節の貢物関係史料

ア『後漢書』東夷伝

安帝永初元年（107）、倭國王帥升等献_二生口百六十人_一、願_二請見_一。

イ『魏志』倭人伝

景初三年（239）六月、…（中略）…帯方太守劉夏、遣_レ使送_二汝大夫難升米・次使都市牛利_一、奉_二汝所_レ献男生口四人・女生口六人・班布二疋二丈_一、以到。

ウ『魏志』倭人伝

其四年(正始四年)(243)倭王、復遣_レ使大夫伊聲耆・掖邪狗等八人_一、上_二獻生口・倭錦・絳青縑・縣衣・帛布・丹木附短弓・矢_一。

エ『魏志』倭人伝

台与遣_二倭大夫率善中郎將掖邪狗等二十人_一送_二政等還_一。因詣_レ台、獻_二上男女生口三十人_一、貢_二白珠五千孔・青大句珠二枚・異文雜錦二十四_一。

たとえば、難升米の一行は、帯方郡で明帝の崩御と慣例により翌年に改元が行われる蓋然性が高いことを知り、本来の目的で持参した貢物を二つに分け、二度献上した。しかも二度目に献上した貢物は他の民族の使節団とともに行う改元・朝賀の儀礼に伴うものであり(『晋書』宣帝紀)、それにふさわしい貢物でなければならない。そのため、一度目の貢物が少なくなった、といったことも考えることができる(なお後述参照)。

私は、難升米の使節団は景初二年ではなく、景初三年の十二月とその翌年の正始元年正月の二度、朝献したと考える。もちろん、幼い魏帝曹芳(齊王・少帝)に謁見して言葉を交わしたかどうかは分からないが、後述する通り、これらはそれぞれ異なった目的で行われた朝献であったと考えられるからである。

そしてこのことは、日本の古墳から景初三年銘と正始元年銘の銅鏡が出土していることから肯定的にこれを理解することができる(表1参照)。これらの鏡のことについてはのちに詳述するが、ここで留意しておきたいのは、景初二年銘の鏡が一面も出土していないことである。現在、魏の年号を刻んだ鏡は十一面知られているが、景初二年銘鏡は全く出土していないのである。そして、これら十一面のうち、景初三年銘鏡が二面、正始元年銘鏡が四面も出土していることは、当面の課題にとって極めて重要な意味を持つ。

以上のことは、難升米らの朝献が景初二年ではなく、景初三年であったこと、『晋書』宣帝紀(後述参照)が記述している通り、翌年の正始元年にも朝献が行われ、その回賜品として銅鏡が下賜されたことを示している。もちろん、景初二年銘鏡が今後も出土しないとは断言できないが、私は現在知られている紀年銘鏡の出土状況の方を重視したいと思う。

以上を要するに、卑弥呼が帯方郡に使節を派遣したのは、景初三年であって、『魏志』倭人伝同条の「求_レ詣_二天子_一朝献_上。太守劉夏、遣_二吏将送詣_二京都_一」の記述も、すこぶる信憑性が高いとみられるのである。

Ⅲ. 景初三年の遣使の目的とその意義

前章で考察したように、卑弥呼が魏に使節を派遣したのは景初三年(239)のことであった。では、その目的は何であったのか。このことについて『晋書』倭人伝は次のように記す。

宣帝之平_二公孫氏_一也、其女王、遣_二使_一、至_二帯方_一朝見。

この記述から、女王の使節の目的は魏が公孫氏を打倒し、遼東・帯方・楽浪・玄菟四郡を平定したことに対して慶祝の辞を奉ずることにあった、と撰者の房玄齡らが認識していたことを容易に知ることができる。『晋書』とほぼ同時期に撰述された『梁書』倭伝も「至_二魏景初三年公孫淵誅後_一、卑弥呼始遣_二使朝貢_一」と記し、この朝献は公孫氏の滅亡と不可分の関係にあったとする。これらの記述は卑弥呼の遣使が景初二年ではなく、景初三年であったとする前章の考察結果とも整合している。

ところが、こうした考え方に対して、景初三年の使節の目的は明帝の崩御に対する弔意と新帝(曹芳)即位の慶祝にあり、急報に接した卑弥呼が逸早く使者を派遣したのである、とみる説もある。たとえば水野正好氏は次のように説いておられる⁷⁾。

魏志倭人伝に記された倭国女王卑弥呼の外交記事の中で、最も注目されるのは景初三年(239)の魏朝への遣使記事です。魏の明帝が景初三年一月一日に崩じ、少帝が即位します。通報を受けた倭国女王卑弥呼は同年六月遣使団を送り、使節は十二月、少帝に拝謁しています。先帝への弔意と新帝即位奉祝の意を兼ねる遣使目的が明確に読み取れます。この使節団は倭国女王から託された男生口四人、女生口六人、班布二匹二丈などを献じます。

だが、果たしてそうであろうか。景初三年正月明帝が崩御し、翌年に改元が行われることは当時の慣習によって広く知られていたと思われるが、帯方郡の太守が明帝崩御の報を受けたのは、洛陽・帯方郡治間に要する伝達

の日数を考えると、早くとも景初三年三月の中旬ないし下旬以降であろう。これは、「道路は廻阻にして（曲がりくねっていて険しく）四千余里」（洛陽～遼東、『魏志』明帝紀景初二年条の裴松之注所引『魏名臣奏』）と、『唐六典』の「馬は一日七十里、徒歩は一日五十里」を参考にして推測したものである。そして、その報が伊

都国の大率⁸⁾を経て、邪馬台国の卑弥呼のもとに届けられたのは、「道路は禽鹿の径の如し」「草木茂盛し、行くに前人を見ず」（『魏志』倭人伝）などの記事を考慮すると、さらに多くの日数を経てからのことであつたと推測される（伊都国～邪馬台国間〔片道〕は、連続式読み方では少なくとも二ヵ月以上、山尾幸久氏の説や私見⁹⁾では四十日ほどとなる）。このほか、邪馬台国における朝献に当たっての外交方針に関する会議や貢物の準備等に要する日数などを加えると、上記の日数はさらに増えるであろう。私は、この頃の邪馬台国から帯方郡への旅程はその後の歴史に照らし合わせてみても、様々な危険を伴う死と隣り合わせの長旅であつて、これを現代人的感覚で安易に考えるべきではないと思っている。

以上のようにみてくると、先帝への弔意と新帝即位・改元奉祝の意を兼ねた卑弥呼の使節が景初三年六月までに帯方郡治に到着できたかどうかは甚だ疑問であるといわざるを得ない。やはりその本来の目的は、遼東・帯方・楽浪・玄菟四郡の魏への帰属に関する祝辞を奉ずることであつたとみるべきであろう。

さらにこの問題は、使節が持参した貢物の貧弱さとも関わる。もし邪馬台国出立当初から新帝即位に関わる改元の朝賀儀礼に参列する目的をもっていたのであれば、元会儀礼の当日、異民族の貢物が殿庭にところ狭しと陳列される¹⁰⁾状況から察するに、それにふさわしい貢物を持参したに違いない。しかるに景初三年十二月に献上した貢物をみると、金文京氏が指摘されたように、倭人の他の朝貢時に比べて誠に貧弱なものであつた。これは

表1 日本で出土した紀年銘鏡

紀年銘（西暦）		鏡式	径(cm)	古墳名（出土地）	墳形
青龍三年（235）	魏	方格規矩四神鏡	17.4	安満宮山古墳（大阪）	長方形墳
青龍三年（235）	魏	方格規矩四神鏡	17.4	太田南5号墳（京都）	
青龍三年（235）	魏	方格規矩四神鏡	17.4	不明	
赤烏元年（238）	呉	平縁対置式神獸鏡	12.5	鳥居原狐塚古墳（山梨）	円墳
景初三年（239）	魏	画文帯同向式神獸鏡	23.1	和泉黄金塚古墳（大阪）	前方後円墳
景初三年（239）	魏	三角縁同向式神獸鏡	23.0	神原神社古墳（島根）	方墳
景初四年（240）	魏	斜縁盤龍鏡	16.8	広峯15号墳（京都）	前方後円墳
景初四年（240）	魏	斜縁盤龍鏡	16.8	伝・持田古墳（宮崎）	
正始元年（240）	魏	三角縁同向式神獸鏡	22.6	柴崎蟹沢古墳（群馬）	円墳
正始元年（240）	魏	三角縁同向式神獸鏡	22.7	森尾古墳（兵庫）	不明確
正始元年（240）	魏	三角縁同向式神獸鏡	22.6	竹島御家老屋敷古墳（山口）	前方後円墳
正始元年（240）	魏	三角縁同向式神獸鏡	破片	桜井茶臼山古墳（奈良）	前方後円墳
赤烏七年（244）	呉	平縁対置式神獸鏡	16.8	安倉高塚古墳（兵庫）	円墳
元康□年（291～）	晋	平縁対置式神獸鏡	13.0	伝・上狛古墳（京都）	

一体、なぜだろうか。それは、難升米らの使節団が明帝の崩御と翌年に改元が行われることを公的に知らされたのが帯方郡においてであり、そのため持参した貢物を二つに分け、その貢物の多くを正始の元会儀礼の貢物とせざるを得なかったからである、とみるのが最も自然な見方であろう（この点についてはさらに後述する）。

これを要するに、景初三年の遣使の目的は本来、遼東・帯方等四郡の平定を奉祝することにあつたと考えられるのである。ただし、卑弥呼の真の目的が、単に慶祝の辞を奉ずることだけにあつたのではなく、魏と親善関係を築き、朝鮮半島における倭人の交易活動を従来通り保障されることにあつたことは改めていうまでもない。そしてこの企ては成功し、景初三年十二月、卑弥呼は「親魏倭王」の称号を与えられ、その目的を達成したのである。そしてこのことは、朝鮮半島における倭人の権益だけではなく、倭地内における抵抗勢力に対しても、より有利な立場に立ち得たことを示しているであろう。

このように卑弥呼が機敏に動いたのは、鉄素材や先進文物・技術の多くを朝鮮半島に依存していた邪馬台国連合にとって、公孫氏を討滅して四郡を領有した魏との関係がその存亡を左右する極めて重要な問題であつたからにはほかならない。したがって、倭の魏への時機を得た使節の派遣は、卑弥呼個人の意思に帰すより、邪馬台国連合の総意に基づいてなされたとみるべきであろう。卑弥呼は連合の象徴的な存在であるが、あくまでもその本質は諸国によって「共立」された王であつたのである。

IV. 正始元年の遣使の目的とその意義

『晋書』宣帝紀によると、倭は正始元年（240）正月にも、使節を派遣している。

正始元年春正月、東倭重譯納貢、焉耆、危須諸国、弱水以南、鮮卑名王、皆遣使来遣。天子婦美宰輔、又増帝封邑。

この朝貢は景初三年十二月の朝献からそれほど時が経っていない（景初三年は十三ヵ月あって、十二月の次に後十二月があった）ので、同じ倭の使節団が行ったとみてよいが、なぜ再び朝貢したのであろうか。それは朝貢した月が示しているように、改元と新帝の朝賀の儀礼に参列することにあつたと考えてよいであろう。幼い皇帝に実際に謁見できたかどうかは分からないが、ともかく朝献したと思われる。しかし、この使節は本来別の目的（四郡領有の慶祝）で来た使節であるから、卑弥呼の上表のみならず、相応の貢物も持参していなかった可能性が強い。貢物は二つに分ければ良いが、上表はどうしたのであろうか。

当時、朝献時には上表を奉ずることが原則となっていた。たとえば『三国志』呉書呉主伝第二に次のような話がある。嘉禾二年（233）呉の使者が遼東に行ったが、公孫淵の裏切りによって秦旦・張群らは高句麗（以下麗と書く）に逃げ込んだ。そのとき、高句麗王あての呉王（孫権）の詔と賜物を持参したが遼東において奪われたといつたところ、王の位宮は喜んで秦旦らを迎え、その年に彼らを送り届け、上表を奉じて臣下の礼をとり、貢物を呉王に献上している。

上表の奉呈は、倭の場合にあつても同様である。『魏志』倭人伝の正始元年の記事に次のようにある。

正始元年、太守弓遵、遣建中校尉梯儁等、奉詔書・印綬詣倭国、拜倭王。并齎詔、賜金・帛・錦・罽・刀・鏡・采物。倭王因使上表、答謝恩詔。

これによると、倭王の卑弥呼は建中（忠とも）校尉梯儁らに託して上表し、恩詔に答謝している。

なお当時、「文書」が使われていたことは、『魏志』倭人伝に「伝送文書・賜遺之物」とあることや、伊都国に比定される三雲・井原遺跡番上地区（福岡県糸島市、弥生時代）・出雲の田和山遺跡（鳥根県松江市、弥生時代）

などから硯片（後者の遺跡では砥石の破片も）が出土していることから明らかである¹¹⁾。したがって、卑弥呼のもとに右筆がおり、上表文を書いていたことに疑いを挟む余地はない。

では、難升米らは卑弥呼の上表も持たずになぜ朝賀の儀礼に参列することができたのであろうか。それは『魏志』倭人伝景初三年の魏帝曹芳の制書の中に、

汝所踰遠、乃遣使貢獻、是汝之忠孝、我甚哀汝。

…（中略）…汝来使難升米・牛利涉遠、道路勤勞。

とあるように、彼らが九服の最も外側の「荒服」（『三国志』魏書東夷伝序）よりさらに遠方の地からやってきたと認識されていたことと不可分である。絶域に居住する異民族（ここでは東夷）の朝貢は、皇帝の徳化が東方の彼方まで行きわたっていることを示し、その王朝の隆盛を天下に誇示したことになる。有徳の皇帝が国を治め、国家もまた栄えていることを天下に知らしめる絶好の機会であったからである。

景初三年六月に帯方郡へ行った倭の使節は、そこで明帝の崩御と改元のことを知らされ、急ぎ、二つの目的（先帝への弔意の言上ないし弔辞の奉呈・四郡領有の慶祝と新帝の即位・改元の奉祝）を持って吏に導かれて上洛したと考えられる。使節に朝賀の儀礼を行うことを勧めたのは太守劉夏であつたと思われるが、それは君主の徳を称揚するためであり、皇帝の吏としては当然の行為であつた¹²⁾。

かくて貢物の多少や、上表文の有無にかかわらず、倭の使節は各地の異民族の使節とともに朝儀に参列することとなつたのである。これに対して皇帝は、この栄誉は宰相（司馬懿）の有徳の賜物であるとして、宣帝（司馬懿）の封邑を増やしたという。

V. 景初三年銘鏡と正始元年銘鏡

前章で明らかになったように、難升米らの使節は景初三年と正始元年の二度、朝献した。したがって回賜品もまた二度、与えられた。ところが、一般的にはこれを一度と考え、それは景初三年か正始元年に下賜されたとみられている。しかし、果たしてそのような考え方は成り立つのであろうか。そこで次に、考古学の視点から私見の妥当性を検証してみたい。

景初三年の制書の中に「故鄭重賜汝好物也」として、特別の品々が下賜された記述がある。そして周知の通り、その中に「銅鏡百枚」があって、これが古墳出土のどの鏡であるのか、考古学界では諸説紛々、未だに決着がついていない状況である。しかし出土鏡（伝出土鏡も含む）の中に「景初三年銘鏡」と「正始元年銘鏡」があって、これらの系統の鏡の中に魏帝からの下賜品が含まれているのではないかとする説が有力である。そしてその場合、それらは景初三年もしくは正始元年に下賜され、建中校尉梯儔たちによって正始元年に倭国にもたらされて、卑弥呼に与えられた、とみるのがほぼ共通認識となっている。しかし、果たしてそうであろうか。後述する通り、これらの紀年銘鏡が魏帝からの回賜品であることはほぼ間違いないと私も考えているが、問題なのは、それらがいつどきに下賜されたとみられている点である。気がかりなことが二つある。

一つは、正始元年の朝賀の儀礼（元会儀礼）の回賜品として景初三年銘鏡が下賜されるというようなことが、果たしてあり得るのであろうか、という点である。正始元年の朝賀の儀礼は新帝の即位と年号が景初から正始に改元されたことを慶祝する儀礼である。とすれば、過去の年号である景初を刻んだ鏡を下賜するようなことはあり得ないのではないか。これは皇帝の権威と沽券に関わる由々しき問題であるから、そのようなことが行われたとは考えにくいのである。したがって正始元年に下賜されたのは、「正始元年銘鏡」とその系統の鏡であったとみるのが妥当である。つまり、ここには景初三年銘鏡は含まれていなかった可能性が強いのである。

史料2 景初三年（239）十二月の制書

其年十二月、詔書報倭女王曰、制詔親魏倭王卑弥呼。帶方太守劉夏、遣使送汝大夫難升米、次使都市牛利、奉汝所獻男生口四人、女生口六人、班布二匹二丈、以到。汝所在踰遠、乃遣使貢獻、是汝之忠孝、我甚哀汝。今以汝為親魏倭王、假金印紫綬、裝封付帶方太守、假授汝。其綬撫種人。勉為孝順。汝來使難升米・牛利涉遠、道路勤勞。今以難升米為率善中郎將、牛利為率善校尉、假銀印青綬、引見勞賜遣還。今以絳地交龍錦五匹、絳地縹粟罽十張、蒨絳五十匹、紺

青五十匹、答汝所獻貢直。又特賜汝紺地句文錦三匹、細班華罽五張、白絹五十匹、金八兩、五尺刀二口、銅鏡百枚、真珠・鉛丹各五十斤、皆裝封付難升米・牛利。還到錄受、悉可以示汝国中人、使知国家哀汝。故鄭重賜汝好物也。

（『魏志』倭人伝）

なお、古代中国における朝政の象徴的儀礼ともいえる朝会儀礼で最も重要な儀礼は元旦に行われる元会儀礼であり、そのとき四夷が貢物を献上し、儀礼に参列する。これに対し皇帝は回賜品を下賜するのが定例であった¹³⁾。したがって正始元年に倭の使節団が皇帝から回賜品を賜与されたことについては疑う余地はない。

では、景初三年十二月の朝献時に下賜された「銅鏡百枚」はどのような鏡であったのか。このときにはまだ改元が行われておらず、あくまでも年号は「景初」であった。したがって下賜品の中には「正始元年銘鏡」は含まれていなかったとみるのが自然である。

要するに、「景初三年銘鏡」と「正始元年銘鏡」はそれぞれの朝献時に与えられたものであって¹⁴⁾、景初三年もしくは正始元年に一括して与えられたものであったとは考えにくいのである。銘文のあり方や図紋に空隙が目立つことから、景初三年銘鏡より正始元年銘鏡の方があとで造られた可能性がつよいとみられている¹⁵⁾ことも、以上の推定を助けるであろう。したがって、これら二種類の紀年銘鏡が下賜された公式年はそれぞれ異なっていたのであり、この点は峻別されねばならないということである。ただし、これらはすべて梯儔たちによって倭国にもたらされ、一括して卑弥呼のもとに届けられたとみてよい。

なお、正始元年に梯儔らが倭王に届けた銅鏡は景初三年に賜与されたものであるから、それは百枚（面）であったとみるのが一般的な理解である。しかし、私見によれば、正始元年の記事には単に「銅鏡」とだけあって「百枚」の記述がない。したがって、簡単にそうとはいえないと考えている。上述したように、回賜品は二度賜っているから、卑弥呼に届けられた鏡は「百枚」をはるかに上回る枚数であった可能性が強いであろう。

卑弥呼が下賜された銅鏡の中に、景初三年銘鏡とその関連鏡群および正始元年銘鏡とその関連鏡群が含まれて

いたことは、次のことからいえる。

卑弥呼に与えられた回賜品の中に「銅鏡百枚」とともに「金八両」「真珠・鉛丹各五十斤」がみえる。これらはすべて不老長寿の仙薬を作る原料として用いられたものである¹⁶⁾。そしてこの仙薬は神仙思想に基づいて病氣平癒と不老長生を祈禱する道教や「鬼道」の妙薬でもあったとされている。そうすると「銅鏡百枚」も鬼道と無関係ではなく、「事_ニ鬼道_ニ、能惑_レ衆」わしたという卑弥呼にとっては、まさしく「好物」(よきもの)であったとみてよい。そこで注目されるのが上記の紀年銘鏡とその関連鏡群である。上記の紀年銘鏡は、現在六面知られているが、そのうちの五面が三角縁神獸鏡で、一面は画文帯神獸鏡である。だが図像はすべて神獸であり、神仙思想に基づいている。してみると、景初三年銘鏡は「金八両」「真珠・鉛丹各五十斤」とともに、景初三年の回賜品の中に含まれていたとみるのが、考えられる限りにおいて最も自然な考え方である。

次にそれらの大きさをみると、桜井茶臼山古墳出土の破片を除けば、すべて径22.6cmより以上の大きさを持つ。当時の中国ではかなりの大型鏡だが、重要なのは、魏の尺度(一尺は約24.3cm)でいえば、八寸や一尺ではなく、「九寸以上」(約21.9cm)の大きさを意識して造られている点である。周知のように晋代の道教の士として知られる葛洪が著した『抱朴子』(317年頃成立)内編の「雜应」に、「九寸以上の鏡に自分の顔を映し、思いを凝らすと、神仙の姿が鏡の中にみえる」云々とある。また「登涉」にも「山に入る道士たちはみな、直径九寸以上の鏡を背後に吊っていた。こうすれば劫を経た^{すだま}魅も人に近づけない」云々とみえる。すなわち、これらの鏡は道教と深い関係を有していたのである¹⁷⁾。

道教は、鬼道と深い関わりを持ち、鬼神を祀る呪術的な宗教形態の段階にとどまっている鬼道を克服した宗教として成立したとされている¹⁸⁾。そしてその呪術的な宗教である「事_ニ鬼道_ニ、能惑_レ衆」わしていたのが卑弥呼であった。

このようにみえてくると、魏帝に回賜品の品目を進言した士大夫層は卑弥呼が鬼道を信仰し、これによって人々を主導していたことをよく知っており、そのため回賜品の中に金や真珠・鉛丹とともに銅鏡を入れたことが考えられるのである。「銅鏡百枚」は倭王卑弥呼のために特

別に铸造された鏡であったとみるのが至当な見解であり、私もこの説(特铸説)を支持したい。そして実際に、漢民族の王朝の官営工房ないしそれに準ずる機構で特別に製作された夷狄向けの下賜品とみられる金銀器が、内蒙古準格尔旗西溝畔の戦国墓から出土しているという指摘もある¹⁹⁾。これなども特铸説に有利な資料といえる。

では、景初四年銘鏡(A)はどのように考えればよいのであろうか。現在二面の同範鏡が知られているが、これらは景初三年銘鏡や正始元年銘鏡(B)と次の点において著しく異なっている。

1. Bは三角縁(五面)と平縁(一面)であるが、Aは斜縁という特異な形状をしている。
2. Bは「九寸以上」の大きさを意識して造られた大型鏡であるが、Aはいずれも直径16.87cmぐらいしかない。
3. Bはすべて同向式神獸鏡であるが、Aは盤龍鏡である。
4. Bの年号はすべて正式に使用されたものだが、Aは公式にはない年号を用いている(景初は三年で終わり四年は公式にはない)。なお、公式にはといったのは、『晋書』卷十二の「天文志」に景初四年が出てくるからである(山口博氏の指摘による)。

今日、三角縁神獸鏡をはじめとする銅鏡の研究は細微にわたっており、その製作地と工人集団についても魏鏡説、国産説をはじめ、様々な説が出されている。ただ景初四年銘鏡については上記のようにB群の鏡と著しく異なっており、それらと同列に扱うことはできないであろう。特に公式に使われていなかったとされている年号を铸造していることは、暦日が皇帝のシンボリックな存在として認識されていた当時においては、非礼極まりないことであった。皇帝に服し封建されることを「正朔を奉ずる」というが、正朔とは暦の意であり、皇帝は「時」の支配者でもあったからである。したがって景初四年銘鏡を魏帝が倭の使節に下賜した可能性については、今後なお慎重な検討が必要であろう²⁰⁾。

以上のようにみえてくると、景初三年・正始元年の紀年銘鏡は、邪馬台国所在地論とどのように関わってくるのであろうか。そこで注目されるのが、これらが出土した古墳の所在地である。表1をみて容易に分かるように、北九州から一面も出土していないのである。のみならず、青龍三年銘鏡や景初四年銘鏡もまったく出土していないのである。魏の紀年銘鏡が十一面も出土しているのに、

北九州から一面も出土していないというのは何を意味しているのであろうか。今後、未知の紀年銘鏡が出土しないとも限らないし、魏鏡と推定される景初三年・正始元年銘鏡関連鏡群がどのような出土分布を示すのか、この点も未だ確定しているわけではない。したがって現状では確実なことはいえないが、しかし少なくとも以上のような分布状況は、北九州説にとって有利な材料ではないということだけはいえるであろう。

VI. 豪華な回賜品と「親魏倭王」の称号

卑弥呼の使節の貢物が貧弱であったのに対し、魏帝の回賜品はこれと比較にならないほどの豪華さであった。貢物に見合うとされる回賜品とは別に賜与された「好物」をみても、そのことはよく分かる。魏帝はなぜこれほど多くの品々を卑弥呼に与えたのであろうか。この疑問については、これまで様々な説が提起されてきた。いずれも説得力のある見解で、一面の真理を言い当てているように思える。そうした中で私が最も注目したいのは次の三説である。

一つは、犯罪人が死一等を減ぜられて遷された遠郡とされる楽浪郡より、さらに遠方の東夷の絶域から倭の使節が朝貢したという魏の認識を重視する説である。この説によると、魏は決して倭の国力を大きく評価していたわけではなく、倭が遠方から朝貢してきたので皇帝はそれに応じたのであって、「親魏倭王」の称号も蛮夷の王に与える称号の一つであり、それ以上のなにものでもないとされる²¹⁾。

上述したように、東夷の絶域からの朝貢は皇帝の徳化がはるか遠方にまで及んでいることを示すとともに、王朝が隆盛していることを天下に知らしめることになる。こうした思想は中国王朝の根幹をなすものであって、高度な文明を持つ自身の王朝は天の中心とされる北極五星に対応する天下（地上世界）の中心にあり、その四周に未開の異民族（東夷・南蛮・西戎・北狄）がいるという、いわゆる中華（夏）思想に由来する。司馬炎（武帝）が魏の元帝（曹奂）から禪譲を受けて建国したとする晋は魏王朝を正統とみなしており、そしてその魏王朝の時代に遼東・帯方等四郡を平定して東夷からの朝貢を可能にしたのは炎の祖父の司馬懿の功績であるとする認識をもつ

ていたから、倭の朝貢記事は陳寿が最も書きたかった記事の一つであったに違いない。回賜品が豪華であった理由の一つは、魏王朝の隆盛を示すためであったとみてよいであろう。

しかしそれだけならば、なぜ豪華な回賜品とともに「親魏倭王」の称号まで与え、金印紫綬を仮したのであろうか。周知のように、同種の形式の称号を与えられたのは、確実なところでは親魏大月氏王（クシャーナ朝）の波調^{はちよう}だけである（魏の太和三年、229年）。大月氏は罽賓^{けいひん}国・大夏^{たいか}国・高附^{こうふ}国・天竺^{てんじく}国（インド）などを従属させていた西方の文明大国である。では倭国はどうであったのか。

倭国は大月氏国などと比すべくもない蛮夷の弱小国であったとみる見解もあるが、果たしてそうか。近年出土している大規模建物跡や水田跡、道路跡、あるいは古墳などの遺跡や遺物の状況を見ると、必ずしもそうとはいえないであろう。その実相についてはなお今後の発掘調査の結果を待たねばならないが、かつて一部の研究者の間でいわれていたような極端な倭国弱小蛮夷論が成り立たなくなりつつあることだけは明らかである。

そこで、こうした視点から『魏志』東夷伝を読んでもと、戸数の記述が注目される。表2・3に示したように、邪馬台国を軸とした二十九カ国からなる邪馬台国連合の戸数は倭人伝に記述されている八国だけでも十五万余戸を数え、他の東夷の諸国より群を抜いて多い。この数に戸数の記されていない邪馬台国（女王国）の旁国二十一国の戸数を加えると、その総数はおそらく朝鮮半島諸国全体の十六万～十七万（余万）戸（滅二万戸・馬韓十余万戸・弁韓と辰韓四万～五万戸）をはるかに上回るであろう。

さらにこの戸数に邪馬台国連合に属さない勢力を加えると、それはかなり膨大な戸数となろう。もちろん、朝鮮半島諸国における一戸に居住する人数と、倭のそれとが同様であるとは限らない。しかし、これらの戸数の記述は両者の人口についての魏の認識の一端を垣間見ることができるという意味において、すこぶる興味深いのである。

こうした戸数はその国の兵力を探る上で一つの有力なメルクマールになり得るものであるから、魏にどれだけ正確な情報が伝わっていたのか、それは必ずしも記述どおりには信頼できないとみておいた方がよいだろう。特に倭国の場合は遠絶の彼方にあると認識されていたので、その信頼性は他国に比べて薄いと思われる。しかし、そ

表2 倭の諸国の戸（家）数

国名	戸（家）数
対馬国	有千余戸
一支国	有三千許家
末盧国	有四千余戸
伊都国	有千余戸 ⁽¹⁾
奴国	有二万余戸
不弥国	有千余戸
投馬国	可五万余戸
邪馬台国	可七万余戸
合計	十五万余戸

(1)『魏略』は「戸万余」と記す。

表3 朝鮮半島の諸国の戸数

国名	戸数
夫余	八万戸
高句麗	三万戸
東沃沮	五千戸
濊	二万戸
馬韓	十余万戸
弁韓と辰韓	四～五万戸
合計	二十七万五千～ 二十八万五千戸

れにもかかわらず、ここで重要なことは、卑弥呼を共立した邪馬台国連合が東夷の世界ではかなり有力な勢力であると魏に認識されていた、という事実である。

特に私は、正始元年に建中校尉梯儻らを遣わしたのが魏としては第一回目の正式な倭国への使節の派遣であって、これより以前に卑弥呼に対して親魏倭王の称号を与えていることに注意したい。すなわち魏は、より正確な倭国の姿を把握する以前に卑弥呼を封建していたのである。

このようにみえてくると、魏のこうした認識が卑弥呼に豪華な回賜品とともに「親魏倭王」の称号を与え、「金印紫綬」を仮すこととなった理由の一つであったと考えるのは、さほどの外れではないだろう。以上が二つ目の理由である。

三つ目の理由は、以上のように認識されていた倭国が魏と敵対関係にあった呉と連携することを警戒し、これを牽制するために臣属させ、かつ優遇した、ということが考えられる。事実、呉の孫権は遼東や夷狄とされる諸民族に関心を示し、公孫氏や高句麗とも断続的に通交していた。

237年（魏の景初元年・呉の嘉禾六年）、魏の明帝から大司馬に任ぜられて楽浪公に封建された公孫淵は、皇帝の命により洛陽に召し出すためにやってきた幽州刺史田丘儉らの軍勢を遼隧で撃退した。かくして淵は魏との臣属関係を断って自立し、燕王と称して紹漢の年号を建てた。これに対し、魏は公孫氏討伐を計画、これを聞いた淵は呉に対して「臣」と称し、援軍を要請した。西嶋定生氏は『漢晋春秋』（『三国志』魏書公孫度伝公孫淵条の裴松之注所引）にみえるそのときの孫権と羊衞との会話を分析し、既にこの時点で朝鮮半島が呉の政略的視野の中に入っていたことを指摘しておられる²²⁾。

さらに景初三年（239）三月、公孫氏が滅亡して魏領となった遼東に呉の軍兵が侵入して守護部隊を攻撃し、男女を俘虜としている（『三国志』呉書呉主伝赤烏二年三月条）。卑弥呼の使節が帯方郡に行き、朝献を求めた三ヶ月前の出来事であるだけに、すこぶる注目される。

また、黄龍二年（230）、孫権は東方海上へ將軍衛温・諸葛直らに武装兵一万人を率いて出航させ、夷州（台湾とみる説が有力）・亶洲（日本の南方の島とする説やフィリピンとする説な

どがある）を探索させていることも重要である。このとき、亶洲には到着できなかったが、夷州に上陸して数千人を連れ帰っている。孫権は、はやくから呉の東方海上に強い関心を持っていたことが知られるのである。

呉のこうした他国との政治的通交関係や魏領および他民族の領域への侵攻・侵入・探索は、いくら大国であったとはいえ、孫権と一進一退の闘いを繰り返してきた魏にとっては、到底無関心ではいられない行為であった。したがって、魏により呉の東方（会稽郡東冶県〔今の福建省福州市附近〕の東方）に位置すると認識されていた邪馬台国を都とする倭国²³⁾の動向は、魏の外交政策に大きな影響を及ぼしかねない関心事であったことが推測される。これが、魏をして卑弥呼を厚遇せしめた三つ目の理由である²⁴⁾。

以上はいずれも多かれ少なかれ先学によって指摘されてきたことであるが、小論では東夷諸国の戸数についての私見を交えつつ、魏の倭の勢力についての認識や、東夷に関心を抱いていた呉と倭の地理的位置関係についての認識などについて、若干の考察を行った。

改めていうまでもなく、結果には必ず原因がある。そこでその原因を探ることになるわけだが、それは必ずしもひとつであるとは限らない。複数の事由が互いに影響し合ってひとつの行為に至る場合も決して少なくないからである。卑弥呼が魏帝から厚遇された理由も同様に、複数存在していたと考える。しかし私は上記三つの点を肯定しつつ、あえて三つ目の理由、すなわち魏と呉の対立抗争にその主因を求めたいと思う。この事由は魏にとっては国の存亡に関わる重大事で、喫緊の課題であったと思量するからである。

魏と呉との緊張関係はその後も続き、卑弥呼が親魏倭

王に封ぜられた景初三年（239）の一年数ヶ月後、呉は今度は魏に対し、淮南・六安・樊・柵中など各地で軍事行動を起こし、魏と戦闘状態に入っている（『三国志』呉書呉主伝第二赤烏四年〔241〕夏四月条）。魏はこうした事態に備え、常々呉の動静を探り、戦略を練っていたことと思われる。こうした魏と呉との慢性的な緊張関係が、魏と倭との関係にも大きな影響を及ぼしたとみることができるのである。

Ⅶ. むすび

以上、景初三年における倭の魏への朝貢をめぐる問題について、先学の研究に学びつつ若干の考察を試みた。論の内容が多岐にわたったことと紙幅の関係で、ここではそれらの結論的部分を改めてまとめることは差し控えたい。いくつか新しい提案も行ったので、読者諸賢のご批評を願って擲筆することとする。

【註記】

- 1) 内藤湖南 1910「卑弥呼考」『芸文』1—2・3・4、大庭脩 1971『親魏倭王』学生社 ほか多数。
- 2) 大庭脩『親魏倭王』（前掲）。
- 3) 北村一太 1983「卑弥呼の遣使」『東アジアの古代文化』34号 大和書房、金文京 2005『三国志の世界』講談社、仁藤敦史 2009『卑弥呼と台与』山川出版社、同 2013「卑弥呼の外交戦略」『NHKさかのほり日本史 外交篇』所収 NHK出版、同 2013「倭国の成立と東アジア」『岩波講座日本歴史第一巻』原始・古代1所収 岩波書店 ほか。なお本文に記した根拠の（2）・（3）は主に金文京氏の著書による。
- 4) 大庭脩『親魏倭王』（前掲）。
- 5) 仁藤敦史『卑弥呼と台与』（前掲）59頁。
- 6) 塚口義信 2016『邪馬台国と初期ヤマト政権の謎を探る』原書房
- 7) 水野正好・白石太一郎・西川寿勝 2015『増補版 邪馬台国』雄山閣 22頁。
- 8) 渡邊義浩 2012『魏志倭人伝の謎を解く』中公新書 154頁以下。
- 9) 山尾幸久 1986『新版・魏志倭人伝』講談社現代新書、塚口義信『邪馬台国と初期ヤマト政権の謎を探る』（前掲）。邪馬台国（大和）への道程を投馬国（吉備）から「水行十日、もしくは陸行一月」と解釈する説もあるが、大国間の往来路としてよく使われていたとみられる当時の陸行が一ヶ月もかかり、かつ水行の三倍とみるのは無理であろう。また同説では、北九州に所在したとされる不彌国から投馬国（吉備）へのルートは、水行だけではなく「水行+陸行」でも可能であったにもかかわらず、「陸行」の記述がない。もしも投馬国から邪馬台国への道程が「水行十日もしくは陸行一月」の意味であるならば、不彌国から投馬国へ行く場合も同様に、「陸行」を使うルートの日数が記されていて然るべきであろう。なお、「里」ではなく「日」で表している『魏志』倭人伝の記事（「至_レ投馬国_一水行二十日」「至_レ邪馬台国_一……水行十日、陸行一月」）は、「夷人不_レ知_二里数_一、但計以_レ日」と『隋書』が記述している通り倭人は道程を日で計っていたと考えられるから、その出典は倭人からの伝聞に基づいて書かれた郡使の報告書とみるのが妥当である。したがってその信憑性はすこぶる高いとみてよい。
- 10) 渡辺信一郎 1996『天空の玉座』柏書房
- 11) 武末純一・平尾和久 2016「〈速報〉三雲・井原遺跡番上地区出土の石硯」『古文化談叢』第76集 九州古文化研究会。その後（2017年）、薬師ノ上遺跡（福岡県朝倉郡筑前町）から弥生時代中期～後期の硯の完形品が出土している。この遺跡では渡来人の存在を示す遺物が確認されており、倭人が使用した可能性の強いことが指摘されている（『読売新聞』2017年11月15日号、ほか）。
- 12) 渡邊義浩『魏志倭人伝の謎を解く』（前掲）
- 13) 渡辺信一郎『天空の玉座』（前掲）
- 14) 回賜品が公式に下賜されたのが景初三年十二月と正始元年一月一日であったという意味であり、実物がその月・日に下賜されたという意味ではない。公の目録ではそのようになっただけとしても、実際に回賜品が製作されたのはそれより後のことであった可能性も排除できないからである。また、それらの回賜品が洛陽で下賜されたという保証もない。詔書や金印紫綬はともかく、他の物品、たとえば「銅鏡」などは倭人を統轄していた帯方郡を通じて卑弥呼に賜与された可能性もある。なお、小論では下賜された銅鏡の製作地の問題については立ち入らない。
- 15) 車崎正彦 1999「三角縁神獣鏡は卑弥呼の鏡か」『卑弥呼は大和に眠るか』所収 文英堂
- 16) 『抱朴子』内篇卷十一・十五・十七による。なお、本文で述べたように、これらの回賜品は鬼道との関わりで賜与されたものと考えられるが、その一部が多目的に用いられた可能性まで否定するものではない。
- 17) 塚口義信『邪馬台国と初期ヤマト政権の謎を探る』（前掲）
- 18) 福永光司 1985『道教と日本思想』徳間書店
- 19) 近藤喬一 1988『三角縁神獣鏡』東京大学出版会
- 20) 平勢隆郎氏によると、『魏志』倭人伝にいう景初二

(238)は一般に景初三年(239)の誤りとみられているが、実は正始改元後に書き換えがあり、それ以前には景初は四年まであって、238年は景初三年、239年は景初四年とされていたという(平勢隆郎 2002「景初の年代に関する試論」『日中律令制の諸相』所収 東方書店)。そして明言はしておられないが、景初四年銘鏡が景初三年銘を持つ「舶載」三角縁神獸鏡と原料の出所が区別できないという指摘(馬淵久夫・平尾良光 1991「景初四年銘龍虎鏡の鉛同位体比」辰馬考古資料館『考古学研究紀要』二)を重視し、実在したとされる景初四年(239)の年号とこの鏡についての関係を示唆されている。『三国志』の史料批判に関わる興味深い説で、今後なおよく検討したいと思うが、ここでは従前の説に従っておく。それは、平勢氏の論点とややずれるが、景初三年銘鏡と正始元年銘鏡が大きさ・図像などに共通点が多いのに対し、景初四年銘鏡だけがなぜこれらと異なる特殊な鏡となっているのか、ほぼ同時期における魏帝からの下賜品としてはかなり違和感があるからである。なお、景初四年銘鏡の「陳是作鏡」は景初三年銘鏡や正始元年銘鏡と共通しており、両者が同一工房で製作された可能性のあることを示唆している。しかしながら、両者の相違点の方がはるかに重く、それぞれの鏡が担っていた意味が本質的に異なっていたことを意味している。私はこのことを重視しているのである。

- 21) 大庭脩『親魏倭王』(前掲)ほか。
22) 西嶋定生 1983『中国古代社会と東アジア世界』東京大学出版会
23) 塚口義信『邪馬台国と初期ヤマト政権の謎を探る』(前掲)90-114頁。
24) この点については多くの研究があるが、なかでも西嶋定生氏の論考は要を得た論述となっており、説得力に富んでいる。
同『中国古代社会と東アジア世界』(前掲)ほか。

【図・表出典一覧】

- 図1 塚口義信 2016『邪馬台国と初期ヤマト政権の謎を探る』原書房
図2 竹内理三校訂・解説 1977『翰苑』吉川弘文館、一部改変
表1 大塚初重 2012『邪馬台国をとらえなおす』講談社、一部改変

【附記】

- 1 本稿は、拙稿「景初三年六月の倭女王の遣使について」(『古代史の海』第89号、2017年10月)に加筆したものである。
2 改訂増補版を成すに当たって、寺沢薫氏より種々ご示教を

賜った。学恩に厚く御礼を申し上げる。また本稿を成すに当たって、石塚一郎氏に大変お世話になった。末筆ながら、記して謝意を表したい。

〔附論—その1〕卑弥呼は邪馬台国の女王ではなかったのか

I

卑弥呼は邪馬台国の女王ではなかったとする説を、最近、巷でよく耳にする。この説はかなり古くからあったが、その後、この説を取り上げ、一つの有力な説に押し上げたのは、私が敬愛している故・西嶋定生氏ではないかと思う。西嶋氏は次のように述べておられる¹⁾。

- ・ まず最初に卑弥呼はどこの国の王であったかなどというと、おそらく多くの人びとは、いまさら何を言うのだ、卑弥呼は邪馬台国の女王に決まっているではないか、とお考えになると思います。これは皆様だけではなくて、吉川弘文館『国史大辞典』(第11巻)の「卑弥呼」という項目を見ますと、ここには「二世紀末—三世紀前半の邪馬台国の女王」と説明してあります。また同じく吉川弘文館『日本古代氏族人名辞典』の「卑弥呼」の項をみますと、そこには「魏志倭人伝に記される邪馬台国の女王」とあります。また三省堂から出版されている『コンサイス人名辞典(日本編)』にも卑弥呼は「三世紀の邪馬臺(壹)国の女王」とあります。これに類したものはほかにもあると思いますが、全部見たわけでもありませんので、ごく手近なものを三つほど上げてみました。

実は私もこれまでなんとなくそう思っていたのですが、今回あらためて『魏志』倭人伝を読み直してみたら、何と驚いたことに、『魏志』倭人伝の文章中には邪馬台国の女王であるという明らかな記述、もしくは卑弥呼を邪馬台国の女王と理解しなければならないという文章は、ともに見当たらないのであります(2~3頁)。

- ・ 卑弥呼が邪馬台国の女王であるなどということは、誰がいつから言い出したことなのか、調べれば分かりますが、何しろご承知のように邪馬台国に関す

る論文、書き物はごまんとありますから、どなたか気がついたら教えていただきたいと思います。ただ古い先生がたは、例えば白鳥庫吉先生などは「倭女王卑弥呼」といって、「邪馬台国女王」などとは言っていられなかった。それがどこかで緩くなったのではないかと思います(12頁)。

また、佐伯有清氏も上記の西嶋説を取り上げ、次のように書いておられる²⁾。

- ・ 近年、卑弥呼は邪馬台国の女王ではなく、倭国の女王であったとする考えが強まってきた。すなわち『魏志』倭人伝の文章のなかには、卑弥呼が邪馬台国の女王であるとする明確な記述がなく、また卑弥呼を邪馬台国の女王と理解しなければならない記述も見当たらないというのが、その論拠なのである(西嶋定生説)。

しかし私は、そうではなく、卑弥呼は邪馬台国の女王であり、かつ倭国の女王(倭女王・倭王)でもあったと考えている。この問題については拙著『邪馬台国と初期ヤマト政権の謎を探る』(原書房、2016年)で論じたところであるが、もう一度、考えてみたい。まず、『魏志』倭人伝にみえる「倭国」および「倭女王」「倭王」関係の記事を次に掲げる。

- ① 自女王國以北、特置一大率、檢察諸國。諸國畏憚之。常治伊都國、於國中有如刺史。王遣使詣京都・帶方郡・諸韓國、及郡使倭國、皆臨津搜露、傳送文書・賜遺之物、詣女王、不得差錯。
(女王国より以北には、特に一の太率を置き、諸国を檢察せしむ。諸国之を畏憚す。常に伊都国に治し、国中に於て刺史の如く有り。王使を遣わして京都・帶方郡・諸韓國に詣らしめ、及び郡の倭國に使いするや、皆津に臨みて搜露し、文書・賜遺の物を伝送して、女王に詣らしむに、差錯するを得ず。)
- ② 其國本亦以男子爲王。住七、八十年、倭國亂、相攻伐歷年、乃共立一女子爲王。名曰卑彌呼。
(其の国本亦た男子を以て王と爲す。住まること七、八十年、倭國亂れ、相攻伐すること歷年、乃ち共に一女子を立てて王と爲す。名は卑弥呼と曰う。)
- ③ 景初三年六月、倭女王、遣大夫難升米等詣郡、求詣天子朝獻。太守劉夏、遣吏將送詣京都。其年十二月、詔書報倭女王曰、制詔親魏倭王卑彌呼。帶方太守劉夏、遣使送汝大夫難升米、次使都市牛利、奉汝所獻

男生口四人、女生口六人、班布二匹二丈、以到。汝所在踰遠、乃遣使貢獻、是汝之忠孝、我甚哀汝。今以汝爲親魏倭王、假金印紫綬、裝封付帶方太守、假授汝。其綬撫種人、勉爲孝順。

(景初三年の六月、倭の女王、大夫の難升米らを遣わして郡に詣らしめ、天子に詣りて朝獻せんことを求む。太守の劉夏、吏を遣わし將い送りて京都に詣らしむ。其の年十二月、詔書して倭の女王に報じて曰く、「親魏倭王の卑弥呼に制詔す。帶方太守の劉夏、使を遣わして汝の大夫難升米、次使都市牛利を送り、汝獻ずる所の男の生口四人、女の生口六人、班布二匹二丈を奉りて、以て到る。汝の在る所は踰かに遠きも、乃ち使を遣わして貢獻するは、是れ汝の忠孝、我甚だ汝を哀しむ。今汝を以て親魏倭王と爲し、金印紫綬を假し、裝封して帶方太守に付して汝に假授す。其れ種人を綬撫し、勉めて孝順を爲せ。)

- ④ 正始元年、太守弓遵、遣建中(忠とも)校尉梯儁等、奉詔書・印綬詣倭國、拜假倭王。并齎詔、賜金・帛・錦・罽・刀・鏡・采物。倭王因使上表、答謝恩詔。
(正始元年、太守弓遵、建中(忠とも)校尉梯儁らを遣わし、詔書・印綬を奉じて倭國に詣らしめ、倭王に拜假す。並びに詔を齎し、金・帛・錦・罽・刀・鏡・采物を賜う。倭王使に因りて上表し、恩詔に答謝す。)
- ⑤ 其四年、倭王、復遣使大夫伊聲耆・掖邪狗等八人、上獻生口・倭錦・絳青縑・緇衣・帛布・丹木附短弓・矢。掖邪狗等、壹拜率善中郎將印綬。
(其の四年、倭王、復た使大夫伊聲耆・掖邪狗ら八人を遣わし、生口・倭錦・絳青縑・緇衣・帛布・丹木附の短弓・矢を上獻す。掖邪狗ら、壹に率善中郎將の印綬を拜す。)
- ⑥ 其八年、太守王頌到官。倭女王卑彌呼、與狗奴國男王卑彌弓呼素不和。遣倭載斯・烏越等詣郡、說相攻擊狀。遣塞曹掾史張政等、因齎詔書・黃幢、拜假難升米、爲檄告諭之。
(其の八年、太守王頌官に到る。倭の女王卑弥呼、狗奴国の男王卑弥弓呼と素より和せず。倭の載斯・烏越らを遣わして郡に詣り、相攻撃する狀を説かしむ。塞曹掾史の張政らを遣わし、因りて詔書・黃幢を齎し、難升米に拜假し、檄を爲りて之を告諭す。)

以上の記事を分析すると、以下のことがいえる。

①と④により、魏は「倭国」に使者を派遣していたのであって、邪馬台国（女王国）に派遣していたわけではない³⁾。交渉の相手はあくまでも「倭国」であったことがわかる。②により、卑弥呼は「倭国」の女王であったことがわかる。④により、魏の使者は邪馬台国ではなく、「倭国」に行き、その「倭国」の王たる「倭王」（卑弥呼）に拝謁することが目的であったことがわかる。

外交とは、国と国との交際をいうが、魏が外交の相手としていたのは、邪馬台国（女王国）ではなく、「倭国」であったと考えねばならない。したがって陳寿が意識していた卑弥呼は、魏の外交相手の「倭国」の「倭王」（倭女王）としての卑弥呼であったと考えられる。このことは、たとえば次のように考えると、わかり易い。アメリカ合衆国と日本国が条約を締結した場合、仮に合衆国が「アメリカ合衆国大統領□□□（名前）」と署名したとすると、日本側の署名は「日本国内閣総理大臣□□□（名前）」ということになるだろう。これを日本側が「○○○党総裁（代表）□□□（名前）」と署名するようなことは考えにくいことである。外交とはこのようなものであるから、陳寿が「邪馬台国女王」と書かず「倭王」と書いたのも、至極当然のことであったといえる。したがって、「邪馬台国女王卑弥呼」の記述がないということをもって、卑弥呼が邪馬台国の女王ではなかったと主張することはできないのである。

一方、邪馬台国は「女王国」とも呼ばれているから、女性が王となっている国と考えられ、またこの国は倭国の女王卑弥呼が都としていた国であるから、「邪馬台国」の女王は卑弥呼であったとみるのが妥当である。すなわち、卑弥呼は「邪馬台国」の女王であると同時に「倭国」の女王でもあったと考えねばならないのである。

なお、『魏志』倭人伝では、卑弥呼の称号に「倭王」と「王」「女王」の二様の表記が用いられているが、これらの違いは截然としている。卑弥呼が「倭王」と表記されるようになるのは、景初三年（239年、木版本には二年とあるが、これは誤り）十二月に魏帝曹芳（齊王）が卑弥呼を「親魏倭王」に封じてから以後のことであり、それ以前はすべて「王」か「女王」である。陳寿は実情になかった表記を用いていることが知られるであろう⁴⁾。

II

私は卑弥呼の立場を以上のように理解しているが、2017年5月20日、大阪・天満橋で「邪馬台国と倭女王卑弥呼」と題する講演を行ったとき、「質疑応答」の中で次のような質問があった。すなわち、『魏志』倭人伝の「南至邪馬壹（臺〔台〕の誤り）國女王之所都水行十日陸行一月」は、「南して、邪馬台国女王の都する所に至る。水行十日、陸行一月」と訓読することができるのではないか、という質問である。

この質問に対して私は、即座に次のように答えた。興味深い説だが、倭人伝の他の記事に徴してみると、その可能性はほとんどないと思われる、と。実は、1976年、関西大学で講義をしているとき、学生から同じ質問があり、そのときのことをよく覚えていたからである。私の考えは以下のとおりである。

倭人伝における他の「□□国に到（至）る」というときの書き方は、すべて次のようになっている。

- ・ 到其北岸狗邪韓国
- ・ 至一大（支の誤り）国
- ・ 至末盧国
- ・ 到伊都国
- ・ 至奴国
- ・ 至不弥国
- ・ 至投馬国

一瞥して明らかなように、「到（至）国名」の形に統一されている。とすると、邪馬台国の箇所のみ上記のように読むのは不自然の感を免れない。やはり次のように読むべきであろう。

南至邪馬台国女王之所都、水行十日、陸行一月（南して邪馬台国に至る。女王の都するところなり。水行十日、陸行一月）

質問した学生は、今は歴史学の研究者として活躍しておられる。私も学ばせていただいた。様々な疑問点をあげ、それらについて多様な視点から分析を試みることは、真理に近づく正攻法である。まさしく「疑問は学問の母」である。これからも諸賢と意見を交わしながら、真の古代史像に一步でも近づきたいと願っている。

【註記】

- 1) 西嶋定生 1994『邪馬台国と倭国』 吉川弘文館
- 2) 佐伯有清 1996「卑弥呼の王権と倭国」『東アジアの古代文化』87
- 3) 「女王国」が邪馬台国の別称であったことについては、塚口義信2016『邪馬台国と初期ヤマト政権の謎を探る』（原書房）65～71頁参照。
- 4) 3) と同じ。

〔附論—その2〕卑弥呼のあとを継いだ「男王」について

I

『魏志』倭人伝の正始八年（247）条に、次のような記事がある。

其八年、太守王頌到官。倭女王卑弥呼、與狗奴國男王卑弥弓呼素不和。遣倭載斯・烏越等詣郡、説相攻撃狀。遣塞曹掾史張政等、因齋詔書・黃幢、拜假難升米、爲檄告諭之。

卑弥呼以死、大作冢。徑百餘歩、狗葬者奴婢百餘人。更立男王、國中不服、更相誅殺、當時殺千餘人。復立卑弥呼宗女壹與、年十三爲王、國中遂定。政等以檄告諭壹與。壹與遣倭大夫率善中郎將掖邪狗等二十人、送政等還。因詣臺、獻上男女生口三十人、貢白珠五千孔・青大句珠二枚・異文雜錦二十匹。

（其の八年、太守の王頌 官に到る。倭の女王卑弥呼、狗奴国の男王卑弥弓呼と素より和せず。倭の載斯・烏越らを遣わして郡に詣り、相攻撃する状を説かしむ。塞曹掾史の張政らを遣わし、因りて詔書・黄幢を齋し、難升米に拝仮し、檄を為りて之を告諭す。

卑弥呼以て死す。大いに冢を作る。径は百余歩、狗葬する者奴婢百余人なり。更めて男王を立つるも、國中服せず、更々相 誅殺し、時に当りて千余人を殺す。復た卑弥呼の宗女壹與、年十三なるを立てて王と為し、國中遂に定まる。政ら檄を以て壹與に告諭す。壹與倭の大夫率善中郎將の掖邪狗ら二十人を遣わして、政らの還るを送らしむ。因りて台に詣り、男女の生口三十人を献上し、白珠五千孔・青大句珠二枚・異

文雜錦二十匹を貢ぐ。）

文中に「（帯方郡に届いていた魏帝の）詔書と黄幢（黄色の旌旗）を（倭国に）もたらし難升米に拝仮し、檄文をつくってこれに告諭した」とあるが、「これ」という指示代名詞は誰を指しているのでしょうか。それは文脈からいって、今までから解釈されてきたように、難升米を示しているとみるのが自然である。しかし、そのように解釈すると、なぜ「詔書」を黄幢とともに難升米に拝仮したのかという疑問が生じる。黄幢については正始六年（245）条に「詔賜倭難升米黄幢、付郡仮授（詔して倭の難升米に黄幢を賜ひ、郡に付して仮授せしむ）」とあって、魏帝から難升米に仮授されたものであるから、何の問題もない。しかし詔書は本来、倭国の王である「倭王」の卑弥呼に下賜されねばならないものであるから¹⁾、疑問が生じてくるのである。

では、この疑問はどのように考えれば水解するであろうか。以下、この点について若干の考察を試みてみたいと思う。

II

詔書はなぜ倭王の卑弥呼ではなく、難升米に下賜されたのであろうか。この疑問に対する最も自然な解答は、倭王の権限の一部が難升米に委譲（あるいは委任）されていたことによる、とみることである。卑弥呼が邪馬台国連合の王に共立されたのは2世紀末～3世紀初頭前後のことであったと考えられるから、正始八年（247）頃にはかなりの年齢に達していたと思われる。したがって狗奴国との戦争に当たって老齢あるいは病弱を理由にその権限の一部が難升米に委譲されていたとしても、少しも不思議なことではない。

しかし、そのように理解すると、卑弥呼を佐けて国を治めていたとされる男弟（「有男弟佐治国」）に、なぜその権限の一部が委譲されなかったのかという疑問が生まれてくる。だが、この疑問は、男弟もまた卑弥呼と同様、かなりの年齢に達していて、もはや国を佐治できるような状態ではなかった、あるいは既に死去していたとみれば、十分説明がつく。詔書を倭王ではなく、難升米に拝仮したと書いている記事の背景には、そのような陳寿の認識を読み取ることができるように思うのである。

『魏志』倭人伝は、この記事のあと、卑弥呼が死去し、

男王が立てられたことを記している。ところが、これに對して国中が服さず、たがいに殺し合い、当時千余人が死んだという。内乱の原因となった男王とは誰であろうか。倭人伝は黙して語らないが、この男王とは、ほかならぬ難升米のことではないかと私は推測する。理由は四つほどある。

- (1) 難升米は魏帝から最初に率善中郎將の爵位を与えられた人物であって(『魏志』倭人伝景初三年十二月条の制書)、倭国内では卑弥呼・男弟に次ぐ地位にあった可能性が大きい。
- (2) 当時、倭王であった卑弥呼を除外すれば、難升米は魏帝から「詔書」を授けられた唯一の人物であり、かなりの権限を有する実力者であったとみられる。
- (3) 文脈からみて、卑弥呼が死去したのは狗奴国との交戦中、もしくはその直後であったと推定される。してみると、歴史の一般的なありかたからみても、こうしたときには軍事が最優先され、統帥権を有する有力者が王に推戴された可能性が最も大きい。そして史料による限り、それに該当する人物は魏帝から軍事に用いる黄幢²⁾を賜与され、檄によって告諭されたという難升米以外には存在しない。
- (4) 男王のあと卑弥呼の宗女の壹与(台与カ)が王となり、率善中郎將掖邪狗ら二十人を洛陽へ遣わしているが、この記事を含め台与の代には卑弥呼時代に統帥権を有していたとみられる有力者の難升米の名が全く見えず、忽然と闇の中に消えた感がある。こうしたことも卑弥呼のあと難升米が王となったが、内乱によって失脚したとみれば理解しやすい。なお、こうした視点からいえば、掖邪狗ら二十人は男王派と対立していた卑弥呼・台与派の有力者であったと考えることができる。

かくして私は難升米が卑弥呼のあと王位に就いていたと推測するのであるが、それならば、なぜそのことを記述しなかったのかという疑問が出てくる。卑弥呼の死去後も、帯方太守王頌の命令により倭国へ派遣されていた塞曹掾史張政たちが倭地に滞在し、そうした状況を見聞していたのであるから、男王の名前が分からなかったというわけにはいかない。私はこの点に、次に述べるよう

な「司馬王朝」の官吏として仕えた陳寿の思慮を感じるのである。

陳寿が著作郎として『魏志』の編纂を行っていた頃の皇帝は司馬炎(武帝、在位 265～290 年)であるが、公孫氏を滅ぼし遼東・帯方・楽浪・玄菟四郡を魏領とするとともに東夷の倭国を朝貢せしめる功を立て、その後魏帝曹芳の補弼を託されて司馬氏隆盛の基礎を築いたのは、炎の祖父の司馬懿であった。そうすると、陳寿は司馬懿の功績を顕彰しなければならない立場にあり、そのため、魏帝から詔書と黄幢まで下賜された難升米が倭国内の「反乱」によって失脚した人物であったとは書けなかったからではないか。これが男王の名を記述しなかった主な理由であろう。

III

では、男王はどここの国から推戴されていたのであろうか。文献史料にこの解答を求めることはむづかしいが、考古学の視点から究明することは、あるいは可能かも知れない。邪馬台国連合を構成していた国々の中で、3 世紀半ばまでは大いに繁栄していたが、それ以後、一時的にせよ急速に衰退した国、それが男王を出した国の有力候補とすることができるからである。今後の課題としたい。

【註記】

1) 従来、あまり意識されていなかったようだが、「詔書」は倭王に届けられるべきものであるとの認識のもとに、拙著『邪馬台国と初期ヤマト政権の謎を探る』(原書房、2016 年)では、難升米を通じて詔書・黄幢を倭女王卑弥呼に拝仮せしめた、と解釈した。しかし、この解釈は本文のように修正したいと思う。

2) 大庭脩 1971『親魏倭王』 学生社、190～194 頁。

【附記】

最近、孫榮建氏も『決定版 邪馬台国の全解決』(言視社、2018 年)の中で、【註記】の 1) と同様の認識から「男王」について詳細に論じ、男王を「伊都国王」であった「卑弥呼の男弟」とする興味深い説を提示しておられる。拙稿執筆後に拝読したので、氏の説については後日、改めて検討したい。

「大市」の首長会盟と女王卑弥呼の「共立」

前 田 晴 人

目 次

I. はじめに	59
II. 女王卑弥呼「共立」の主体	60
III. 纏向遺跡の調査成果をめぐって	63
IV. 「首長会盟」の概念	68
V. 『日本書紀』の「会盟」関係記事	74
VI. 「倭国同盟」の実相	80
VII. おわりに	85

論文要旨

弥生時代は、稲作農耕と金属器の伝来・導入によって成立した「百余国」が、自立的・主体的な発展をめざして活発な相互交流を展開した時代である。その中核にあった北部九州諸国による大陸産青銅器・鉄・威信財などの他地域への供給・流通は不安定で独占的な性格を帯びていたため、地域紛争がしばしば起こり、また後漢帝国と楽浪郡の支配・統制の弛緩による半島情勢の悪化と混乱が、西日本諸国を巻き込む「倭国乱」の要因となった。

『魏志』倭人伝が記す「倭国乱」及び女王卑弥呼の「共立」の動きと、長年積み重ねられてきた纏向遺跡における豊かな調査成果とを、何らかの論理・概念を媒介として結びつけることが可能か否かを検討し、遺跡の実体と性格を弥生の国々の有力首長層による「会同」の場としての意義に求め、「会同」を含む重要な政治的機能である「会盟」の歴史及び基本的概念を中国文献によって詳細に検討・整理した上で、三国時代の朝鮮史料と『日本書紀』の諸記事を網羅的に考察し、東アジア世界諸民族における初期王権創成に関わる「会盟」が、弥生時代の倭人社会を根底から突き動かし、本格的な倭国王権の成立に至る重要な政治システムであったことを論じた。

纏向遺跡は弥生の巨大環濠集落とは大きくかけ離れた都市的規模と実体を呈しており、とりわけ外部からの搬入土器の比率がきわめて大きく、さらに搬出元が関東以西を覆う汎列島の様相を呈している事実、遺跡が律令制の大和国城上郡大市郷と領域がほぼ重なり、また倭国の初代女王卑弥呼の陵墓と推定される箸墓古墳が「大市」に造営されたという伝承を保持するなど、遺跡の実相について、弥生の国々の首長層による「会盟」の聖地としての「大市」＝王都であることを指摘した。

前田 晴人（まえだ はると）

大阪経済法科大学教養部客員教授

「大市」の首長会盟と女王卑弥呼の「共立」

前 田 晴 人

I. はじめに

『和名類聚抄』国郡部によると大和国城上郡に「大市郷」があったことがわかり、その語訓は「於保以知（オホイチ）」とある¹⁾。『日本書紀』崇神10年9月条には倭迹迹日百襲姫命を「大市」の箸墓に葬ったとする伝承が記されており、百襲姫が実在性の薄い説話上の人物であるとしても、箸墓古墳が「大市」に造営されたこと自体は歴史的な事実であり、この伝承は「大市」が箸墓古墳の造営に先行するか同時期に実在したきわめて古い地名であることを示唆する。また、書紀の壬申の乱の記述に上ツ道に沿う「箸陵」付近での戦闘のことがみえており、7世紀後半の時期には箸墓古墳が崇神紀の伝承と関わる皇女の陵墓であるとする認識があったことが窺われるものの、『延喜式』諸陵寮には記載が漏れていて、皇女陵とする見方に疑念が存在した可能性がある。

さらに、同書垂仁25年3月条に引く一云の所伝によると、大倭大神の祭儀を淳名城稚姫命が執行することになった時、「神地を穴磯邑に定め、大市の長岡岬を祠ひまつる」と記している。神田を設けた穴磯邑は桜井市穴師の地であり、大神の祭場と目される「大市の長岡岬」の所在地については諸説あって不明であるが、御諸山西北麓に広がる台地（桧原坂）の先端部を指す可能性が高い²⁾。大倭大神の淵源は「倭（ヤマト）」の国魂神で、その祭場が「大市」にあったということは、「大市」の地名に象徴される国見の会集が「倭（ヤマト）」という「国」の成立や国魂神の祭儀に深い関係があったことを示唆している。また、「大市」は物部大連一族の分家と目される物部大市連御狩の本拠地で、6世紀後半前後頃に造営された中型前方後円墳3基から成る珠城山古墳群はその奥津城とみなすことができる。物部大市連は祭官構成氏族の一員として欽明・敏達朝における王権祭儀の改革に活躍した氏族であろう³⁾。

上に指摘した伝承や事項をもとに律令郡郷制の大市郷の境域を推定するならば、大神大物主神社が鎮座する大神郷の北方で現在の桜井市箸中・巻野内・辻・太田・穴師などの地区を包括する地域と考えられ、付近一帯は弥生時代後期末から古墳時代前期にかけて広範な都市的様相を帯びる大集落が展開していた纏向遺跡の範囲とほぼ重なり合い⁴⁾、遺跡中心部の辻地区の発掘調査で飛鳥・奈良時代の河流跡から「□市」と記した墨書銘を有する土器が出土していることも、以上の想定を裏書きする遺物であると思量される⁵⁾。

周知のように城上郡にはこのほかに上市郷の存在が知られ、こちらは万葉歌にも登場する海石榴市（椿市）と関係のある郷名で、鳥見山北東麓から北麓付近一帯を指した地名と考えられ、「大市」より初瀬川の上流域に当たることからこれと区別して「上市」と呼ばれたと推測される。海石榴市は奈良盆地南部を横断する幹線交通路横大路の衢に成立した市で、その場所としては外山・忍坂・慈恩寺の大字界に当たる要衝「宇陀ヶ辻」が相応しい⁶⁾。文献上では5世紀末から6世紀前半頃に出現し、平安時代にも長谷参詣で栄えた宿場集落の市であるが、問題の「大市」の起源に関しては海石榴市のような6世紀以降の衢の市とは歴史的な位相を異にするとと言わなければならない。

律令制の郷名「大市」の由来を考えると、「大」は優れた・盛んなどというような意味の冠称、「市」は人々が集まり物資や情報を交換・交易する場という意味から成り立っているので、「大市」の語源はひとまず盛大な市の会集に関係があると推察され、これまでも主に古代の市との関連で把握されてきた地名であり、纏向遺跡の特質に関わる解説では「市」機能の部面を取り沙汰される場合が多い⁷⁾。だが、伝承上では「大市」が物品の交換・交易の場としての機能やさまざまな民間習俗の場という性格・機能を欠如し、むしろ「人や物が盛大に集まる場」とい

うような普通名詞的な機能や性格を帯びた呼称であること、また先にみたように、「大市」が箸墓古墳の造営や大倭大神の祭儀との関わりで伝承された王権に所縁のある地名でもあることから、これを狭く交換・交易の場と解するだけでは「大市」の真の起源・由来は明らかにならないように思われる。

それでは、「大市」地名の成立の真の由来・事情は何なのであろうか。つまり「大市」では具体的にいかなる主体が何を行ったのか、またその時期は何時なのか、さらにその歴史的意義をどのように解すべきか、さらにそれらの諸事項が「大市」の地名に結びついた要因が何であるのかを改めて問題にする必要がある。先ほど指摘したように、纏向遺跡における大集落の形成が「大市」地名の起源や成立と密接に関連しているように推察されるところと、『魏志』倭人伝に記されている「倭国乱」と女王卑弥呼の「共立」という画期的な事件が当該問題に深く関係しているようにも推察され、ひいては倭国王権の成立事情やその特質・性格・実体に関わる重要な問題を当該地名が秘めている蓋然性が強い。もとより倭国の古代王権が『古事記』・『日本書紀』が描く筋書きや経緯の下に成立したとはとうてい考えられず、現実にはむしろまったく別の論理や動向によって創成されたと推察されるのであるから、「大市」の実体・本質と女王卑弥呼「共立」との緊密な関連性を手がかりとし、本稿ではこれまでほとんど取り上げられてこなかった新たな視座と構想に則した邪馬台国論・古代王権創成の論をひとつの試案として提示してみたいと思う。

なお、筆者は本稿でもしばしば関説・言及する考古学上の研究成果を十分に尊重して論を立てることにするが、それらは全て学術的な面においては専門外の事項に属しているので、記述内容に明らかな過誤・不備や見落としなどがある場合の責は全面的に筆者自身に帰することをあらかじめ闡明し、ご海容を乞うとともにご批正をお願いしたいと思う。

Ⅱ. 女王卑弥呼「共立」の主体

『三国志』魏書・烏丸鮮卑東夷伝・倭人条⁸⁾(以下は『魏志』倭人伝または倭人伝と略記する)には、卑弥呼が倭国の女王に擁立された事情と経緯について次のような簡

略な記述がみえる。

其の国、本また男子を以て王となし、住まること七・八十年。倭国乱れ、相攻伐すること歴年、乃ち共に一女子を立てて王となす。名づけて卑弥呼という。鬼道に事え、能く衆を惑わす。

冒頭の「其の国」とは邪馬台国を指すのではなく、西嶋定生が論証し強調したように「倭国」と解釈するのが妥当である⁹⁾。魏王朝は「倭国乱」のさなかに「共立」された女王卑弥呼の統治対象を明確に「倭国」と認定し、また女王の職権の中核を「鬼道に事え、能く衆を惑わす」と記している。問題は、女王卑弥呼のもとに魏王朝から統合が期待された「倭国」の実体であり、またその構造・様相を窮知するためには、上の文章では省記されている卑弥呼を「共立」した主体をまず明らかにする必要があるが、「共立」という特殊な語は『三国志』魏書・烏丸鮮卑東夷伝において次のような事態に使用された語であることがわかる。

夫余は本玄菟に属す。漢の末、公孫度海東に雄張し、外夷を威服するに、夫余王尉仇台更に遼東に属す。時に句麗・鮮卑彊く、度は夫余二虜の間に在るを以て、妻あわすに宗女を以てす。尉仇台死して、簡位居立つ。適子無く、孽子麻余有り。位居死すに、諸加共に麻余を立つ。

(夫余条)

伯固死して、二子有り。長子拔奇、小子伊夷模。拔奇は不肖にして、国人便ち共に伊夷模を立てて王と為す。

(高句麗条)

上掲の二つの事例では、いずれも王位の継承に不都合な事情のあったことが記されている。公孫氏政権のテコ入れを受けていた夫余では、前王に適子(嫡子)がおらず孽子(妾子)しかいなかったため、支配階級の「諸加共に麻余を立つ」とする。また高句麗の例では、嫡子が王としての不適格者と判断されたため、「国人便ち共に伊夷模を立て」たと記す。双方ともに男子の正嫡が王位を継承することが求められている事例なので倭国とは歴史的な位相が異なるものの、倭国では長期の争乱を経て女王が擁立されたことは上記の事例と同類に属する王権の異常事態と判断されたものであるが、魏は倭国における新たな王権の創成の動きを歓迎し静観する方向で対処しようとしたわけである。

夫余では支配階級に属する「諸加」(馬加・牛加・猪加・

狗加)が王を選抜し、高句麗では「国人」が王を共立したとする。高句麗には「涓奴部・絶奴部・順奴部・灌奴部・桂婁部」からなる五族の支配集団があり、「国人」とはこれら五族の首長を指していると考えられる。「本と涓奴部を王と為すも、稍く微弱にして、今は桂婁部之に代わる」と記すように、王を特立した出自集団に変動が起きていたので「国人」の協議が必要になったのであろう。ところが、倭人伝には女王「共立」の主語そのものが書かれていない。その他、倭人伝は卑弥呼死後に男王が擁立された場合と、廢男王の後に女王台与を擁立した場合にも一貫して擁立の主体を明記していない。「國中不服」「國中遂定」など「國中」¹⁰⁾ というような大まかな意味の語句を連ねても「共立」の主体を的確に把握しているとは言えない。だがよくよく考えてみると、倭人伝冒頭に掲載された総序の文章に問題の答えの一端が示されているとも言えるのではなかろうか。

倭人は帯方の東南大海の中にあり、山島に依りて国邑をなす。旧百余国。漢の時朝見する者あり。今、使訳通ずる所三十国。

上の文章の末尾に記す「今、使訳通ずる所三十国」こそが、実のところ女王卑弥呼を「共立」した主体、すなわち「國中」を具体的に表しているのではなかろうか。「使訳通ずる」とは通訳を伴う使者の意味であり、意識すれば女王を介して魏に臣属・朝貢する国々のことであって、女王が「三十国」の統合者に据えられている状態を表現したものと解することができ、「三十国」を倭国の政治的中核を形成する集団、つまり「國中」とみなしたものとみることができる。そうすると、上文に「旧百余国」とある過去の記録に基づく記述を対比的に引用しているのは、女王の統属下にある倭国の実体がまだ倭人社会の全領域をくまなく統治する状態にはなかったことを意味し、皇帝の制詔が、女王を「親魏倭王と為し、金印紫綬を仮し、装封して帯方太守に付して仮授す」とするのも頷けるのであり、「真授」に対して「仮す」「仮授す」という語は女王の王権になお問題が残されていたことを示しているのである¹¹⁾。「旧百余国」というのは『漢書』卷二十八下・地理志第八下・燕地条¹²⁾に、

楽浪の海中に倭人有り、分れて百余国を為す。歳時を以て来り献見すと云う。

と記すように、紀元前1世紀頃の倭人社会が小国群の

分立した状態にあり、およそそれらの国の総計が「百余国」あったことを回想するもので、弥生時代中期の倭人社会には、まだ「百余国」を何らかの形で統合する高次の王権が出現していないという前漢王朝側の明確な判断があったことを示している。

ところで、大方の研究者はこの「百余国」を主に北部九州一帯に所在した小国群とみなしているが、王莽の貨泉のごとく、これまでの出土遺物の面で出雲・但馬・丹後・吉備・河内などの国々のなかには楽浪郡との接触・交渉を想起させる事例があるので¹³⁾、「百余国」は多数のというような意味の大雑把な数字とは断言できず、むしろ前漢王朝盛期の楽浪郡は定期的に派遣されてくる使節から倭人社会の実情を詳しく聞き取り、列島の奥域に至る小国群の概数を把握していたのではないかと考えられ、女王卑弥呼に統属する3世紀中葉頃の「三十国」も、紀元前1世紀に存在していた「百余国」に含まれる国々のうちの「三十国」とみなすべきであろう。

『三国志』魏書・烏丸鮮卑東夷伝には同じ時期の朝鮮半島南部地域の社会について、「韓」は「有三種、一曰馬韓、二曰辰韓、三曰弁韓」と記し、その内訳として「馬韓」には「凡五十余国」、「辰韓十二国」と「弁辰十二国」とを合わせて「二十四国」があるとし、それぞれの固有の小国名を列記しており、三世紀当時の韓族の社会も小国群立の状態にあり、それぞれの地域で一定の歴史的経緯の下に「国」の組織を形成し、楽浪郡に国名とその所在地とを細かく把握されていたことを示しているが、倭国の場合には遠絶の故に全ての「国」名を把握するまでには至っておらず、倭人伝の段階で派遣使節が王朝側の求めに応じて提出した国名名簿によってようやく女王に統属する「三十国」の名が知られていたに過ぎないのである。

だが、重要なのは韓・倭両地域が共通して小国群を単位として構成された社会であること、「国」がそれぞれの社会における基礎的な政治単位になっていたことで、弥生時代中期において列島社会の各地にいったん成立した「百余国」は、個々の「国」が社会的政治的などの何らかの事情により一時的な衰退という危機的な状況に陥ったとしても、それぞれの地域における持続的に再生可能な政治経済組織としての実体と構造を有する存在であったとみられ、女王卑弥呼の王権もこれらの「国」の結集と統合を基盤として形成された権力であったと考えられ、

陳寿はそういう見方に立って敢えて「共立」の主体を明記しなかったと言うべきであろう。

それではその「国」というものの内実と性格はどのようなものと考えられるであろうか¹⁴⁾。稲作・畑作農耕を主な生産基盤とする農耕共同体が家族・親族（「門戸」）・氏族（「宗族」）・部族から成る血縁的・地縁的社会結合を複合的・重層的に積み上げていくことにより、小河川の水系ごとに大規模な環濠を廻らした拠点の母集落を中心に周辺の分岐集落群を包摂する基盤的農耕共同体（「邑」）が弥生前期の頃には西日本一帯に簇生し、さらに地域的に幾つかの隣接し合う共同体群が結合して部族的支配共同体（「国」）が各地に続々と成立する。弥生中期の段階には北陸東部から関東・東北南部にかけての地域にもその趨勢が拡張し、『漢書』地理志に「百余国」、倭人伝に「旧百余国」と記された小国群が列島社会の主要部に生成するのである。

「国」の内部には共同体の内外にわたる各種の公共的・社会的機能を司る首長が出現成長し、身分的・階層的序列に従って部族的支配組織の運営と統制に当たった。倭人伝には「大人」とか「国の大人」という語で表現されているものが首長層に属する人間であり、巨大な環濠集落には「国」の生産と社会秩序を支配統制する有力首長が、またその他の集落群にはそれぞれ中・小首長層が居住していた。大人の支配下にある一般の民衆は「下戸」と呼ばれ身分的に区別されていた。下戸の上層には「二、三婦」を持つ有力農民もいたが、「下戸、大人と道路に相逢えば、逡巡して草に入り、辞を伝え事を説くには、あるいは蹲り、あるいは跪き、両手は地に抛り、これが恭敬を為す。対応の声を噫という、比するに然諾の如し」とあるように、大人と下戸の身分的階級的格差は徐々に拡大する趨勢にあり、さらに入れ墨の風習に関しても、「諸国の文身各々異り。或は左にし或は右にし、或は大に或は小に、尊卑差有り」とあるように、大人・下戸に共通する男子の入れ墨の習俗には、身分による階層的差別があっただけではなく、「国」別に特異な内容になっていたことに留意しなければならない。吉田晶は「国」別の文身習俗は「戦士」の標識と考定し、弥生時代が恒常的な戦争の時代であることを強調している¹⁵⁾。

倭人伝に記す「国邑」は弥生社会が生みだした農業生産と社会生活に関わる基盤的・部族的な共同組織であり、

列島内のそれぞれの地域で自立した政治的結合体としての性格を保持する存在であった。弥生の「国」はそれ自体では閉鎖的・自給的で完結した社会的・政治的組織体であり、周辺国との領域をめぐる紛争や自前で調達できない諸物資の入手などの対外的職能は首長層に委ねられていた。もしも、重大な犯罪や戦争などにより首長層の一部が衰滅したとしても、また疫病・飢餓や不測の自然災害によって社会経済的な秩序・機構が一時的に破壊・攪乱された場合でも、「国」内部に形成されていた生産・再生産の機構や部族的支配組織の発動によって喪失・破壊された共同体の再生と持続が可能であり、弥生の「国」の政治機構としての自立性・主体性はその後も5世紀中葉から後半頃まで維持されたとし、中央官僚機構が整備される雄略朝の前後頃に王権の統制下に組み込まれたようである¹⁶⁾。これらは6世紀以降には国造の国の組織に改変され、さらに7世紀以後には律令制の郡の機構に引き継がれていくのである¹⁷⁾。

それぞれの「国」を支配した首長層は権力の安定と勢威の増大のために外部社会との交渉・交流を重視し、農業生産の発展に必要な鉄資源や国内では調達できない青銅器・高級織物・渡来人技術者などを隣接国・周辺国の首長層との結合関係を形成しながら獲得しようとした。「国」の外部世界への交流・交易ルートを確保するためには首長相互間の結びつきを強化していくことが必要であり、特産物の分業化、婚姻による血縁関係の形成や共通の信仰及び葬送儀礼の受容などを通じて、首長間に一定の結合関係が形成されるようになり、弥生中期以後になるとかなり広域にわたる国々の結合関係を結成する動きが列島各地で顕在化する。

北部九州を中心とした青銅製武器型儀器や近畿・東海などにみられる銅鐸の分布がそのような国々の結びつきを示唆する面があり、出雲最大規模の四隅突出型弥生墳丘墓である西谷3・4号墓には、葬送儀礼に吉備の特殊器台・特殊壺型土器が供献されており、両地域の有力首長の間に政治的な結びつきがあったことを如実に示しているが¹⁸⁾、ただし、それがかなり安定した恒常的な結びつきであるのか、一過性の不安定な関係のものであったのかについては不明であると言えない。西日本に発達した環濠集落・高地性集落や戦死を想わせる人骨、銅鏃・鉄鏃・短剣・短刀など各種の武器類の存在も、弥生

時代の全期間を通じて国々の結びつきに地域的・時期的な偏りがあるだけではなく、離合集散的で複雑な様相を呈していたことを想察させる。

そこで問題となるのは、このように複雑怪奇な現象を呈する国々の離合集散が何によってもたらされ、また2世紀末頃に起きた「倭国乱」を経て女王卑弥呼が「共立」されるに至った王権創成の動因をどのように捉え、またどのような原理・システムに基づいて広域にわたる首長層の一定の結集が図られたのかということであるが、その答えを探るためにはこれまでの文献史学が看過してきた斬新なテーゼを文献史料に基づいて提起する必要があるというのが筆者の見解である。ただ、その構想を提示する前段階の作業として、卑弥呼の出現に関わる重要な遺跡とみなされる纏向遺跡の調査成果を自分なりの視点で検討しておく必要を覚えるのである。

Ⅲ. 纏向遺跡の調査成果をめぐって

弥生時代の倭人社会に最初の王権が出現したのは北部九州である。当地域では玄界灘に面して多数の良港が形成され、一支国・対馬国を経て朝鮮半島の狗邪韓国に直航するルートの開発と船舶・水手らを統制する組織が早くから成立し、おそらく半島南東部地域との交流関係はほとんど日常化するほど頻繁なものになっており、『漢書』地理志に記すように、紀元前1世紀に楽浪郡への朝貢が進展・恒常化していた大半の国々も北部九州諸国であったとみてよい。なかでも倭人伝に出る末盧国・伊都国・奴国・不弥国などは遺跡や遺物の実体からみて弥生の文化が最も早く導入され定着・繁栄した国々であるので¹⁹⁾、首長制の成立も急速に進展し、「国」相互間の政治的・経済的な結びつきも強く、時によっては競合対立し紛争を起こした場合もあったと考えられる。

この地域で初めて中国王朝との関係が明らかになるのは奴国である。『後漢書』光武帝紀・建武中元2（57）年正月条²⁰⁾に、「東夷の倭の奴国王、使を遣わして奉献す」とあり、同・東夷伝・倭条によると、「建武中元二年、倭の奴国、奉貢朝賀す。使人自ら大夫と称す。倭国の極南界なり。光武、賜うに印綬を以てす」とあって、博多湾岸の平野部を領した奴国は、建武中元2年に後漢王朝の光武帝から「漢委奴国王」の文字を刻んだ金印紫綬

を授けられ²¹⁾、弥生中期前半以後に形成される須玖遺跡群²²⁾に示されているように、豊かな農業生産力と石器・青銅器・鉄器・ガラス製品などの生産体制や分業・流通システムを集中的に統括する国に成長を遂げていた。倭人伝に記す戸数2万余という人口規模はそれを象徴する。

次いで『後漢書』卷五・安帝本紀には、永初元（107）年「冬十月、倭国、使を遣して奉献す」と記し、同東夷伝には「倭国王帥升等、生口百六十人を献じ、請見を願う」とやや詳しい記述がある。帥升と名乗る「倭国王」²³⁾は先記した「倭の奴国王」の後裔か西に隣接する伊都国または末盧国の王なのかは確言できない問題を含むが、「倭面土国王帥升」・「倭面土地王帥升」（『通典』卷185）・「倭面上国王帥升」（『翰苑』卷30）・「倭面国」（『釈日本紀』開題）などと記す諸種の文献の考証を行った白鳥庫吉の説²⁴⁾により、「面土国」を伊都国とみなし、実際上は「倭の伊都国王帥升等」の遣使と解釈しておくことにするが、ここで問題としたいのは、57年と107年の記録から窺われる事態が北部九州における「奴国」から「伊都国」への王権の交替・遷移を意味する現象なのか否かということである。言い換えるならば、先に覇権を確立した「奴国」に対し、「伊都国」が勢力を増して厳しく対立し、争乱を経て王権が前者から後者に遷ったとみなすのがこれまでの通説である²⁵⁾。だが、そのような単線的な見方に対し矛盾する考古学上の事実がある。

詳細は省くが、奴国の王墓とみられる大型の甕棺墓が福岡市の南に隣接する春日市の須玖遺跡群岡本D地点において発見されている²⁶⁾。BC1世紀後半のものとされるから、57年の金印に刻まれた「奴国王」より2、3世代以前の被葬者が該当し、金印を授与された当時の王墓は未発見である。一方、表1は福岡県西部の旧糸島郡地域つまり伊都国の領域で調査された弥生時代の有力首長墓の副葬品の内容である²⁷⁾。弥生中期はBC2世紀からAD1世紀中葉までの範囲とされ、その後半というのはBC1世紀後半前後頃に相当するから、三雲南小路遺跡の2基の大型甕棺墓の被葬者は須玖岡本王墓の被葬者とはほとんど同時期の人物とみられ、副葬品に挙げられているガラス璧や金銅製四葉座飾金具は前漢王朝から下賜された特殊な葬送具で、奴・伊都両国の王者は並立関係にあったとみなすことができ、そうした点から言えば、井原鐘溝墓は光武帝から金印紫綬を授けられた奴国王とほぼ同

表1 伊都国にみられる厚葬墓〔註27文献より引用〕

墓名	区画施設	埋葬施設	銅鏡	青銅製武器	鉄製武器	壁	装身具	その他	時期
三雲南小路1号墓	墳丘？	単独甕棺	重 雷文鏡 1	細形銅矛1		8	ガラス勾玉3 ガラス管玉60	金銅製四葉座金具8	中 期 後 半
三雲南小路2号墓	墳丘？ (1号墓と共存)	甕棺	星雲鏡 1 昭明鏡 5 日光鏡 16	中細銅劍1 中細銅戈1			ヒスイ勾玉1 ガラス勾玉12 ガラス垂飾1		
井原鎗溝墓		甕棺	方格規矩鏡 21		刀劍の類		琥珀質耳環1 ガラス勾玉3 瑪瑙管玉12 など玉類多数	巴形銅器3	後期前半
平原墓	方形周溝	割竹形木棺	方格規矩鏡 32 四咫鏡 1 内行花文鏡 2 仿製内行花文鏡 4		素環頭刀1		鉄刀子1		後 期 終 末

時期に王としての性格を帯びていた人物であろう。さらに、表の記載にある平原王墓²⁸⁾の内容を考慮に入れると、伊都国では弥生時代後期終末頃まで王の系譜がかなり安定的に維持されていたことが窺知される。そうすると、弥生後期に該当する107年の記事については、この頃初めて伊都国が北部九州で覇権を確立したというような見方は適切ではないということになる。

『漢書』王莽伝第69上には、平帝元始5（AD5）年の王莽の奏文に「越裳氏重譯獻白雉、黄支自三萬里貢生犀、

東夷王度大海奉国珍、匈奴單于順制作」とあり、越裳氏（元始元年1月）・黄支（元始2年春）らの朝貢や匈奴の服属が確認できるので、「東夷の王、大海を度り国珍を奉る」という記述はおそらく北部九州のいずれかの国からの遣使と推察されるが、この「東夷の王」を奴国王だと速断するのははなはだ危険な想定と言うべきであろう。

そもそも弥生時代の倭人社会における王権の創成については、現在でも確かな経緯やメカニズムが学問的な形で解明され提示されているとは言えない。かつて藤間生大が北部九州の政治的統合の事情について、「この二世紀の初めに旧来の一国をこえて、幾つかの国の結合体が出来はじめた」²⁹⁾という表現を用いたことが想起されるが、その後の研究の進展に伴って、弥生時代後期初頭の北部九州に「奴国連合」が成立したとか、2世紀初頭の争乱で「伊都国連合」あるいは「筑紫連合」に覇権が移ったとかいう個々の研究者の手でまちまちに行われてきた「連合」概念の設定は、古代社会における王権創成のメカニズムについて文献史料の検討に依らずに立てられた恣意的な想定に過ぎず、中国・朝鮮の諸文献に見当たらない「連合」概念の使用や、小国名や地域名を恣意的に付す姿勢などは史実の詮索には不適切な態度であると言わざるを得ない³⁰⁾。これまで考古学が究明してきた成果によると、伊都国王は奴国王が「漢委奴国王」印を授けられた時にも並存していたのであって、王や王権の並存関係はいかなる政治的原理・システムを社会的政治的基盤として成り立っていたのかを文献史料に則して歴史的且つ論理的に説明する必要があるのではなかろうか。

志賀島出土の金印に関し、後漢は明らかに「奴国王」を倭人の「百余国」を統合する実力をもつ王とは認定しておらず、「倭国」の中核とみなすべき安定した政治勢力はその頃にはまだ成立していなかったことがわかる。それは奴国王の権力基盤が矮小でなおかつ脆弱であったからではなく、むしろ後漢王朝自体が詳しく北部九州における奴国王擁立の経緯や具体相を把握していたからだと推測されるのである。そうした中国側の政治的な判断や評価はおそらく伊都国王の場合も同じで、「帥升等」は異常とも言える数の「生口百六十人」を献上したが、「等」と記すように伊都国王の擁立にも奴国王の時と同様の政治システムが作用しているのを明確に見透かしていたのであり、帥升が「倭国」を統合する実力を有する勢力と

はみなすことのできない実情が存在していることを王朝側が把握していたからであろう。史上初めて倭人種族を統合する実力をもった王権と呼べるものが登場するのは、他ならぬ3世紀中葉における魏王朝の東方政策のなかにおいてであろう³¹⁾。

さて、女王卑弥呼が景初3（239）年に初めて魏王朝に使節を派遣した時点では、すでに「三十国」で構成される広範囲にわたる政治的結合体が成立していた。倭人伝は「三十国」を「使訳通ずる所」と書き記しており、その意味は女王に統属して魏王朝に通じている国々のことと解釈することができ³²⁾、これらの国々は「倭国」あるいは「倭種」のなかでの主要な政治的結合体を指していると考えてよく、「三十国」の具体的な内訳を倭人伝そのものの記述に基づいて整理してみると一応下のように区分することができるであろう。「女王に属せず」と記す狗奴国を除外して、実際には「二十九国」が女王に統属していた構成国とみることができる。

a 群 対馬国・一支国・末盧国・伊都国・奴国・不弥国

b 群 投馬国

c 群 邪馬台国・斯馬国・己百支国・伊邪国・都支国・弥奴国・好古都国・不呼国・姐奴国・対蘇国・蘇奴国・呼邑国・華奴蘇奴国・鬼国・為吾国・鬼奴国・邪馬国・躬臣国・巴利国・支惟国・烏奴国・奴国

上記諸国のうちa群の6ヶ国は北部九州に所在した国々で、弥生時代中期後半頃には中部九州の諸国を含む広範な政治的結合体を形成し、楽浪郡を通じて前漢・後漢王朝への臣属関係を安定的に維持しており、卑弥呼の王権はa群諸国との確執を通じて創成されたと推測する。すなわち「倭国乱」はa群諸国の覇権に対するc群諸国の反逆運動に起因するとみることができる。「乱」は既存の正統的政治秩序への反抗・反逆という意味を帯びる語であり、倭人伝は後漢王朝に臣属するa群諸国の王権へのc群諸国の反抗・反逆をこの語で表現しようとしたのであろう。ただし、「乱」は「相攻伐すること歴年」すなわち長期間にわたったと記されており、実情としては短期の大規模な戦闘と征服による解決法ではなく、平和的な政治手法によって新たな王権の創出が図られたとみられる。王権の交替・継承が現実にはいかなるシステム・

経緯によって行われたのかは次章以下で詳しく検討することとしたい。

次にb群の投馬国は、倭人伝に不弥国から「南」に「水行二十日」の路程に位置し、またc群の邪馬台国へも「南」に「水行十日・陸行一月」の路程にあると記すので、a・c両群諸国からは地域的に孤在した国である。不弥国から投馬国・邪馬台国への路程は同じ「南」とは記していても異なるルートであった可能性が高いが、いずれにせよ投馬国の存在が倭人伝に特筆されているのは、この国がa群・c群の対抗関係において主要な仲介役を担ったことによると考えられる。これまで筆者は投馬国を出雲国に比定する説に賛同してきたが³³⁾、出雲を中心とする山陰中部地域の政治的結合体は四隅突出型墳丘墓と呼ばれる独自の葬送文化を持ち、北陸・吉備との密接な交流関係をもっていただけでなく、日本海航路を通じて西方の銅剣・銅矛文化圏と東方の銅鐸文化圏の双方に対し、多元的かつ活発な接触と交流を展開したことを神庭荒神谷遺跡・加茂岩倉遺跡の相次ぐ調査成果で証拠立てたことをとりわけ重視するものである³⁴⁾。

c群に一括した国々は、邪馬台国と国名を列記しただけの「其の余の旁国」＝「二十一国」とで成り立っている。「其の余の旁国」はそれぞれの国名の比定がきわめて困難で、現在のところ分布の具体的な様態を把握することは不可能であり、伊勢湾沿岸以西の近畿地方や、瀬戸内の山陽・四国沿海部の国々などが対象地域とみられるも、現状ではなお判然としない。土器の組成や墳丘墓の分析などを通じて瀬戸内中部・東部の各地で「吉備連合」³⁵⁾・「阿讃播連合」³⁶⁾などと名づけられた政治的結合体の存在が考古学の方で提唱されているが、それがいかなる実体と性格を帯びた結合体なのかは、これまた政治的結合のシステムが具体化されていないためになお漠然としている。なかでもとりわけ問題となるのは邪馬台国と「其の余の旁国」との関係であるが、何らの前提もなく邪馬台国を「倭国乱」の主導勢力とみなし、「其の余の旁国」を統率・主導する地位にあったとか、「邪馬台国連合」の中核を占める国であったとみなす通説は、先記したように古代王権形成の原理やメカニズムのあり方を踏まえた上での議論を前提・基礎としていないので賛同できず、むしろ「倭国乱」の始まりにおいては「其の余の旁国」のひとつに数えられた国であって、邪馬台

国を特別視し得る状況が生じるのはこの「国」が「女王の都する所」に決定されて以後のことであろう。

さて、「倭国乱」と女王「共立」に至る要因に関しては、これまでも多くの研究者によって指摘されてきたように後漢帝国の崩壊と東アジア世界全体にわたる政治情勢の悪化・混乱に求めることができる³⁷⁾。107年に後漢王朝に入貢した「倭の伊都国王」はその後も王朝の権威を背景に楽浪郡との交渉を続けていたが、桓帝（147～167年）・靈帝（168～189年）の時期になると羌族・鮮卑などの反逆・侵略が相次ぎ、帝室をめぐる外戚・宦官らの専横・地方豪族の弾圧（党錮の禁・166年、169年、176年）が繰り返され、さらに184年には張角（太平道）らを指導者とする広範な農民の反乱が勃発し（黄巾の乱）、靈帝の死去（189年）を契機として後漢王朝は事実上滅亡の窮地に陥る。幼い弘農王が即位すると、帝母何太后の兄何進と袁紹が謀議して宦官2千人余を殺戮する事件が起こり、弘農王に代わって董卓に庇護された陳留王（献帝）は翌年洛陽の焼亡により長安に遷都し、やがて大混乱のうちに帝権は曹操・曹丕に移っていく。同じ頃、遼東では太守公孫度が自立の動きをみせ、朝鮮半島では楽浪郡の支配に韓・濊が反抗し、郡民が多く韓・濊の地に逃れるという事態が起き、その間隙を突いて高句麗が東沃沮・濊の諸部族を臣属させた。こうした動乱は後漢の帝国秩序の全般的崩壊と連動するもので、倭人社会にも大きな影響が及んでいたと推測される。

「倭国乱」の時期については、永初元（107）年から「七八十年」経過した頃と解釈するのが『魏志』倭人伝であり、「桓靈の間」（『後漢書』東夷伝）、「漢靈帝の光和中」（『梁書』諸夷伝）などの説があり正確な期間を明らかにできないが、靈帝（在位168～189年）の在位中には檀石槐が率いる鮮卑族の華北への侵入が連年にわたって常態化し、184年の黄巾の乱や187年から幽州方面で起きた張純・烏丸の丘力居らの反乱、靈帝が死没した189年とその翌年に続く天下大乱により後漢王朝の政府は事実上機能不全の状態に陥る。それと同じ頃、楽浪郡も郡民の流出と韓・濊の反抗を受けて動揺し、遼東では190年に公孫度が自立して新たな政権を作る動きが顕在化する。政治情勢から判断して184年から190年頃にかけてが「倭国乱」の起きた時期と考えられ、公孫康が楽浪郡を掌握し帯方郡を設置した204年頃まで続いた公算が高い。楽浪郡の再建

は「建安中、公孫康、屯有縣以南の荒地を分けて帯方郡を為り、公孫模・張敞らを遣して遺民を集め、兵を興して韓・濊を伐つに、旧民稍く出ず。是の後、倭・韓遂に帯方に属す」（『魏志』韓伝）とあり、半島の動揺は帯方郡が開設される204年頃まで続き、東大寺山古墳出土の後漢中平年（184～189年）銘刀³⁸⁾が物語るように、公孫氏政権に臣属した「倭」は卑弥呼を戴く勢力であったと推定され³⁹⁾、北部九州諸国の女王への統属は遅くとも204年頃には完了していたとみられるのである。

北部九州の王権は楽浪郡の機能が麻痺し始める光和年間（178～183年）直前頃まではまだ安定していたと考えられる。『三国志』魏書・烏丸鮮卑東夷伝・弁辰条には、「国鉄を出し、韓・濊・倭皆従いてこれを取る。諸の市買に皆鉄を用うこと、中国の錢を用いるが如し。又以て二郡に供給す」とあり、鉄は弁辰との交易と楽浪・帯方両郡からの供与・交易に依存していたから、楽浪郡の混乱や韓族・濊族の反抗が激化すると、それまでのように鉄資源や威信財の安定した獲得が困難になり、そのために鉄や威信財の東方諸国への流通に対する規制を強化する対応をとったため、東方の諸国では鉄の不足と交換財の滞留に悩まされ、さらに北部九州の対外交通独占体制への不満が高まり、国々の力を結集して新たな王権を創出し、中国・韓族社会との直接交渉を実現しようとする動向が芽生えたと考えられ、190年の遼東太守公孫度の自立の動きが「乱」に拍車をかけたとみられる。

倭人伝が「倭国乱れ、相攻伐すること歴年」と記しているように、「乱」が長期化した原因は、おそらく「倭国乱」の初期の段階では地域ごとに国々がばらばらの態勢でことに当ろうとし、北部九州諸国の巧妙な交渉術に翻弄され統一的な動きがとれなかったためであろう。そもそも、「相攻伐」という記述から窺われるような争乱の実相については今日でも考古学的に検証された事実ではないようであるし、戦闘よりも政治的な駆け引きが「乱」の実体であったと考えられ、いずれにせよ、王権創成の原理・メカニズムが明確にならない限り「倭国乱」の実相も明らかにできないであろう。集落の爆発的な増加が指摘されている北部九州の諸遺跡のなかで、伊都国に属する平原王墓が後漢鏡を模した大型仿製鏡4面をはじめとする豊富な副葬品を出土し、弥生後末期の王者の厚葬儀礼の存在を顯示するものであり⁴⁰⁾、しかも倭人伝によると

伊都国王については、「世・王有るも、皆女王国に統属す」とあるように、女王卑弥呼と並んで前代から続く王が健在していた。最終的に北部九州の諸国は平和的に女王の下に統属したと考えてよく、九州島以東の有力な諸国群がまとまって新しい王権を創出するという動きをとったことが、列島社会に新たな歴史の扉を開く圧力・契機になったと言えるのではなかろうか。

それでは、卑弥呼の王権の創成はどのような経緯と手続きを踏んで行われたのであろうか。私見によればその問題を検討するための手がかりになるだろうと考えたのが本論冒頭で説明した「大市」という地名である。この地名は纏向遺跡の地に形成された弥生時代末頃の大集落が首長層の「会同」の場になっていたことを如実に示す語であると考えられる。「会同」なる語は中国の正史にしばしば登場し、倭人伝にも村邑レベルの会集儀礼を説明する場面の記述に使用されており、「其の会同・坐起には、父子男女別無し」とあって、倭人社会の「会同」には父子・男女が参加するのを恒例の慣習とし、「坐起」すなわちその立ち居振る舞いに特別な規制がなかったらしいことが注意される。

一方、中国における「会同」あるいは「会」の語源は、周代に日時・場所を予め決めた上で諸侯・大夫らが天子に拝朝するために集まったという故事、あるいは諸侯・卿大夫・士ら貴族層の盛んな寄合・談合にあるが、本論では小国群の首長層がある特定の場所に集まり集会や協議を行ったという意味にとらえておきたい。倭人社会を大きくひとつに包摂する権力組織が未だ成立していない状態のなかで、新たな高次の権力を創設するためには、国々を代表する有力首長層がある特定の場所に一同に参集し協議を行う必要があったに相違なく、そのためには関係諸国の首長層らの間で「会同」の企画が発案・提起され実現に至る経緯があったと想定されるのであり、大和の「大市」はそのような大がかりの「首長会同」が開催された場であり、さらにその「会同」の反復・恒例化を要因として「女王の都する所」として定められたことを現代に伝える地名なのではあるまいか。

発掘調査に最初の時期から携わった石野博信・関川尚功らの詳密な研究成果が示すように⁴¹⁾、纏向遺跡の調査では列島各地に起源をもつ外来系（搬入）土器の大量出土が顕著であり、また在地の粘土を使用して外来者の手

で製作されたらしい擬似土器も多数出土しており、主体は甕などの調理用・煮炊き用の土器であるから、他地域の人間の長期間にわたる滞在・居住の証跡を雄弁に物語っている。近年には大和周縁地域に属する河内（中田遺跡・西岩田遺跡）・摂津（垂水南遺跡・崇禅寺遺跡・穂積遺跡）などの交通上の要衝に位置する諸遺跡などでも大量の外來系（搬入）土器の存在が指摘されるようになってきており、土器を携えた集団の遠距離の移動と往来が主にとどのような交通手段でいかなるルートや中継地点を経由して行われていたのか、それはまた弥生後末期・古墳時代初期における西日本の交流・流通システムの実相を浮かび上がらせる有力な事例とも言えるであろう。

これまでの調査結果によれば、纏向遺跡で出土した搬入土器は全出土土器数のおよそ15%から30%を占めるとされていて、大和在地系の土器のみならず、河内・近江・関東南部・東海地方西部・北陸中部地域・山陰・瀬戸内東部・播磨・吉備・阿波・讃岐・伊予・北部九州などに由来する土器が遺跡内の各所から大量に出土しており、その集中度は他の遺跡とは比肩できない程度に達している。さらに、近年では反対に弥生時代終末から古墳時代初期にかけての庄内式・布留式土器が関東地方から北部九州の各地に拡散していた証跡を示す遺跡が相次いで見つかっており、北部九州では糟屋の多々良込田遺跡、福岡平野の松木遺跡は畿内からの集団的移動による新規集落とされ⁴²⁾、比恵那珂遺跡群・博多遺跡群・西新町遺跡など博多湾岸の3世紀の集落内にも近畿系土器が混在していることが明らかになってきているので、纏向遺跡の会同に参集した諸小国群の範囲またはそれを超える広範囲にわたる人間の参集・滞在・移動・定着を彷彿とさせる素材と言えるであろう。ただし、纏向遺跡の発掘面積は現在でも全体のなお数%に過ぎず、居住空間の様相や人口の動態、集落内における建物の配置・性格などが明確には捉えられていないので、現状では遺跡の確かな性格を判定できる材料はないものの、諸国首長層の恒常的な会同の場という点では上述の想定を否定するような報告は見受けられない⁴³⁾。

おそらく、「首長会同」は一回限りでは終わらなかったであろう。また「大市」に会同する資格を有していた首長層とは、女王擁立に参画した国々を代表する有力首長（「国の大人」あるいは「大人」のなかの「大人」）ら

であったと推考され、倭人伝に記述された王―大官―副官レベルの首長層らがこれに該当するとみられる。おそらく彼らは親族の未婚女性や従者・護衛兵士らを率い指定された日程に従って纏向の地をめざして集まり、会同の日まではそれぞれに割り当てられたキャンプで滞在・待機し、さらに会同終了後にもそのキャンプがそのまま当該国の出先機関とされた可能性が高く、場合によっては遺跡外縁部の集落にキャンプ地を設定した事例も存在したようで、いわゆる「大和の国名集落」の起源にも注意を注ぐ必要があるだろう⁴⁴⁾。

纏向遺跡は3世紀前半（庄内3式期）から後半（布留0式期）にかけて規模が格段に拡大したと推定されているが、いずれにせよ遺跡は出現段階から唐古・鍵遺跡のような一般的・典型的な弥生の大規模環濠集落の規模をはるかに上回る面積と空間を保持していると指摘されており⁴⁵⁾、日本歴史上最初の「都市」だと主張する論者がいるのは、右に想定した列島規模の「首長会同」を計画・実現したものだからと考えられる。その意味では、はじめにでも述べたように纏向遺跡を「大市」と呼ばれた日本最古の政治都市だと積極的に規定してもよいであろう。

「大市」に滞在中の首長らは地域を異にする国々の首長らとさまざまな交流関係を結び、国もとから携行していた物品の贈与・交易、あるいは情報の交換や談合などの行為を盛んに展開し、諸国間の独自の交流関係にも大きな契機と影響とを与えたであろう。纏向遺跡トリノ前地区の調査で検出された3世紀前半の大型建物群⁴⁶⁾は、その規模・性格と企画性の高さから女王の宮殿ないしは卑弥呼の居館とみなす見解が根強いものがあるが⁴⁷⁾、建物群はまさしく広大な遺跡の中核地区に配置・造営されていて、「婢千人を以て自ら侍せしむ」と記された女王の宮殿の様子を想像すると規模がかなり狭小であり、さらにはいわゆる「見えない神聖王」⁴⁸⁾の居所としても決して相応しくない場所であることから、女王宮は遺跡内の別の地区に造営されており、筆者としてはこれらの建物群こそが「首長会同」に供された会議と儀礼の場、すなわち「大市」の淵源とみなすべき政治的中核施設ではなかったかと推想する。

Ⅳ. 「首長会盟」の概念

倭人社会における古代王権の創成の問題について、本章では東アジア世界に視野を広げて議論を展開してみたい。なぜならば、『古事記』・『日本書紀』に記された倭国の建国の経緯を語る説話は、5世紀後半ないしは6世紀以後の記述を別にする、信頼できる史実をほとんど反映しておらず、とりわけ5世紀以前の王権の実体や成立過程に関しては立論の素材そのものがごく限られており、ましてや3・4世紀、すなわち弥生時代終末から古墳時代黎明期・前期の王権の実情については文献史の分野に関わる史料が皆無に等しいという問題があり、こと邪馬台国に関しては『魏志』倭人伝が唯一の貴重な情報源ということになる。ただ、倭人伝の情報も「倭国乱」と女王卑弥呼の「共立」という問題、すなわち倭国王権の本格的な創成の事情・実体などについては記述がきわめて乏しく、社会的・政治的な背景・構造がほとんどわからないので、これからは視野を大きく拡大し、古代東アジア世界における権力形成の原理・システムを検討することにより、そのようなメカニズムが倭国の政治社会と王権の形成に一定の影響を及ぼした可能性が高いのではないかと考えるに至った。すなわち前章で想定した「首長会同」に基づく女王の「共立」という方式を、東アジア世界諸民族・諸部族における王権形成の背景・構造に位置づけてみるとどのようなことになるのかということである。

そこで、試みに本論が提起しようとするのが論題として掲げた「首長会盟（会盟）」という概念である。辞書的な意味でいう「会盟」とは中国において諸侯が会合して盟約を交わし同盟関係を結ぶという行為のことであるが、わざわざ「首長会盟」という用語にしたのは、「会盟」が中国のみならず東アジア世界にも広がりをもつ政治的文化的営為であったからで、理解しやすいように説明すると、「首長会盟」とは「首長会同」と「首長結盟」の両概念を合成した語とみなしていただきたい。「会同」と「結盟」とを学問上の都合によって厳密に分截する必然性は乏しいが、古代社会の政治には宗教的な思想・儀礼・風習などの現象が必ず伴うことを考慮に入れてのことである。

さらにまた「首長」の語を冠辞に据えたのは、「会盟」を主催・主導した勢力や集団が王侯・卿大夫・士や地方

の豪家・豪侠・高級官吏・蛮夷諸部族の統率者などの社会的・身分的地位が高く支配階級に属する人々であったことによる。勿論これには例外もあり、有名な秦末の雇農陳勝・呉廣の反乱では、彼らは「詐称公子扶蘇・項燕、従民望也。袒右、称大楚、為壇而盟、祭以尉首。勝自立為將軍、廣為都尉」（『漢書』卷31・陳勝項籍伝第1）ると伝えるように、戦役に赴く途中で突発的な窮状に陥って反乱を決意し、謀殺した将尉の首を犠牲に捧げて徒属の集団と盟約し、秦公子と楚の英雄の名を騙り「大楚」と呼号して反乱軍を立ち上げたのであり、その後陳勝は正式に「張楚」の王を名乗ったので、やはり「会盟」は伝統的に支配階級の政略に属する特殊な行為であったとみなすことができる。

まず「首長会同」とは、首長が現有勢力の保持と安定化、さらにより一層の強化を目指し、利害関係を同じくする近隣や周辺地域の首長との和親を図るために談合・協議を行う場合や、既存の政権が弱体・混乱・崩壊状態などにある場合に、それに代わって新たな権力の形成を指向する複数の人間または集団が予定された日にいずれかの場所に集まって談合・協議し、計画的に権力組織を創設しようとする行為で、最初に自らの決起の理由や正当性を闡明にし、利害関係や社会体制の秩序を混乱に陥れている敵対勢力や連携勢力の判定、武力組織の立ち上げとその行使などが主に協議諸事項の中心に据えられたものを想定している。

一方、「首長結盟」とは、「首長会同」による協議事項が構成員全体に承認・周知され、その承認を実行に移す場合の変節抑止・団結保証として、構成員全員で聖地に設壇して盟誓を結ぶための儀礼を執行する行為を指し、一般的な事例では神に捧げる祝文（盟書・載書）を誦詠し全員で犠牲獣の血を飲む儀礼を行い、最後に盟書を牲獣とともに土中に埋めるというものであり、盟誓を確実に行うために人質をとる場合もあった。このように「会同」と「結盟」とが段階を踏んでスムーズに展開した場合を「首長会盟」または単に「会盟」と呼ぶことにしたい。

ところで、「首長会盟」の実体・性格には歴史的にみておおまかには異なる二つの類型が存在した。第一の類型は、「会盟」に結集した構成員の政治的社会的地位が王侯大夫間とか部族間で対等な場合、あるいは競合する諸豪族の集まりのようにおよそフラットな関係の場合で、「会

盟」を牽引する指導者すなわち「盟主」は政治的軍事的又は個人の生まれもった特質に帰すべき突出したカリスマ性を帯びた存在であり、参加構成員らの自主的選抜と総意とによって決議された場合である。これを「朋友型会盟」と規定することにする。

第二の類型は、「会盟」を主催しようとする者がすでに天子・帝王あるいは専制的な権力の地位または突出した勢力を確立している者であり、彼は予め何らかの政治的意図・目的をもって「会盟」の開催を企図・命令し、自己の意思に適う範囲の人々を集めて盟誓を行わせるという形態をとるもので、「会盟」が本来担うべき機能や性格からは逸脱・変質したパターンと言えるが、権力の維持・強化やその正当化を図るためには欠かせない政略でもあったのであり、「朋友型会盟」と共にその起源は古いと考えられ、むしろ傑出した権勢をもつ人物が覇権を確立すべく「会盟」を主導した場合の方が多いのではないとも言えるのであって、この類型を「君臣型会盟」と称することにする。後述するように、『日本書紀』などに記載された古代日本の「会盟」の事例は多く後者の類型に属し、王権が揺るぎない地歩を確立しつつある時代にはこのような類型が多出するようになるのは自然の流れであろう。

古代の中国で「首長会盟」は春秋・戦国時代に盛行した⁴⁹⁾。しかし、中国における「会盟」の淵源と伝統は城郭都市や小規模な国邑が各地に簇生した夏・殷の時代に遡る可能性があり、『春秋左氏伝』昭公4年条⁵⁰⁾には「夏の啓には釣台での饗宴あり、商の湯王には景亳での盟約あり」とするが、いずれも伝承のレベルに属する。『史記』周本紀第4⁵¹⁾に「九年武王上祭于畢、東觀兵、至于盟津。・・・是時諸侯不期而会盟津者、八百諸侯」、「十一年十二月戊午、師畢渡盟津。諸侯咸会、曰、孳孳無怠。武王乃作太誓、告於衆庶」と記し、殷の紂王を周の武王が盟津（孟津）に諸侯を会して討伐したとされるのが最も著名な例で、以後周の封建制により主要12王侯の諸国が乱立した小国群立の時代が最盛期となり、斉・晋・楚・呉・越・秦などの有力国を中心として合従連衡・群雄割拠と呼ばれた戦国の覇権争いが長期間にわたって続き、諸王侯間・諸大夫・士間の会盟、蛮夷戎狄の諸部族と漢人諸王侯との会盟などが各地で消長をくり返した。その間の歴史を『漢書』地理志第8上に、「至春秋時、尚有数十国、

五伯迭興、総其盟会。陵夷至於戦国、天下分而為七、合従連衡、経数十年、秦遂并兼四海、以為周制微弱、終為諸侯所喪」と回顧し、秦による中原の統一は西方の辺境雍州の地に強勢を誇り、夷狄の待遇を受けた秦が諸国の会盟から疎外されたことが契機となったと『史記』秦本紀第5に記す。

孝公元年、河山以東疆国六。與齊威・楚宣・魏恵・燕悼・韓哀・趙成侯竝。淮泗之間、小国十余。楚・魏與秦接界。魏築長城、自鄭濱洛、以北有上郡。楚自漢中南有巴・黔中。周室微、諸侯力政、争相併。秦僻在雍州、不與中国諸侯之会盟、夷翟遇之。

秦の孝公は商鞅を重く用いて国力を高め、守備・攻戦の策を巧妙に交えながら、「南兼漢中、西拳巴蜀、東割膏腴之地、北収要害之郡。諸侯恐懼、会盟而謀弱秦」（『史記』秦始皇本紀第6）ったとあり、戦国末期の諸侯による会盟が秦の突出した強勢をくじく目的で結成されたことがわかる。

このように、「古建大事、必先盟誓。故周禮有司盟之官、尚書有告誓之文」（『三国志』卷47・呉書・呉主伝第2）との伝えがあるように、春秋時代に「会盟」のシステムの基本型や理念・作法が成立していたようであり、「城下の盟」のごとく国都に攻め込まれ結盟を強制される事例もしばしばみられた（『春秋左氏伝』桓公12年・宣公15年・哀公8年条）。また「会盟」には「坑を掘り下げ、犠牲を殺し、盟書を埋めて」（『春秋左氏伝』昭公6年条）と伝えているように、必ず中国特有の犠牲獣の「敵血」や盟書の地中への埋納という儀礼行為が伴っていた。こうした慣例・風習は、おそらく狩猟・遊牧がなお農耕中心の生活のなかで大きなウエイトを占めていた都市国家形成期の祭祀儀礼を濃厚に受け継いだものと考えられる⁵²⁾。

すでに周知のごとく、中国では昊天上帝・五方上帝・皇地祇・神州地祇・宗廟・社稷・五星・太社・太稷・嶽・鎮・海・聖人など各種の祭儀には広く太牢（牛・羊・豕）・小牢（羊・豕）と呼ばれた牲獣の供献が慣例になっており、馬・犬・鶏・鹿が供儀にされた事例もしばしばみられ、『漢書』高帝紀第1下・12年11月条に高祖皇帝が「行自淮南還。過魯、以大牢祠孔子」とあり、また『後漢書』志第4・禮儀上によれば、「祀聖師周公、孔子、牲以犬」とある。前漢後期以後王莽政権の時に整備された皇帝祭

儀の中核である郊祀⁵³⁾にあつては、『三国志』魏書卷2裴松之注所引献帝伝に、「魏王登壇受禪。公卿・列侯・諸將・匈奴單于・四夷朝者数万人陪位。燎祭天地・五嶽・四瀆。曰『皇帝臣丕敢用玄牡昭告于皇皇后帝』」と伝え、さらに黄龍元（229）年4月の呉孫権の南郊祀でも、「権告天文曰、『皇帝臣権敢用玄牡昭告于皇皇后帝』」（『三国志』卷47呉書2裴注所引呉録）とあり、さらに西晋武帝（司馬炎）が泰始元（265）年12月に施行した郊祀は、「設壇于南郊、百寮在位及匈奴南單于四夷会者数万人、芝燎告類于上帝曰、『皇帝臣炎敢用玄牡明告于皇皇后帝、魏帝稽協皇運、紹天明命以命炎』」⁵⁴⁾などとあつて、多く玄牡（牛）が用いられたのは祭祀の供儀として牛が尊ばれたからであり、王莽の奏言にある「白牡之牲」に関する師古の注には、「明堂位曰『季夏六月、以禘禮祀周公於太廟、牲用白牡』」（『漢書』王莽伝第69上）と記す。皇帝祭儀が整備された段階にあつた唐では、大祀・中祀・小祀のいずれにおいても供儀には主に蒼犢・方色犢・黝犢・羊・豕が多用されており（『唐令拾遺』祀令）、皇帝は冬至に首都の南郊円丘で天を祭り、犠牲の燔燎を天に立ち昇らせ、夏至には北郊の方丘において供儀を地中に埋納して地神を奉祀した。

しかし、本論では「敵血」儀礼の詳細を跡付ける余裕もなくまたその必要もないと思われるので、以下には試みに倭人伝の時代に近接する三つの著名な「朋友型会盟」の事例を引用し「会盟」の一般的なイメージを得ることとする。一つは『後漢書』卷13・隗囂公孫述列伝第3にみえる隗囂の伝記で、第一類型の典型的・象徴的なあり方を示した事例と考えられる。

隗囂字季孟、天水成紀人也。少仕州郡。王莽国師劉歆引囂為士。歆死、囂歸郷里。季父崔、素豪侠、能得衆。聞更始立而莽兵連敗、於是乃與兄義及上邦人楊広、冀人周宗謀起兵応漢。囂止之曰、「夫兵、凶事也。宗族何辜」。崔不聴、遂聚衆数千人、攻平襄、殺莽鎮戎大尹。崔、広等以為挙事宜立主以一衆心、咸謂囂素有名、好經書。遂共推為上將軍。囂辞讓不得已、曰、「諸父衆賢不量小子、必能用囂言者、乃敢從命」。衆皆曰、「諾」。囂既立、遣使聘請平陵人方望、以為軍師。望至、説囂曰、「足下欲承天順民、輔漢而起、今立者乃在南陽、王莽尚拠長安、雖欲以漢為名、其实無所受命、将何以見信於衆乎。宜急立高廟、称臣奉祠、所謂『神道

設教』、求助人神者也。且礼有損益、質文無常。削地開兆、茅茨土階、以致其肅敬、雖未備物、神明其舍諸」。囂從其言、遂立廟邑東、祀高祖・太宗・世宗。囂等皆称臣執事、史奉璧而告。祝畢、有司穿坎于庭、牽馬操刀、奉盤錯鋌、遂割牲而盟。曰、「凡我同盟三十一將、十有六姓、允承天道、興輔劉宗。如懷姦慮、明神殛之。高祖・文皇・武皇、俾墜厥命、厥宗受兵、族類滅亡。有司奉血鋌進。護軍拳手揖諸將軍曰、「鋌不濡血、挿不入口、是欺神明也、厥罰如盟」。既而埋血加書、一如古礼。

隗囂（?～33年）は隴西地方（甘肅省天水県成紀郡）に蟠踞した「豪俠」隗崔の甥で、王莽政権末の大乱に乗じ「同盟三十一將、十有六姓」の盟主に推戴され、始め更始帝に属して王莽軍と戦い、王莽敗れ更始の没後には光武帝（劉秀）・公孫述との連携・離反をくり返し、最終的には独立政権を樹立・維持することに失敗した。

囂は始め叔父隗崔・兄隗義らの挙兵に反対したが、もともと囂が著名な人物で「経書」を好んだので上將軍に推され、「衆」の強い要望によってやむなく盟主の地位に就くが、軍師に方望を据えることで良きパートナーを得、望の提言により漢高祖・太宗・世宗の廟を造り臣と称し祭祀を執行した。これは囂を中心とする会盟の政治的正当性や目的を天下に顯示しようとする行為である。祝史の詛盟の後には庭に穴を穿ち、馬・刀・盤（青銅の大皿）・鋌（匙）を用意し犠牲を割いて裏切りを防ぐ盟誓の言葉が宣言され、血のしたたる鋌をもって犠牲の血を諸將軍が啜り、儀礼が終わると犠牲と共に盟約の言葉を記した書を地中に埋めたのは、もっぱら古礼に従ったものとする。

いま一つの事例は、『後漢書』巻58・虞傳蓋臧列伝第48と『三国志』巻7・魏書・呂布臧洪伝第7に引かれた臧洪（?～196年）の伝記である。紙幅の都合上本論では前者の記述を引用しておく。

臧洪字子源、広陵射陽人也。父旻、有幹事才。熹平元年、会稽妖賊許昭起兵句章、自称大將軍、立其父生為越王、攻破城邑、衆以萬數。拜旻揚州刺史。旻率丹陽太守陳夤擊昭、破之。昭遂復更屯結、大為人患。旻等進兵、連戰三年、破平之、獲昭父子、斬首數千級。遷旻為使匈奴中郎將。

洪年十五、以父功拜童子郎、知名太學。洪体貌魁梧、有異姿。孝清廉、補即丘長。中平末、弃官還家。太守

張超請為功曹。時董卓弑帝、凶危社稷。洪説超曰、「明府歷世受恩、兄弟並據大郡。今王室將危、賊臣虎視、此誠義士効命之秋也、今郡境尚全、吏人殷富、若動桴鼓、可得二萬人。以此誅除国賊、為天下唱義、不亦宜乎」。超然其言、與洪西至陳留、見兄邈計事。邈先謂超曰、「聞弟為郡、委政臧洪、洪者何如人」。超曰、「臧洪海内奇士、才略智數不比於超矣」。邈即引洪與語、大異之。乃使詣兗州刺史劉岱・予州刺史孔伷、遂皆相善。邈既先有謀約、会超至、定議、乃與諸牧守大会酸棗、設壇場、將盟、既而更相辭讓、莫敢先登、咸共推洪。洪乃撰衣升壇、操血而盟曰、「漢室不幸、皇綱失統、賊臣董卓、乘鸞縱害、禍加至尊、毒流百姓、大懼淪喪社稷、翦覆四海、兗州刺史岱・予州刺史伷・陳留太守邈・東郡太守瑁・廣陵太守超等、糾合義兵、並赴国難。凡我同盟、齊心一力、以致臣節、隕首喪元、必無二志、有渝此盟、俾墜其命、無克遺育。皇天后土、祖宗明靈、實皆鑒之」。洪辞氣慷慨、聞其言者、無不激揚。自是之後、諸軍各懷遲疑、莫適先進、遂使糧儲單竭、兵衆乖散。

臧洪は徐州広陵郡射陽県（江蘇省宝応県）の人で、父臧旻の軍功により15歳で童子郎になり、孝廉の推薦を得て即丘県令に任じられた。洪は体格・容貌に恵まれたが、中平末年に官を捨て帰家した。時の郡太守張超は洪の人柄をみて功曹に抜擢する。その頃董卓の乱逆が起き、洪は張超に国賊を誅滅するための義兵を挙げるように勧め、超はその意見を容れ兄の張邈に洪を引き合わせ、その人となりを見て大義に立つことを決意し、刺史の劉岱・孔伷らの朋友を酸棗に集めて盟約の儀を執り行った。

まず儀礼を執行するための壇を設け、盟友全員から推された洪は「撰衣升壇、操血而盟」（「升壇操槃歃血而盟」⁵⁵⁾）、登壇して木盤に盛られた犠牲獣の血を啜り、盟誓の辞を読み上げた。その内容は、漢室を蔑如し国難を来した董卓を、劉岱・孔伷・張邈・橋瑁・張超らの義士、すなわち「我同盟」が心力をひとつにして翦除し臣節を実行すること、もし盟約に背くことがあれば命を失い見捨てられても仕方がなく、天地の神、祖先の霊が全てを鑒ていて下さるというもので、周りの者は皆一様に感激したが、軍糧が尽きて董卓との戦いは沙汰やみになってしまったとする。この後臧洪は袁紹と会見して結盟するが、紹のせいで盟友張超を救援できなかったことを怨んで絶交・敵対し、激しい籠城戦で糧食尽き、ついに生

け捕りにされ服従を迫られるも拒否して殺されたという。

ところで、袁紹（?～202年）は臧洪と友好関係にあった頃、洪の盟友らをも糾合する強力な「反董卓同盟」を創成した。『後漢書』巻74上・袁紹伝に次のような記事がある。

初平元年、紹遂に渤海起兵、與従弟後將軍術、冀州牧韓馥、予州刺史孔伷、兗州刺史劉岱、陳留太守張邈、広陵太守張超、河内太守王匡、山陽太守袁遺、東郡太守橋瑁、済北相鮑信等同時俱起。衆各数万、以討卓為名。紹與王匡屯河内、伷屯潁川、馥屯鄴、余軍咸屯酸棗、約盟、遥推紹為盟主。紹自号車騎將軍、領司隸校尉。

初平元（190）年、渤海太守の地位にあった袁紹は従弟袁術をはじめ韓馥・孔伷・劉岱・張邈・張超・王匡・袁遺・橋瑁・鮑信らと董卓を討伐するという名目の下に決起し、「約盟」の儀を行って「盟主」となったとする。建安元（196）年、献帝を擁する曹操に紹が奉った上書には、右の盟約の事績を「故遂引会英雄、興師百萬、飲馬孟津、歃血漳河」と回想し、また『後漢書』の註に引く「献帝春秋」には次のように長文の盟誓が掲載されており、董卓の行為を漢室の衰微に乗じ王朝を蔑如した「賊臣」と称し、「仁賢之士」・「義士」の集まりである「我同盟」が「畢力致命」して「凶醜」に「天誅」をくだすと宣言している。

紹合冀州十郡守相、衆数十萬、登壇歃血、盟曰、『賊臣董卓、承漢室之微、負兵甲之衆、陵越帝城、跨蹈王朝、幽鳩太后、戮殺弘農、提挈幼主、越遷秦地、殘害朝臣、斬刈忠良、焚燒宮室、蒸亂宮人、発掘陵墓、虐及鬼神、過惡烝皇天、濁穢薰后土、神祇怨恫、無所憑恃、兆人泣血、無所控告、仁賢之士、痛心疾首、義士奮發、雲興霧合、咸欲奉辭伐罪、躬行天誅。凡我同盟之後、畢力致命、以伐凶醜、同獎王室、翼戴天子。有渝此盟、神明是殛、俾墜其師、無克祚国』。

この場合は盟誓の儀について、「飲馬孟津、歃血漳河」とあって中原の要衝孟津（河南省洛陽県）の漳河において白馬を供犠として「登壇歃血」したと記す。『漢書』地理志第8上の「盟津」に関する師古の注には、「盟讀曰孟。孟津在洛陽北、都道所湊、故号孟津。孟、長大也」とあり、『史記』殷本紀第3によると、殷王朝最後の紂の暴政に反旗を翻した「周武王之東伐至盟津、諸侯叛殷会周者八百」と伝え、史実であるか否かは別として、「会

盟」の歴史的起源が盟津における諸侯の周王への結集にあったことを示唆し、袁紹の場合は天下大乱時の典型的な「会盟」を歴史的に回想させる事例のひとつとみなしてよいであろう。

以上に紹介した「朋友型会盟」の諸事例は、いずれも中国の前漢末王莽政権期と後漢末の天下大乱期の事件に該当し、中国社会はすでに中央集権的な統一国家体制の下に統合されており、春秋戦国時代のごとく覇権をめざす列国諸王侯の「会盟」が至るところで消長・興亡をくり返すというような性質のものではなく、地方豪族出身で州刺史・郡太守や將軍レベルの地方官を歴任し、傑出した政治的野望を抱く人物らが「盟主」に推挙されていることが知られ、王朝政府の腐敗と混乱を匡正し悪逆の臣を誅殺するという大義の下に「同盟」を結成したことがわかる。袁紹亡き後は曹操・劉備・孫権が天下を三分する三国時代の幕開けとなるが、蜀漢の劉備・呉の孫権の同盟、劉備と対立した孫権の曹操との結盟、劉備の死後蜀・呉同盟の再建による魏との対立など、三巨頭による「会盟」もまたこのように古代の中国史を彩る重要な政治システムとみなしなければならない。

その意味からすれば、百余の国が群立し長期にわたる「乱」が起きていた2世紀末の倭国の実情は、むしろまだ統一政権が樹立されていない中国の春秋戦国時代と様相が類似しており、上に挙示した「会盟」の諸事例とは性格や実体が大きく異なると言えるが、弥生時代中・後期を中心とした北部九州における王権の生成や、卑弥呼「共立」に結実する倭国王権の創成が、こうした中国の「会盟」という方式を導入・模倣して遂行された可能性があるのではないかと推察されるのである。なぜならば、紀元前1世紀以後楽浪郡や遼東の公孫氏政権に遣使朝貢していた倭の使者が、前漢・後漢王朝やそれ以前の時期の政治や儀礼に関わるさまざまな情報や伝聞をもたらし、また大陸・半島との間を往来する異国人が彼の地の最新の政治情勢や風俗の詳細を伝えていたことが推定でき、さらに倭国王権の創成をめぐる、倭国の首長層が両漢王朝の政治と歴史を聞き知り倭国の政権構想の範としようとした蓋然性が推察されるからであるが、詳細についてはなお後章で論じることしたい。

次には第二類型の「君臣型会盟」の事例を二つ引用してみることにする。一つは『後漢書』巻78・宦者列傳第

68に載せる単超の伝記である。

単超は徐璜・具瑗と共に中常侍となり、小黄門史の左愼・唐衡らと共に桓帝(146～168年)に仕えた宦官(五侯)で、順帝の時から外戚として専横の振る舞いが顕在化した大將軍梁冀を誅伐し、その功績により新豊侯に叙せられ封二万户を与えられた。延熹2(159)年に冀の妹であった梁皇后が没すると、帝はかねてより懐いていた密謀、すなわち「梁將軍兄弟專固国朝、迫脅外内、公卿以下從其風習。今欲誅之」という計画を超・愼らに伝えた。そして超らの密かな意向を確認すると、「帝曰、『姦臣魯国、当伏其罪、何疑乎』。於是更召璜・瑗等五人、遂定其議、帝齧超臂出血為盟。於是詔收冀及宗親党與悉誅之」とあり、桓帝は単超の臂を噛み切りその出血をもって結盟し、謀議を実行に移したのである。

この事例にみられるように、会盟の中心人物が皇帝であることによって、ごく狭い範囲の権臣が宮廷内のクーデターという方式により帝権を回復しようと策したのである。上に書かれている結盟の密儀は通常の作法とは異なるものであるが、臂の血を舐めて盟を結ぶことは古く春秋時代に遡り(『春秋左氏伝』莊公32年条)、呉・越地方の盟誓の慣習に臂(腕)を噛むということがあったらしく⁵⁶⁾、また新羅の金春秋(太宗武烈王)と將軍金庾信が「互噬手指歃血以盟」⁵⁷⁾だったという著名な伝記もあるので、これを帝王の専断に基づく特殊的に異常な行動とみなす必要はないであろう。

もう一つの事例は朝鮮の百済国滅亡に関わって遂行された国際的な会盟の儀である。広く知られた事項ではあるが参考のために関係史料を列記しておくことにする。

(a)『三国史記』新羅本紀第6(文武王4年2月条)

角干金仁問、伊飡天存與唐勅使劉仁願、百濟扶余隆、同盟于熊津。

(b)『三国史記』新羅本紀第6(文武王5年8月条)

王與勅使劉仁願、熊津都督扶余隆、盟于熊津就利山。初百濟自扶余璋、與高句麗連和、屢侵伐封塲。我遣使入朝求救、相望于路。及蘇定方既平百濟、軍廻、余衆又叛。王與鎮守使劉仁願・劉仁軌等、經路数年、漸平之。高宗詔扶余隆、歸撫余衆、及令我和好。至是刑白馬而盟。先祀神祇及川谷之神、而後歃血。其盟文曰、「往者、百濟先王、迷於逆順、不敦隣好、不睦親姻、結託高句麗、交通倭国、共為殘暴、侵削新羅、剽邑屠城、略無寧歲。

天子憫一物之失所、憐百姓之無辜、頻命行人、遣其和好、負嶮恃遠、侮慢天經。皇赫斯怒、興行弔伐、旌旗所指、一戎大定。固可瀦宮紆宅、作誠來裔。塞源拔本、垂訓後昆。懷柔伐叛、前王之令典。興亡繼絕、往哲之通規。事必師古、傳諸曩冊。故立前百濟大司稼正卿扶余隆、為熊津都督、守其祭祀、保其桑梓、依倚新羅、長為與国、各除宿憾、結好和親、各承詔命、永為藩服。仍遣使人右威衛將軍魯城縣公劉仁願、親臨勸誘、寔宣成旨、約之以婚姻、申之以盟誓。刑牲歃血、共敦終始、分災恤患、恩若弟兄、祇奉綸言、不敢失墜、既盟之後、共保歲寒。若有背盟、二三其德、興兵動衆、侵犯邊陲、明神監之、百殃是降、子孫不育、社稷無守、禋祀磨滅、罔有遺余」。故作金書鐵契、藏之宗廟、子孫萬代、無敢違犯、神之聽之、是饗是福。劉仁軌之辭也。歃訖、埋牲幣於壇之壬地、藏其書於我之宗廟。於是仁軌領我使者及百濟・耽羅・倭人四国使、浮海西還、以会祠泰山。

(c)『三国史記』新羅本紀第7(文武王11年1月条)

龍朔三年、(中略)。杜大夫云、準勅、既平已後、共相盟会。任存一城、雖未降下、即可共相盟誓。新羅以為、準勅、既平已後、共相盟会、任存未降、不可以為既平。又百濟、姦詐百端、反復不恒。今雖共相盟会、於後恐有噬臍之患。奏請停盟。至麟德元年、復降嚴勅、責不盟誓。即遣人於熊嶺、築壇共相盟会。仍於盟处、遂為兩界。盟会之事、雖非所願、不敢違勅。又於就利山築壇、對勅使劉仁願、歃血相盟、山河為誓、画界立封、永為疆界、百姓居住、各營産業。

(d)『三国史記』百濟本紀第6(義慈王20年2月条)

(前略)。帝以扶余隆為熊津都督、俾歸国平新羅古憾、招還遺人。麟德二年、與新羅王会熊津城、刑白馬以盟。仁軌為盟辭。乃作金書鐵契、藏新羅廟中。盟辭見新羅紀中。仁願等還。隆畏衆攜散、亦歸京師。

周知のごとく、百濟は唐・新羅連合軍の攻撃を受け唐高宗の顕慶5(660)年に首都泗沘城が陥落し、義慈王と王子隆以下は長安に連行されてしまう。しかし、国内各地では遺臣や民衆の抵抗が続き、同盟関係にあった倭は百濟王の質子余豊璋と大軍を百濟に派遣して戦ったが、龍朔3(663)年8月の白村江の戦いで倭軍が潰滅し、豊璋も高句麗に逃亡して百濟は完全に滅亡する。唐は百濟の故地に戦後処理として五都督府を置き州県制を敷いて羈縻支配を行うことに決し、なお任存城が降伏してい

なかったが、同年高宗は新羅・百済による境界画定のための会盟の実行を將軍杜爽の派遣を機に新羅に命令した（c 前段）。だが、新羅は唐の国際戦略の企図と実体を知ってははじめこれを拒否したものの、翌麟德元（664）年皇帝の再度の勅命により熊津において会盟が行われ（a）、熊嶺に設壇・盟誓し双方の国境を決め、さらに就利山にも壇を設け勅使劉仁願と盟誓し境界を画定した（c 後段）。

一方、新羅本紀（b）と百済本紀（d）に載せる記事は麟德2（665）年の新羅文武王・熊津都督扶余隆との熊津城における会盟を伝えるもので、唐皇帝の強制的介入による新羅領と百済都督の管轄領域の最終的画定に関わる事績を記したものであり、両者は壇において「白馬」の血を飲んで今後変異なきことを盟誓し、幣帛を壇の北側の地中に埋め、盟約の辞を刻書した「金書鐵契」を新羅の宗廟に蔵したとする。会盟は將軍劉仁願の仲立ちで執行され、盟約の文辞は帶方都督劉仁軌が作成したらしい。新羅本紀（b）に記載された文章は大半が盟約を正当化するための辞となっているが、「各除宿憾、結好和親、恭承詔命、永為藩服」という件が唐皇帝の政治的意思を象徴的に集約した文であろう。上にみてきた中国と朝鮮の二種類の会盟は「君臣型会盟」の典型的な事例であり、百済滅亡後に敢行された事例は唐帝国が主導する冊封体制下に実現された国際的な会盟であるとも言える。さらにこのような会盟を新羅・百済が受け容れたことは、「会盟」の政治的機能や正当性が7世紀の東アジア世界でなお通用するものであったことを雄弁に物語っている。

V. 『日本書紀』の「会盟」関係記事

本章では『日本書紀』と『続日本紀』に掲載されている「会盟」関係記事を抽出し、「首長会盟」に関わる情報や慣行・儀礼の内容そのものが倭国に伝来していたことを確認し、さらにそれらの「会盟」の性格や実体・様相を検討してみることとする。引用史料の数はごく少ないので、年代の古いものから順を追って便宜的に番号を付している。

（1）『日本書紀』敏達10年閏2月条^{58）}

蝦夷数千、辺境に寇ふ。是に由りて、其の魁帥綾糟等を召して、魁帥は、大毛人なり。詔して曰はく、「惟るに、倭蝦夷を、大足彦天皇の世に、殺すべき者は斬し、原すべき者は赦す。今朕、彼の前の例に遵ひて、元悪を

誅さむとす」とのたまふ。是に綾糟等、懼然り恐懼みて、乃ち泊瀬の中流に下りて、三諸岳に面ひて、水を敲りて盟ひて曰さく、「臣等蝦夷、今より以後子子孫孫、古語に生兒八十綿連といふ。清き明き心を用て、天闕に事へ奉らむ。臣等、若し盟に違はば、天地の諸の神及び天皇の靈、臣が種を絶滅えむ」とまうす。

（2）『日本書紀』孝德即位前紀

天皇・皇祖母尊・皇太子、大槻の樹の下に、群臣を召し集めて、盟曰はしめたまふ。天神地祇に告して曰さく、「天は覆ひ地は載す。帝道唯一なり。而るを末代澆薄きて、君臣序を失ふ。皇天、手を我に假りて、暴逆を誅し殄てり。今共に心の血を瀝づ。而して今より以後は、君は二つの政無く、臣は朝に貳あること無し。若し此の盟に貳かば、天災し地妖し、鬼誅し人伐たむ。皎きこと日月の如し」とまうす。

（3）『日本書紀』齊明4年11月条

有間皇子、赤兄が家に向きて、棲に登りて謀る。夾膝自づからに断れぬ。是に、相の不祥を知りて、俱に盟ひて止む。皇子帰りて宿る。是の夜半に、赤兄、物部朴井連鮪を遣して、宮造る丁を率ゐて、有間皇子を市経の家に囲む。

（4）『日本書紀』天智10年11月23日条

大友皇子、内裏の西殿の織の仏像の前に在します。左大臣蘇我赤兄臣・右大臣中臣金連・蘇我果安臣・巨勢人臣・紀大人臣侍り。大友皇子、手に香鑪を執りて、先づ起ちて誓盟ひて曰はく、「六人心を同じくして、天皇の詔を奉る。若し違ふこと有らば、必ず天罰を被らむ」と、云云。是に、左大臣蘇我赤兄臣等、手に香鑪を執りて、次の隨に起つ。泣血きて誓盟ひて曰さく、「臣等五人、殿下に隨ひて、天皇の詔を奉る。若し違ふこと有らば、四天王打たむ。天神地祇、亦復誅罰せむ。三十三天、此の事を證め知しめせ。子孫當に絶え、家門必ず亡びむか」と、云云。

（5）『日本書紀』天智10年11月29日条

五の臣、大友皇子を奉りて、天皇の前に盟ふ。

（6）『日本書紀』天武8年5月6日条

天皇、皇后及び草壁皇子尊・大津皇子・高市皇子・河嶋皇子・忍壁皇子・芝基皇子に詔して曰はく、「朕、今日、汝等と俱に庭に盟ひて、千歳の後に、事無からしめむと欲す。奈之何」とのたまふ。皇子等、共に対へて曰さく、「理實灼然なり」とまうす。則ち草壁皇子尊、

先づ進みて盟ひて曰さく、「天神地祇及び天皇、證めたまへ。吾兄弟長幼、并て十余王、各異腹より出でたり。然れども同じきと異なりと別かず、俱に天皇の勅に隨ひて、相扶けて忤ふること無けむ。若し今より以後、此の盟の如くにあらずは、身命亡び、子孫絶えむ。忘れじ、失たじ」とまうす。五の皇子、次を以て相盟ふこと、先の如し。然して後に、天皇曰はく、「朕が男等、各異腹にして生れたり。然れども今一母同産の如く慈まむ」とのたまふ。則ち襟を披きて其の六の皇子を抱きたまふ。因りて盟ひて曰はく、「若し茲の盟に違はば、忽に朕が身を亡さむ」とのたまふ。皇后の盟ひたまふこと、且天皇の如し。

(7)『続日本紀』天平宝字元年7月4日条⁵⁹⁾

・・・去六月中、期会謀事三度。始於奈良麻呂家、次於圖書藏辺庭、後於太政官院庭。其衆者安宿王・黄文王・橘奈良麻呂・大伴古麻呂・多治比饗養・多治比礼麻呂・大伴池主・多治比鷹主・大伴兄人。自余衆者闇裏不見其面。庭中礼拜天地四方、共歃塩汁、誓曰、将以七月二日闇頭、発兵围内相宅、殺劫即围大殿、退皇太子。次傾皇太后宮而取鈴璽。・・・

※ 同紀同年7月12日詔「・・・六月廿九日乃夜入太政官坊而歃塩汁而誓礼天地四方而七月二日発兵率謀定而・・・」。

上に引用した「会盟」関連の記事は(1)を別にするとか大化年間以後のものであり、史料の性格や信憑性に特段の問題はないと思われる。会盟の類型から言えば(3)(7)は「朋友型会盟」に、(1)(2)(4)(5)(6)は「君臣型会盟」の事例と弁別することができる。

(1)は強制的な服属儀礼と言うべき事例で、蝦夷の首長らを宮都の地に召し集め天皇への反逆を行わないことを盟誓・確認させたものである。儀礼の具体的な内容が記されており、「泊瀬の中流に下りて、三諸岳に面ひて、水を敵りて盟ひ」とあり、誓約の中身は、子々孫々が永久に天皇の統治に服し叛逆をしないこと、もし盟約に背けば天地の神と天皇霊が我が種族を滅ぼすと誓言している。ただし、敏達朝に蝦夷数千が叛逆行動を起こしたという冒頭の記述は信用できず、景行朝の蝦夷征伐との整合性を図るための記載であり潤色が著しい⁶⁰⁾。しかし、6世紀後半頃から蝦夷の服属が問題化したのも事実であったので、対蝦夷対策としてかかる朝廷主催の儀礼が宮都の

地でくり返し行われた可能性が高く、斉明朝における阿倍臣比羅夫の遠征でも、帰服した鰐田蝦夷恩荷が「進みて誓ひて曰さく、『官軍の為の故に弓矢を持たず。但し奴等、性肉を食ふが故に持たり。若し官軍の為にして、弓矢を儲けたらば、鰐田浦の神知りなむ。清き白なる心を將ちて、朝に仕官らむ』とまうす」(『日本書紀』斉明4年4月条)と記すように、類似した服属の誓言を行っている。

ところで、周知のように奈良時代前後の時期にいわゆる「殺牛馬、祭諸社神」⁶¹⁾・「殺牛用祭漢神」⁶²⁾が問題視され禁止されるようになる。これは各地に定着した渡来人が持ち込んだ大陸の信仰で、祈雨や祟り神の祓えのために牛馬を神に捧げたものである。『日本霊異記』中巻第5話⁶³⁾には「漢神の祟り」を避けるために7年間にわたり7頭の牛を殺し祀ったが、そのことによって重病を得た豪富の家長公の話がみえ、また『古語拾遺』⁶⁴⁾には、御歳神の祭祀に「田を営る日に、牛の糞を以て田人に食はしめき」、「今の神祇官、白猪・白馬・白鶏を以て、御歳神を祭る」などあり、牲獣の供献による「漢神」信仰が伝来していたことは事実であるが、そもそも渡来氏族が倭の地で「会盟」を行ったという記録はなく、倭国の盟誓においては犠牲獣を忌避し、上の蝦夷の事例のごとく「水を敵りて誓ひ」とあり、また倭人伝にも送葬の後に「拳家水中に詣りて澡浴し、以て練沐の如くす」とあるように、浄水を用いて穢れや罪過を祓除しようとする儀礼が重視されているように⁶⁵⁾、牲獣の供献を忌避した倭人社会の独自性が顕在化している。平安・鎌倉期の南都北嶺諸寺院における満寺集会や、中世以降のさまざまな一揆の契約において、燃やして灰にした起請文を酒・水に混ぜて体内に摂取する「一味同心」「一味神水」の作法につながる慣習の起源をなすものであろう⁶⁶⁾。

次に(1)以外で「君臣型会盟」に分類できる(2)(4)(5)(6)はいずれも乙巳の変以後の事例である。これらは全体として皇位の継承に関わる重大な危機的情況を背景とし、権力の座にある天皇が自ら「会盟」を企画・主催し、権力の正当性を誇示しつつ後嗣に関わる宮廷内の謀反・反逆の行動を予防しようとするもので、現政権の保持と強化を目的とした会盟と評することができる⁶⁷⁾。

(2)は蘇我大臣家打倒の政変直後に実施された会盟

で、急遽即位した孝徳天皇を盟主とし、前女帝・中大兄皇子ら王家の中心人物が群臣を飛鳥寺西大槻の広場に集め、出血を伴ったクーデターと前例なき譲位を正当化し、さらに君臣間の秩序の維持を廷臣らに求めたものである。分註には天神地祇に盟誓するという形式の呪言が記されており、誓約を破った場合には誅伐が下されるとする。ここには設壇と供犠のことが記されておらず、飛鳥寺の西に隣接する広場に聳える大槻が会盟を聖化する役割を果たしたのではないかと推測される。

(4)(5)は一連の盟誓儀礼で、重病に陥った天智天皇が朝廷の重臣を内裏の仏殿・大殿に集めて主催したものであり、二度の儀礼の反復は宮の大蔵省の火災を挟んでおり、天皇の焦燥感が露呈したものであろう。天皇は我が子大友皇子を後継者とすることを決断したが、弟の大海人皇子が出家して吉野に隠棲したことから、自己の死後に両皇子の権力闘争が起きる可能性があることを見通していた。そこで、大友皇子以下重臣5人を仏殿に会し、香鑪を用いる、「四天王・天神地祇・三十三天」に起請するなど仏・神混合式の結盟を行わせ、大友皇子を中核とする近江朝廷の安泰と団結を誓わせたのである。23日の結盟は天皇の詔を拝する形をとって皇子以下6人の重臣で盟誓し、29日には寝所にいる天皇の前で同じメンバーが結盟を行ったようである。

(6)は有名な「吉野の盟約」で、天武天皇・持統皇后夫妻と6人の皇子らによる会盟である。天皇はすでに即位後8年を数え、皇子らも草壁皇子が18歳、大津皇子が17歳、高市皇子が26歳など壮年期を迎え始めていたので、後嗣問題に関し象徴的な演出を行っておく必要があると判断したのであろう。草壁皇子の言辞にあるように、「俱に天皇の勅に随ひて、相扶けて忤ふること無けむ。若し今より以後、此の盟の如くにあらずは、身命亡び、子孫絶えむ。失たじ」というのが皇子一同の盟誓の主旨であり、天皇・皇后も「若し茲の盟に違はば、忽に朕が身を亡さむ」と応じている。天皇は「朕が男等、各異腹にして生れたり。然れども今一母同産の如く慈まむ」と誓っているが、最初に誓言を述べた草壁皇子には「尊」号が付されており、天皇の後嗣のプランはすでに草壁にあるも、その他の皇子らに天皇・皇后の密かな意向を付度させておく必要があったのである。

会盟は吉野宮で行われた。壬申の乱の発端ということ

がこの地を天皇・皇后が選択した理由であろう。さらに書紀は盟誓の場所を「庭」とするので、吉野宮の殿舎群に囲まれた「庭」で行われたようである。盟詛の内容は先ほど引用した通りであるが、天皇が「襟を披きて其の六の皇子を抱きたまふ」という行為が結盟の儀礼の中核を表現しており、天皇・皇后が全ての皇子を抱懐する慈み深い父母像を演出しているのである。

以上が書紀に記された「君臣型会盟」の事例であるが、いずれも基底においては後継者問題と絡んで起きた「会盟」とみなしてよく、君主に対する服属儀礼としての性格を共通に帯びたものと評してよい。後継者問題という点では「朋友型会盟」の事例も同様である。(3)(7)がそれである。

(3)は孝徳天皇の息子有間皇子に関わる事件の一齣を記す。有間皇子は父天皇没後に中大兄皇子と競合する有力な後嗣となっていた。斉明女帝の後嗣は中大兄皇子が有力視されていたが、19歳になった有間は皇位への野望を懷き、斉明女帝・中大兄皇子らが牟婁温湯に出かけた隙を狙いクーデターの謀議を凝らした。幾人かの廷臣が皇子の与党になったが、蘇我赤兄は中大兄の手先であり、有間皇子をだまして逮捕し、後に紀伊の藤代坂で絞刑に処せられた。

この事例では「結盟」の具体的な内容はわからない。本文の記載では「赤兄が家に向きて、樓に登りて謀る。夾膝自づからに断れぬ。是に、相の不祥を知りて、俱に盟ひて止む」とし、或本の記述によると「有間皇子、蘇我赤兄臣・塩屋連小戈・守君大石・坂合部連葉と、短籍を取りて、謀反けむ事を卜ふ」とあり、「結盟」の儀そのものは不明である。ただ、蘇我赤兄が皇子をそそのかすために述べたと伝える「天皇の治らず政事、三つの失有り。大きに倉庫を起てて、民財を積み聚むること、一つ。長く渠水を穿りて、公糧を損し費すこと、二つ。舟に石を載みて、運び積みて丘にすること、三つ」は、皇子らの謀議を正当化しようとする重要な盟詛であったと言える。

(7)は橘奈良麻呂の変と呼ばれた大がかりな宮廷クーデター未遂事件である。謀反に直接関わったかあるいは連坐した貴族官人の数が280人を越える大規模な政変で、孝謙女帝・光明皇太后・藤原仲麻呂の政権に対する明確な謀反である。事件の詳細はここでは割愛し、橘奈良麻

呂らは聖武上皇没後の皇位のあり方に関し「猶無立皇嗣」と批判し、過度の崇仏政策によって「方今天下憂苦、居宅無定、乗路哭叫、怨歎實多」と糾弾して、軍事クーデターによる政権の奪取を計画したのである。興味深いのは、謀議の中心人物らによる会盟が奈良麻呂の家、図書藏辺の庭、太政官院の庭などでくり返されたこと、夜の闇のなか「庭中で天地四方を礼拝し、共に塩汁を舐り」盟誓が挙行されたとする点である。ここでも中国式の供儀の出血を伴う儀礼は忌避され、盟誓に集まった貴族らが「庭中」において「塩汁」を摂取するという方式がとられていることで、改めて浄められた液体の摂取によって穢れを祓除しようとする信仰の根深さが理解されるだろう。

以上で『日本書紀』に記載のみえる「会盟」の記事を通覧してきたが、書紀にはなおこれら以外にこれから掲記する貴重な記述があり、おそらく遅くとも4世紀代には確実に東アジア世界の政治的風土の基底にある「会盟」に関わる多くの情報や慣例のことが王権の中核や首長層らに知られていたと想定できる。行論の都合上関係史料を時期の新しいものから古いものへと順に引用しそれぞれに簡単な解説を付すこととしたい。

(A)『日本書紀』欽明15年12月条

(前略)。已にして苦都、乃ち明王を獲て、再拝みて曰さく、「請ふ、王の首を斬りまつらむ」とまうす。明王対へて曰はく、「王の頭は奴が手に受くべからず」といふ。苦都が曰さく、「我が国の法は、盟ふ所に違背はば、国王と曰ふと雖も、当に奴が手に受くべし」とまうす。一本に云はく、明王、胡床に乗踞げて、解きて佩刀を谷知に授けて斬らしむといふ。

(B)『日本書紀』欽明2年4月条

(前略)。聖明王曰はく、「昔我が先祖速古王・貴首王の世に、安羅・加羅・卓淳の早岐等、初めて使を遣して相通して、厚く親好を結べり。以て子弟と為りて、恒に隆ゆべきことを冀ふ。而るを今新羅に誑かれて、天皇を忿怒りまさしめて、任那をして憤恨みしむるは、寡人が過なり。我、深く懲り悔いて、下部中佐平麻鹵・城方甲背味奴等を遣して、加羅に赴きて、任那の日本府に会ひて相盟ひき。

(C)『日本書紀』神功摂政49年3月条

(前略)。唯し千熊長彦と百済の王とのみ、百済国

に至りて、辟支山に登りて盟ふ。復古沙山に登りて、共に磐石の上に居り。時に百済の王盟ひて曰さく、「若し草を敷きて坐とせば、恐るらくは火に焼かれむことを。且木を取りて坐とせば、恐るらくは水の為に流されむことを。故、磐石に居て盟ふことは、長遠にして朽つまじといふことを示す。是を以て、今より以後、千秋万歳に、絶ゆること無く窮ること無けむ。常に西蕃と稱ひつつ、春秋に朝貢らむ」とまうす。則ち千熊長彦を将て、都下に至りて厚く礼遇を加ふ。亦久弓等を副へて送る。

(A)は、554年に百済の聖明王が新羅との管山城の戦いで捕虜となり敵の奴隷の手で斬首された事情を伝えた記事である。『三国史記』新羅本紀・真興王15年7月条には新州軍主金武力の部下の三年山郡高干の都刀が「急撃殺百済王」と記し、同書百済本紀・聖王32年7月条に王が「親帥歩騎五十、夜至狗川。新羅伏兵発與戦、為乱兵所害薨」とあるのみで、それに対し書紀は王の最期の場面を詳細に記していて、苦都(谷智・谷知)は「佐知村飼馬奴」とあり、聖明王は自らの佩刀を苦都に与えて斬らせたと書く。かなり具体的な記述になっていることから信憑性が高く、「我が国の法は、盟ふ所に違背はば、国王と曰ふと雖も、当に奴が手に受くべし」という苦都の言辞そのものは潤色の疑いが強いが、『三国史記』新羅本紀・真興王2(541)年3月条に「百済遣使請和。許之」とあるように、真興王と聖明王との間で結ばれていたと考えられる新羅・百済間の盟約の存在、その盟約を百済側が破毀したことを詰ったもので、三国間あるいは伽耶諸国を含め、朝鮮半島では三国の国王と伽耶諸国の早岐層との間の「会盟」がしばしば施行されていた事情を窺わせるものである。

田中俊明は新羅に伝来した伽耶琴の楽曲である「于勒十二曲」の由来を探究しつつ、5世紀中葉以後の高句麗の軍事的圧力に起因する百済・新羅間の盟約や、さらに、6世紀に入って百済・新羅の領土拡大策に翻弄された半島南部伽耶地域における大加耶国(高霊加耶)王を盟主とする「大加耶連盟」の実体・動向を詳細に究明しているが⁶⁸⁾、『三国史記』・『三国遺事』が朝鮮半島における「会盟」の実相や政治的機能についてほとんど記録するところがないため、遺憾ながら「大加耶連盟」の結成について本論のごとき東アジア世界に拡張していた「会盟」の

検討が行われていない。おそらく三伽耶（金官伽耶・高靈伽耶・安羅伽耶）でも小国群立の時期から各地で「会盟」がくり返されていたと推定できるが、これらの「会盟」には倭国から伽耶に派遣・駐在していた倭臣や現地で活躍する親倭勢力も参加していた場合がある。（B）の記述がそれを示唆する。

（B）は、新羅が国力を増強して領土を半島南部地域に拡大しようとする動きに関連するもので、法興王19(532)年には金官国が新羅に降り、次の真興王14(553)年に百済東北辺に新たな領土を獲得して新州を設け、さらに伽耶諸国を併呑する方策を強めていた時期に関わる記事である。こうした新羅に対抗する形で百済聖明王は下韓（南韓）に配置していた郡令・城主や、新羅の攻勢に抵抗する安羅・加羅・多羅・卓淳など南部伽耶諸国の早岐層、さらに安羅などに駐留する倭臣らを糾合して「相盟」させたことを記す。書紀編纂時の造作を経ていたので記事の述べることはほとんど信用すべきではなく、また、もとより安羅駐在の倭臣を「任那日本府」と書くなど潤色が著しいものの、強盛化する新羅に対抗して百済王を「盟主」とする国際的な「会盟」の存在を示唆する記事である。

百済王は「会盟」の淵源を「我が先祖速古王・貴須王の世に、安羅・加羅・卓淳の早岐等、初めて使を遣して相通して、厚く親好を結べり」と回顧しているが、百済は速古王（肖古王・在位346～375年）・貴須王（在位376～384年）の時代に馬韓主要部の統合を果たし高句麗との交戦が激しくなるとみられており、その頃から「厚く親好を結べり」と記すように伽耶諸国との連携を模索するようになった可能性が高く、百済王の言う「親好」とは「会盟」に基づく同盟関係を実体としたものとみなさなければならないが、364年から372年にかけての時期には倭国王権と百済王権との交渉が始まったのであり、それを証するのが神功皇后摂政46年3月紀、47年4月紀、49年3月紀などであるが、伝記の内容が錯雑し潤色が著しいために史実を復原することはかなり困難である⁶⁹⁾。しかし、上に引用した（C）の記事は百済と倭の王権間の「会盟」を伝える珍しいものであるだけに重視される。

当該伝記の原典は明らかではなく、百済関係史料を基にして書紀編者らが神功皇后の事績をまとめる目的の一部として利用したものと考えられる。おそらく原伝承は

百済と倭との「朋友型会盟」の事実可依拠しており、結盟の舞台と伝える「辟支山」は全羅北道の金堤に、「古沙山」は全羅北道の古阜に比定できるので、百済南境付近で倭人の居留地に近い両山が選ばれたと推測され、「磐石の上」での盟誓は設壇に代替したもの、百済王の誓文は書紀編者による造作で、本来は対等の同盟関係を永遠に継続することを約したと思われる。この「結盟」が犠牲獣の歃血を伴う大陸式の儀礼であったか否かは不明であるが、参加した倭の使臣は「結盟」の儀礼や風習の詳細を知悉していたと考えられる。伝記の最後に百済の使臣久豆の名が出ているのは、この「会盟」が肖古王の時代に実現したことを示すもので、372年に久豆は同盟関係の証である七支刀を倭国にもたらした人物である。もし仮にこの「会盟」に東晋王朝が介在していたとしても、倭・百済両王権は対等な盟約関係にあったと評すべきである⁷⁰⁾。

以上で『日本書紀』に記載のみえる関係史料の紹介を全て終わるが、文献史的な観点でみると4世紀後半の時期に倭・百済双方の王権間に国際的な意義を帯びた重要な「会盟」が行われたこと、さらにその後朝鮮半島における三国時代にも百済・新羅・伽耶諸国・倭などの諸王権が関わる「会盟」がしばしば施行されていたことが跡付けられ、7世紀後半に百済が滅亡した時にも、唐皇帝を盟主とする新羅王・熊津都督扶余隆の「会盟」が行われたことが明らかになった。さらに新羅では善徳女王の末年(647)に女主の継嗣に反対した毗曇・廉宗の乱が起き、同時に官軍が駐屯する月城に大星が落下したが、女王を支持する金庾信らは「刑白馬祭於落星之地」って反乱軍を鎮圧したと伝え⁷¹⁾、また新羅国最後の景哀王3(926)年には「甄萱違盟挙兵」⁷²⁾とあり、後百済王甄萱と王健（高麗太祖）との間で「共契隣盟」⁷³⁾を破毀する確執が起きたことを伝えており、国家動乱の時期には、それを一時的に回避しようとする勢力や新政権の樹立を目指す勢力がそれぞれの思惑を秘めて「会盟」を行ったことが理解される。

これまでの研究では、東アジア世界における蛮夷諸民族の王権の形成と諸国家間の関係については、主として冊封体制の論理⁷⁴⁾を中心にして説明されることが慣例化してきたが、冊封体制はあくまでも中華思想によって中国が周辺諸国を藩属国として扱う一元的且つ支配従属

的な政治機構・外交関係であり、それとは別に周辺諸民族が独自に且つ多面的・多方向的に展開しようとする諸関係やその歴史⁷⁵⁾は二次的・副次的な動向とされる傾向が強かった。だが、王朝による分断政策によって外藩・内属に離間させられた匈奴・鮮卑・烏丸・羌族などの蛮夷諸部族でさえ、王朝政権への対抗措置として内徙系諸族が「先零遂與諸羌種豪二百人解仇交質盟詛」（『漢書』卷69・趙充国伝第39）・「先零乃與諸羌大共盟誓」・「解仇結盟」・「解仇詛盟」・「解仇嫌、結盟詛」（『後漢書』西羌伝第77）ぶと記録されているように、冊封体制を揺るがす叛乱を頻繁に起しており、中国王朝の政治的・文化的影響を受けながらも、それぞれの地域で「会盟」の方式による権力の形成や王権あるいは諸国家間の外交関係が展開していたことが明らかであり、とりわけ中国の周辺諸民族が文明化する初期の歴史については、国家成立以前の小国群立の段階から王権による諸国統合・統一王権の創成に至る過程の学問的な検討において、「会盟」が果たした政治的・文化的などの役割・意義に関してはこれまでほとんど注視・検討されてこなかったと言ってよく、ましてや倭（日本）の邪馬台国論を「会盟」の観点から検討した研究も寡聞にして知らないのである⁷⁶⁾。

ただ、ここで改めて言うまでもなく、『三国史記』や『日本書紀』は夫余・朝鮮三国（高句麗・百済・新羅）・伽耶諸国・倭国（日本）それぞれの古代国家と王権の形成について公式的な独自の国家開闢神話・王権神話を保持しており、それらは一様に「天帝の子」・「皇天の子」・「日の子」・「天つ神の御子」・「天孫」の系譜につながる支配諸部族の子孫が独自の経緯と事情によりそれぞれの領土において王権と国家を形成したとする筋書きになっている⁷⁷⁾。だが、これらは中国の宇宙観や天帝・天下思想の強い影響を受けた天神・太陽神の神話がそれぞれの民族・諸部族独自のアレンジを加えた歴史書に編述されているに過ぎず、かなり後世になってから冊封体制の基幹をなす中華主義の模倣と適用に基づく高度の政治思想の産物と評すべきもので、倭（日本）はもとより各国における王権の創成の経緯や実相については、既存の建国神話に記されたものとはかなり異なる内容・実体であった可能性が高いと想定される。

例えば、5世紀初頭の『高句麗好太王碑文』⁷⁸⁾に刻まれた始祖王朱蒙（東明聖王）にまつわる神話はすでに

王の出自・系譜が「天帝之子」を強調する内容になっており、碑文冒頭に「惟昔始祖鄒牟王之創基也。出自北扶余。天帝之子、母河伯女郎、剖卵降出生子」とあり、さらに朱蒙自身が「我是皇天之子、母河伯女郎」と言ったとする。高句麗の始祖王は「天帝之子」「皇天之子」であると主張する態度と、太王と自称し永樂年号を独自に定め、中国王朝との交渉や君臣関係を完全に黙して自国中心の領土拡大策を自賛している態度とはさまで無関係ではなく、高句麗王権の創成を語る民族独自の「母河伯女郎、剖卵降出生子」を語る卵生神話が、中国古代の天帝・天下思想と巧みに組み合わせる形で造作・潤色されたことを裏書きするものと言える。

ところが、『三国史記』高句麗本紀第1の瑠璃明王19年8月条には、「郊豕逸。王使託利・斯卑追之。至長屋澤中得之、以刀断其脚筋。王聞之怒曰、祭天之牲、豈可傷也。遂投二人坑中殺之」とする記事を掲げ、翌月に「王疾病。巫曰、託利・斯卑為祟。王使謝之、即癒」とあって、逃走した郊豕の取り扱いをめぐる高句麗王権に関わる風変わりな出来事を特筆している。因みに「郊豕」の意味は「祭天之牲」とあるように郊祀に用いる牲豕のことであるから、中国の皇帝祭儀である郊祀が高句麗独自の王権祭祀や民族儀礼にも一定の影響を及ぼしていたことを示唆している。

ところで、瑠璃明王21年3月条にも、「郊豕逸。王命掌牲薛支逐之、至国内尉那巖得之。拘於国内人家養之」とあり、牲豕を飼育する「掌牲」の官があったことを伝えているが、逃げた豕を持ちかえった薛支は王に対し、「臣逐豕至国内尉那巖、見其山水深險、地宜五穀。又多麋鹿魚鼈之産。王若移都、則不唯民利之無窮、又可免兵革之患也」と言上し、22年10月条には「王遷都於国内、築尉那巖城」とあり、郊豕が尉那巖に逃げたことがその地への遷都に帰結するという高句麗国家の重大事と関連していることが理解され、さらに同書第4山上王12年11月条にも次のような所伝を載せる。

郊豕逸。掌者追之、至酒桶村、躑躅不能捉。有一女子年二十許、色美而艶、笑而前執之。然後追者得之。王聞而異之、欲見其女、微行夜至女家、使侍人説之、其家知王来、不敢拒。王入室召其女、欲御之。女告曰、大王之命、不敢避、若幸而有子、願不見遺。王諾之、至丙夜王起還宮。

この話も郊豕の逃亡をめぐるもので、豕は美女の家で捕獲されるが、王はその女と結ばれ後嗣を得ることになる。13年3月条によると、「王喜曰、此天齋予嗣胤也。始自郊豕之事、得以幸其母。乃名其子曰郊彘」とし、さらに10月には「王移都於丸都」と記す。高句麗が桓仁から丸都へ遷都したのは山上王（伊夷模）の時（209年）である。郊彘は東川王（位宮・憂位居）の幼名とされ、郊豕の相次ぐ逃亡という現象は神聖な「祭天之牲」の移動つまり天神の意思に基づく聖なる供犠の巡幸とみなした方が説話の性質としてふさわしく、酒桶村は祭儀の後に行われる盛大な酒宴を連想させるもので、それらが王の継嗣の出現と遷都という国家の重大事に関連していると語られているのであり、伝承のいずれもが整備された説話の形式になっていないにもかかわらず、内容的には高句麗の王権神話・国家神話とみなすべき性質のものと言えるであろう。上掲史料にみえる「祭天」とは、『三国志』魏書・烏丸鮮卑東夷伝・高句麗条に、

以十月祭天、国中大会、名曰東盟。其公会、衣服皆錦繡金銀以自飾。大加主簿頭著幘、如幘而無余、其小加著折風、形如弁。其国東有大穴、名隧穴。十月国中大会、迎隧神還于国東上祭之。置木隧于神坐。

と記す10月開催の「祭天」すなわち「国中大会」・「公会」と称される祭りであり、国の東方に所在する巨大な隧穴に天神を迎え祭るもので、これを特に「東盟」と称しているのは、「祭天之牲」に関わる神聖な盟誓の儀礼が始祖王の時代に由来する出来事であったと考えられるであろう。こうした部族の発祥聖地と祖先祭祀に関わる類似の性格と内容を示す伝承をもっているのが鮮卑であり、1979年に黒龍江省内蒙古自治区呼倫貝爾盟鄂倫春自治旗で発見された嘎仙洞⁷⁹⁾は、『魏書』巻100・列伝第88・烏洛侯国の条⁸⁰⁾に、「世祖真君四年来朝。称其国西北有国家先帝旧墟。石室南北九十步、東西四十步、高七十尺。室有神靈、民多祈請。世祖遣中書侍郎李敞告祭焉、刊祝文於室之壁而還」とあり、世祖太武帝の太平真君4（443）年3月に烏洛侯国が遣使朝貢したのを機に、北魏を建国した鮮卑族の「先帝旧墟」に関わる巨大な石室（洞穴）と祖先祭祀の存在が一躍注目されたのであり、世祖皇帝による現地での告祭と洞穴壁への祝文の刊刻が記録されている。

鮮卑の事例は上に指摘した高句麗の巨大な隧穴におけ

る神祭との共通性があり、祭りには王の宗族に属する大加（古雛加）・小加の貴族ら加わり、支配諸部族の間でとり結ばれた国初以来の国家的「盟約」を再確認する「会盟」の儀礼が行われたのではなかろうか。高句麗の始祖王朱蒙が「東明（盟）聖王」と称され、さらに郊豕の伝承と深い関係をもつ二代目瑠璃明王も「明（盟）」を名乗っているのは、神話における始祖王の反復的な出現が祭天の聖地における高句麗諸部族の首長間「盟約」によって果たされ、さらに「会盟」が王都の選定における直接の契機にもなっていた古い記憶に由来するように思われるのであり、好太王碑文に刻まれた始祖王朱蒙にまつわる神話とは筋書きや由来が大きく異なり、より古層の民族神話としての性格を保持しているように思われ、こうした事例は高句麗王室と同源とされる夫余・百済のみならず、新羅⁸¹⁾・伽耶諸国の建国神話や倭国における初期王権の成立事情を検討する上でも看過できない伝承なのではなかろうか。

VI. 「倭国同盟」の実相

古代東アジア世界に登場した諸民族がいかなる政治的原理・システムに基づいて独自に政治権力を創成・拡大し、王権を中心にして民族的統合をどのように推し進めていったのかという課題について、本論では「首長会盟」の概念に焦点をあてて論議を進め、王権の創成を目指す諸民族の動向のなかで、倭国の場合においても中国を起源とする「会盟」が国内的にも対外的にも政治システムとしてきわめて重要な役割を担っていたことを究明してきた。それにしても倭人社会との交流を記した零細で断片的な海外の文献には「会盟」に関する記録・伝承は皆無であり、考古学の調査資料にもそれを裏付けるものはまだ確知されていないが、歴史の趨勢が「会盟」の存在・施行を示唆していると考えられる。稲作農耕と金属器で彩られた弥生社会を根底において突き動かしたのは、中国を起源とする「会盟」のシステムであったと言ふべきではないだろうか。

とりわけ弥生終末期に当たる2世紀末頃に起きた「倭国乱」においては、急速に政治的社会に変貌を遂げつつあった倭人社会における最後にして最大規模の「会盟」が、「倭国王権」の創成に重要な役割を担った事件とみなすこと

ができるであろう。弥生社会の矛盾と紛争を解決する手段として、これまでは防御機能の強い環濠集落・高地性集落の存在、さまざまな武器の変遷や戦闘に倒れた人骨の存在、戦争捕虜としての生口が存在などによって、戦争・武力行使という暴力に依存して社会の矛盾を解決する方式が学界で多くの注目を集めてきたが、「会盟」による和議・権力の平和的統合というシステムが倭人社会にも伝来し実行に移されたと推定されることをとりわけ強調しておきたい。

倭人社会における古代王権の成立史は弥生時代に進展し、その社会的・政治的基盤は稲作農耕と金属器によって文明化が進行した「百余国」、なかでも東海・北陸・近畿から西の地域に群立した諸国にあったことを論じてきた。弥生社会の「国」は首長制の階層的秩序を基盤とした本質的に主体性・自立性の強い部族的支配の機構で、「国の大人」と呼ばれた有力首長層が「国」の公共的職務全般を掌握し、外部世界とのさまざまな交渉も主に彼らの職権に属していた。首長層の権威・権力は外部世界からの石器・塩・鉄・青銅器・威信財などの非自給物資の供給に依存する面が強く、隣国・周辺諸国との交流のみならず、地政的には大陸への窓口に位置する北部九州諸国との関係に強く依存する立場に置かれていたが、物資の供給・交換や流通に安定したシステムが樹立されていなかったため、諸国間にさまざまな競合と軋轢が生じ、弥生前期の早い時期から局地戦や地域的な紛争が多発するという事態を招いた。

弥生時代の戦いには、主として「国」内部に局限される日常的な共同体間紛争と諸国間にまたがる戦争という二種類のものがあり、「会盟」に帰結するような戦争や抗争は後者の場合、すなわち地縁や縁戚関係などに基づく有力首長間の交流を契機とした「国」単位の広域的な政治的混乱・動揺が要因になったものと考えられる。おそらく、「会盟」によって諸国間の友好関係や王権の強化を図ろうとする動きは、「国」の形が明確になる弥生時代前期後半頃から北部九州でいち早くみられた現象ではないかと考えられ、弥生文明の先進地帯である北部九州では首長層の出自や系譜が国際的な性格・実体を濃厚に帯びていた蓋然性が強く、韓族社会や楽浪郡との頻繁な交渉・交流を通じて中国の「会盟」にまつわる政治思想・文化の流入の影響を強く受けていたと考えられるの

で、前漢・後漢王朝の冊封を受け大国の権威を背景に対立していた諸国は、他方では「会盟」による相互間の友好・並立関係によって権力の維持と強化を図っていたものと推測される。当該地域では文献史料や考古学の成果によって奴国と伊都国がその時々「会盟」を主導する地位にあったらしく、「会盟」結成主体の流動的・並立的性格を考慮し広域地名を用いて「筑紫同盟」と規定しておくが、王墓の様相からみて2世紀代には伊都国が盟主の地位を確保していた蓋然性が強い。

2世紀末に起きた「倭国乱」は、「筑紫同盟」から疎外されていた西日本地域の国々、すなわち第二章で論じた倭人伝のc群に属する諸国が独自に進めた「会盟」によって引き起こされた求心的な広域的政治運動とみることができる。本論では便宜的にこの「会盟」の形成主体を「倭国同盟」と仮称することにしたい。なぜならば、一般的に「邪馬台国連合」というこれまで学界で通論化し多用されてきた「連合」の概念は、すでに述べておいたように文献史料に依拠して打ち立てられた歴史用語ではなく、また無前提的に初めから邪馬台国を運動の中核に据えるという重大な過誤を犯しているからである。「邪馬台国の女王卑弥呼」というしばしば遭遇するフレーズも同様の偏見に由来すると言える。西嶋定生が指摘しているように卑弥呼は「邪馬台国の女王」ではなく「倭国の女王」なのであり⁸²⁾、「倭国同盟」の盟主は邪馬台国の有力首長ではなく、「会盟」に参集した国々に属する有力な指導的首長層だったとみなすべきである。邪馬台国は「乱」の過程で「倭国同盟」発起の重要拠点に選ばれ、卑弥呼の擁立によって「女王の都する所」となったに過ぎないのであって、卑弥呼の出身地を先見的に邪馬台国だと推測することの必然性・妥当性もきわめて乏しい。

「乱」が長期化した要因は、おそらく初期の段階では国々を分断する地域的な「会盟」が競合して局地的紛争がしばしば起こり、包括的な「倭国同盟」に至るにはさまざまな軋轢とそれなりの時間の経過を要したと思われる、また倭人伝が特記している投馬国（「出雲」を中心とした同盟）は、独自の東西交流の履歴や地政的な位置関係からみて「筑紫同盟」と「倭国同盟」の仲介に大きな役割を果たした可能性があり、その立場からいずれの同盟に与するかについても曲折があったと考えられ、それは後漢王朝と結びついた「筑紫同盟」に対し、公孫氏政権と

の直接交渉をめざす「倭国同盟」のいずれが次代の担い手になるかという問題と深く関連していたであろう。しかし、やがて「倭国同盟」は加盟諸国の数の多さ、有力な国々の参加、「会同」の恒常的な開催などの点において群を抜く存在に発展し、やがて「会盟」の主要な目的が明確化し収斂されていったものと考えられる。それは、「筑紫同盟」の王権に対抗して新たな権威を帯びる高次の王権を適当な地に樹立すること、「会盟」の政治的圧力や談合によって「筑紫同盟」から対外的な交渉権とその具体的な権能を平和的に移譲させること、国々が強く要求している鉄や威信財の供給システムを早急に構築して安定供給を実現することなどで、態度を決めかねている国々をも「会盟」の傘下に組み込むことが意図されたと考えられる。

そして最終段階において「倭国同盟」が目指した最大の懸案事項は、樹立しようとする王権の基本的・原則的な形態と性格をどのようなものとして定立するかという問題であったと考えられるが、少なくとも王権のあり方や枠組みに関し何らかの盟約が結ばれたのではなかろうか。「会盟」には必ず特有の政治的目的や政権構想が伴うものであり、儀礼の場では「盟詛」という形式で盟約が読み上げられ、それを文字化して地中に埋納されたものは「祝文」「盟辞」「盟書」「載書」などと表現された。「倭国同盟」の祝文・盟書が実際に作成されたか否かについては現段階では想像の域を出るものではないが、纏向遺跡において渡来人の居住が確認されていること、正始元(240)年の帯方郡使梯儻らの帰国に際し、「倭王、使に因って上表し、詔恩を答謝す」とあることから、文書作成の技術が首長層や女王の周辺ですでに整っていたことをも考慮し、中国の「会盟」を範としたとすれば作成された蓋然性が強いであろう⁸³⁾。

これまでの邪馬台国論には、倭国の王権の現在の様相と将来を見据えた政治的原理・原則を、誰がいかなる方式・手法に基づき決定したかを解明しようとする視点や発想が全般的に欠落しており、有勢部族集団の長駆移動・武力による侵略や王権篡奪などの恣意的な想像に基づく征服史観的な王権成立論によってはことの真相がまったく見えてこないのである。とりわけ重要なのは「会盟」を通じて王権中枢の形態と内実を同盟参加諸国の首長層が主体的・団体的に決議・整備したという点であって、王

権の画期的な成立事情とその性格を明らかにするものである。ここでは試みに倭人伝の記述内容に基づき、また本稿の諸論点を加味して盟約の復原私案を提示してみることにする。

「第一の盟約」―王位には女子を据え、卑弥呼と命名する

「第二の盟約」―女王には婚姻の禁忌を課す

「第三の盟約」―女王は邪馬台国以外の国から選抜する

「第四の盟約」―王都を邪馬台国の大市に置く

「第五の盟約」―毎年定時及び女王交替時に会同を開催する

ここで改めて言うまでもないことであるが、盟約の内容や順序が上に列記したようなものであったのかについては多分に推測の域を出ず、また盟約が短期的・臨時的な規約であったのか、あるいは長期的・永続的な規約・原則として定められたのかについても断定の限りではない。しかるに、総体として上の盟約の主旨は、王権の象徴たる女王卑弥呼を婚姻の禁忌のうちに置くことで王位の世襲を排除した王制とし、加盟諸国内の特定の国と首長一族に権力が集中することを回避・防止するために、女王として推戴する女子を邪馬台国以外の国から選抜すること、女王の居所と物流システムの中枢とすべき王都を邪馬台国の大市に定めるという内実になっており、とりわけ一代ごとに未婚の女王をすげかえるという原理は、王位の決定権・女王推戴権を首長層の手に留保することを意味し、国々の主体性・対等性を保障し発揮できる巧妙な措置であるから、そのような意味で盟約は無期限的・永続的な性質を有していたと言わなければならない。

卑弥呼(「ヒメ」+「コ」)は女王の実名(諱)ではなく、「共に一女子を立てて王と為し、名づけて卑弥呼と曰う」とあるように、王としての即位を契機として付与された国内向けの普通名詞的な尊称・職号であり⁸⁴⁾、「年已に長大なるも夫婦無し」と記すように、婚姻の禁忌が課せられ後継者を儲けることはなかった。なぜなら卑弥呼は「鬼道に事え」、「王と為りしより以来、見る有る者少ない」神聖王⁸⁵⁾で、儒教的合理主義者の陳寿が「鬼道」の類で「能く衆を惑わす」と軽侮するような祭儀を行った。「鬼道」の実体はなお明らかではないが、卑弥呼は神婚祭儀を執行し人格神としての性質を帯びる神霊が彼女に憑依

したらしい。倭人伝には、「唯男子一人有り、飲食に給し、辞を伝え居処に出入りす」⁸⁶⁾ という不可解な記述があり、この男子は一般に審神者または男弟と解釈されることが多いが、実体的には卑弥呼の宮室に出入りし託宣を垂れた男性の神霊と推測できる。卑弥呼の身边には「婢千人を以って自ら侍せしむ」と伝えるように、その祭儀は諸国から宮廷に出仕していた多数の巫女集団と共有され、彼女らを通じて神霊の教え＝王権の意思・命令が諸国に伝えられた。因みにその神霊とは御諸山の初源神大己貴（オホアナムチ）と推考され、名義は「尊貴な我（アナ）」で、「高貴な女子（ヒメコ）」と対を成し、伝承された神格の本質は土地開拓と農業生産つまり「国作り」であると捉えることができる⁸⁷⁾。

倭人伝によれば女王卑弥呼の側近には「佐けて国を治む」男弟がいた。卑弥呼は魏皇帝から冊封された「倭（国）王」であり、男弟には身分・地位を示す記述がないことから、女王に近侍する輔政者ではあっても王ではなく、二重王制とみることはできない。倭国の王権がこのような奇異ともいえる構造になっているのは、弥生時代以後5世紀後半にかけての首長制の社会的な構造が兄弟原理の「ヒコ・ヒメ」制、すなわち村邑レベルの農耕共同体や「国」に集約された部族支配体制がいずれも首長家族の兄弟姉妹を軸とする共同統治の構成・運営を慣習としていたからである⁸⁸⁾。社会的分業や双系制の出自によって男女の社会的・身分的地位に大きな格差がなく、したがって、倭人伝が「本亦男子を以て王と為し」と記すように、見かけの上では男子の首長（ヒコ）による単独支配＝男王制という形態をとっていたとしても、実際には三雲南小路1号・2号墳丘墓が象徴するように女性首長（ヒメ）との共同統治が広く行われていたとみられ⁸⁹⁾、卑弥呼の「女王制」は中国王朝の国際的承認と権威を背景にして倭国の王位を女子（卑弥呼）に制限・固定化し、男王による単独統治を阻む役割を果たすものであった。

『魏志』倭人伝は卑弥呼の王権が「首長会盟」のシステムに基づいて誕生した政権であることを直接には何事も触れていない。言うまでもなく夫余・高句麗をはじめ韓族社会など東夷諸民族の建国事情についても、中国の文献は「会盟」の問題については黙して語らず、高句麗の「東盟」に関わる伝承を書き遺しただけである。しかし、魏は倭の「百余国」の領域内にある「三十国」が女王を「共

立」した主体であると認識し、卑弥呼を「親魏倭王」に「假授」とするという姿勢でのぞんだ。おそらく魏王朝は女王の「共立」が倭人社会にも根付いた「会盟」に起因する措置であることを認知しており、「倭国同盟＝三十国」を統合する地位にいる女王がいずれは倭国全領域の覇権を確立することを期待したと考えられ、女王配下の政治組織には加盟諸国首長層の階級的・経済的利害関係を強化し充足させるための装置が成立しており、倭国に到来・滞在した帯方郡使もそれを実際に見聞し確認していた。

倭人伝によれば、「女王国より以北には、特に一大率を置き、諸国を檢察せしむ。諸国之を畏憚す。常に伊都国に治す。国中に於いて刺史の如き有り。王、使を遣わして京都・帯方郡・諸韓国に詣り、及び郡の倭国に使用するや、皆津に臨みて搜露し、文書・賜遺の物を伝送して女王に詣らしめ、差錯するを得ず」とあって、女王直属の派遣官である一大率が伊都国に常駐し、北部九州諸国の動静を檢察する、対外交渉の実務を独占的に管掌するという任務を遂行したとあり、鉄や威信財を一大率が厳格に統制管理することによって、女王が加盟諸国首長層への安定した分与・供給を実現することが可能になった。対馬国・一支国・奴国・不弥国に卑奴母離（ヒナモリ）の官が共通して設置されていたのも、北部九州諸国の監視体制を整備しつつ一大率の配下で対外交通の統制をより厳格に実施するための措置であろう。この場合、伊都国王は「世、王有るも、皆女王国に統属す」と記すように、女王卑弥呼擁立後にも前代以来の王が存続していたらしいのであるが、これは伊都国王が主催する「筑紫同盟」が「倭国同盟」に平和的に包摂された事情を窺わせるもので、歴史的に蓄積されてきた外交のノウハウを卑弥呼の王権がそっくり受け継ぐための措置でもあったので、一大率の派遣が実現した時点で「倭国乱」は終息に向かったであろう。

女王卑弥呼を戴く王権には「会盟」というシステムが本質的に内在させている政治的危機が常時潜在していた。前章までに論じてきたように、「会盟」による首長層の結集は既存の敵対勢力を前提とするか、またはそれを必然的に生み出すという構造とともに、常に何らかの武力抗争への備えを必要とするという緊張関係を有している。「筑紫同盟」の平和的統合を果たした「倭国同盟」はほぼ同時期に別の新たな軍事的危機を背負うことになったので

ある。その一つは男王制に固執し「女王に属せず」・「素より和せず」とする狗奴国を盟主とする勢力との対立と交戦であり⁹⁰⁾、もう一つは卑弥呼没後に起きた男王擁立をめぐる内訌であって、両者は女王制に対する反対運動という点で共通した性質を帯びている。

しかし、おそらく狗奴国との戦いは「倭国同盟」が対外交渉と物流システムを統制支配している限りにおいて、卑弥呼の王権を揺るがす深刻な事態に発展したとは考えられない。鉄や威信財はどの国の首長層にとっても垂涎の的だったからである。他方、狗奴国との戦争のさなか卑弥呼の死を契機に起きた男王の擁立は、「更に男王を立てしも、国中服せず。更、相誅殺し、当時千余人を殺す」という闘争に発展したが、「卑弥呼の宗女台与年十三なるを立てて王と為し、国中遂に定まる」と記すように、緊急事態に直面しつつも盟約の遵守を道理とする意識が高揚したと考えられる。推測するに、男王を立てたのは王都近在の勢力で、女王の死を契機として起きた空位の状態、すなわち緊急「会同」が開催される間隙を突くクーデターによる即位とみられ⁹¹⁾、狗奴国との戦いが短期に決着しない現状の責任と、帯方郡から派遣された塞曹掾史張政の長期滞在による内政干渉を問題視したものと推測されるが、「国中服せず」と記すように、盟約に規定された女王制の維持・固守という方針が諸国首長層の再確認と支持とを得たのであり、「千余人を殺す」という悲惨な闘争の経験と結末とを踏まえ、女王制は盟約の主旨にのっとり台与以後も堅持されたと考えられ、筆者はこの後4世紀末頃まで「女王制の時代」が継続するという仮説を立てている⁹²⁾。なぜなら、朝鮮半島での鉄資源の確保という首長層の最大の要求が国内的にも対外的にも継続的に保障される限りにおいては、女王制を廃止しなければならない理由はなかったからである。二代目女王台与が魏から西晋への王朝交替を即座にとらえて泰始2(266)年に遣使したのは(『晋書』巻3・帝紀第3武帝・泰始2年11月条⁹³⁾、『日本書紀』神功摂政66年条所引「晋起居注」、晋王朝への臣属により楽浪・帯方両郡からの鉄資源の安定的な確保を意図する首長層の要求に沿った行動と評すべきであろう。

以上の検討により、邪馬台国の「大市」に「会盟」の場を提案し企画した真の主体が誰なのかがおよそ明確になったと思う。筆者は「倭国同盟」に参加した国々の首

長層の政治的自立性と主体性を重視し、特定の国の強権的な要求や武力によってことが運ばれたのではなく、さらに「会盟」の場を「大市」に固定しそこを倭国の首都に選んだのも諸国首長層の合意によると推測する。女王擁立以前の「倭国同盟」には盟主が存在したのは事実であろうが、それをいずれかの特定の国に限定せず複数の有力国・有力首長たちと想定しておくのが無難であろう。現段階ではそもそも卑弥呼の出身国すら不明とせざるをえず、あくまでも卑弥呼は加盟各国の首長層の協議と合意の下に選抜された「倭国女王」と解すべきである。

寺澤薫が早くから指摘してきたように、弥生末期の邪馬台国に「倭国同盟」を牽引する政治の実力や影響力が備わっていたとは考え難い⁹⁴⁾。邪馬台国の首長層が王都となる「大市」の土地を提供し王都開発のための土木事業に積極的に携わったことは事実であろうが、協議の上で王都を選定したのは諸国の首長層であろう。さらに卑弥呼擁立以前の時期に邪馬台国王の系譜が存在したことを想定するのも誤解の類である。なぜならば王墓と推定される有力な弥生墳丘墓が奈良盆地では未だに検出されていないからである。

周知のように、纏向遺跡には2世紀末ないし3世紀初頭から3世紀後半までの期間に造営された「纏向型前方後円墳」がある。出土土器などの綿密な検討から纏向石塚古墳(全長99m・庄内1式)・勝山古墳(全長115m・庄内2式)・矢塚古墳(全長約96m・庄内3式)・ホケノ山古墳(全長約80m・布留0式古相)・東田大塚古墳(全長120m・布留0式新相)という造営順が想定されている⁹⁵⁾。これらの古墳の被葬者らは、女王卑弥呼を「共立」しその政治に関わって重要な功績をあげた「倭国同盟」のいずれかの「国」に属する有力首長の墓とみなすべきで、それぞれの古墳の被葬者の出身国は個別に検討を要するであろう。纏向古墳群は初代女王卑弥呼の箸墓古墳(全長280m・布留0式古相～新相)⁹⁶⁾の陪墳としての性格を顕在化した施設であると考えられ、纏向遺跡はある意味では中国の「陵邑」としての位置付けを与えられた王都であり、その後続く大和古墳群・柳本古墳群も同様の性格を引き継いだ古墳群とみられる⁹⁷⁾。墳墓は被葬者の故郷・産土に造営されるというのが一般的な葬送の観念である。だが、吉備に例をとると、弥生時代最大規模の楯築弥生墳丘墓が造営された備中の足守川・高梁川流

域には初期の前方後円墳が見当たらない。備前には湯迫車塚古墳・浦間茶白山古墳・網浜茶白山古墳・七つ坑1号墳・中山茶白山古墳などがあるにもかかわらず、備中は初期古墳の空白地帯になっており、5世紀になって造山・作山両巨大古墳が出現する。備中地域を本拠とした有力首長らは歴代女王を擁護する重臣として倭国王都の古墳に葬られたのではなかろうか。

VII. おわりに

纏向遺跡におけるこれまでの調査成果と、『魏志』倭人伝に記す女王卑弥呼の「共立」の問題とを、何らかの歴史的概念に基礎を求め整合的・具体的な論理の上に立ってドッキングさせる必要があると考えるようになった。双方の研究成果を学問的な方法論をベースにして結びつけるには何が要請されるべきなのかを縷々模索した。これまでに筆者は邪馬台国に触れた数冊の書籍や幾つかの論文を刊行してきたが、振り返ればいずれも内容が貧弱・形式的で学術的な価値に乏しいものの羅列に終わった。倭人伝の解釈のみにこだわり過ぎた結果、迷路にはまり込んで身動きのとれない閉塞状態に陥っていたと反省している。

そのような混迷の状況を打開するためには、随分前から言われてきた古代東アジア世界に視野を拡大し、弥生時代における倭人社会の王権と国家形成の筋道について、大陸・半島の政治システムが何らかの形で影響した反映している可能性があるのではないかという問題意識を最近になって懐くようになった⁹⁸⁾。そこで新規に取り組んだのが「首長会盟」という概念であり、中国と朝鮮の文献を通覧する必要性に迫られた。だが、筆者は古代中国・朝鮮史に関してはまったくの素人であり、また検討・研究に要する時間的・物理的な制約がかなり大きく、最新の研究成果に依拠することのみならず、十分に満足できる形で外国の文献史料や関係論文を読み込むことができていない。それでも、自分なりに「会盟」の概念を整理し、それを基礎として弥生社会の動態や女王卑弥呼の「共立」の実相を曲りなりにでも把握することができたのではないかと考えている。弥生時代は大陸文化の圧力・影響が最も強かった時期であることを反映し、日本歴史上「会盟の時代」とも称すべき戦争と和親ないまぜの時代であっ

たのではなかろうか。諸賢のご批判とご教示をお願いしたい。

本論の最後になお二、三の付言をしておきたい。冒頭及び本文でも述べてきたように、筆者は「纏向遺跡」を邪馬台国時代における倭国の首都「大市」、すなわち高句麗諸部族の「国中大会＝東盟」に類似する「首長会同」の聖地であると考定したい。つまり今日において遺跡の学術名は「纏向遺跡」として定着しているが、歴史上の実体的な首都名としては『日本書紀』の伝承に照らして「大市（オホイチ）」と呼ぶべきであろう。周知のように「纏（巻）向」も古代に遡る地名であることは確実であるが、基本的には大市郷に分属する里・村名であったと解され、「大市」がその上位地名であることは否定できない。奈良盆地東南部の初瀬川流域一帯を「邪馬台国＝ヤマト」と考定すると、「大市」はそれに含まれる都市名であり、さらに「纏（巻）向」は「大市」の中枢を占める区画名のひとつであったと推定できるだろう。本論の検討結果により「大市」地名の由来は「倭国同盟」の「会盟」に起源を有するもので、諸国首長層の「会同」と「結盟」の聖地であることを象徴する地名であると結論づけることができる。

しかし、「会同」に関する考古学上の徴証については指摘できたものの、「結盟」儀礼の存在を示す確かな史料はなお見当たらないようである。第V章で確認したごとく倭人は大陸の諸民族のように牲獣を用いた祭儀を好まなかったようなので、弥生の青銅儀器や謎の弧帯文などを含め今後さらに検討を進める必要があると考えている。例えば、古く本場の中国では「珪を黄河に沈めて」交盟をしたというような伝記（『春秋左氏伝』襄公30年条）があり、結盟の儀礼には牲獣以外の器物が用いられた事例も知られ、弥生の倭人もその嗜好によって特殊な器物を儀礼に採用したこともあり得る。とりわけ銅剣・銅矛や銅鐸を地中に埋納するという行為に関しては、銅鐸文化圏の近畿・東部瀬戸内地域に分布する大阪湾型銅戈の機能などについて、これまでの弥生の地霊・穀霊の祭儀というような把握の仕方では問題はないのか、さらに「聞く銅鐸」から「見る銅鐸」へというシェーマ自体に銅鐸の根本的・本質的な性格・機能が言い表されているのかというような疑問があり、出雲の荒神谷遺跡で中細型銅剣を主な内容とする銅剣358本・銅矛16本・銅鐸6口が同一地点で伴して発見されたことは、武器型儀器と祭

祀用儀器の同時埋納が出雲をはじめとする日本海沿岸地域・北部九州・本州中部にわたる三つ巴の文化圏に関わる宝器であるだけに、単なる祭儀を目的とした器物の埋納行為であるとはみなし難い。とくに弥生中期以後これらの青銅器は政治的儀器として「会盟」に使用された場合があるのではないかと考えられ⁹⁹⁾、今後の再検討を要するように思われるが、専門外の単純な思いつきであるのでこれ以上の発言は控えることにする。

なお、最近になって纏向遺跡「辻地区」の第183次調査で頭骨を欠いた犬一頭分の骨が庄内2式期の溝底から見つかり、研究発表や報告書では「遺棄」された動物遺存体という評価が与えられている¹⁰⁰⁾。しかし倭人と犬との関係や遺構の年代・所在地の性格などと併せそれなりの興味と関心を懷いたので、後考に資するためここに付言しておくこととする。

【註記】

- 1) 池邊彌 1981『和名類聚抄郡郷里駅名考證』吉川弘文館。
「大市郷」については大和国城上郡のほか参国河碧海郡「大市（於保以知）郷」、播磨国揖保郡「大市（於保知）郷・駅」、備中国窪屋郡「大市（於布知）郷」などがあり、今後それぞれの地名の由来を検討してみる必要がある。
- 2) 前田晴人 2015「三諸の神について」『纏向学研究』第3号、同 2015「女王卑弥呼の聖婚祭儀と御諸山の伝承」『大阪経済法科大学地域総合研究所紀要』第7号。
- 3) 前田晴人 2017「物部氏関係伝承の再検討」『纏向学研究』第5号、同 2017「物部氏の伝承と史実」同成社、同 2017「物部氏と古代の市」『史聚』50号。
- 4) 石野博信・関川尚功 1976『纏向』桜井市教育委員会、石野博信 1998「三世紀の都市纏向遺跡」『古代を考える邪馬台国』平野邦雄編 吉川弘文館、同 2001『邪馬台国の考古学』吉川弘文館。
- 5) 石野博信・関川尚功前掲註4) 論著、和田萃 1988『大系日本の歴史2古墳の時代』小学館、寺澤薫 2011『王権と都市の形成史論』吉川弘文館。
- 6) 前田晴人 2014「欽明天皇の磯城嶋金刺宮」『大阪経済法科大学地域総合研究所紀要』第6号、同 2016「磐余考」『大阪経済法科大学地域総合研究所紀要』第8号。
- 7) 石野博信 1998「三世紀の都市纏向遺跡」『古代を考える邪馬台国』平野邦雄編 吉川弘文館、寺澤薫 1984「纏向遺跡と初期ヤマト政権」『橿原考古学研究所論集』第6 吉川弘文館、同前掲註5) 論著。
- 8) 本論では倭人伝の引用は 和田清・石原道博編訳 1951『魏

志倭人伝他三編』岩波書店に拠ることとする。その他の記事に関しては、『三国志』1～5（中華書局、1959年版）を利用する。

- 9) 西嶋定生 1994『邪馬台国と倭国』吉川弘文館、同 1999『倭国の出現』東京大学出版会。
- 10) 倭人伝に引用する景初3（239）年12月の皇帝制書に、「悉く以て汝が国中の人に示し、国家汝を哀れむを知らしむべし」とあり、「国中」は女王に統属する領域から成る「倭国」のことと同義であろう。
- 11) 坂元義種 1970「卑弥呼—その遣使と授爵をめぐる—」『続日本紀研究』150号。
- 12) 本論では『漢書』地理志からの引用は前掲註8) によるが、その他は『漢書』1～12（中華書局、1962年版）を使用する。
- 13) 九州島以東の弥生中期以前における大陸・半島系遺物は主に北部九州諸国との交易や渡来人によってもたらされた場合を考慮する必要があるが、北部九州諸国の対外交渉に便乗し、楽浪郡・韓族などとの独自交流を行った場合も想定しておきたい。
- 14) 弥生時代に源流を有する「国」または「国邑」の概念については、主に以下の研究に依拠している。
井上光貞 1960『日本国家の起源』岩波書店
上田正昭 1976『倭国の世界』講談社
佐賀県教育委員会編 1995『吉野ヶ里遺跡と古代国家』吉川弘文館
佐原真 1975「農業の開始と階級社会の形成」『岩波講座日本歴史1 原始及び古代1』岩波書店
高倉洋彰 1995『金印国家群の時代』青木書店
田中琢 1991『日本の歴史②倭人争乱』集英社
田中琢 1993「倭の奴国から女王国へ」『岩波講座日本通史第2巻古代I』岩波書店
都出比呂志 2011『古代国家はいつ成立したか』岩波書店
寺澤薫 2000『王権誕生・日本の歴史02』講談社
寺澤薫 2011『王権と都市の形成史論』吉川弘文館
寺澤薫 2013「日本列島における国家形成の枠組み」『纏向学研究』第1号
寺澤薫 2016「大和弥生社会の展開とその特質（再論）」『纏向学研究』第4号
藤間生大 1951『日本民族の形成』岩波書店
藤間生大 1970『埋もれた金印』岩波書店
藤間生大 1972『邪馬台国の探究』青木書店
直木孝次郎 1962「国家の発生」『岩波講座日本歴史1』岩波書店
平野邦雄編 1998『古代を考える邪馬台国』吉川弘文館
広瀬和雄 2003『前方後円墳国家』角川書店
山尾幸久 1983『日本古代王権形成史論』岩波書店
山尾幸久 1986『新版魏志倭人伝』講談社

- 吉田晶 1995『卑弥呼の時代』新日本出版社
 吉田孝 1997『日本の誕生』岩波書店
- 15) 吉田晶前掲註14) 論著。
- 16) 『宋書』倭国伝にみえる順帝昇明2(478)年の倭王武の上表文には、「東征毛人、五十五国、西服衆夷、六十六国」とあり、埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣銘文・熊本県江田船山古墳出土大刀銘文からも知られるように、5世紀中葉前後の時期には東北地方南部から西の地域に展開した120余の国々の首長層がそれまでに保持していた政治的自立性を失い、大王への諸種の恒常的奉仕関係(伴・人制)を通じてその支配・統制に服したことがわかる。
- 17) 『先代旧事本紀』国造本紀に掲載列記された135を数える国造は全てを大化前代に由来をもつ国造とは認められないが、『隋書』倭国伝に「軍尼一百二十人有り」と記すように、6世紀後半前後頃には5世紀以前の「軍尼(国)」に系譜を辿ることのできる国造制が施行された。また、天武朝に画期がある律令国郡(評)制による領域編成は、旧豪族の支配領域と新興首長層が台頭しつつある地方の実情を考慮し、大化前代の「国」を基準として幾つかの「郡(評)」に分割するという方針がとられた。
- 吉田晶 1973『日本古代国家成立史論』東京大学出版会
- 18) 島根大学法文学部考古学研究室 1992『山陰地方における弥生墳丘墓の研究』。
- 19) 森本幹彦 2015「外来系土器からみた対外交流の様相」『古代文化』66号。
 柳田康雄 2018「弥生時代初期の時期区分と初期青銅器」『纏向学研究』第6号。
- 20) 本論では『後漢書』東夷伝からの引用は前掲註8)によるが、その他の記事は『後漢書』1～12(中華書局、1965年版)を使用する。
- 21) 藤間生大 1974『埋もれた金印』岩波書店。
 大谷光男 1974『研究史・金印』吉川弘文館。
- 22) 春日市教育委員会編 1994『奴国の首都・須玖岡本遺跡』吉川弘文館。
- 23) 西嶋定生前掲註9) 論著は「帥升」を「倭国王」と解釈してよいとする。
- 24) 白鳥庫吉 1969「倭女王卑弥呼考」『白鳥庫吉全集』第1巻 岩波書店。
- 25) 仁藤敦史 2009『卑弥呼と台与』山川出版社は、「奴国から伊都国への政権移動があった」、「二世紀初めまでに北部九州において奴国から伊都国への主導権の移動がまずあり」(25頁)などと説明しており、こうした見方が通説になっている。
- 26) 奴国王墓の詳細については前掲註22) 論著で述べられている。
- 27) 高倉洋彰 1998「考古学からみた邪馬台国」『古代を考える邪馬台国』平野邦雄編 吉川弘文館。
- 28) 原田大六 1991『平原弥生古墳』平原弥生古墳編集委員会。
- 柳田康雄 1999「平原王墓の性格」『東アジアの古代文化』99号、同編 2000『平原遺跡』前原市教育委員会。
- 29) 藤間生大 1951『日本民族の形成』岩波書店、105頁。
- 30) 「連合」の一般的な意味は「幾つかのものが結び合っになること」であり、主権の観念や労働者の権利が明確化した近代社会において何らかの組織が対等な関係を結ぶ場合に用いられるようになった語句である。「連合」が学術用語として論文や歴史書などで頻繁に使用されるようになるのは主に第二次大戦後のことで、英雄時代論争が「連合」概念の登場に強い影響を与えたようである。
- 31) 大庭脩 1971『親魏倭王』学生社、
 大庭脩編著 1999『卑弥呼は大和に眠るか』文英堂。
- 32) 松尾光 2014『現代語訳魏志倭人伝』KADOKAWA。
- 33) 前田晴人 2006『女王卑弥呼の国家と伝承』清文堂出版、
 同 2006『古代出雲』吉川弘文館。
- 34) 島根県教育委員会・朝日新聞社 1997『古代出雲文化展』
- 35) 宇垣匡雅 1992「弥生墳丘墓と前方後円墳」『新版古代の日本④中国・四国』角川書店、同 1995「大和王権と吉備地域」『古代王権と交流6瀬戸内地域における交流と展開』松原弘宣編 名著出版。
 宇垣は「吉備の首長連合」「吉備の首長間の擬制的な同祖同族関係」という表現で論議を展開している。
- 36) 香芝市教育委員会 2006『ふたかみ邪馬台国シンポジウム6邪馬台国時代の阿波・讃岐・播磨と大和』香芝市二上山博物館。
- 37) 西嶋定生 1993『日本歴史の国際環境』東京大学出版会。
 堀敏一 1993『中国と古代東アジア世界』岩波書店。
 金子修一 1998「二・三世紀の東アジア世界」『古代を考える邪馬台国』吉川弘文館。
- 38) 金閼恕 1986「中国と弥生文化」『弥生文化の研究』9 雄山閣。
 吉田晶 1998『倭王権の時代』新日本出版社。
 山尾幸久 2003『古代王権の原像』学生社。
 仁藤敦史 2009『卑弥呼と台与』山川出版社。
 東京国立博物館・九州国立博物館編 2008『重要文化財東大寺山古墳出土金象嵌銘花形飾環頭大刀』同成社。
 東大寺山古墳研究会編 2010『東大寺山古墳と謎の鉄刀』雄山閣。
- 39) 仁藤敦史前掲註38) 論著は公孫氏政権の動勢と倭勢力との関係を詳細に論じている。
- 40) 前掲註28) を参照。
- 41) 前掲註4) を参照。
- 42) 森本幹彦前掲註19) 論文。
- 43) 纏向遺跡に関する近年の研究成果については、
 寺澤薫 1979「大和弥生社会の展開とその特質」『橿原考古学研究所論集』第4 吉川弘文館、同 1984「纏向遺跡と初期ヤマト政権」『橿原考古学研究所論集』第6 吉川弘文館、

- 同 2000『王権誕生・日本の歴史 02』講談社、同 2011『王権と都市の形成史論』吉川弘文館、同 2016『大和弥生社会の展開とその特質（再論）』『纏向学研究』第4号、等を参照。
- 44) 奈良盆地東南部に集中的に分布する「国名集落」を最初に検討したのは直木孝次郎（1968「国名を持つ大和の地名」『奈良時代史の諸問題』塙書房）であるが、寺澤薫はその起源が古墳時代初期に遡る事例があるのではないかという問題を指摘している〔寺澤薫前掲註43）諸論考参照〕。
- 45) 寺澤薫前掲註43）諸論考。
- 46) 桜井市纏向学研究センター編 2013『纏向遺跡発掘調査概要報告書・トリイノ前地区における発掘調査』桜井市教育委員会。
- 47) 黒田龍二 2011『纏向から伊勢・出雲へ』学生社。
- 48) 大林太良 1977『邪馬台国』中央公論社。
- 49) 春秋・戦国時代の歴史と会盟については、貝塚茂樹・伊藤道治 2000『古代中国』講談社を参照。
- 50) 以下『春秋左氏伝』からの引用はすべて小倉芳彦訳 1988・1989『春秋左氏伝』上・中・下 岩波書店 による。
- 51) 以下『史記』からの引用は、新釈漢文大系 1973『史記』1・本紀 明治書院 による。
- 52) 貝塚茂樹 1977「中国古代都市における民会の制度」『中国古代の社会制度貝塚茂樹著作集第二巻』中央公論社。
- 53) 金子修一 2001『古代中国と皇帝祭祀』汲古書院。
- 54) 『晋書』巻3・帝紀第3・武帝（中華書局、1974年版）。
- 55) 『三国志』巻7・魏書・呂布臧洪伝第7。
- 56) 杉本憲司 1982「倭人の源流を探る」『倭人伝を読む』森浩一編、中央公論社。
- 57) 『三国史記』巻第41・列伝第1（金庾信上）。以下『三国史記』からの引用はすべて朝鮮史学会編 1971『三国史記』国書刊行会 による。
- 58) 以下『日本書紀』からの引用はすべて日本古典文学大系『日本書紀』上・下（岩波書店、1965・1967年）による。
- 59) 『新訂増補国史大系統日本紀』前篇・後篇（吉川弘文館、1979年）。
- 60) 『日本書紀』景行 51 年 8 月条に、いったん伊勢神宮に献上された蝦夷の集団を朝廷に進上し、御諸山の麓に安置したとする。
- 61) 『日本書紀』皇極元年 7 月条。
- 62) 『続日本紀』延暦 10 年 9 月 16 日条に、「伊勢・尾張・近江・美濃・若狭・越前・紀伊等の国の百姓、牛を殺し用て漢神を祭ることを断つ」とある。『類聚三代格』延暦 10 年 9 月 16 日付太政官符では馬・牛の殺生を問題視している〔佐伯有清 1960「殺牛祭神と怨霊思想」『日本古代の政治と社会』吉川弘文館〕。その他、大学寮が行う釈奠の供犠の問題があるが、導入の歴史も新しく煩雑になるので言及を避ける。
- 63) 日本古典文学大系『日本霊異記』中巻・第5（岩波書店、1967年）。
- 64) 斎部広成撰・西宮一民校注 1985『古語拾遺』岩波書店。
- 65) 辰巳和弘 1994「古代地域王権と水の祭祀」『地域王権の古代学』白水社。
東大阪市立郷土博物館 2004『生駒山西麓の王と水』平成 16 年度特別展示。
- 66) 勝俣鎮夫 1982『一揆』岩波書店。
- 67) それぞれの事件については膨大な研究の蓄積があるが、本論では「会盟」の観点からの言及に限定して述べるに留める。
- 68) 田中俊明 1992『大加耶連盟の興亡と「任那」』吉川弘文館。
- 69) 神功紀伝承記事の批判については山尾幸久 1983『日本古代王権形成史論』岩波書店、同 1986『日本古代の国家形成』大和書房、同 1989『古代の王朝関係』塙書房、同 2003『古代王権の原像』学生社、などを参照。
- 70) 吉田晶 1998『倭王権の時代』新日本出版社、同 1998『七支刀の謎を解く』新日本出版社。
- 71) 『三国史記』巻第41列伝第1（金庾信上）。
- 72) 『三国史記』巻第12新羅本紀第12・景哀王 3 年 4 月条。
- 73) 『三国史記』巻第50列伝第10（甄萱）。
- 74) 西嶋定生 1983『中国古代国家と東アジア世界』東京大学出版会、同 1985『日本歴史の国際環境』東京大学出版会、同 1993「倭国連合の形成と構造」『新視点日本の歴史』2、古代編 I 新人物往来社、同 1995『邪馬台国と倭国』吉川弘文館、同 1995『中国史を学ぶということ』吉川弘文館、同 1999『倭国の出現』東京大学出版会、堀敏一 1993『中国と古代東アジア世界』岩波書店。
- 75) 鬼頭清明 1976『日本古代国家の形成と東アジア』校倉書房、同 1994『大和朝廷と東アジア』吉川弘文館、李成市 1997『東アジアの王権と交易』青木書店、同 1998『古代東アジアの民族と国家』岩波書店。
- 76) 三品彰英 1970『邪馬台国研究総覧』創元社、佐伯有清 1971『研究史邪馬台国』吉川弘文館、同 1972『研究史戦後の邪馬台国』吉川弘文館、同 2006『邪馬台国論争』岩波書店、岡本健一 1995『邪馬台国論争』講談社、等を参照。
- 77) 三品彰英 1970『日本神話論』三品彰英論文集第1巻 平凡社、同 1971『建国神話の諸問題』三品彰英論文集第2巻 平凡社、同 1972『日鮮神話伝説の研究』三品彰英論文集第4巻 平凡社。
- 78) 武田幸男 1989『高句麗史と東アジア』岩波書店。
- 79) 尾形勇 1985『東アジアの古代帝国』講談社。
- 80) 『魏書』からの引用は『魏書』1（中華書局、1974年版）による。
- 81) 新羅の建国事情をめぐっては、『三国史記』新羅本紀第1の冒頭に記す始祖王赫居世の出現と王号居西干・朴姓の由来を語る説話がある。天降った始祖王を孕む大卵を蘿井の

樹林で発見・養育したのは「辰韓六部」の六村（関川楊山村・突山高墟村・甑山珍支村・茂山大樹村・金山加利村・明活山高耶村）の高墟村長蘇伐公であるが、やがて成長した10余歳の児童を村長らが「立てて君と為す」と記すのみで、村長らは説話の主体として描かれているわけではない。だが一方、『三国遺事』巻1紀異第1（新羅始祖・赫居世王）には、辰韓の地にあった六村（六部）の祖とその子弟らが、「俱会関川岸上、議曰、我輩上無君主臨理烝民。民皆放逸、自從所欲。蓋覓有徳人、為之君主、立邦設都乎」とあり、六村（六部）首長層の聖地関川における「会」(会同)・「議」(協議)に基づいて君主の擁立と国家・王都の設立が策されたと記す。これらの説話は辰韓六部首長層による新羅王権創成にまつわる「会盟」に基づいて描かれている可能性があると考ええる。双方の説話には共通して卵の所在を「馬（白馬）」が嚙いて人々に知らせ、その後姿を消してしまった（天に昇った）とあるが、馬はしばしば盟約の儀礼に使用された供犠であったから説話に登場したのではなかろうか。なお『三国遺事』は一然著・金思煒訳 1997『完訳三国遺事』明石書店を利用した。

- 82) 西嶋定生前掲註9) 論著。
- 83) 祝文・盟書については本論でも数多くの事例を挙示してきたが、その他著名なものとしては、『孟子』告子下篇にみえるB C 651年の齊桓公が行った葵丘の会の盟約文、『春秋左氏伝』襄公11（B C 562）年7月に晋の悼公を盟主とした亳の会盟における載書、『漢書』巻94下・匈奴伝第64下に載せる元帝初年頃の車騎都尉韓昌・光祿大夫張猛が匈奴單于と結んだ盟約の文章が知られ、また1965年に中国山西省侯馬市で発掘された春秋時代晋国の所謂「侯馬盟書」は、石や玉5000点ほどに朱を用いて盟約文が書かれていたもので、土坑の牲獣の上に埋置されていた〔詳細は前掲註49) 論著及び林巳奈夫1992『中国古代の生活史』吉川弘文館を参照〕。
- 84) 遠山美都男 2001『卑弥呼の正体』 洋泉社、同 2001『卑弥呼誕生』 洋泉社。
- 85) 大林太良前掲註48) 論著。
- 86) 引用した倭人伝の「給飲食」の部分は一般に「飲食を給し」と読まれてきたが、女王に対する「給」の主語を「男子」と解すると身分的な上下関係が逆立ちした形になり整合性がとれないので、「飲食に給し」と読み、その主体を神霊と推想したい。三木太郎 1979『魏志倭人伝の世界』吉川弘文館、及び松尾光前掲註32) 著書を参照。
- 87) 前田晴人前掲註2) 論文。
- 88) 田中良之 1995『古墳時代親族構造の研究』 柏書房、同 2008『骨が語る古代の家族』 吉川弘文館。
- 89) 柳田康雄 1985「発掘された「倭人伝」の国々」『日本の古代1 倭人の登場』 中央公論社。
- 90) 狗奴国を盟主とする勢力は参河・遠江など東海中部地域

とみるのが妥当と考える〔山尾幸久前掲註69) 諸論考参照〕。

- 91) 筆者は神武東征伝承に描かれた長髓彦（登美毘古・兄）・三炊屋媛（登美夜毘売・妹）を廃男王の事件と関連する首長の古伝説と考えており、桜井茶白山古墳・メスリ山古墳は廃男王とその係累の陵墓とみる。後世に物部大連が鳥見山麓に居館を設置し拠点構えるに際し、該地域に伝わる古伝承を利用しつつ城上・十市郡域へ入部したと推定される〔前田晴人前掲註3) 論考を参照〕。
- 92) 前田晴人 2009『古代女王制と天皇の起源』 清文堂出版、同 2009『倭の五王と二つの王家』 同成社、同 2012『卑弥呼と古代の天皇』 同成社。
- 93) 『晋書』1・紀（中華書局、1974年版）。
- 94) 寺澤薫前掲註43) 諸論考。
- 95) 奈良県立橿原考古学研究所編 2001『ホケノ山古墳調査概報』 学生社。
（財）桜井市文化財協会 2006『桜井市内埋蔵文化財一九九八年度発掘調査報告書・東田大塚古墳』。
- 96) 箸墓古墳の被葬者については諸説ある〔白石太一郎編 1989『古代を考える古墳』 吉川弘文館〕が、筆者は初代女王卑弥呼の陵墓とみるのが妥当であると考えている。
- 97) 森浩一 1986「ヤマト古墳文化の成立」『日本の古代5 前方後円墳の世紀』 中央公論社。
- 98) 石母田正 1971『日本の古代国家』 岩波書店。
- 99) 『漢書』巻1上・高帝紀第1上に、高祖（劉邦）が沛公となった時、「祠黃帝、祭蚩尤於沛廷、而饗鼓旗」と記す。『春秋左氏伝』定公4年条には、「国君が軍とともに出動する際に、社で祓い、犠牲の血を鼓に塗り、祝官は（社の木主を）捧げて従軍する」とあるので、「饗鼓旗」の意味は進軍の合図に使う鼓・旗に血を塗って勝利を祈るという意味であることがわかる。上記した『漢書』応劭の注には「饗、祭也。殺牲以血塗鼓饗呼為饗」とあり、師古の注に「許慎云『饗、血祭也』。然即凡殺牲以血祭者皆為饗」とし、「又古人新成鐘鼎、亦必饗之」と説く。これらからすると、「饗」とは鼓・旗・鐘・鼎などの様々な器物に犠牲の血を塗ることによって、それらの器物に何らかの霊能を付与する行為を意味する語であると理解される。弥生時代の銅鐸は『三国志』魏書・烏丸鮮卑東夷伝・韓条にみえる鬼神の祭儀、すなわち「其舞、数十人俱起相隨、踏地低昂、手足相応、節奏有似鐸舞」と関係があるらしく、朝鮮半島から伝来した小銅鐸に起源を有し、内部につり下げた舌の音を媒介として穀霊・地霊の祭りに使用されたと言われているが、元来は中国青銅器時代の金鐸・鐘鼓・編鐘・鐘鼎などの楽器や宝器から分化したもので、祭事・軍事などに使用するに際し「殺牲以血塗」という行為が伴ったと想定される。これは結盟の儀礼との共通項を示すものであり、倭人社会がそのような作法

を受容したか否かについては判然としないが、銅鐸や武器型青銅儀器が「会盟」に使用された可能性を追究する上で参考となるのではなかろうか。

100) 森暢郎・山崎健・覚張隆史 2018「纏向遺跡第183次調査出土動物遺存体の分析と調査概要」『纏向学研究』第6号。

纏向遺跡の3世紀の祭祀土坑より出土したカエル類

中 村 泰 之
宮 路 淳 子

目 次

I. はじめに	93
II. 遺構	93
III. 材料	93
IV. 同定	94
V. 個体の帰属の検討	94
VI. 結果	94
VII. 考察	100

論文要旨

纏向遺跡第168次発掘調査（平成22年）において、庄内3式期の土坑（SK-3001）より、土器や木製品とともに、動植物の遺存体が多く発見された。本報告ではそのうちカエル類について、種組成と由来を検討した。遺存体の総数は117個で、その出土は下層上部に集中する（99個で84.6%）。その内訳はツチガエル6個体（成体の雌雄各3）・ニホンアカガエル4個体（成体の雌雄各2）・ナゴヤダルマガエル2個体（雌の亜成体と雌と思われる成体）の計12個体と推定され、また遺存体の総数の8割（94個）をツチガエルのものが占める。骨体の大きさをもとに各個体の出土状況を復元したところ、各個体のおおむね体全体から一部の骨が散発的に出土していること、対になる部位の多くで左右どちらかしか出土しないこと、そして遺存体の82%（96個）は破損しているものの、その破片ないしかたわれは1個しか見つからないことがわかった。また遺存体のうち36個（30.8%）に傷が見られることも特徴である。結果をもとに、これらの遺存体の由来と遺構の堆積過程について考察した。

中村 泰之（なかむら やすゆき）
琉球大学博物館（風樹館）
宮路 淳子（みやじ あつこ）
奈良女子大学人文科学科

纏向遺跡の3世紀の祭祀土坑より出土したカエル類

中村 泰之・宮路 淳子

I. はじめに

纏向遺跡は奈良県桜井市の東北部に位置する弥生時代終末期から古墳時代前期の集落遺跡である（石野編 2011）。本遺跡の第168次発掘調査（平成22年）において、庄内3式期の土坑（SK-3001）より土器や木製品とともに魚類・カエル・鳥類・ニホンジカといった動物遺存体、そして植物遺存体が多数発見された（桜井市纏向学研究センター編 2013）。この遺構は祭祀行為に伴う遺物を埋納したものと推定されている（桜井市纏向学研究センター編 2013）。これらの出土物については、まだ概報および植物遺存体の調査結果しか発表されていない（金原 2013；中村俊夫 2018；近藤 2018）。本稿では動物遺存体のうちカエル類について、その種組成と由来を検討した結果を報告する。

国内において、カエルの食料や祭祀等での利用を明確に示す考古事例は知られていないと思われる。そのため、本遺構の出土遺物の中でカエルは異質なものにも見える。その一方で、この時代の祭祀についての情報は乏しく、また本遺構の祭祀遺物の組成は、纏向遺跡の中でも特異であることが指摘されている（桜井市纏向学研究センター編 2013）。これらのカエルの由来、とくに祭祀遺物かどうかについては、慎重に検討する必要があるだろう。

II. 遺構

遺構 SK-3001は大型建物跡に隣接する土坑である。平面形は南北約 4.3m、東西約 2.2m の長楕円形で、深さ約80cmである。遺構上部は後世の溝遺構によって削平を受けている。発掘層準は上から最上層・上層・下層上部・下層下部・最下層となっており、北側の埋土の一部は北半崩壊土と称される（図1）。出土遺物の年代観から、

遺構は庄内3式期新相頃のものとは判断されている（桜井市纏向学研究センター編 2013）。

III. 材料

遺構の埋土は層位別に水洗し、動物遺存体を含む微細な遺物まで回収された。使用された網は1mmメッシュのものである。水洗後、未整理の動物遺存体群集からカエル類のものを取り出した。個々の遺存体には、便宜的にA-で始まる3桁の固有の番号を与えた。

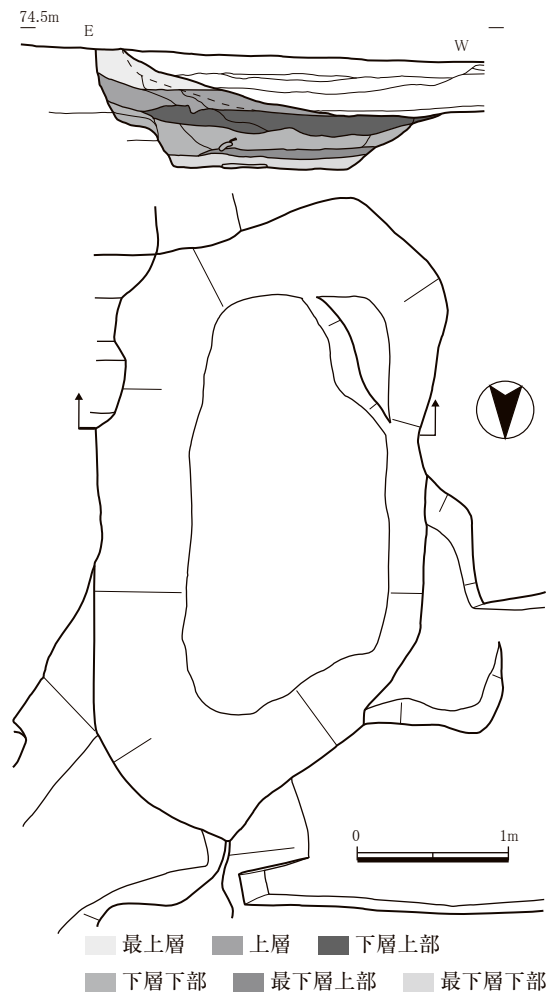


図1 纏向遺跡第168次 SK-3001 平・断面図 (1/50)

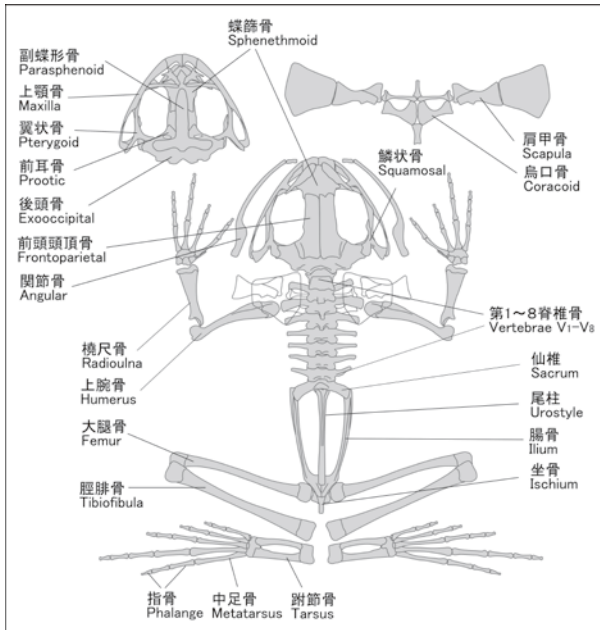


図2 カエル（ツチガエル）の骨格図（全身の背面観・頭部の腹面観・前肢以外の肩帯要素）。本稿で触れる各部の骨の名称を示した。

IV. 同定

遺存体の同定に当たり、骨形態の比較に使用したカエル類の骨格標本は、Nakamura and Ota (2015) に示したうちの日本本土産のものである。まず種レベルの同定が可能な部位により、この遺存体群集の種組成を明らかにした。その結果をもとに、残りの遺存体がそのうちのどの種に属するのかを判断した。また遺存体の組成から個体数を、性的二型と大きさから性別を判定した。カエルの骨格と各部の名称については、図2に示した。

V. 個体の帰属の検討

一般にカエルの体の大きさには雌雄差があり（多くの種で雌の方がかなり大きい）、また個体間でもばらつきがある。このことを利用して、各遺存体がどの個体に由来するのかを推定した。その際利用したのは同一部位における大きさの違い、および体長データのある現生個体の骨標本との比較である。比較に使用した現生個体の標本は、上記のものにいくつか追加した。その内訳はニホンアカガエル7個体（雄3・雌4，大分県産）・ナゴヤダルマガエル13個体（雄4・雌9，長野県と滋賀県産）・ツチガエル10個体（雄5・雌5，和歌山県と大分県産）である。

表1 カエルの遺存体（117個）の出土層準

層 準	出土数	割合 (%)
「北半崩壊土」(層準不明)	1	0.85
上層	7	5.98
下層上部	99	84.62
下層下部	7	5.98
最下層上部	2	1.71
最下層下部	1	0.85

VI. 結果

所見

本遺構から出土したカエル類の遺存体は117個であった。下層上部から出土したものが99個（84.62%）と最多で、次いで下層下部の7個と上層の7個（共に5.98%）、最下層上部から2個、最下層下部から1個、さらに北半崩壊土でも1個が出土した（表1）。その保存状態はおおむね良く、表面は侵食されて荒い物も含まれるが、風化による表面のひび割れなどは見られない。ただし骨体はだいぶ薄くなっている。また被熱痕とわかる顕著な変色などは認められない。このうち96個（82.1%）は、破損（骨端が外れるなどの軽微なものを除く）している。

遺存体のうち36個（30.8%）には、何かが刺さったり、擦過したような傷が見られた（図3, 4）。これらは発掘やその後の過程で付いたものではないと考えている。傷は小さいものが多く、ほぼすべてが長さ1mm以下である。遺存体自体が小さく、しかも表面がやや侵食を受けていることもあり、傷の原因は判然としない（Ⅶ. 考察も参照）。傷の多くは破損箇所の近くにあるように見えるが、そうでないものもある。

同定

これらの遺存体はニホンアカガエル *Rana japonica*・ナゴヤダルマガエル *Pelophylax porosus brevipodus*・ツチガエル *Glandirana rugosa*（すべて無尾目アカガエル科）のものと同定された。その根拠としたのは上腕骨（ニホンアカガエルとツチガエル）・前頭頭頂骨（ツチガエル）・脛腓骨（ナゴヤダルマガエル）の形質である。他の部位の形質も、この同定結果と矛盾しない。これらの種の上腕骨と前頭頭頂骨の具体的な同定形質は、中村 (2014) に記した。ナゴヤダルマガエルの脛腓骨は、骨体がこのサイズのカエルでは最も太短いことにより、国

内産の他種のものより区別できる（図3 H）。その他の部位についても検討した結果、ツチガエルと同定されたものが全遺存体のうち94個（全体の80.3%）、ナゴヤダルマガエルが13個（同11.1%）、ニホンアカガエルが10個（同8.5%）となった。個体数はツチガエルが6個体（雄雌が各3）、ニホンアカガエルが4個体（雄2と雌2）、ナゴヤダルマガエルが2個体（雌1と性別不明1 [ただ

し下記のようにおそらく雌]）の計12個体と見積もられた。亜成体と判断されたナゴヤダルマガエルの1個体以外は、骨体の大きさと骨端の化骨程度の高さから、すべて成体と考えられた。

個体復元

大きさをもとに各遺存体の個体の帰属を検討した結果

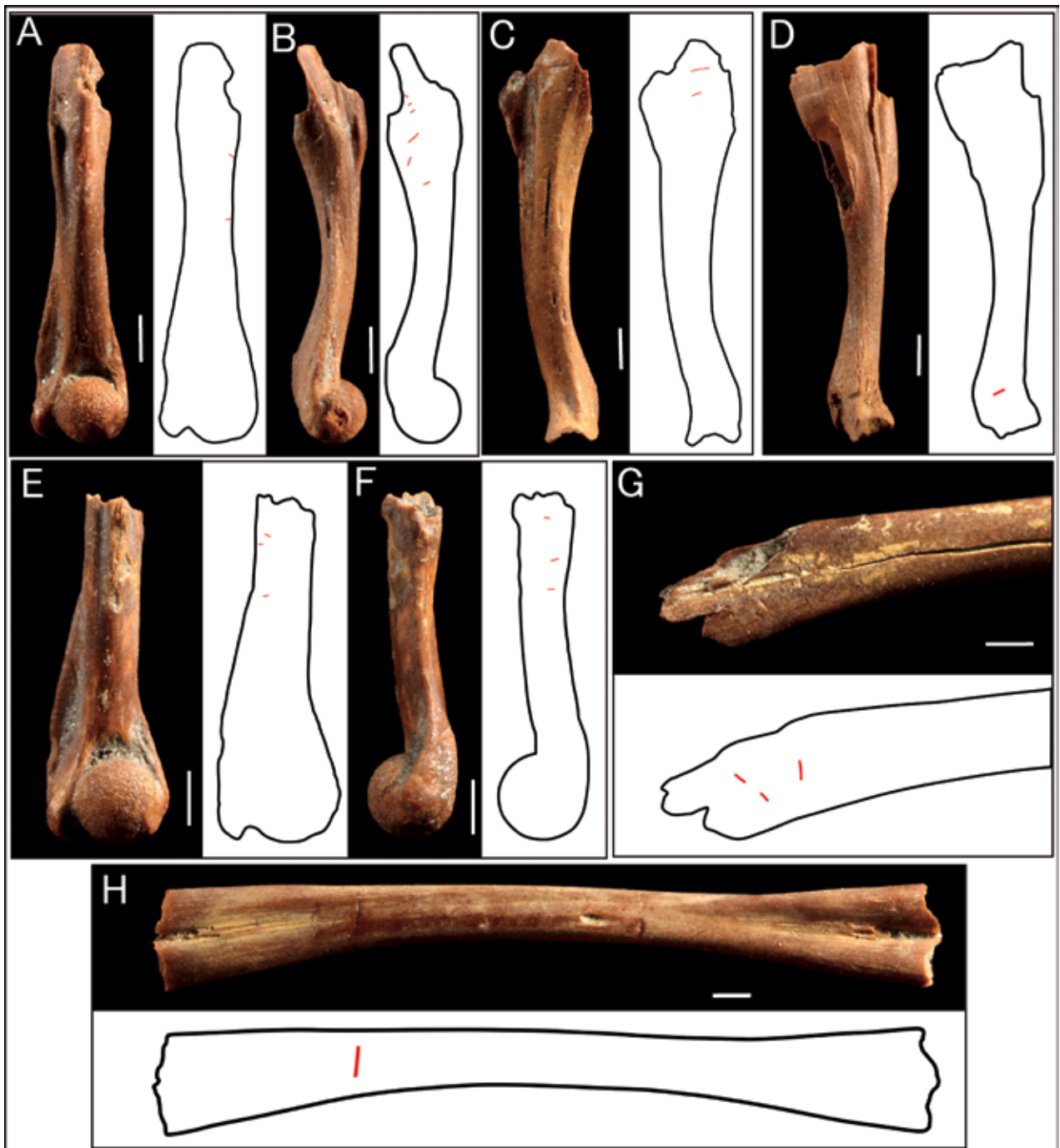


図3 各種の遺存体と、そこに見られた傷の例。A-B、ニホンアカガエル雄①の左上腕骨（A-001）の腹側観と内側観。C、ニホンアカガエル雌②の右上腕骨（A-019）の内側観。遠位端は外れたために写っていない。D、ナゴヤダルマガエル雌①の左上腕骨（A-020）の内側観。E-F、ニホンアカガエル雄②の左上腕骨（A-002）の腹側観と内側観。G、ナゴヤダルマガエル雌？②の左脛腓骨（A-020）遠位端の背面観。H、ナゴヤダルマガエル雌①の右脛腓骨（A-012）の腹面観。

も、遺存体の形質から割り出した個体組成とは矛盾が見られなかった。個体別の出土状況を図5－8に、また各個体のデータ（構成する遺存体の数や復元体長など）を表2にまとめた。各遺存体のデータは表3に記した。

ナゴヤダルマガエル雌？②の体長（頭胴長）は70 mm以上と推定され、本種の現生個体の頭胴長データ（雄で35～62 mm、雌で37～73 mm；松井・前田 2018）によると、この個体は雌と判定される。しかし遺跡から出土す

る本種の雄の遺存体には、これくらいの頭胴長に達したと思われるものがある（中村 未発表）。そのため、この個体の名称には「おそらく雌」という意味でクエスチョンマークを付した。

個体の復元図（図5－8）から見て取れるこれらの遺存体の出土状況の特徴として、各個体のおおむね体全体から一部の骨が散発的に出土していること、また対になる部位の多くで左右どちらかしか出土しないことが挙げ

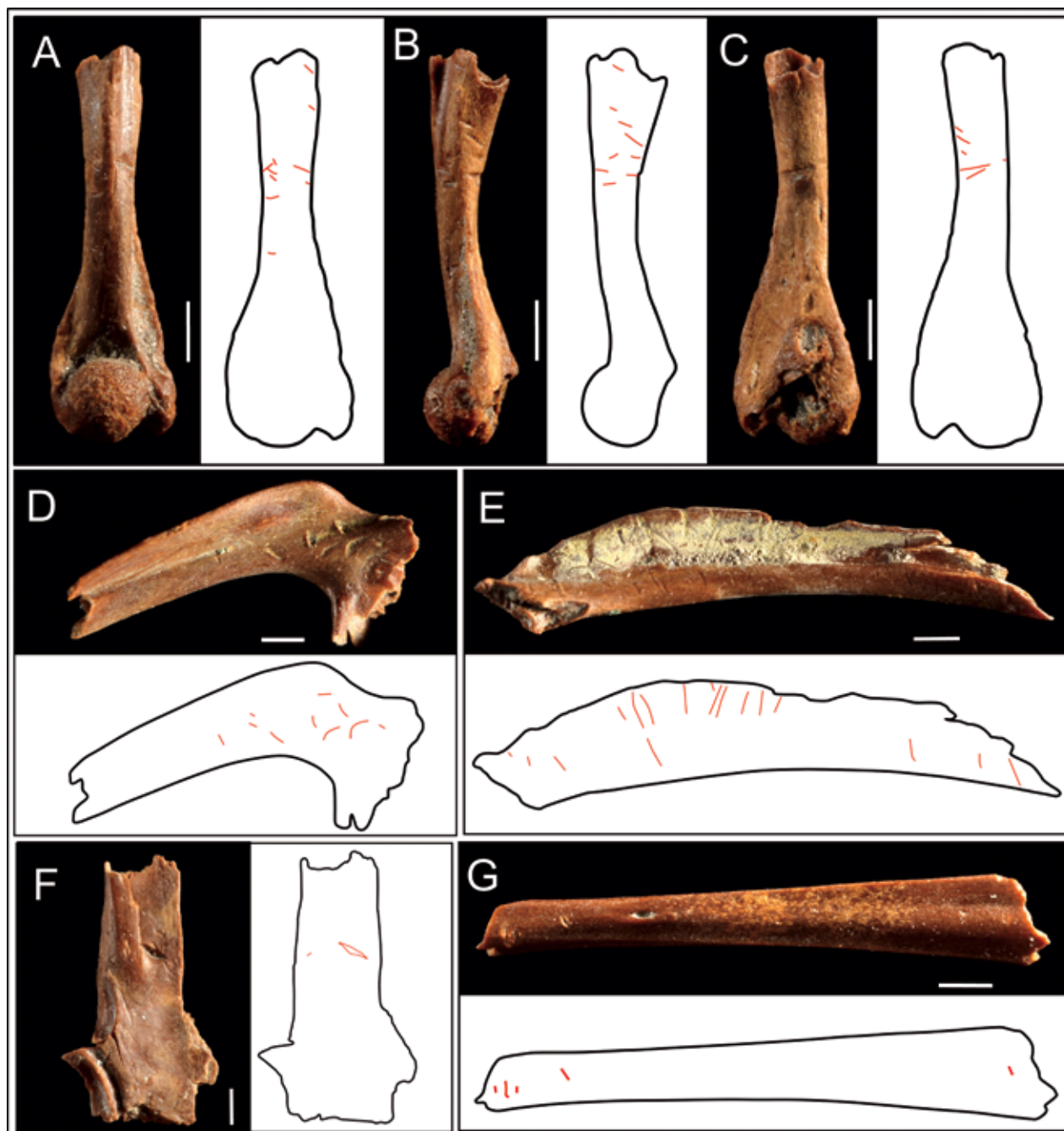


図4 各種の遺存体と、そこに見られた傷の例（続き）。A－C、ツチガエル雄①の左上腕骨（A-015）の腹面（A）・内側（B）・背面観（C）。D、ツチガエル雄③の右腸骨（A-034）の内側観。E、ツチガエル雌①の左腸骨（A-040）の内側観。F、ツチガエル雌②の左前頭頂骨（A-022）の背面観。G、ツチガエル雌①の左脛腓骨（A-055）の腹面観。

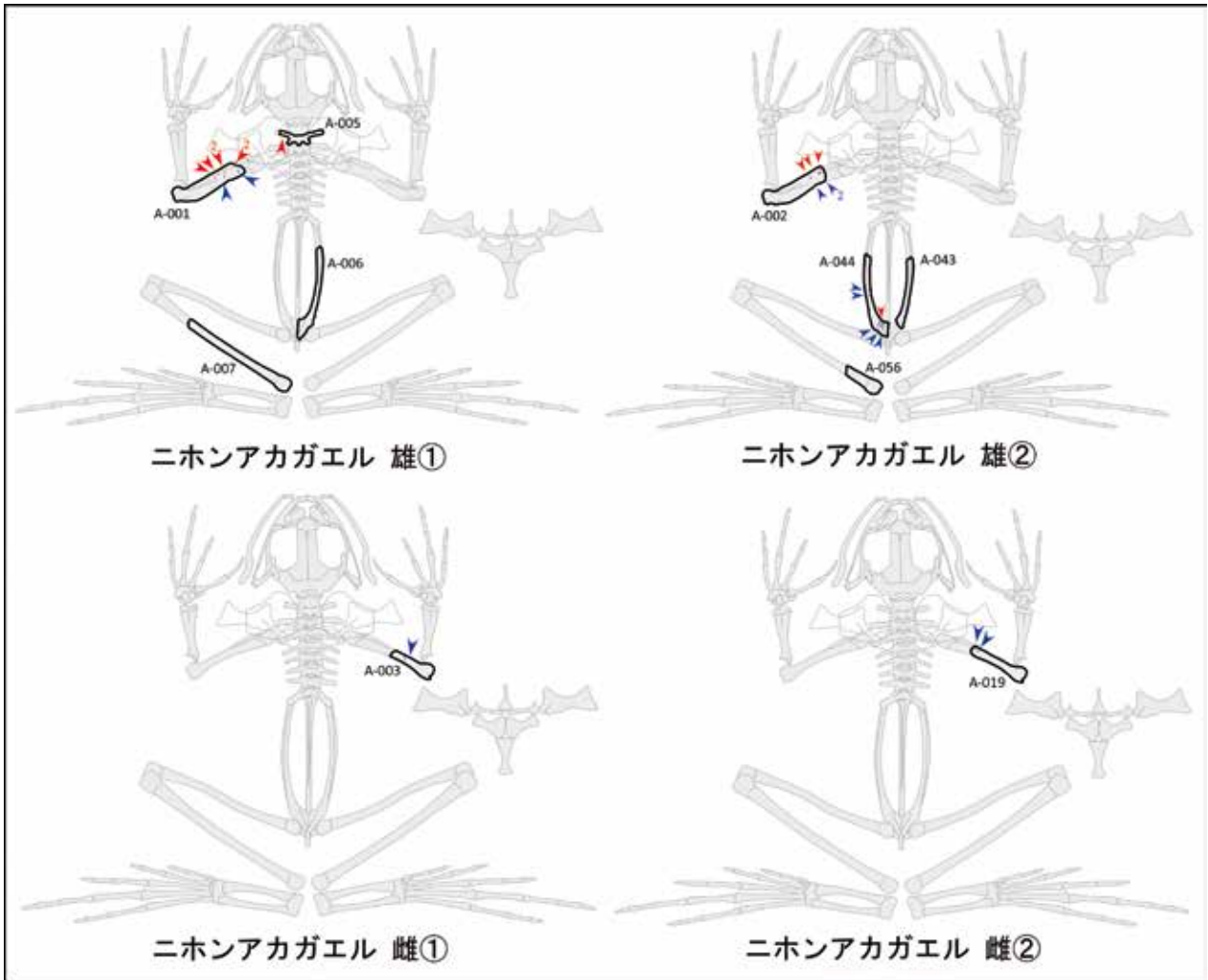


図5 ニホンアカガエル4個体(雄①・雄②・雌①・雌②)における遺存体の出土状況と傷の分布。傷の形状は線で示しており、位置が見やすいように矢印を付した。赤は図示した方向から見える傷、青は隠れて見えない傷である。矢印の添字は、複数の傷が同位置にあることを示す。

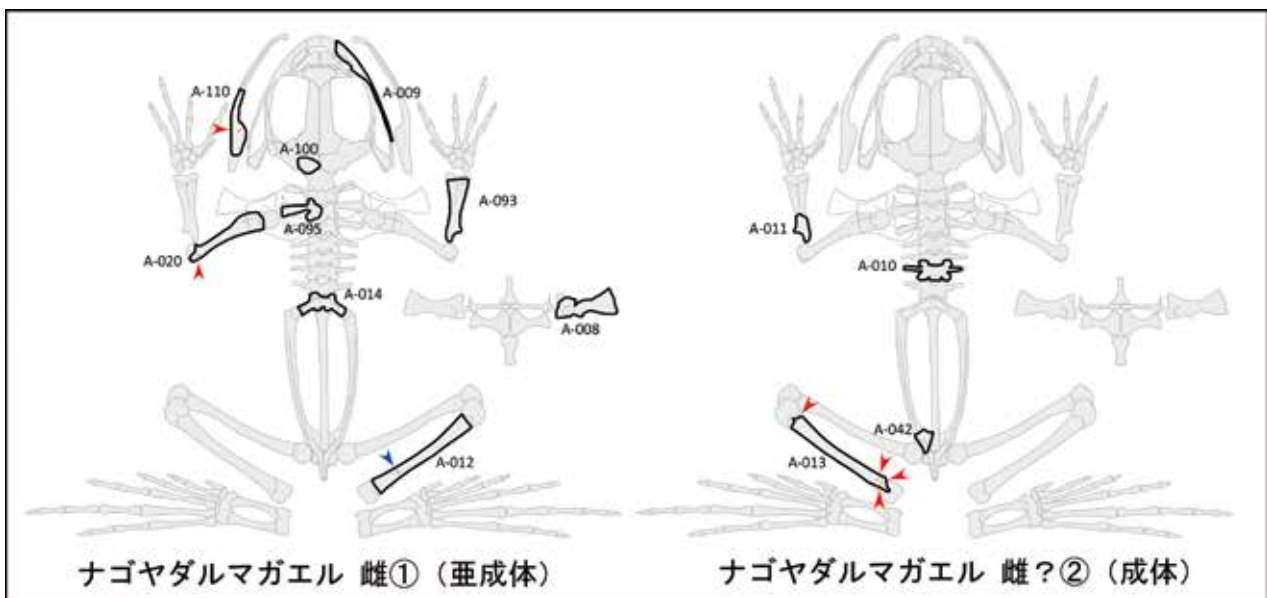


図6 ナゴヤダルマガエル2個体(雌①と雌②)における遺存体の出土状況と傷の分布。傷の図示の仕方は図5と同じである。

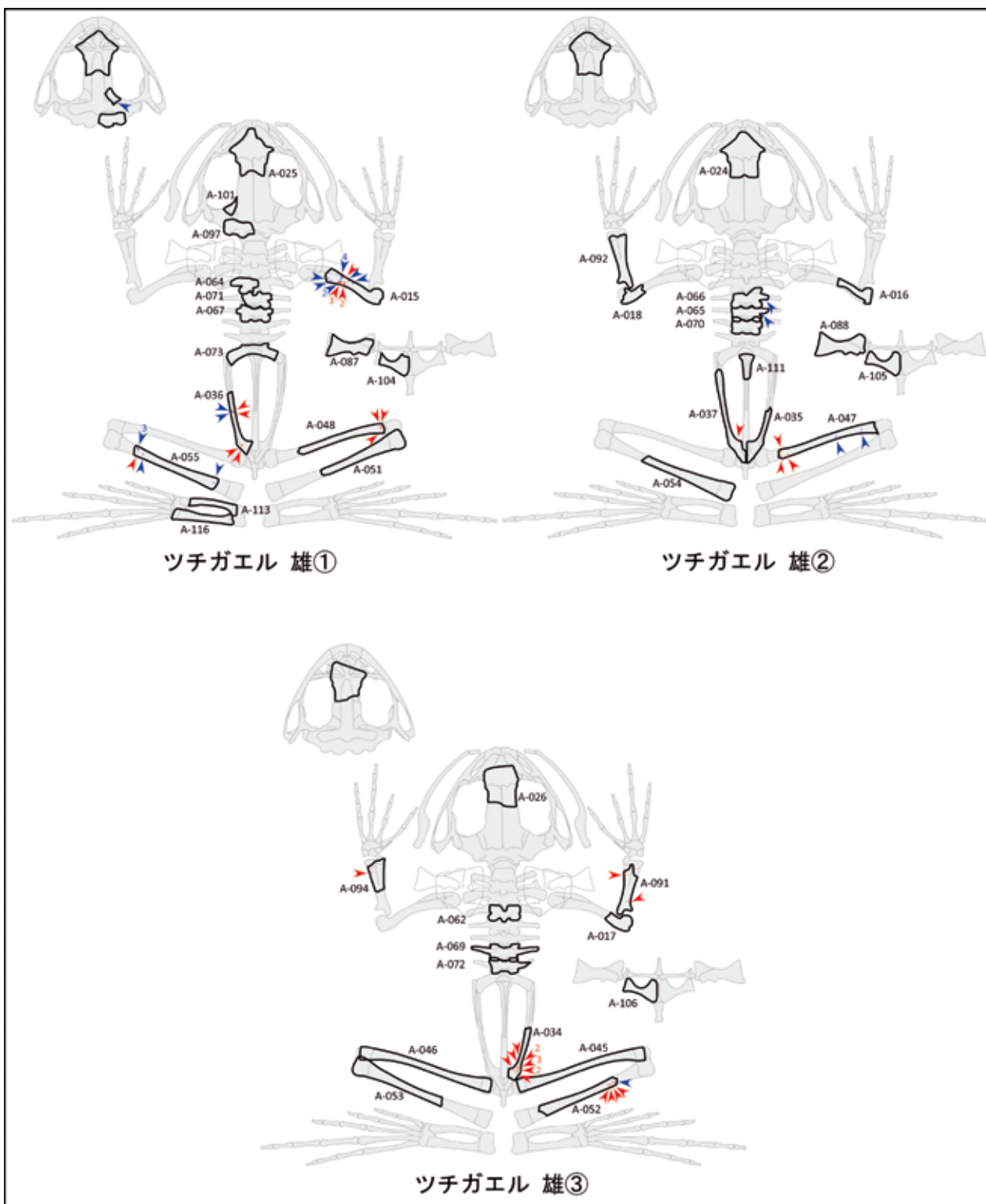


図7 ツチガエルの雄3個体（雄①～③）における遺存体の出土状況と傷の分布。傷の図示の仕方は図5と同じである。

られる。複数の部位が接する箇所は、発掘時に損壊した可能性を考慮してかなり甘く見積もっても少ないように思われ、また全個体で対になる部位が70あるうち、左右が揃っているのは10（14.3％）にすぎない。なお、破損部位の破片ないしかたわれは、ツチガエル雄①の左跗節

骨（A-113・116）を除いてまったく見つからないことがわかった。傷のある遺存体は、全個体に分布している。そして全個体が、下層上部をおもな出土層準とする（表2）。また図5－8からは、遺存体の出土の仕方にパターンがあることも見て取れる。これには特定の部位が同種の

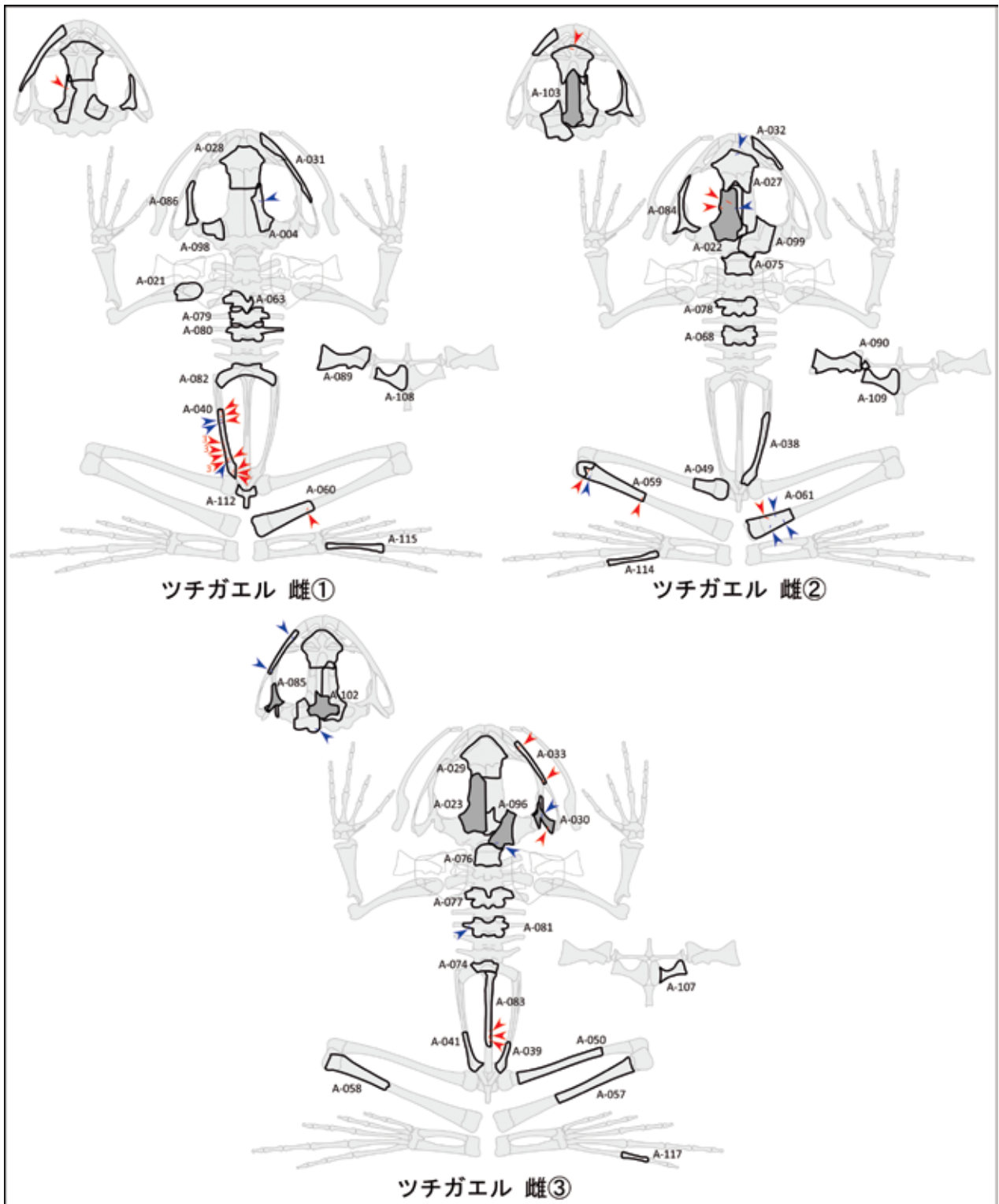


図8 ツチガエルの雌3個体(雌①～③)における遺存体の出土状況と傷の分布。傷は図示の仕方は図5と同じである。

全個体で出現すること(ニホンアカガエルの上腕骨・ナゴヤダルマガエルの脛腓骨・ツチガエルの蝶節骨と烏口骨など)、ニホンアカガエルの上腕骨やツチガエルの肩甲骨・烏口骨における左右どちらかへの偏り、ツチガエルの脊椎骨が各個体で常に3個であることなどが含まれる。

またツチガエルにおける各個体の肩甲骨・脊椎骨・腸骨の出土状況、およびツチガエル雄②と雌③における尾柱と腸骨の長さの対照的な組み合わせなども興味深い。

表2 個体復元にに基づく各個体のデータ

個 体	破損個数／遺 存体数	左右対になる 遺存体ペアの 数／左右対に なる部位の数	複数の部 位が接す る箇所	傷のある 遺存体	推定体長 (頭胴長)	出土層準(個数)	備考
ニホンアカガエル 雄①	4/4	0/3	0	2	40mm程度	上層(1)・下層上部(3)	
ニホンアカガエル 雄②	4/4	1/3	0	2	44 mm程度	下層上部(4)	
ニホンアカガエル 雌①	1/1	0/1	—	1	60 mm程度	下層上部(1)	
ニホンアカガエル 雌②	1/1	0/1	—	1	60 mm以上	下層上部(1)	
ナゴヤダルマガエル 雌①	8/9	0/7	0	3	55～58mm	下層上部(9)	亜成体
ナゴヤダルマガエル 雌？②	4/4	0/3	0	1	70mm以上	下層上部(4)	体長より雌と想定
ツチガエル雄①	14/16	1/9	4	5	40mm程度	下層上部(16)	対になる部位として、跗節骨 (A-113・116)は1つの骨と数え た
ツチガエル雄②	10/14	2/7	5	5	42～43mm	上層(2)・下層上部(10)・下層 下部(1)・最下層上部(1)	
ツチガエル雄③	9/13	3/6	3	4	45mm程度	下層上部(11)・下層下部(2)	
ツチガエル雌①	12/16	0/10	4	3	48mm程度	上層(1)・下層上部(14)・下層 下部(1)	
ツチガエル雌②	13/16	1/10	6	4	52mm程度	下層上部(13)・下層下部(2)・ 最下層下部(1)	左の前頭頭頂骨 A-022は右側 の破片を伴うが、破片を別個 の骨と数えず、また対が揃っ ているとは見えない。左の 肩甲骨 (A-090) に付随する 鎖骨片も、別個の骨とはみな さない
ツチガエル雌③	17/19	2/10	4	5	52mm以上	北半崩壊土(1)・上層(3)・下層 上部(12)・下層下部(1)、最下 層上部(1)	

Ⅶ. 考察

遺存体は、祭祀遺物と無関係に埋土に紛れ込んだものという見方もできるだろう。

種組成からわかること

これら3種のカエルは、いずれも現在の纏向遺跡周辺には生息していないらしい。ニホンアカガエルとナゴヤダルマガエルはどちらも平地性の種であるが、奈良盆地では生息地が限られており、ツチガエルも奈良盆地の低地部ではその姿が見られないという(井上 2017a, b, c)。しかし纏向遺跡の約3 km北西に位置する唐古・鍵遺跡(奈良県磯城郡田原本町)の弥生時代から古墳時代前期にかけての遺構から、これら3種の遺存体が多数出土している(中村泰之 2014, 2018)。そのため、これらの種は弥生～古墳時代において、纏向遺跡周辺を含む奈良盆地の低地に普通であったと考えていいであろう。ナゴヤダルマガエルとツチガエルは、共に水辺環境に依存する傾向が強い(松井・前田 2018)。本遺構は川近くにあったと推定されていることから(桜井市纏向学研究センター編 2013)、これらのカエル類は、本遺構の周辺に生息していたものかもしれない。そしてこれらのカエル類が当時の遺構周辺に生息していた可能性があることより、その

堆積過程の手がかり

カエルの由来が何であれ、これらの遺存体は遺構の堆積過程を知る手がかりとなるであろう。この点について、上記の結果から何が言えるかを述べていきたい。まず、これらの遺存体はもともと全部が下層上部に含まれていた可能性が高い。これは遺存体の出土が下層上部に集中しており、次いで多いのはその直上と直下の層であること、また個体レベルで見ても、下層上部がおもな出土層準であることによる。

全身に渡る部位が散発的に出土し、しかも近接した部位を伴うのが稀なことは、これらの遺存体の特徴と思われる。自然の作用による堆積過程において、死体から分離した後でも近接した骨同士がよく似た挙動をすることが予想されるが、図5－8からはそのような傾向はほとんど見て取れない。

遺存体の破損は骨自体の壊れやすさとは関係が薄らしく、また堆積後の埋土の攪乱は一部の遺存体を移動さ

表3 各遺存体のデータ

標本番号	種	性別と個体の帰属	部位	産出層準	標本番号	種	性別と個体の帰属	部位	産出層準
A-001	ニホンアカガエル	雄①	上腕骨(左)	下層上部	A-059	ツチガエル	雌②	脛腓骨(左)	下層上部
A-002	ニホンアカガエル	雄②	上腕骨(左)	下層上部	A-060	ツチガエル	雌①	脛腓骨(右)	下層上部
A-003	ニホンアカガエル	雌①	上腕骨(右)	下層上部	A-061	ツチガエル	雌②	脛腓骨(右)	下層上部
A-004	ツチガエル	雌①	前頭頭頂骨(右)	下層上部	A-062	ツチガエル	雄③	第4脊椎骨	下層上部
A-005	ニホンアカガエル	雄①	第二脊椎骨	下層上部	A-063	ツチガエル	雌①	第4脊椎骨	下層上部
A-006	ニホンアカガエル	雄①	腸骨(右)	上層	A-064	ツチガエル	雄①	第4脊椎骨	下層上部
A-007	ニホンアカガエル	雄①	脛腓骨(左)	下層上部	A-065	ツチガエル	雄②	第6脊椎骨	下層上部
A-008	ナゴヤダルマガエル	雌①	肩甲骨(右)	下層上部	A-066	ツチガエル	雄②	第5脊椎骨	下層上部
A-009	ナゴヤダルマガエル	雌①	上顎骨(右)	下層上部	A-067	ツチガエル	雄①	第6脊椎骨	下層上部
A-010	ナゴヤダルマガエル	雌?②	第7脊椎骨	下層上部	A-068	ツチガエル	雌②	第6脊椎骨	下層上部
A-011	ナゴヤダルマガエル	雌?②	橈尺骨(左)	下層上部	A-069	ツチガエル	雄③	第7脊椎骨	下層上部
A-012	ナゴヤダルマガエル	雌①	脛腓骨(右)	下層上部	A-070	ツチガエル	雄②	第7脊椎骨	下層上部
A-013	ナゴヤダルマガエル	雌?②	脛腓骨(左)	下層上部	A-071	ツチガエル	雄①	第5脊椎骨	下層上部
A-014	ナゴヤダルマガエル	雌①	仙椎	下層上部	A-072	ツチガエル	雄③	第8脊椎骨	下層上部
A-015	ツチガエル	雄①	上腕骨(右)	下層上部	A-073	ツチガエル	雄①	仙椎	下層上部
A-016	ツチガエル	雄②	上腕骨(右)	下層上部	A-074	ツチガエル	雌③	仙椎	下層上部
A-017	ツチガエル	雄③	上腕骨(右)	下層下部	A-075	ツチガエル	雌②	第1脊椎骨(環椎)	最下層下部
A-018	ツチガエル	雄②	上腕骨(左)	下層下部	A-076	ツチガエル	雌③	第1脊椎骨(環椎)	下層上部
A-019	ニホンアカガエル	雌②	上腕骨(右)	下層上部	A-077	ツチガエル	雌③	第4脊椎骨	下層上部
A-020	ナゴヤダルマガエル	雌①	上腕骨(左)	下層上部	A-078	ツチガエル	雌②	第4脊椎骨	下層上部
A-021	ツチガエル	雌①	上腕骨(左)	下層上部	A-079	ツチガエル	雌①	第5脊椎骨	下層上部
A-022	ツチガエル	雌②	前頭頭頂骨(左+右の一部)	下層上部	A-080	ツチガエル	雌①	第6脊椎骨	下層上部
A-023	ツチガエル	雌③	前頭頭頂骨(左)+前耳骨(左)+後頭骨(左)	下層上部	A-081	ツチガエル	雌③	第6脊椎骨	下層上部
A-024	ツチガエル	雄②	蝶篩骨	下層上部	A-082	ツチガエル	雌①	仙椎	下層上部
A-025	ツチガエル	雄①	蝶篩骨	下層上部	A-083	ツチガエル	雌③	尾柱	下層下部
A-026	ツチガエル	雄③	蝶篩骨	下層上部	A-084	ツチガエル	雌②	翼状骨(左)	下層上部
A-027	ツチガエル	雌②	蝶篩骨	下層下部	A-085	ツチガエル	雌③	翼状骨(右)	下層上部
A-028	ツチガエル	雌①	蝶篩骨	下層下部	A-086	ツチガエル	雌①	翼状骨(左)	下層上部
A-029	ツチガエル	雌③	蝶篩骨	北半崩壊土	A-087	ツチガエル	雄①	肩甲骨(左)	下層上部
A-030	ツチガエル	雌③	鱗状骨(右)	下層上部	A-088	ツチガエル	雄②	肩甲骨(左)	下層上部
A-031	ツチガエル	雌①	上顎骨(右)	下層上部	A-089	ツチガエル	雌①	肩甲骨(左)	下層上部
A-032	ツチガエル	雌②	上顎骨(右)	下層上部	A-090	ツチガエル	雌②	肩甲骨(左)+鎖骨(左)の一部	下層上部
A-033	ツチガエル	雌③	上顎骨(右)	下層上部	A-091	ツチガエル	雄③	橈尺骨(右)	下層上部
A-034	ツチガエル	雄③	腸骨(右)	下層上部	A-092	ツチガエル	雄②	橈尺骨(左)	下層上部
A-035	ツチガエル	雄②	腸骨(右)	下層上部	A-093	ナゴヤダルマガエル	雌①	橈尺骨(右)	下層上部
A-036	ツチガエル	雄①	腸骨(左)	下層上部	A-094	ツチガエル	雄③	橈尺骨(右)	下層下部
A-037	ツチガエル	雄②	腸骨(左)	最下層上部	A-095	ナゴヤダルマガエル	雌①	第2脊椎骨	下層上部
A-038	ツチガエル	雌②	腸骨(右)	下層上部	A-096	ツチガエル	雌③	後頭骨(右)	下層上部
A-039	ツチガエル	雌③	腸骨(右)	下層上部	A-097	ツチガエル	雄①	後頭骨(左)	下層上部
A-040	ツチガエル	雌①	腸骨(左)	上層	A-098	ツチガエル	雌①	前耳骨(左)	下層上部
A-041	ツチガエル	雌③	腸骨(左)	上層	A-099	ツチガエル	雌②	前耳-後頭骨(右)	下層上部
A-042	ナゴヤダルマガエル	雌①	腸骨(左)	下層上部	A-100	ナゴヤダルマガエル	雌①	後頭骨(左)	下層上部
A-043	ニホンアカガエル	雄②	腸骨(右)	下層上部	A-101	ツチガエル	雄①	前耳骨(左)	下層上部
A-044	ニホンアカガエル	雄②	腸骨(左)	下層上部	A-102	ツチガエル	雌③	副蝶形骨	下層上部
A-045	ツチガエル	雄③	大腿骨(右)	下層上部	A-103	ツチガエル	雌②	副蝶形骨	下層下部
A-046	ツチガエル	雄③	大腿骨(左)	下層上部	A-104	ツチガエル	雄①	烏口骨(左)	下層上部
A-047	ツチガエル	雄②	大腿骨(右)	下層上部	A-105	ツチガエル	雄②	烏口骨(左)	上層
A-048	ツチガエル	雄①	大腿骨(右)	下層上部	A-106	ツチガエル	雄③	烏口骨(左)	下層上部
A-049	ツチガエル	雌②	大腿骨(右)	下層上部	A-107	ツチガエル	雌③	烏口骨(右)	上層
A-050	ツチガエル	雌③	大腿骨(左)	最下層上部	A-108	ツチガエル	雌①	烏口骨(左)	下層上部
A-051	ツチガエル	雄①	脛腓骨(右)	下層上部	A-109	ツチガエル	雌②	烏口骨(左)	下層上部
A-052	ツチガエル	雄③	脛腓骨(右)	下層上部	A-110	ナゴヤダルマガエル	雌①	関節骨(左)	下層上部
A-053	ツチガエル	雄③	脛腓骨(左)	下層上部	A-111	ツチガエル	雄②	尾柱	上層
A-054	ツチガエル	雄②	脛腓骨(左)	下層上部	A-112	ツチガエル	雌①	坐骨	下層上部
A-055	ツチガエル	雄①	脛腓骨(左)	下層上部	A-113	ツチガエル	雄①	跗節骨(左)	下層上部
A-056	ニホンアカガエル	雄②	脛腓骨(左)	下層上部	A-114	ツチガエル	雌②	第5中足骨(左)	下層上部
A-057	ツチガエル	雌③	脛腓骨(右)	下層上部	A-115	ツチガエル	雌①	第5中足骨(右)	下層上部
A-058	ツチガエル	雌③	脛腓骨(左)	下層上部	A-116	ツチガエル	雄①	跗節骨(左)	下層上部
					A-117	ツチガエル	雌③	後肢第5指第3指骨(右)	上層

せたものの、その程度はさほど大きくなかったと思われる。これは比較的大きくて頑丈な部位（後頭骨・上腕骨・大腿骨など）でもほとんどが破損している一方で、壊れやすい脊椎骨や前頭頭頂骨などの頭骨要素がかなり形状を保ったまま出土していることから推定される。

そしてこれらのカエルが死んだ後、おそらくは埋土に埋まる前に、その骨が破損して傷が付くようなイベントがあったはずである。遺存体に見られる傷の原因については、大きさと形状より、ハツカネズミ大のネズミの切歯による噛み跡かもしれないと考えている。ただしネズミの切歯が突き立てられた際にできる同一線上に並ぶ一対の傷は確認できず、1例だけそう見えなくもないものがある（図3 Gの左側の2つ）だけである。またネズミの噛み痕であれば、同じ骨の表と裏に似たような傷が付くことが多いと予想される。しかしこれらの遺存体にはそう見えなくもないもの（たとえば図4 A-C）がある一方で、A-034（図4 D, 7）のように一方の側（ここでは内側）にだけ顕著な傷があるものも多い。遺存体表面の侵食により傷の所在や形状がわかりにくくなっている可能性もあるものの、ネズミによるものと確信を持って言える傷は、見つけられていない。そのため、これらの傷が埋土中の礫や遺物の作用により生じた可能性、あるいはなんらかの祭祀行為に伴う人為的なものである可能性なども、想定する必要があるだろう。

遺存体の由来と遺構の堆積過程

以上を踏まえ、これらの遺存体の由来と遺構の堆積過程について、考えられるシナリオを以下に提示したい。まずこれらの遺存体は、埋土に侵入して死んだカエルの遺体ではないであろう。その理由は、全身の骨が揃わないこと、遺存体の比較的高い破損率、破損部位の破片ないしかたわれがほとんど見つからないこと、また対になる部位の左右があまり揃わないことによる。

カエルの人為利用を明示する考古事例が無いことをもとに、これらの遺存体は祭祀遺物ではなく埋土に混入したものとみなすと、（1）「土坑に落ち込んで死んだカエルの遺体が、ネズミに食べられたことで断片化した」、（2）「下層上部の堆積時に、周囲にあったカエルの骨が流れ込んだ」、（3）「この場所ないし近隣に井戸様の設備があり、カエルの骨を含むその堆積物を遺構の埋戻しに使った」など

のケースが考えられる。このようにカエルの遺存体が祭祀遺物と無関係と想定すると、下層上部が含む遺物はより下位の層に含まれるものとは無関係か、二次的に混入したものをかなり含むこととなる。

カエルの遺存体を祭祀遺物と考えた場合、（4）「供えられた後で土坑に投棄されたカエルの遺体を、ネズミが食べて断片化させた」、（5）「カエルの遺体が供えられている間にネズミが食べ、残りの一部を土坑に投棄した」ないし（6）「供えられて解体されたカエルの遺体の一部を、土坑に投棄した」などのシナリオが考えられる。これらのケースであれば、二次堆積物の混入や、下層上部とより下位の層準との間の時間的・堆積的断絶を考える必要はないだろう。また（5）と（6）の場合、個体復元の結果に見られる奇妙な出土パターンも説明できる。ただし（6）については、贅の体全体から個々の骨を多数取り出すような供献方法の前例が無いことが難点であろう。体長4～7cm程度のカエルから個体あたり最大で19もの部位を取り出す手間をかけていたとは、かなり考えにくい。

本遺構の出土遺物の詳細が明らかになれば、これらのシナリオのどれがより真実に近いのかについて、何かわかることがあるだろう。また、以上の推論には課題があることも指摘しておきたい。まず土坑から出土したカエルの遺存体を調べたデータは無く（土坑から出土すること自体が珍しい）、土坑の埋土中でカエルの遺存体の破損や消滅がどの程度起きるのかについては何もわかっていない。他にも、ネズミがカエルの骨を今回の遺存体のように大きく破損させられるかどうかはかなり疑問しいと考えているが、参照できる情報はない。そして遺存体の個体復元の結果についても、たとえば誰かが独自に復元作業を行うなどの方法で確認される余地があるだろう。

最後に、古代（とそれに先立つ時代）の日本において、カエルを祭祀の贅として供えることは、さほどありえないことではないと指摘しておきたい。起源がいつまでさかのぼるものかは不明であるが、国内ではカエルを神事に供する例として浄見原神社（奈良県吉野郡吉野町）の国栖奏（くずそう・くずのそう）や諏訪大社上社（長野県諏訪市）の蛙狩（かわずがり）神事などがある（南方1913, 1932；碓井1989）。またカエルを食用とすることについては、日本書紀（応神天皇十九年の条）における国栖が美味とするという記述のほか、少なくとも近世か

ら現代にかけては多くの民俗事例がある(碓井 1989; 植田・長谷川 1999)。こうした例は中国にもあり、たとえば前漢では皇帝の宗廟にカエルが供えられ¹⁾(南方 1932; 碓井 1989)、後漢の朝廷ではカエルが食べられていたと考えられている²⁾(陳 1935)。

謝辞

桜井市纏向学研究センターの皆さまには、土壤洗浄や微細な試料の抽出に多大な労力と細心の注意を払っていただいた。丸山真史氏(東海大学)には、動物考古学の視点から全体を通して有用なご意見をいただいた。また松井正文(京都大学)・太田英利(人と自然の博物館・兵庫県立大学)の両氏には紹介の労をとっていただき、富永篤氏(琉球大学)には中村からの相談に乗っていただいた。この場を借りて感謝申し上げます。本報告は、日本学術振興会「異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業」(平成21-25年度、代表: 宮路淳子)の研究成果の一部である。

【註記】

- 1) 『漢書』(第三十八卷 霍光金日磾傳)には「丞相は宗廟の仔羊・ウサギ・カエルをほしいままに減らしており、これをもって罪とできると霍山は言った」(山曰、丞相擅減宗廟羔羊鵝可以此罪也)とあり、唐の顔師古はその注として「仔羊・ウサギ・カエルはもって祭祀に供える」(羔羊鵝所以供祭也)と書いた(碓井 1989)。
- 2) 後漢の鄭玄は、『周礼』に「黿とは、貴人が食べているカエルのことである(黿、今御所食蛙也)」(『周禮注疏』卷三十四 秋官司寇第五 黿氏の項)とする注を加えている(碓井 1989)。

【引用・参考文献】

陳子展. 1935. 談「喫田雞」. 人間世 36: 27-28.
井上龍一. 2017a. ナゴヤダルマガエル. 奈良県レッドデータブック編集委員会編, 大切にしたい奈良県の野生動植物-奈良県版レッドデータブック2016改訂版, p. 167. 奈良県, 奈良.

井上龍一. 2017b. ニホンアカガエル. 奈良県レッドデータブック編集委員会編, 大切にしたい奈良県の野生動植物-奈良県版レッドデータブック2016改訂版, p. 171. 奈良県, 奈良.
井上龍一. 2017c. ツチガエル. 奈良県レッドデータブック編集委員会編, 大切にしたい奈良県の野生動植物-奈良県版レッドデータブック2016改訂版, p. 174. 奈良県, 奈良.
石野博信(編). 2011. 大和・纏向遺跡 第三版. 学生社, 東京.
金原正明. 2013. 纏向遺跡の植物遺体群集の産状と植生、環境、生業の変遷と画期. 纏向学研究(纏向学研究センター紀要) 1: 43-62.
近藤 玲. 2018. 纏向遺跡出土の桃核ほかと土器付着炭化物の炭素14年代法による年代測定について. 纏向学研究(纏向学研究センター紀要) 6: 75-84.
松井正文・前田憲男. 2018. 日本産カエル大鑑. 文一総合出版, 東京.
南方熊楠. 1913. 南方隨筆(郷土研究第一卷第二號を読む). 郷土研究 1: 163-166.
南方熊楠. 1932. 蛙を神に供ふる事. 郷土研究 6: 153.
中村俊夫. 2018. 纏向遺跡出土のモモの核の AMS 14C 年代測定. 纏向学研究(纏向学研究センター紀要) 6: 65-73.
中村泰之. 2014. 唐古・鍵遺跡出土の両生類遺存体. 田原本町文化財調査年報, 22: 141-152.
中村泰之. 2018. 唐古・鍵ムラの両生類たち. 唐古・鍵考古学ミュージアム編, 唐古・鍵考古学ミュージアム 常設展示図録, p. 15. 田原本町教育委員会, 田原本.
Nakamura, Y. and H. Ota. 2015. Late Pleistocene-Holocene amphibians from Okinawajima Island in the Ryukyu Archipelago, Japan: Reconfirmed faunal endemism and the Holocene range collapse of forest-dwelling species. Palaeontologia Electronica 18.1.1A: 1-26.
桜井市纏向学研究センター編. 2013. 奈良県桜井市纏向遺跡発掘調査概要報告書-トリイノ前地区における発掘調査-. 桜井市埋蔵文化財発掘調査報告書第40集. 桜井市教育委員会, 桜井.
植田健仁・長谷川雅美. 1999. 伊豆半島の蛙食慣習. 両生類誌 3: 32-33.
碓井益雄. 1989. 蛙(かえる)ものと人間の文化史 64. 法政大学出版局, 東京.

編集後記

○ 当研究センターの研究紀要である『纏向学研究』の第7号が刊行の運びとなりました。『纏向学研究』の成果は当研究センターの活動、とりわけ調査・研究活動の骨子となるものですが、今号はすべて外部研究者の研究成果の掲載となりました。まずは常勤所員と共同研究員の皆さんの奮起を期待したいと思います。

○ 巻頭の真鍋昌弘論文は、讃岐をフィールドとして長年培った目から、弥生時代末～古墳時代前期の大形首長墓（古墳）の木槨や木棺の認識の是非に一石を投ずるものです。時空が限定される屍床と空間機能を持つ施設ということになれば、墓中での霊継承儀礼を考える上でも重要な視点となるものと期待します。考古学的常識は常に再検証していく謙虚さが必要なのでしょう。議論の沸騰を期待します。

本号には期せずして、前田晴人氏の倭女王卑弥呼の共立の実像と、塚口義信氏の魏王朝への遣使の問題を同時掲載することができました。塚口論文は、纏向学フォーラムでのご講演と対談をもとに、旧稿に大幅に手を加えて頂いたものです。「景初三年」の「二年」誤写説に立って異論を徹底的に排し、前後の歴史的脈絡や事態の流れを詳しく論じています。また前田論文は、『紀』の「大市」と『倭人伝』記載の「卑弥呼共立」から、考古学の成果にも目を配らせつつ、卑弥呼共立に向けての「会盟」の存在と実像を論じたものです。

いずれも、近年の文献史学からのアプローチが停滞するなか、卑弥呼共立（王権誕生）に向けての列島の産みの苦しみと、卑弥呼政権の外交戦略の壮大なストーリーが興味深く描かれています。そこでは当然のことながら纏向遺跡の重要性が一層クローズアップされています。纏向遺跡のさらなる実態解明が求められていることを痛感します。

最後の中村泰之・宮路淳子報文は、纏向遺跡第168次の土坑から検出されたカエルの骨に特化した同定報告です。大形建物群（居館）解体後の祭祀土坑からの出土ということで、大量の桃核などの祭祀的遺物とともに注目されていた資料ですが、奈良では現生しない種であるという点で生物学的にも大きな成果となりました。今後はその背景や意味が考古学的、歴史的に検証され、報告書として纏められるのが楽しみです。

○ 毎回のことですが、今号も時間切れでベストな編集とはいきませんでした。とまれひとまず、無事に第7号の刊行に漕ぎ着けたことをよししたいと思います。

（寺沢薫・福辻淳）

纏向学研究センター研究紀要

纏向学研究 第7号

平成31年 3月29日 発行

発行 桜井市纏向学研究センター

奈良県桜井市東田339番地

印刷 株式会社 明新社

奈良市南京終町3丁目464番地



Proceedings of the
Research Center for Makimukugaku, Sakurai City.
STUDIES IN MAKIMUKUGAKU 2019
NO.7